

平成28(2016)年度

博士論文

ジャーナリズムと社会的意味

—「リアリティ」の哲学的社会学によるメディア・フレーム論の
批判的再構成—

烏谷 昌幸

目次

序言	1
第1章 メディア・フレーム論再考	7
第1節 問題の所在	7
第2節 近年の研究動向	13
第3節 「リアリティ」論への批判的再構成	18
第4節 「ジャーナリズムと社会的意味」の事例研究に向けて	31
第2章 メディア・フレームとメディアの権力	38
第1節 問題の所在	38
第2節 メディア・イベントとしての1968年シカゴ事件	41
第3節 メディア・フレームと運動の自己定義	44
第4節 正当と逸脱の境界線	51
第5節 考察と結論	57
第3章 社会的意味の圧縮	60
第1節 問題の所在	60
第2節 「動燃特殊論」のメディア表象	63
第3節 社会的意味の形成力学	68
第4節 結論と今後の研究課題	72
第4章 テレビ・ドキュメンタリー番組のフレーミング装置	74
第1節 問題の所在	74
第2節 立地政策	76
第3節 核燃料サイクル政策	81
第4節 原発労働者の被曝管理	85
第5節 結論と今後の研究課題	92
第5章 水俣病事件初期報道における「社会不安」論	96
第1節 問題の所在	96
第2節 不知火海漁民騒動	99
第3節 国会調査団の視察	102
第4節 公害防止条例制定をめぐる攻防	104
第5節 「生活苦漁民＝社会不安」論への収斂	107
第6節 初期報道についての考察	111
第7節 暫定的結論：『苦海浄土』に関する一考察	116

第6章 川辺川ダム問題と境界線	123
第1節 問題の所在	123
第2節 「受益者」の再定義	124
第3節 境界線の相対化	128
第4節 「よそ者」の視点と「地元」の視点	131
第5節 結論	134
第7章 原子力政策における正当性の境界	138
第1節 問題の所在	138
第2節 境界線を支える思想	142
第3節 政治的象徴操作	150
第4節 正当性の境界をめぐる攻防	162
第5節 分節化と他者理解	166
第6節 逸脱者としての原発反対論者	176
第5節 結論	184
終章 結論と今後の研究課題	188
第1節 結論	188
第2節 今後の研究課題	192
参考文献	197

序言

本研究の目的はマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論において発展を遂げてきたメディア・フレーム論の既存研究を批判的に換骨奪胎する作業を通じて、「ジャーナリズムと社会的意味」の研究にとって有益な理論的視座を獲得することにある。

ジャーナリズム論は、そもそも「ジャーナリズムとは何か?」「ジャーナリズム論とは何か?」を絶えず問い返さざるを得ないほど学問的合意が手薄な領域である。だが20世紀米国を中心に発展したマス・コミュニケーション研究が戦後の日本社会に流入し始めて以降、哲学、社会学に依拠しながら行われた学術的なジャーナリズム論においては、コミュニケーション研究の一分野としてジャーナリズム論を位置づける基本的着想が一貫して支持されてきたという興味深い事実がある(清水 1949、鶴見 1965、山本 1967、藤竹 1968、江藤・鶴見・山本編 1972、稲葉 1987、鶴木編 1999、大井 2004、大石 2005)。

戦前「新聞学」という言葉で呼ばれていた研究領域を、米国流のマス・コミュニケーション研究という社会科学の領域の中に位置付け直そうとする試みは、どこか最先端の社会科学の課題に取り組んでいるという気分を研究者たちに与えていたところがあったように思える。しかし、新聞、放送、出版という報道機関が産業として斜陽化し、マス・コミュニケーション研究そのものの勢いも衰えつつある現在、なぜジャーナリズム論にこだわり、なおコミュニケーション論との対話を求める必要があるのだろうか?

それは「同時代を記録、解説、批評し、それらの成果を社会的に共有しようとする活動」¹として定義されるジャーナリズムの営みが、公的言論空間における「常識」(コモン・センス)の再生産に中心的に関わるものだからである。否、厳密に言えば「常識」(コモン・センス)の再生産が集中的に行われるような言論の場を公的言論空間という方が正しい。

ここでいう「常識」(コモン・センス)は、同時代の争点や社会問題を解決するための政治的意思決定の知的前提条件、討論の地平を形成するという意味において、優れて公共性の高いものである。いわば自由民主主義社会の重要な公共財といってよい。ジャーナリストとはこの空気のように当然視されている極めて重要な公共財を日々メンテナンスすることに率先して関わっている人々のことをいうのだ。産業の盛衰や学問の流行という環境の変化とは無関係に、その役割が担う公共性の高さという点において本研究はジャーナリズム論にこだわるのである。

そしてここでいう<コミュニケーション論>とは、体系化され、完成し、権威付けられた知識のことではない。そうではなく、ジャーナリズム論よりもはるかに混沌とした問いの海に関わる知的試練、知的挑戦のこととして捉えたい²。すなわち<常識とは何か?意味とは何か?リアリテ

¹ この定義は鶴見俊輔(1965)の有名な定義に「社会的共有」を意図している活動という条件を加えたものである。

² 19世紀以降、社会の基礎理論を占めていたのは行為理論であったが、20世紀後半に「社会理論のコミュニケーション論的転回」が起こった(正村 2012:1)という指摘もある。ただもしこの「コミュニケーション論的転回」という診断が妥当であるにせよ、それはあくまでも広汎な知的潮流の傾向と

ィとは何か？公共性とは何か？言語とは何か？言論とは何か？認識とは何か？メディアとは何か？技術とは何か？テキストとは何か？他者とは何か？影響力とは何か？権力とは何か？社会とは何か？国家とは何か？グローバリゼーションとは何か？世界史とは何か？人間とは何か？・・・>という人間と人間の関わりの可能性を考えるための根源的な問いの数々と、これらの問いに対する絶えざる応答の試みとしての現代思想、社会理論、政治理論をジャーナリズム論の基礎理論として掘り出してきたものを<コミュニケーション論>と呼んでおきたい。ジャーナリズム論を鍛える根源的な問いかけ、知的試練を<コミュニケーション論>と定義しておきたい³。

こうした着想は突飛なものというより、これまでの哲学的、社会学的ジャーナリズム論において支持されてきた王道の考え方であるという点を強調しておく必要がある⁴。というのも、少数の研究者がしばしば手厳しく批判してきたように、戦後日本社会において一つのポピュラーな出

して理解すべきで決して一社会理論の立場で代表させることができるものではないと思われる。

³ 鶴見(1965)が言及している吉本隆明との論争(民衆の生活記録運動に関する評価をめぐる論争)は、知的試練としての<コミュニケーション論>という観点の有効性を裏付ける非常に重要な例である。経緯の詳細は省略するが、この論争を通じて鶴見が獲得した次のような視点は、現在にも通じる非常に重要な視点である。

「しゃべることと書くことあいだにある切れ目を重く見ることについては、吉本の批判をうけいれる。生活記録を書く人びとがあらわれることによって民衆の生活史そのものが記録されるかのような幻想を持ってはならないということにも同意する。だが同時に、しゃべることの前に、環境に対する反応(くらし)があり、その反応のしかたの中にすでに思想の原型がふくまれている。その思想の原型としゃべることあいだにはすでにふかい区切りめがある。生活の中にふくまれている思想の原型は、直接に話や文章によって十分に意味をあきらかにすることができるものではなくて、しかも話や文章の意味の基礎になるものなのだ。生活の仕方という思想の原型を底辺として、それを解釈し変型しつつ表現する記号がわれわれの話であり、文章である。そのもとのかたちとしての生活そのものを、われわれは直接に十分に明確に表現することはできない。それは常に底に沈んでいる。そういう思想の原型からあきらかになれたところに人間の談話があり、談話からさらにはなれたところに人間の文章がある。それらはそれぞれの区切りめを持つ連続体としてとらえられるべきだ。・・・書かれるものの前に語られるものがあり、その前に経験されるものの総体、さらにその前に存在するものの総体があるという単純な事実がもっと深くわれわれの考えかたの中にはいつてこなければならぬ。しかしこの格率は、私に対する吉本の批判そのものをも批判する。」(鶴見 1965: 10-11)

つまりわれわれが何かを語るとき、何かを表現するとき、そこで全てを語り尽くすことはできないし、何かを表現し尽くすことなど絶対にできないという単純な事実を大切にすることを常に心がけよということだ。

⁴ こうした視点がもっとも鮮明に打ち出されているものとして江藤文夫、鶴見俊輔、山本明らが関わった『講座 コミュニケーション』シリーズがある。この第1巻の「コミュニケーション思想史」では古今東西のあらゆる思想家の思想をコミュニケーションの思想として読み直す試みが行われている。この場合のコミュニケーション概念は、米国流コミュニケーション科学に一般的に普及している「モデル」をつくって分析するという発想とは異なり、人間と人間の関わりの可能性を根本から考え直し、捉え直そうとする挑戦的な試みを指している。優れた思想の中にはすべからず示唆的なコミュニケーション観が隠されており、それが思想に力を与えているという着想がここにはある。ある人物の思想を刺激的に捉えなおすためには、彼/彼女の中のコミュニケーション観に着目し、そこを突破口にすればよいという問題意識がある。

版ジャンルとして定着した「ジャーナリズム批判」においては報道機関を民主主義社会の守り手として無条件に特別視し、既存のマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論、社会理論、政治理論を参照する知的努力を怠ってきた面があるからだ(大石 2005: i)。これはすなわち、ジャーナリズム活動の重要性を所与の前提とし、その存在意義について常に根本から疑うことを止めないという学問の基本姿勢を最初から放棄していることを意味している。批評であれ学問であれこうした気分とは一線を画す必要があるのは当然である。

ただしジャーナリズム論を学術研究として行う機運が希薄なのは日本社会に特有の現象というわけではなかったことも事実であり、日本のジャーナリズム論に圧倒的に影響を与えてきた米国のみが実は特殊例外的にジャーナリズムの実践面/研究において突出した存在であったと考えるべきなのかもしれない。興味深いのは、マス・コミュニケーション論の内在的批判勢力であった「批判学派」がカルチュラル・スタディーズの世界的な成功を経て「メディア・スタディーズ」という形で学問分野として分離独立を図ろうとしてきた近年の知的潮流に足並みを揃えるように、2000年代以降、「ジャーナリズム・スタディーズ」を立ち上げる動きが国際的に見られるようになってきたということだ⁵。

今後のというよりも、まさに、いまこの瞬間にも世界各地のジャーナリズム研究は「米国型自由主義モデル」をそのままグローバル・スタンダードと同一視(林 2011)していた従来の状況を反省的に捉え返しながら本当の意味での研究の国際化、グローバル化の時代へ突入し新しいフェーズの中を進みつつある。「ジャーナリズム・スタディーズ」のグローバルな発展に貢献できる学術研究としての成果がいま世界中の研究者に等しく真剣に問われているのだ。

以上の点を踏まえた上で、本研究は、ジャーナリズム論とはジャーナリズムの固有の価値を考えることを主目的とした学問領域であると定義する。その上で、ジャーナリズム活動の固有の価値に関する考察は、〈コミュニケーション論〉という試練を通過することによって鍛えられるものとする。

ジャーナリズムの固有の価値とは、先に触れたように、公的言論空間における「常識」の再生産に中心的に関わろうとすることである。

ただし「常識」という漠然とした概念をいきなり研究の中心的主題とするのは得策ではない。

⁵ ICA(International Communication Association)が世紀転換期において刊行を始めた二つのジャーナル *Journalism*(published by Sage) 、*Journalism Studies*(published by Routledge)の存在(2000年～)は象徴的である。ICAの説明によれば西欧各国においてもジャーナリズム研究は必ずしも盛んではなく周辺的な存在であったこと、しかしグローバルな規模で研究者のコミュニティを立ち上げる機運が生まれてきたことからジャーナルの設立に結びついたことである。

またかつてニュー・ジャーナリズムと呼ばれたジャンルに関して近年では「リテラリー・ジャーナリズム」という表現が用いられるようになり IALJS(International Association for Literary Journalism Studies)のような国際学会が生まれている点も興味深い。「リテラリー・ジャーナリズム」の研究についていえば2001年にハーバード大学の Nieman Foundation で Nieman Narrative Conference が実施されたことや、2003年にドイツの *Internationale Literatur* 誌が出資した *Lettre Ulysses* 賞がベルリンにて登場したことなども *Literary Journalism Studies* が本格的に進み始めたことを示している。詳細は Sims, N. eds (2008)を参照のこと。

これはむしろ闇夜に漕ぎ出す船乗りにとっての北極星の如きものに過ぎない。究極の目標として、ジャーナリズム論は「常識」論を究めなければならないとは本研究のひとつの重要な結論であり今後に向けた展望であることは確かだ。政治権力の監視やフォーラム機能の提供という伝統的な要請にしても、グローバリゼーションやメディア・テクノロジーのインパクトといった近年注目度の高い主題にしても、そして公共性とは何かという古くて新しい重要なテーマにしてもジャーナリズム研究の領域においては「常識」論に引きずり込んで料理することがもつとも実り豊かな成果を生み出すはずである⁶。だが、差し当たって具体的な研究課題として焦点を絞り込むべき対象は、「社会的意味」である。同時代の事件や出来事に関わる当事者の自己解釈、自己定義とは区別される「社会的意味」である。

本研究は、＜社会的意味の定義＞をジャーナリズムの固有の価値について考えるための戦略的焦点として設定し、この概念が内包する一連の問題群について徹底した分析を加えることを試みる。いうまでもなく、「社会的意味」をどのように具体的に分析できるのかはそれ自体容易ならざる主題である。

そして、この主題に取り組むために、メディア・フレーム論に注目し、その研究成果を「ジャーナリズムと社会的意味」の研究に役立つよう換骨奪胎し、批判的に吸収するという方針のもと研究を推し進めていきたい。なぜメディア・フレーム論なのかといえば、「意味」の問題をもつとも徹底して考えてきたのが、「リアリティ」の社会学の系譜であり、「フレーム」論はこの「リアリティ」論の理論的含意をジャーナリズム論においてもつとも実り豊かに開花させる可能性をもつものと高く評価できるからである。

本研究はフレーム・スタディーズなるものを構想する人々とは異なり、フレームという概念そのものに必ずしも執着はしない。「フレーム」とはこの概念の創始者であるグレゴリー・ベイトソンがそうであったように、分析を導く基本方針を分かりやすく指し示すメタファーとして用いることができればそれでよい。というよりもそれがもつとも賢明な使用法なのだ。

理論研究としては「フレーム」の概念を難しく引きずり回すよりも、これまでのフレーム論の優れた研究成果がこの概念を用いてどのような主題に取り組もうとしていたのかを改めて詳細に再把握することが何より大切である。

本研究は「リアリティ」の社会学の理論的含意をジャーナリズムの経験的分析において開花させてきた研究成果の理論的射程を再把握する試みを通じて「ジャーナリズムと社会的意味」を研究するための理論的視座を獲得し、これをもとに、戦後日本の社会問題を事例とした事例研究に応用し、その有効性を論証しようと企てた成果である。

なお、本研究においては、既に触れたように「ジャーナリズム」という概念について「同時代を記録、解説、批評し、それらの成果を社会的に共有しようとする活動」として定義する⁷。もちろん

⁶ 「常識」論そのものの解明というよりも、「常識」とは何かという問いをそれぞれの主題に投げかけることによって、それぞれの主題を鍛えるという理解が正しいのかもしれない。

⁷ 脚注1で触れたようにこれは鶴見俊輔の定義に修正を加えたものである。戦中派の鶴見は国家に動員された巨大報道機関の権力を相対化し、市民のためのジャーナリズムの可能性を考えていくために、市民社会の側にある私的な記録活動である日記をジャーナリズムの原型とみなした。

んこうした活動に該当するのが、具体的にいってどこからどこまでの媒体のどのような表現行為までなのかは曖昧である。ジャーナリズムと非ジャーナリズムの区別(McNair1998=2006、大井 2004、Carlson & Lewis 2015)は現代ジャーナリズム論においてもっとも基本的でもっとも厄介、そしてひょっとするともっとも刺激的で挑戦的な主題なのかもしれない。

だが本研究の目的にとってはさしあたりこの問題に厳密な決着をつける必要はない。本研究は社会問題を取り上げる新聞記事、テレビ・ドキュメンタリー番組を中心に事例研究を行っていく。そのためこれらの媒体の活動をさしあたってはジャーナリズムの活動として想定した研究として理解して頂ければよい。

以下、本研究の内容について紹介しておきたい。

第1章では、メディア・フレーム論の学説史を概観しつつ、フレーム論が「リアリティ」論との結びつきを失ってきた経緯を批判的に整理した。その上で「ジャーナリズムと社会的意味」の研究のためには「リアリティ」の社会学の理論的視座の重要性について改めて確認した上で、社会学的メディア・フレーム論を換骨奪胎し、リアリティの構成、構築を解明する分析概念のひとつとしてフレームを位置づけなおした。

第2章では、1995年の高速増殖炉「もんじゅ」事故の報道を事例として、事故の社会的意味がいかにして圧縮され、凝結されていったのかを分析した。この章の狙いは「フレーミング装置」の概念が「社会的意味」の分析にいかにかに利用できるかを試すことにあった。

第3章では、チェルノブイリ事故後の番組集中期に日本の原子力政策がテレビ・ドキュメンタリー番組によってどのように問い直されたのかを検証した。この章の狙いも「フレーミング装置」論の試みである。ただし第2章がひとつの事故の「社会的意味」が3ヶ月間の集中的報道を通してどのように確立されたのかを分析したのに対して、この章では立地政策、核燃料サイクル政策、被曝労働という異なるテーマについて個別の番組がどのようなフレーミング装置によってテーマの「社会的意味」を定義したかを問題にした。

第4章の取り組みは、基本的には第1章と同じ、既存のメディア・フレーム論の批判的再検討を目的としている。ただしこの章では、米国の社会学者トッド・ギトリンの研究に焦点を絞らんだ。ギトリンの著書 *The Whole World is Watching* を改めて詳細に読み直すことによって、彼のメディア・フレーム論を「メディアの権力」論として読み換えることを試みた。

第5章では、水俣病問題を事例として、事件初期段階の幕引きの「社会的意味」が報道を通じて

しかし「共有」という行為を必ずしも必要としない日記をジャーナリズムの原型として位置づけるという考え方は、大いに論争の余地があるというべきであろう。おそらくこれは報道機関が国家の戦意高揚の宣伝装置として組み込まれ、批判的な言論が個人の日記の中に埋もれてしまったあの戦争の記憶を強烈に持つ戦中派のジャーナリズム概念として規定されるべきもので、今日までこの日記を原型とみなすジャーナリズム概念を継承すべきか否かをめぐっては、1本の論文が書かれるべきである。ただしこの点については別稿に譲る。本研究は「共有」という要素をジャーナリズム概念の決定的な要素であるとみなすことだけ指摘しておきたい。ある行為の意味が社会的に「共有」されればこそ、意味付けの方法をめぐって闘争が起きるのであり、この点を重視しない定義はどう考えても不十分である。鶴見が重視するような日記も結局は戦後になって事後的に「共有」されたことまで考慮することが大事なのではないだろうか。

どのように下されたのかに関する分析を行いながら、石牟礼道子の『苦海浄土』論の予備的考察を行った。

第6章では、川辺川ダム問題を事例に全国紙の調査報道と地方紙の特集記事を比較しながら、「境界線」概念の有効性について考察を加えた。

第7章では、「正当性の境界」という理論的視座を導入しながら1950年代、60年代における原子力政策とジャーナリズムの関わりについて分析、考察を加えた。原発導入期において原子力政策の正当性の判断基準は〈平和利用か軍事利用か〉をめぐる尺度に一元化されていたため、どこからどこまでが平和利用で、どこからが軍事利用なのかをめぐる政策の正当性の境界をめぐる争いが激しく生じたのである。分析と考察を通じて「リアリティの構成、構築」という主題に対して、境界線概念の重要性が確認された

終章では、本研究の成果を全体的に振り返りながら考察が加えられた。また本研究で論じ切れなかった点を中心に今後の研究課題についての展望にも言及した。

以上、本研究全体の概要について述べたが、事例として原子力問題が数多く取り上げられているのは、本研究が2011年の福島原発事故に大きな影響を受けていることと無縁ではない。理論的視座として「リアリティ」概念に焦点を絞り込もうとしているのも、福島原発事故後にあらゆる場面で遭遇したディスコミュニケーション、相互不信の経験によって同一の出来事を経験しながらも、その「意味」を共有することの困難さを痛感したことと深い関わりがある。

もちろん、大切なのは動機そのものではなく、一度掴み取った概念を自分のものにするために執念深く考え抜くことができるか否かだけであることはいうまでもないのだが。

第1章 メディア・フレーム論再考 —「リアリティ」の社会学の視座から—

第1節 問題の所在

本章の目的は、「ジャーナリズムと社会的意味」研究の理論的視座を獲得するべく、マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論において発展を遂げてきたメディア・フレーム論を批判的に再検討することにある。

まず本研究の理論的前提を明らかにして、本章における問題の所在を明確にしておこう。本研究は「リアリティ」の社会学の一群の重要な研究成果をジャーナリズム分析の領域において大きく発展させ得るという点においてメディア・フレーム論の社会的成果を高く評価している。

だがこの点は近年のフレーム・スタディーズなるものを構想し始めている人々には必ずしもはっきりと理解され共有されているわけではない。表面上同じ言葉を用いていたとしても、問題意識を共有できない研究とは明確に一線を画する必要がある。そこで本研究が高く評価するメディア・フレーム論の成果を「リアリティ」論へと批判的に解体する作業を行う。「リアリティ」の経験的、社会的分析手法のひとつへとメディア・フレーム論を換骨奪胎することによって、「ジャーナリズムと社会的意味」の理論的視座を獲得するというのが本章の描くシナリオである。

そこで、まず本節では本研究における理論的出発点として「リアリティ」の概念の基本的理解とマス・コミュニケーション論においてこの概念がどのような知的変革をもたらしたのかを改めて確認し、その「リアリティ」論の知的貢献を経験的分析の領域において支えていた重要な概念のひとつがフレームであったという基本的事実を明確にしておくことにしよう。

1. 「リアリティ」とは何か？

Realityという言葉には<主観>と<客観>あるいは<意識>と<実在>という決して容易に折り合わない問題系が埋め込まれているため、この言葉を不用意に用いようとするところには哲学的迷宮の中に迷い込んでしまう。本研究の限定された目的にとっては、人間の意識が任意の対象を何らかの意味として経験することに関わる概念であると定義するところから出発すれば十分である¹。つまり「リアリティ」について考えるとは、対象の意味の自明性を疑う

¹ しかし実際にはこの限定的な定義を厳密に突き詰めようとした途端に、研究者の間の重大な見解の相違が露呈してしまう。バーガーとluckmanは、“reality”という概念を「われわれ自身の意識から独立した一つの存在を持つと認められる現象(われわれは<それらを勝手に抹消してしまう>ことはできない)に属する一つの特性」として定義している。その上で「これらの現象が real であり、それらが特殊な性格をそなえたものであるということの確証」として「知識」を定義している(Berger & Luckman 1966=1977:1)。この定義はシュツツの現象学的社会学の延長線上に彼らの議論を捉えようとする人間にとっては決して分かりやすいものではなく、むしろ当惑を覚えるものである。

こと、もっと厳密に言えば、対象の自明性を構成された意味という地平に乗せることによって疑うことを意図する概念として把握することがもっとも有益である。

ジャーナリズム論にとって「リアリティ」の概念こそが理論的にみて決定的に重要な概念であるという場合、それは観察対象の自明性を疑うというあらゆる学問研究にとってもっとも基本的で重要な作業が、本研究においては「意味」問題として遂行されるということだ²。

第二に、これと並んで重要なことは、長い哲学史的背景を持つこの概念を、社会学者たちが経

なぜなら、この説明において「リアリティ」は「知識」と明確に分離、区別された概念である。ところが、シュッツはウィリアム・ジェームズの心理学的なリアリティ論を批判的に、現象学的に読み換える試みにおいて、フッサールの議論に依拠しながら「リアリティ」を構成しているのは諸々の対象の存在論的な構造ではなくて、われわれの諸経験のもつ意味であると明確に述べている (Schutz1962=1973:38)。シュッツの説明は「リアリティ」概念を対象そのものの性質ではなく、対象についてわれわれが経験する「意味」の側に明確に力点を置いている。これは決して軽く扱ってよい相違点ではない。

では、なぜこのような相違が生まれるのかというと、バーガーらが「リアリティ」概念を社会学化していることに理由がある。端的にいうと、バーガーらの「リアリティ」論はシュッツの現象学的社会学をデュルケム社会学と折衷するところに生まれている。彼らはデュルケムというところの「社会」の「独特の現実性(“reality sui generis”）」の重要な特質が客観的事実性としてあると同時に主観的意味としてもあるという点に見出した (Berger & Luckman1966:18)。つまり現象学が提起した「リアリティ」論を「意味」問題として解くという理論図式に非常に大きな修正が加えられているのである。

バーガーらの著書の訳者である山口節郎はラディカルな<現実構成主義者>の側からみると、バーガーらがあまりにもオーソドックスな社会学に妥協しすぎているとみられるはずだと指摘しているが (山口 2002:320)、理論的にみればこのもっとも中心的概念である「リアリティ」の定義において既に「妥協」が宣言されている。シュッツが現象学の成果をもって対峙したウェーバー社会学の「意味」を重視する立場を「主観主義的社会学」として要約し、これをデュルケム的な社会の外在性、事実性を強調する「客観主義的社会学」と弁証法的に把握するという理論的操作が行われているのである。

本研究は、「現象学的社会学」としてひと括りにされがちなシュッツとバーガー&ルックマンの間にみられる以上のような重要な差異のもつ含意を踏まえながら、「リアリティ」論はあくまでも「意味」問題として考えることを基本としつつも、この考え方によって<主観>と<客観>の問題系が完全に解消されるわけではないという立場に立つ。つまり、<主観>と<客観>という永遠に解かれることのない二つの問題系の間にある論理的断崖に現在もっとも重要な橋をかけているのが「意味」概念であると理解する。

² この点についてはフッサールが現象学の基本的問題意識として語った次のような点を正確に、つまり現象学以前の「観念論」と区別して理解しておく必要がある。

「超越論的現象学的観念論が、あの種の観念論、つまり実在論によってもっぱら排斥されるべきその敵対者と目されて攻撃されるところのあの種の観念論とは、根本本質的に異なったものであるというその差異を、表立って明確に示しておくことは必要であろう。何よりもまず、次の差異が重要である。すなわち、現象学的観念論は、実在的世界の(そしてまずもっては自然の)現実的存在などを、否定したりするものではない。あたかも現象学的観念論の説くところでは、実在的世界は一つの仮象であり、自然的思考や実証科学的思考は、たとえそれと気付かれずとも、この仮象に陥っているということにでもなるかのごとく、実在的世界の現実的存在を、否定したりするものではない。現象学的観念論の唯一の課題と作業は、この世界の意味を解明することであり、正確に言えば、この世界が万人にとって現実的に存在するものとして妥当しかつ現実的な権利をもって妥当しているゆえんの、ほかならぬその意味を、解明することにあるのである」(Husserl 1913=1979:33)。

験的に観察可能な領域に移し変えて社会学的に研究するための道筋をつくってきたことである。シュッツがフッサールの現象学を用いてウェーバーの理解社会学を徹底的に吟味し、社会学の哲学的基礎付けの作業を試みたことは本研究にとっても極めて重大な意義を持つものであったことはいうまでもない。シュッツが『社会的世界の意味構成』において示したあの執念の理論的探求の足取りを辿ることは「ジャーナリズムと社会的意味」の研究に関わる者にとっても必須の課題である。

だが、本研究にとってのより直接的恩恵は、こうした社会学の哲学的基礎付けそのものではなく、シュッツの切り拓いた地平の上に、後続の研究者たちが、社会的な記述の中に哲学的な主題を変奏して織り込む文体を開発し旺盛に利用するようになったことにある。

シュッツの現象学的社会学を発展的に継承したバーガーとルックマンは、「リアリティ」の構成という主題を哲学の領域から意識的に切り離すことを選択し、<「リアリティ」は社会的に構築³される>という有名な命題を打ち出した。つまり、この主題を哲学的領域から取り出して、より経験的な社会学的課題として再定義し、ここに社会学が新たに取り組むべき中心的主題を見出したのである。

とはいえ、ここに新たに設定された課題は、徹頭徹尾経験的な観察のみによって明らかにされるという類の問題でなかったこともいまとなつては明らかである。バーガーとルックマンはシュッツが専念した社会学の哲学的基礎付けという課題からは明確に手を切ったが、伝統的な哲学の主題を全て否定しようとしたわけではなかった。彼らがやろうとしたのは、経験的な社会学の思考領域の中に伝統的な哲学の主題を静かに導き入れ、社会学者としてのアイデンティティのもとに彼らなりの「哲学的探求」を行おうとしたのだと考えられる⁴。

³ Construction という言葉の訳語が「構成」か「構築」かは頭の痛い問題であるが、脚注1で触れたように彼らの「リアリティ」論は社会学的なニュアンスを強く帯びており、ウェーバー的な意味の世界からデュルケム的な世界がいかにか生まれるか、つまり客観的事実性、モノの世界がいかにか生まれてくるかを主題にしている。こうした問題意識を表現するには「構築」のほうがふさわしいと思われる。なぜなら巨大な建築物をつくる語感が「構築」にはあるからだ。それに対して「リアリティ」の構成という場合、文章の構成を考える、本の構成を考えるという具合に「意味」を表現することにかかわるニュアンスが含まれている。それゆえ本研究では「意味」の表現に深くかかわる文脈では「構成」を用いて、制度や規範などと深くかかわる「意味」の自明性や「強度」の問題にかかわる文脈では「構築」を用いることにする。両方を論じたい場合は、構成、構築と表現する。

なおマス・コミュニケーション論やメディア・スタディーズの学説史でいうと、「構築」に関する研究が先に進み、むしろ「構成」の研究のほうが遅れてきた経緯がある。本研究におけるペイトソン論は「構成」の問題について理解を深めることを目指したものといえる。

⁴ 例えば彼らは次のように語っている。「リアリティの構成という問題は伝統的に哲学の中心問題であったという理由から、この理解には一定の哲学的な意味合いが含まれている。しかし、現代哲学においては、この問題は、それにとまなうすべての疑問点とともに、軽視されてしまうという根強い傾向がみられてきた。それゆえ、ことによると、社会学者が—おそらくは彼にとっても驚きであろうが—専門の哲学者がもはや考えることに興味を失っている哲学的問題の後継者になる、ということも考えられるのである。」(Berger and Luckman 1966=2002:287)。またこの指摘の直後に「社会学的に方向づけられた思考が哲学的人間学のためになしうる寄与」という表現を用いて自分たちの

こうした哲学的探求という意欲を大なり小なり持ち合わせ、「リアリティ」の社会的構築の課題に取り組みはじめた社会学者を構築主義と呼ぶようになってきたことはよく知られている(上野編 2001、中河・北澤・土井編 2001、赤川 2006、中河・赤川 2013)。構築主義は人文、社会科学を横断して大きな影響力を獲得してきたが、ジャーナリズム論の領域においては近年では山口仁が「社会問題の社会学」の研究を足がかりに、構築主義がジャーナリズム論にいかなる理論的貢献をなし得るかという重要な研究を行っている。

本研究においてはこうした先行研究の成果を前提とし問題意識を共有しつつも、構築主義という知的ムーブメントの重要性に力点を置くという山口のアプローチとは異なる本研究の意図を明確に表現するために「リアリティ」の社会学の研究と呼んでおこう⁵。もちろん大きな括りにおいて本研究は自らの立場を構築主義や社会構成主義と呼ぶことを躊躇わないし、そのように位置づけられることも否定しない。しかしとりわけコミュニケーション論の領域において「構築主義的」⁶な発想が広く支持されるようになるに及んで、「構築主義」という看板を掲げることがかえって多様な研究の内実の差異を分かりにくくしていることも事実である。

本研究が高く評価するリアリティの社会学の諸研究の多くに共通するのは、主観主義的社会学と客観主義的社会学それぞれの問題系を上手く組み合わせながら新しい問いの地平を切り拓くことで、経験的な社会学的記述の可能性を大きく拡大させたという点である。

例えば、神の<実在>は物理的に確かなものではないにも関わらず、なぜ時として人々にとって神の存在が「リアル」なものとなり得るのか?という宗教的信仰に関する社会的問いはその巧みな例のひとつであろう(Berger 1973)。また人種は厳密にいつて生物学的根拠(実体的根拠)を持たないにも関わらず、なぜ人々にとって社会的に「リアル」なものであり続けるのか?という人種の社会学における問いも同様である(竹沢編 2009)。こうした成功例はジェンダー論、や社会問題の社会学にもみられる。いずれのケースも<主観>と<客観>の問題系を組み合わせることによって経験的な記述がそのまま「哲学的探求」の文脈で意義を持ち得る新たな社会的問いの地平を切り拓くことに成功している。

2. マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論における「リアリティ」論

議論の可能性について言及している。

⁵ リアリティ概念に特にこだわるのは、コミュニケーション論、ジャーナリズム論という領域の性格に由来する点もあるが、社会学理論の文脈でいえば、本研究が近年の「構築主義」よりも、江原由美子『生活世界の社会学』(勁草書房、1985年)の議論に重要な影響を受けている点も大きな理由である。江原の立場は今日でいうラディカルな構成主義であり、バーガーらの折衷主義的な立場を鋭く批判した早い例ではあるが、リアリティ概念の重要性については多くを教えられた。

⁶ ヴィヴィアン・バーは、次の七点のうち、ひとつもしくはそれ以上に該当する研究を構築主義と定義している(Burr 1995=1997)。すなわち、①反本質主義②反実在論③知識の歴史のおよび文化的な特殊性④思考の前提条件としての言語⑤社会的行為の一形態としての言語⑥相互作用と社会的慣行への注目⑦過程への注目、以上の七点である。この基準でいえば今日マス・コミュニケーション論、メディア社会学は全体として大幅に「構築主義的」な傾向を強めてきていると思われる。

「リアリティ」の社会学の研究成果が、マス・コミュニケーション論における〈脱効果研究〉という大きな理論的潮流を支えた重要な理論のひとつであったことはよく知られている。

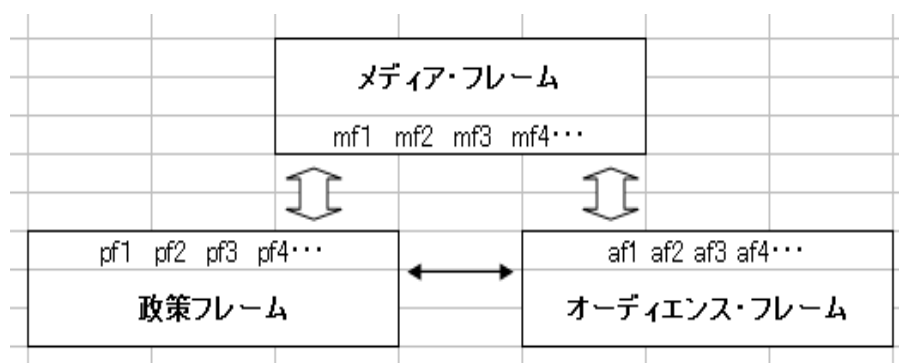
〈脱効果研究〉の知的運動をつくりだしたもっとも大きな力が、西欧を震源地として展開したカルチュラル・スタディーズ(CS)であったことは改めていうまでもない。その知的変革の力は現在に至るまで精力的な成果を生み出し続け、結果的にマス・コミュニケーション研究内部の「批判学派」という位置から突き抜けて、いまや〈メディア・スタディーズ〉⁷という新たな研究分野として分離独立を果たすことになったと評価できる。その知的変革の意義については多くの研究が語っているのでここで改めて繰り返す必要は無いだろう。

確認しておくべきは、この〈脱効果研究〉の大きな流れがCSのみによるものではなく、「リアリティ」の社会学もまた、「一方向的な情報の流れ」という効果研究のパラダイムが依拠する既存のマス・コミュニケーション観を刷新し、オルタナティブなマス・コミュニケーションのプロセスモデルを提供することに貢献したという事実だ。

なかでもアドーニとメインが既存のマス・コミュニケーション研究、メディア社会学の主要な成果を「リアリティ」論の文脈において包括的に再把握できることを示した点は興味深い(Adoni & Mane 1984)。彼らは社会的リアリティの主観的次元、客観的次元、象徴的次元を既存研究がどのように考え、それぞれの次元をどのように理論や仮説の中に位置づけたかを比較、分類することで、マス・コミュニケーション論、メディア社会学の理論的な統合をはかることができると考えた。

彼らの提示したアイデアは必ずしもフレーム論の文脈に应用されてきたわけではないが、少なくとも彼らの議論をマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論の重要な知的共有財産とみなし得ると判断に立つ(例えば大石 1998、2005)のであれば、次の図に示されるような考え方はさほど珍しいものとはいえないであろう。

図表1-1 政策フレーム、メディア・フレーム、オーディエンス・フレームの相互作用としての集合的コミュニケーション過程



⁷ メディア・スタディーズに関する文献は急激な勢いで増加しつつあるが、初期の重要文献としては例えば吉見編(2000)がある。

これはマス・コミュニケーション、政治コミュニケーションの過程を、政策過程、報道過程、世論過程の3領域に区分し、それぞれの領域に多様なフレームがせめぎあっている状況を示している。この場合のフレームは争点についての「考え方」を指している。またここでいう「考え方」は単に「意見」のみを指すというよりも、ある争点に関する意見のもっともらしさや本当らしさを支えている意味の地平を含むもの、つまり「リアリティ」の問題を組み込んだ表現として理解していただきたい。

マス・コミュニケーション過程とは、このそれぞれの領域におけるフレームが互いに結びつき支え合う関係をつくりながら任意のフレームの強度を高めていくプロセスとして把握されることになる。政策→報道→世論という方向へと影響が伝達されるという効果研究の発想ではなく、むしろある争点に関して競合的な関係にある複数のフレームが互いに争うプロセスとして把握される⁸。

このような形でマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論の過程を把握する試みが必ずしも研究者の中で通説として扱われてきたわけではないにせよ、これまでの先行研究が生み出した有力説として尊重することは妥当な判断だといってよい。そしてフレーム概念とは、「リアリティ」の構成、構築について経験的な「意味」の分析として遂行する方法であるとみなされてきたものなのである。

特に報道の領域における「メディア・リアリティ」の経験的分析の成果をこの集合的コミュニケーション過程の他の分析的成果とリンクさせることに貢献してきたのが社会学的なメディア・フレーム論であった。ゲイ・タックマンの「ニュースのフレーム」(Tuchman 1978)、トッド・ギトリンの「メディア・フレーム」(Gitlin 1980)の概念はその先駆的な業績である。またこれら先行研究を洗練させていったのがウィリアム・ギャムソンの一連の研究であった(例えば Gamson 1985,1988,1989)。ギャムソンはフレーム分析の調査方法を開発し、洗練させていくと同時に、先の図と同じものを提示したわけではないが、メディアと世論を相互作用システムとして把握し、メディア・フレームとオーディエンス・フレームの相互作用のプロセスを分析する研究を行い、これらを構築主義的な社会理論によって説得的に論じたのである。

「ジャーナリズムと社会的意味」は以上のようなマス・コミュニケーション過程、政治コミュニケーション過程についての着想を理論的前提としながら研究を進めていくべきである。つまり「メディア・リアリティ」の分析を機軸としながら、争点や社会問題についてのある考え方が報道、政策、世論の相互作用を通じて自明性を獲得し、「常識」の地位を獲得していくプロセスに照準を絞るというのが本研究の基本方針である。そのためには、「メディア・リアリティ」、つまり新聞やテレビ映像の中で描かれているものの自明性を構成された「意味」として分析するための視角が必要になる。

では、そのアイデアをどこから調達することができるだろうか？一般的なセオリーにしたがえば、ギャムソンが構築主義的なフレーム分析を1980年代の時点で既に大きく発展させているので、そ

⁸ あるひとつの論争的な争点について単純化したモデルを想定するのであれば、政策論争と報道、言論の場における論争が互いに連動しながら、世論の支持を求めて争う過程として、世論の多数派を奪い合う過程が描き出される。受け手に対する効果の有無を同定するところに効果研究の分析的終着点があるのだとすれば、この場合はある「リアリティ」が支配的な「社会的リアリティ」の座(=常識:コモン・センス)を獲得し、ある政策の正当性を支える知的前提として機能するに到る側面を同定することによってひとまずの分析的終着点をなすといえる。

の後の研究が「メディア・リアリティ」に関する分析方法を洗練させていったと考えるのが自然である。事実、われわれはメディア・スタディーズの研究成果や批判的言説分析などから多くを学ぶことができるし、ジャーナリズム論はこうしたメディア、言語、記号について徹底した考察を進めてきた一連の研究成果から多くの重要な基礎概念を借用する必要がある。

では、肝心のメディア・フレーム論の方はどうだろう？ギャンソンが多くの研究成果を出した1980年代後半からどのような前進がみられただろうか？1990年代以降のメディア・フレーム論の研究動向をここで確認しておく必要がある。

第2節 近年の研究動向

改めてフレーム分析の歴史を整理するならば、研究の展開を3つの局面に区別するのが妥当である。第一に、グレゴリー・ベイトソンやアーヴィング・ゴフマンらがコミュニケーション論や社会学の文脈においてフレームという概念を試行錯誤の中で用いた局面がまず最初に存在した。第二に、これら隣接分野の優れた業績を取り込みながらマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論においてメディア・フレーム論が開花した局面がある。

そして第三に、フレーム分析がマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論の中で大きな支持を獲得しながら定着しつつ、異質な学問的出自を持つ諸研究を統合してフレーム・スタディーズなる学際的研究領域が構想されるようになっていく局面である。現在はこの第三の局面に該当するということだ。

このうち第二の局面については既に言及したとおりである。第三の局面については未だ必ずしも学説史的な評価は定まっているようには見えないし、日本では効果研究の立場から行われたレビュー(池田 2000、萩原 2007)を除いて、社会学的観点からこの第三期の研究動向を整理したものがほとんど見受けられないので、ここではまず第三の局面について整理し、評価を定めておく必要がある。

1. 研究のパラダイム

第三の局面の特徴として、まず特筆すべきは、その研究の爆発的広がりであろう。今日社会科学においてフレーム分析は、グローバルな規模で人気を博し、特定の専門分野を超えて広く注目されるようになっている。その領域横断的広がりには、認知心理学、人類学、社会学、経済学、言語学、社会運動論、政策研究、マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論、広報研究、ヘルス・コミュニケーション論など多彩な分野に及んでいると報告されている(Van Gorp 2007)。フレームという概念を用いた事例調査の論文は今日世界中の英文ジャーナルに頻出するようになり、研究としては一見すると誰がみても大きな成功を収めているようにみえる。

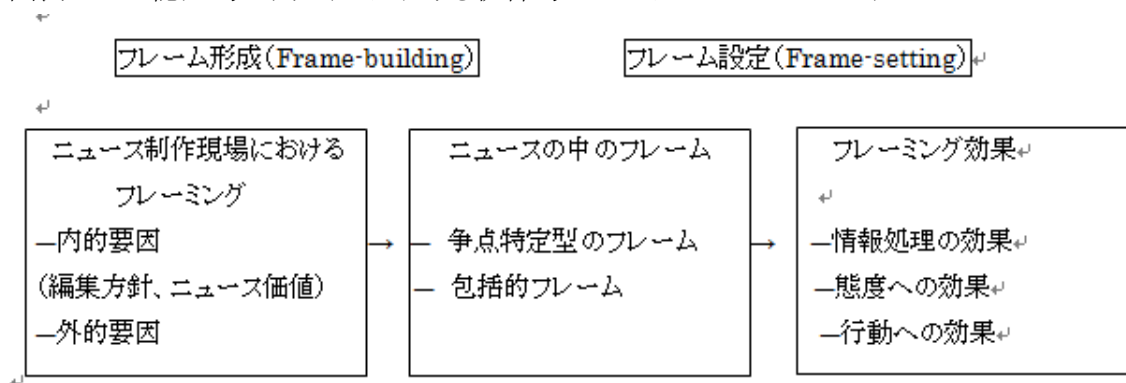
だが近年フレーム分析の領域においては、この大規模な成功ゆえ、あまりに膨大に膨らんだ先行研究をどうすれば正確にレビューできるかという問題が深刻に議論されるようになって

いる。具体的には、大量データ化した先行研究をレビューするための文献調査をもっと真剣にやる必要があるということ(Matthes 2009, Borah 2011)、そして膨大な先行研究をどのような分類に仕分けすることができるかということである(Entman 1993, D'Angelo 2002, Carragee & Roefs 2004, Reese 2007, Van Gorp 2007 など)。

仕分けの方法として重要な議論はやはり「パラダイム」の問題であろう。有力説としてしばしば参照されてきたのが「認知的」、「構築主義的」、「批判的」という三つのパラダイムに区分する方法である(D'Angelo 2002)。ここではまずこの3区分にしたがってフレーム分析の現在の動向を把握してみよう。

【認知的パラダイム】ここでいう「認知的」とは、認知心理学に出自を持つフレーム理論をベースとした研究群を指すものであるが、実質的に、効果研究のフレーム分析といったほうが誤解は少ないであろう。現在この研究領域の最大勢力を形成しているといっても過言ではない⁹。その研究成果は近年整備が進んで、統合的フレーミング・プロセス・モデルという形で提示されるに至っている(de Vreese & Lecheler 2012)。

図表1-2 認知的パラダイムにおける統合的フレーミング・プロセス・モデル



【構築主義的パラダイム】ここでいう構築主義(Constructionist Approach)¹⁰とは W・ギャムソンによって提起され、整備され、R・ニューマンら他の研究者によって受け入れられ発展さ

⁹ 2000年までのフレーミングの効果研究については池田(2000)のレビューが参考になる。ただし、池田の視界の中にはギトリンの研究が存在しておらず、「批判学派」がフレーミング研究を無視しているという指摘まで行われている。もちろんこれは事実誤認であるが、これは本文でいう「通訳不可能性」の典型的な事例であるといえる。

¹⁰ 米国の社会学者ギャムソンの場合、社会学や人文学系の思想に限定されず、政治学、メディア研究の領域からも大きな影響を受けている点に特徴がある。彼は *Talking Politics* でマス・メディアへの理解を深めるにあたり特に影響を受けた研究者の名前として、マーレー・エーデルマン、マイケル・シュドソン、ハーバート・ガンズ、トッド・ギトリンの4名を挙げている。またリップマンとラスウェルから早くに受けた影響についても言及している(Gamson 1992: vii)。ギャムソンの構築主義はこれらの名前に示される通り、アメリカ社会学の良質の伝統を継承するものであり、ポスト構造主義など西欧からの影響を直接的に強く意識したものではない。

せられた考え方を指している(Gamson 1987、1992、1996、Gamson & Lasch 1983、Gamson & Mogdiliansi 1987、1989、Neuman, Just, & Crigler, 1992=2008)。構築主義は人文、社会科学を通じて大きな影響力を獲得してきた考え方であるが、マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論の文脈においては「効果」や「影響」に関する問題意識を相対化し、メディアとオーディエンスの間の「相互作用」に注目し、その中で意味が創造される側面を重視する。ニューマンらが構築主義のキーワードとして挙げている「共通知識」は効果研究との相違点をよく物語るものであろう。ここでは狭く定義された個人的な「意見」を問題にするのではなく、社会的に共有された考え方や集合的な文化的現象を解明するためにフレーミングの概念が用いられていることが特徴的である(Neuman, Just, & Crigler, 1992=2008: 22-5)。

【批判的パラダイム】三番目の「批判的パラダイム」は、最新の研究動向という点に限って言えば前二者のような「パラダイム」と呼び得るような内実を備えているとは言い難く、実質的に「批判的アプローチ」と呼ぶほうが適切であるかもしれない。しかしメディア・フレームの概念を最初に提起したトッド・ギトリンがネオ・マルクス主義の立場を明確に宣言していたこと、また批判理論がいまなお広く流通していることからここでは敢えて批判的パラダイムと呼んでおく。

もしいまこの批判的パラダイムを活性化しようとするのであれば、メディア社会学、メディア・スタディーズの広汎な批判理論の成果をフレーム論として読み換えていく作業が必要となってくるであろう。

なお近年のフレーム分析においてもメディア・フレームの権力の問題を忘れてはならないという主張がみられるが(Carragee & Roefs 2004)、こうしたメディアの権力性についての問題意識は批判的パラダイムがもっとも強い関心を示してきたといつてよい。

さて、以上のような近年の研究動向の整理から直ちに分かることは、<脱効果研究>の知的潮流を支えていたはずのメディア・フレーム論ではなく、いつの間にかフレーミングの効果研究がこの「フレーム・スタディーズ」においては最大勢力になっているという驚くべき事実だ。なぜこのようなことになるのかは、効果研究でいうフレームが認知心理学をベースにしており、社会学的なフレーム論とはまったく異なる目的のもとに研究を進めてきた事実気がつけば事情はよく理解できる。

かつてトッド・ギトリンがネオ・マルクス主義の社会理論の立場に立ちながらメディア・フレームの概念を打ち出し、それによってマス・メディアの権力を鋭く批判し、限定効果論の立場からマス・メディアの権力にほとんど関心を払わなかった効果研究者たちを「支配的パラダイム」(Gitlin 1978)と呼びながら痛切に批判したことを思い起こせば、これは何とも隔世の感がある。同じ概念を用いながら、かつては相容れないように思われた研究者たちがあたかも同じ研究をやっているかのような状況が生まれているのだ。

しかし、やはり、これはどこまでいっても同じ研究ではあり得ない。同じ概念を用いても、同じ研究とはいえない。そうであればこそ、やはり「パラダイム」という概念が必要である。

2. パラダイム間の通訳不可能性

そもそも大量の研究の蓄積を仕分ける上で、なぜ「パラダイム」という概念に依拠するのであるのか？これは今日のフレーム分析研究において案外軽視できない問題である。この点について研究者の判断は完全に一致しているわけではない。この概念を提起したトマス・クーン自身が科学哲学の領域における激しい論争を通じてパラダイム概念を放棄している経緯(Kuhn 1962=1971、野家 2008)があることを思えば当然のことではある。だが、この概念はメディア研究、コミュニケーション研究に関わる研究者間の根本的な学問観の「断絶」を前提に研究を進めていく上で大変有益であると思われる。

フレーム分析の研究動向を克服されるべき分裂状態として認識し、フレーム分析の理論的統合を訴えたロバート・エントマンの論文 *Framing: Toward Clarification of a Fractured Paradigm* はよく知られている。エントマンの研究は、フレーム分析の面白さをわかり易く整理して人々に知らせたという点で大きな功績があると思われるが、パラダイム間の断絶を安易に捉えている点でやや説得力に欠けるところがある。断絶があれば統合を目指すというのはまず最初に想定される反応ではあるだろうが、その断絶が容易に克服できないものであるならば、「断絶」を前提としてその中でよりよく考える方法を探らなければならないだろう。

注意を要するのは、今日のフレーム分析の研究動向において最大勢力を形成しているのが認知的パラダイム(効果研究)の研究者たちであり、フレーム分析の全体のレビューについても効果研究の研究者によってレビューされる機会が増えているということだ(例えば Scheufele 1999, de Vreese & Lecheler 2012)。

その結果、タックマンもギトリンも参照はされるが、その学問的評価はもっぱら効果研究に回収可能な範囲に削ぎ落とされる傾向が強い。しばしばみられるのは、彼や彼女の「メディア・フレーム」「ニュースのフレーム」についての定義だけが繰り返し引用され、議論の本筋の内容についてはあまり尊重されないという扱いである。ギトリンがかつてメディア・フレームという概念を通じて、効果研究の発想そのものを痛烈に批判したという学説史が触れられることもない¹¹。

構築主義を代表するギャムソンの研究については立場を超えて広くリスペクトされているが、それは彼の構築主義的な社会理論への理解の深さによるものというよりは、実証主義的な社会心理学の研究方法にも理解が深く、フレーム抽出の方法に際して「内容分析」的な再現可能性の比較的高い標準的手続きを確立することに貢献している点が理由としては大きいようにみえる。

一体こうした学説史の「書き換え」はなにゆえ生じてしまうのだろうか？これは悪意によるものなどではないだろう。クーンのいうパラダイム間の「通訳不可能性」(incommensurability)の問題によるものと理解するのが妥当であろう。通訳不可能性とは、科学とは何か、研究の目的とはいかなるものかをめぐって異なる考え方を持つパラダイム同士の優劣を判断する厳密な共

¹¹ 例えば de Vreese & Lecheler (2012)は膨大な既存研究を整理しているが、ギトリンの研究については参考文献リストに掲載されてすらいない。

通の判断基準が存在しないことを指摘したものだ(野家 2008:174)。それゆえパラダイム同士の対話は往々にして<すれ違い>に終わりがちであり、あるパラダイムから別のパラダイムの研究業績を評価するときには、異なる価値尺度でその意義が読み換えられるという現象が起きてしまう(同 175)。

効果研究の研究者はメディア社会学の批判を受けたから社会学的フレーム論を取り入れたわけではなく、異なる出自の認知心理学の議論を彼ら独自の関心に沿って取り込み、それによってパワフル・メディア論の新しいヴァリエーションとしてフレーミング効果の研究を開発してきたのである(竹下 1998)。そこにはいまでもなく本研究が想定する学説史とは異なるストーリーがある。

3. 小括

以上のような研究動向の整理を通して、われわれはどのような評価を最終的に下すべきであろうか？ここで確認したのはあくまでも研究動向に過ぎない。何も世界中のフレーム分析の調査論文をすべて読んだわけでもないので、いまのフレーム分析から何も得るものはないという性急な結論を下す必要はない。

パラダイム間の通訳不可能性という問題があるにせよ、それらの成果を自分の研究目的にしたがって読み換えることはできる。事実、ここで先ほどから取り上げているトッド・ギトリン自身がこうした点をかなり自覚的方法として採用していたように思える。彼がイタリアの思想家 A・グラムシのヘゲモニー論を自らの研究の土台に据えたことはよく知られているが、その研究成果を実り豊かにしているのは、ヘゲモニー論の杓子定規的な適用にあるわけではない。彼はゲートキーパー論やニュース・バリュー論など、むしろ政治性や権力性を脱色した価値中立的な既存のマス・コミュニケーション論の「送り手」研究の成果を十分に摂取しながら、それらをヘゲモニー論の文脈に引き込んでことごとく読み換えていったのである。

記者たちの職業的価値判断基準や業務の慣行は、<何かに注目し、何かを無視する>根拠として機能する。それゆえ場合によっては極めて政治的な意味合いを帯びることにもなるが、ギトリン以前の「送り手」研究はそうした政治性を敢えて無視することで科学的な研究の体裁を維持しようとしていた。ギトリンのヘゲモニー論は研究方針を演繹的に導く理論というよりは、彼が行った膨大なインタビュー調査の成果や、既存の経験的ニュース組織の研究成果の政治的含意を批判的に読み換える指針として大きな成果を挙げたものとみることができる¹²。

同じように、認知的パラダイムにおけるフレーム形成過程の調査研究から興味深い成果を読み取ることができるだろうし、そもそも本研究にしてもトッド・ギトリンのネオ・マルクス主義の社会理論に依拠するつもりはなく、構築主義的な問題意識に沿って彼の研究成果を読み換えて

¹² パラダイム概念だけが唯一の仕分けの手段ではないことに注意が必要である。例えば D'Angelo は、科学哲学の領域においてイムレ・ラカトシュの提起したリサーチ・プログラムの概念に従ってフレーム研究を再構成しようとしている。クーンのパラダイム概念よりも、ラカトシュのリサーチ・プログラムの概念の方がフレーム研究の現状にとってより生産的であるというのが D'Angelo の提言の趣旨である。

いくつもありである。また現在のフレーム分析の構築主義的パラダイムももっぱらオーディエンス論の文脈で研究が発展しているため、ジャーナリズム論として得るものが必ずしも多いわけではなく、ギャムソンがメディア言説の分析に用いていた概念もジャーナリズム論の文脈に読み換えていくことも必要である。

だが、以上のような「読み換え」戦略の重要性を強調するのも、現状認識としては、率直に言って近年の研究動向を探索する限り、直接的に大きな恩恵を得られる研究が少ないがゆえである。フレーム論は全体傾向として、明らかに本研究の問題関心から大きく遠ざかりつつある。新しい研究であることがそのまま研究の最先端であるとは必ずしもいえず、それどころか、最新研究の愚直な撰取を盲目的に行なうなら、本研究の目的から後退することも大いにあり得る。

残された道はひとつしかない。フレーム論と「リアリティ」の社会学の研究成果の意義を初心に立ち返って再検討し、ジャーナリズム論を進めていくための発展的考察を自ら進めていく以外にない。

第3節 「リアリティ」論への批判的再構成

1. コミュニケーションはいかにして可能か？

一度、フレームという概念の初心に立ち戻るところから再出発する必要があるだろう。

グレゴリー・ベイトソンがいち早くフレームの概念を用いて¹³取り組んだことは、論理学の問題をコミュニケーション論の問題として読み換える試みであった¹⁴。ベイトソンは、人がしばしばクラスとメンバーの混同、すなわち抽象性の次元を取り違えて物事を考えていることを戒めた論理階型論の成果を高く評価しながらも、それが生あるもののコミュニケーションをより豊かに理解することには繋がらないと指摘した(Bateson 1955→1972=2000:276)。むしろ抽象性の次元を複雑高度に操作し、そのもつれやねじれを意図的に演出して笑いやユーモアを生み

¹³ ベイトソンがフレーム概念を用いて重要な考察を行った「遊びと空想の理論」が書かれたのは1955年のことであった(Bateson, G. (1955). "A theory of play and fantasy." *Psychiatric research reports*, 2(39), 39-51)。ただし、本研究はベイトソンの一連の研究を集大成した文献のひとつである *Steps to an Ecology of Mind*。(佐藤良明訳『精神の生態学』新思索社、2000年)に多くを負っている。

¹⁴ 論理階型の概念はバートランド・ラッセルによってクラスとメンバーの混同がもたらす問題点を論じるために利用された。例えば、ハト、カラス、スズメという名前は鳥類というクラスに属するメンバーを表している。この場合クラスはそれ自身のメンバーにはなれない。したがって、ハト、カラス、スズメという呼び名と、トリという表現を同一の論理の地平で扱うことは論理階型の混同とみなされる。

この説明に接すると「何を当たり前のことを」と思われるであろうが、科学の中にはしばしばこの論理階型の混同、すなわち抽象性の次元の取り違えが生じ議論の混乱を招いているとベイトソンはいう(Bateson 1955→1972=2000:383)。ベイトソンはこの概念を極めて高く評価し、論理学を超えた広範な知の領域の中に論理階型論的な問題、つまり抽象性の次元の取り違えの問題が数多潜むことに眼を向けていった。彼のフレーム概念は、この＜抽象性の次元の取り違え＞問題をコミュニケーション論の文脈において観察しようとする際に浮かび上がってきたものだったのである。

出す人間コミュニケーションの驚くべき可能性にこそ注意を払うべきであると考えた¹⁵。

ベイトソンのフレーム概念は、例えば真面目な会話の中に自在に冗談を織り込みながら会話を楽しむことのできる人間のメタ・コミュニケーション能力に注目するものである。メタ・コミュニケーションとはやり取りされる発話のうち、どれが「真面目」でどれが「冗談」の発話であるかという「コンテキスト」の決定に関わるやり取りを指す概念である(同 270)。このとき、さながら絵画の額縁が背景の壁から絵の内容を区別して括り取り、絵に注目するよう要求するのと同じように、真面目な発話から「冗談」の発話を区別して括り取るよう要求するサインの受け渡しが行われるメタ・コミュニケーションの一側面がフレーミングと呼ばれたのだ(同 269)。

ここで注目すべきは、第一に、絵画の額縁という誰でも知っている単純なところから説き起こし、人間コミュニケーションの奥深い秘密に少しずつにじり寄っていかうとするベイトソンの思考の道筋が、難解な問題を可能な限りシンプルで分かりやすい言葉で解こうとした彼の思想をよく示すものであり、同時にフレーム分析を行うものがすべからく見習うべき美德であると思われることだ。「フレーム」とは、まず難解な理論であるというよりも、単純なメタファーから出発して対象への理解を深めていくという観察方法上のシンプルな戦略を指す言葉として生まれたのだ。

ウィリアム・ギャムソンらが指摘するように英語の **frame** には「絵画の額縁」(**frame as in picture frame**)という意味のほか「建物の骨組み」(**frame as in the frame of a building**)という意味もある(Gamson et al. 1992:385)。フレーム分析においては双方の意味合いが混在して用いられることもしばしばある。それゆえ自分がいかなるメタファーを利用することが有益なのかを正確に見極めておくことは是非とも必要である。

容易に推察できるように、「絵画の額縁」メタファーを用いる方法は、注目する対象とそれ以

¹⁵ ベイトソンは、人間や動物のコミュニケーションの中にどのようにして論理階型の取り違えが生じるのかを様々な例を挙げて説明しようとした。例えば彼は動物園のサル山を観察しながら、サルの子供が噛み付くふりをしながらじゃれ合っている「遊び」の場面に注目した(Bateson 1955→1972=2000:262-2)。「噛み付き」という「戦い」の際の動作(=ムード・サイン)を模してじゃれ合う子ザルたちの中には、互いが提示する「噛み付き」の動作が「戦い」ではなく「遊び」のためのものであることについてのメッセージがやり取りされていた(同 272-3)。

このように「戦い」や「遊び」などそれぞれのコンテキストの内側でやり取りされるメッセージではなく、「戦い」か「遊び」かというコンテキストそれ自体の設定に関わるメッセージをメタ・メッセージと呼び、このメタ・メッセージが交わされるコミュニケーションを、メタ・コミュニケーションという(同 270)。論理階型の取り違えは、このメタ・コミュニケーションの失敗によって引き起こされる。このサルの「遊び」の例でいえば、「戦い」を模して「噛み付くふり」に止めるつもりがうっかり本当に噛み付いてしまい、「遊び」が本当の「戦い」に発展するケースなどが考えられる。

「フレーム」は、「コンテキスト」が設定されるメタ・コミュニケーション(「これは遊びである」というサインを交し合う過程)と深く関わる概念であり、「コンテキスト」の類縁概念であるとベイトソンは述べている(同 268)。事実、「戦い」「遊び」のコンテキストという言い方も、「戦い」「遊び」のフレームという言い方も成り立つし、双方の表現で意味される内容は大きく似通っている。しかし「コンテキスト」という概念が、あるメッセージにどのような意味が割り当てられるかに注目していかうとするのに対して、「フレーム」は、一連のコミュニケーションを通してやり取りされるメッセージのどこからどこまでが「遊び」のコンテキストとして括り取られるかということの問題にする概念であると考えてよい。「戦い」でも「儀式」でもなく他ならぬ「遊び」というコンテキストを他から区別して設定し、そのコンテキストの及ぶ境界を括り取る働きを「フレーミング」と呼んでいるのである(同 272-3)。

外を境界づけるもの、ないしは視界に課せられる制限を明らかにしようとするのに対し、「建物の骨組み」メタファーを用いる方法は、表立って目に付かない潜在的な構造を明らかにしようとするものである(同 385)。

第二に、ベイトソンにとってフレームという概念があくまでも暫定的なアイデアに過ぎなかったという事実である。彼にとって大事なことは、本研究の観点からすれば、「コミュニケーションはいかにして可能か？」という問いを突き詰めてみることであったといえる¹⁶。したがってある時にはフレームという概念で狙っていた標的を、別の文脈では論理階型と呼んだり、コンテキストと呼んだりしている。またそれらコミュニケーション論の分析的知見を総括するにあたっては、「差異」という概念に大きな役割を与え、壮大な精神の生態学への展望を示してみせた。

社会学者アーヴィング・ゴフマンは「コミュニケーション」という概念そのものに懐疑的であったといわれているが(Winkin1988=1999:143)、彼の一連の著作も本研究の観点からすれば、常に「コミュニケーションはいかにして可能か？」という問いと深く関わり続けていた。理論的にみてもっとも重要なことは、*Frame Analysis*においてゴフマンが、ベイトソンのフレーム論の成果を、アルフレッド・シュッツによって社会学に持ち込まれたリアリティ(reality)の理論によって解釈して意味づけたことである。まさにフレーム概念とリアリティ概念の運命的な出会いがゴフマンの手によって実現したのであり、ゴフマンはこの二つの概念の出会いのところに社会学の新たな可能性の領野を切り拓いていったのだといえる。

マス・コミュニケーション論や政治コミュニケーション論であれ、ジャーナリズム論であれ、彼らの議論の根底にある「コミュニケーションはいかにして可能か？」という問いは是非共有しておくべきであろう。そのうえでフレームという概念があくまでもこの大きな問いに回答するための道具(つまりコミュニケーションが可能なのは、人々がフレームを共有するメタ・コミュニケーション遂行能力を有するからという解が示される)に過ぎないという事実から出発しなければならない。

だが、当然のことではあるが、「コミュニケーションはいかにして可能か？」という大きな問いに対する解は「フレーム」以外にも無数にあり得ることに注意しなければならない。「フレーム」はあくまでもひとつの解に過ぎない。

この点についてはできるだけ自由かつ柔軟な発想で考え始めることが必要であろう。そのためにもわれわれはベイトソンの洗礼¹⁷を受けることが望ましい。例えば彼は最初にフレームの

¹⁶ 「コミュニケーションはいかにして可能か？」という表現は、社会学者がしばしば用いる「社会はいかにして可能か？」になぞらえたものであり、この問題意識には他者と意味を共有することの困難さへの認識が前提となっている。ベイトソンやゴフマンが異文化圏のフィールドワークや精神病患者という「他者性」の明確な存在を研究対象としてきたがゆえに、コミュニケーションの可能性を自明視しない考え方が発想の基本にあるようにみえる。なおこの点については柄谷行人の「他者性」の議論に大きな示唆を得ている。柄谷は文化人類学と精神分析学が「他者性」との強烈な出会いを経験するフィールドであるがゆえに、そこから生まれてくる理論や思想に専門領域を超えた大きな可能性が認められることを指摘している(柄谷 1989)。

¹⁷ ベイトソンにとって「コミュニケーション研究」とは、既成学問の窮屈な制約から逃れて自由に思考実験をくり返すための便利な実験部屋の如きものであった。もちろんこれとても彼の無尽蔵な創

概念を提起した「遊びと空想の理論」を発表したのとほぼ同じ時期に、「輪郭はなぜあるのか」というユニークな文章の中で次のようなことを書いている。

娘：パパ、輪郭はどうしてあるの？

父：輪郭？輪郭ってあるのかね。どんなものに輪郭があるんだ？

娘：全部よ。絵を描くとき、どんなものでも輪郭を描くでしょう？それ、なぜなのかなって…。

父：羊の群れはどうだ？一頭の羊じゃなくて群れ全体。それにも輪郭があるか？

「会話」はどうだ？

娘：もう！会話の形なんて絵に描けないでしょ？「もの」よ、あたしの言ってるのは。

(Bateson 1953→1972=2000: 70)

「輪郭はどうしてあるの？」という恐ろしい質問に対して、「どんなものに輪郭があるんだ？」というとんでもない逆質問が返される。珍妙でちぐはぐな娘と父の会話の形を取りながら、まさに想像を絶する哲学問答が交わされているが、一体ここで何が問われているのであろうか？

このやり取りから読み取るべき基本的含意は、輪郭が「ものそれ自体」にあるわけではないということであろう。そうではなく、われわれの知覚が対象を「リアリティ」として構成する際にはいつも「輪郭」が象られるということだ。否、われわれが何かを「リアル」に感じるためにはまず「輪郭」が獲得される必要があるということでもある。「輪郭」は「リアリティ」の知覚的構成の前提条件といってよい。

眼前のコップや本という物質には絶対的な「輪郭」があるように思えるが、それは誤解で、フッサールが述べたようにあくまでも視覚的に獲得できる「輪郭」は、任意の「射映」として切り取られたものでしかない(Husserl 1913=1979:178)。少し角度を変えるだけで「射映」として切り取られる眼前のコップの「輪郭」が変化することは誰にでもわかることだ。

ベイトソンの発想が闊達なのは、これをあらゆる対象に応用しようとしていることだ。彼が指摘するとおり、時間や空間には「区切り」があり、会話にも、歴史にも「区切り」¹⁸がある。物事には

造的思考を収める器としてはあまりにも小さく、ただの仮住まいの宿でしかなかったのだが。いずれにせよ、彼が試行錯誤を重ねながら歩いた道のりは、コミュニケーション研究にとって小さなダイヤの原石を拾い集めるような楽しさがある。

¹⁸ この点に関する柄谷の議論は極めて示唆に富むものである。以下長い引用になるが、区切りの問題がフーコーのエピステーメやクーンのパラダイム論なども深く関わるものであるという指摘を含め、非常に重要な内容が語られているのでそのまま抜粋する。

「…元号で時代を区切ることは錯覚を与えると私はいった。しかし、どんな区切りも錯覚を与える可能性があることに注意しなければならない。たとえば、ひとは戦前と戦後という区切りを平然と使っている。たしかに、第二次大戦は一つの区切りであり、その後の米ソ二元体制の終焉を顕在化した1989年の出来事も区切りである。しかし、こうした区切りだけがすべてではないし、第一義的なものでもない。敗戦によって日本は変わったが、ほとんど変わっていない領域もあるし、また目立った変化といっても、事実上戦前・戦中にすでに起こっていたものが多い。それなら、こうした区切りを否定すべきだろうか。

しかし、区切りは歴史にとって不可欠である。区切ること、つまり、始まりと終わりを見出すことは、

重要な「区別」があり、人間や動物の群れにも「境界」がある。これら「区別」「区切り」「境界」「輪郭」はあるものを他から際立たせる「差異」のありかを知らせるはたらきを表現する概念群であり、「リアリティ」の構成原理として研究する必要がある主題である。つまり「意味」問題は「差異」¹⁹問題として考える必要があるわけだ。

リアリティの構成という表現は研究者のコミュニティにおいて常套句として定着してきたためその初心が捉え難い部分もあるが、本研究ではこの表現を次のように定義しておこう。つまり、「リアリティ」の構成とは、差異が意味を生成することである。そしてある構成された「リアリティ」が人々に共有され、自明視され、制度化され、社会的世界の中に自らの「意味」を具現化し、客観化していくプロセスを「リアリティ」の構築と表現する。双方をともに表現したい場合には、「リアリティ」の構成・構築と表記する。

2. メディア表象

「リアリティはいかにして社会的に構築されるのか？」という問いは、現象学的社会学の理論によってマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論において繰り返し問われてきた主題であるが、われわれはベイトソンとゴフマンからその問いが「コミュニケーションはいかにし

ある事柄の意味を理解することである。歴史学は、ほとんど“区切り”をめぐる争っているといつてよい。というのは、区切りがそれ自体事柄の意味を変えるからだ。

・・・今日では、エピステーメ（フーコー）とかパラダイム（クーン）という区切りが語られている。他方に柳田國男が、『明治大正史』でやったように、明瞭な区切りのない領域で歴史を見ようとする学派（アナール学派）もある。しかし、事情は別にならなっていない。「パラダイム」によっていわれているのは、体系的・教科書的な知として語られる科学に、非連続的な区切りをもたらすことであり、「エピステーメ」によっていわれているのは、超越的主体や理念による区切りに対して、出来事としての言説が織りなす非連続的な移行としての区切りを立て直すことである。アナール学派の場合は、目立って見える政治的な歴史的区分に対して、微分的領域における変容や交錯を見るのだが、これも結局はもう一つの区切りを提示するのであり、それによって従来の区分＝意味づけを変更するのである。

だが、もっと長期的な区切り、たとえば、新石器時代以後と以前といった区切りも可能である。何年、何十年、何百年、何千年といった視点のとり方によって、区切りそのものが違ってくるのだ。のみならず、それによって「歴史」の対象と意味も違ってくる。しかし、どれかの区切りが優位にあるのではない。・・・大切なのは、それゆえ、自分がどのレベル・領域で語っているのかを自覚していることだ。さらに、どんな区切りもそれ自体始まりと終わり（目的）を見いだすことである以上、それがなんらかの目的論的配置を避けられないということも自覚しておくことだ。」（柄谷 1995:11-2）

¹⁹ 「差異」はベイトソンのコミュニケーション論を支えるもっとも重要な概念であり、この点について彼は繰り返し様々な表現を用いている。例えば次のようなシンプルな問いかけは、ベイトソンの自在さと明晰さが如何なく示されていて印象深い。

「差異とは、『違い』とは、一体何なのでしょう。なんとも奇妙で、捉えがたい概念であります。『もの』でもなければ、『出来事』でもない。たとえばこの紙と、この演台の木との間には違いがあります。色の違い、手触りの違い、形の違い、さまざまな違いがある。しかしそれらの違いはどこにあるのかと考え出すと、厄介なことになります。紙と木の違いは、紙のなかにもなければ、木の中にもありません。といって、紙と木の間の空間にあるのでもない。両者の間の時間の中にあるのでもありません。（この、違いが時をへだてて生まれることを、われわれは「変化」と読んでいます。）差異とは、具象的な何かではありません。抽象的なものであります。」（Bateson 1970→1972=2000:600-01）

て可能か?」、「区別、区切り、境界、輪郭など、ある任意の対象を際立たせる差異はいかにして生成し、自明視されるにいたるのか?」という問いへと読み換えていくことができることを教えられるのである。「フレーム」はこの問いに取組むための有効ではあるが、あくまでもひとつのアイデアに過ぎない。

そして、この主題を発展させるにあたって、われわれはメディア・スタディーズへと結実した一連のメディア社会学の研究群、及びその背景に連なる一群の思想から実に多くを学び取ることが可能である。例えば「メディア表象」の研究がこれまで多くの研究者によって行われてきた。「表象」とは決まり文句として多用され過ぎるあまり、その意図するところが不明瞭なケースもしばしばみられるが、この概念の意図するところは非常に有益だ。つまり、あらゆる物事はどのようにも表すことが可能であるにも関わらず、なぜ一定の表し方が繰り返し利用されてしまうのかをこの概念は問うている。

例えば広島、長崎への原爆投下や終戦について言及したい場合、映像メディアは必ず「きこの雲」や「玉音放送」の映像を使うことはよく知られているが、これはありとあらゆる物事に当てはまる。土地の大きさを表現する場合には日本ではあらゆるメディアが東京ドーム何個分という言い回しを利用するし、台風のニュースを伝えるときにはわざわざ危険な海沿いにいって荒れる海岸と暴風によるめきながら大声で何かを説明している新人レポーターの姿を映し出す。こうした表現のお約束がすっかり定着している場合、これらの要素が欠けてしまうとオーディエンスは「何か足りない」、メディアの表現としてリアルでないと感じる。つまりメディア表象とはメディア・リアリティの構成原理を自在に探究する概念であり、これは著しく重要な考え方だといわねばならない。

メディア・リアリティの構成原理についての自由な着想、綿密な観察によってわれわれは興味深い分析を積み重ねていくことができるだろう。そしてそれは、ジャーナリズム論にとって非常に有益な武器となる。なぜならばメディア・テキストを通して描き出される表現内容の中に詳細に分け入りながら、ジャーナリズムが何を描き出しながら、事件や出来事の社会的意味を定義していくのかを詳しく分析することができるようになるからである。

既存の社会学的メディア・フレーム論もまた広い意味においては「メディア・リアリティ」の構成原理を探求しようとした試みであったと理解するのが妥当であろう。このような観点から以下においてはタックマン、ギトリン、ギャムソンらの議論への再評価を試みてみよう。

3 ニュースのフォーマット

鶴木眞の翻訳を通して日本でもよく知られているゲイ・タックマンのニュース組織の社会学的研究 *Making News: A Study in the Construction of Reality* は、フレームの概念を送り手研究に導入し、しかもそれを現象学的社会学における「リアリティ」の社会的構成という文脈に結びつけることを試みたという点において、本研究にとって非常に重要な意味を持つ研究であった。

タックマンの貢献は何よりも、ニュースの送り手研究に「リアリティ」の社会的構成という理論を

導入した点にあった。「リアリティ」が対象の自明性を疑うための概念であるとするれば、タックマンは「ニュース」という観察対象の自明性を徹底して疑ったということができる。ニュースは社会の鏡であり、重要な出来事が自ずとニュースとして報道されるという素朴なニュース論に対し、ニュースとは何かという定義はまったくもって自明ではなく、製作者たちも必ずしもニュースの定義を巧みに系統だって説明できるわけではない。彼女は参与観察の方法を通して、ジャーナリストたちが現場で何をニュースとして定義しようとしているのかを仔細に観察し、「社会的構築物としてのニュース」という視座を打ち出したのである。

ただし、タックマンの分析はジャーナリストが描き出したもの、メディア表象の内実に深くメスを入れるものではなく、あくまでもニュース組織の制作過程を研究対象とした点には注意が必要である。これはタックマンのみならず、1970年代、80年代に英語圏で多くの成果をあげたニュース組織の社会学に共通している点でもある。この時期の「送り手」研究が積み重ねたニュース組織の成果が、「リアリティ」論としてやり残していた問題に取り組むことを可能にしたのが、記号論や言説分析などの手法を持ち込んだメディア社会学、メディア・スタディーズの一連の成果であったとみることができる。

それでは、タックマンの調査分析の成果は必ずしも本研究にとって意義を持たないものだろうか？彼女のニュースの理論は明確な先駆的意義を有するものであるため分かりやすいが、その一方で調査分析の成果と理論が必ずしも論旨明快に噛み合っているかという点と必ずしもそうはいえず、そのため『ニュース社会学』は著書として有名でありながら、彼女の提唱した社会的構築物としてのニュースという観点がもはや自明なものとして共有されるようになった今日、かえって彼女の研究を内在的に継承する後続研究は案外多くない²⁰。

だが、彼女の調査分析もやはり「メディア・リアリティ」の探求にとって有意義なものとして発展的に継承することは可能であろう。端的に言って、彼女の研究の成果は直接的にはニュースの「フォーマット」(Altheid 1985)に関わるものとして理解したほうがよい²¹。ニュースのフォーマットとは、ニューステキストに標準的に備わっている要素一式を指す言葉であると定義しておけばよいだろう。

いうまでもなくこれは多様な次元で論じることが可能である。例えばある特定のタイプのニュ

²⁰ Ryfe(2012)はタックマンやハーバート・ガンズらの世代が盛んに行ったニュース組織への参与観察の研究成果がその後あまり更新されていない事実を驚いたことを記している(Ryfe2012: iv)。インターネットが登場し、報道を取り巻く環境がこれほど大きく変化しながら、ニュース社会学は実は第一世代の成果を刷新する努力を怠ってきたというのだ。とはいえ日本の場合は米国のように参与観察の調査を通して著書の水準にまでまとめあげられた研究の成果そのものがないのだが。

²¹ フォーマット概念の可能性をメディア研究において追求したのはデービッド・アルセイドである。アルセイドのフォーマット論はかなり応用範囲が広く、ニュース研究に限定されるものではない。そのぶんフォーマット概念の融通無碍な側面がよく伝わってくるが、例えば彼は現代人のファッションの標準装備としてリーバイスのジーンズやキャデラックやサングラスがどのような貢献をなしているかについて説明している(Altheid 1985: 17)。いきなりサングラスの話が出てくると唐突な印象を受けるが、現代人のファッションにとってサングラスが標準的なアイテムとして取り入れられていることを考えれば、現代人のライフスタイルの具体的位相としてのフォーマットの形成にメディアがどのように関わるかというのは、メディアの権力の興味深い探求領域といえる。

ースを想定するとき、そこにはどんな「標準装備」が存在するだろうか？「交通事故」、「通り魔事件」、「自然災害」が起きた場合、あるいは「選挙」の結果が出たとき、つまり繰り返し起きるお馴染みのカテゴリーに対して記者たちはどのようなポイントを押さえれば記事を完成させることができるだろうか？例えば大勢の死者が出た交通事故を大見出しで報じる新聞記事に事故現場の写真が掲載していなければ「何か足りない」と思うだろう。あるいは白昼の繁華街で無差別殺傷事件が起きたことを報じるテレビのニュース映像の中に、現場を目撃していた通行人のインタビュー映像が無いとやはり「足りない」と思うだろう。どんな種類のニュースにも一定のパターンが出来上がっていてその標準装備を揃えないと商品としてのニュースは完成しない。

そう、この「ニュースのフォーマット」の概念は、先に言及した「メディア表象」の問題を送り手の側に立って考えたときに引き出されるひとつの回答として理解できるのである。

「ニュースのフォーマット」論はタックマンにとって、ニュース組織が組織全体として持つ視界の限界を考えることに繋がっていく。例えばタックマンは集団や組織の活動を記者たちがレポートするとき、必ずや「集団を代表して語れる人物」がいることを当然視している点に注目している。彼女は米国における60年代の女性解放運動が当初嘲笑を受け、ネガティブに扱われた原因の一つに、運動が「公式なスポークスパーソンの役割を含め伝統的な男性的リーダーシップを避けようとする点で極端に平等主義的であった」(Tuchman1978=1991:188)のために、記者が「集団を代表して語れる人物」を見つけることが出来なかったことを挙げている。その結果記者たちは企業、大学、スポーツ界などの女性の先駆者に運動に対する意見を頻繁に求めることとなったが、彼女たちは他人より秀でた己の才能ゆえに成功したと考え、一般の女性たちの状況にそれほど同情していなかったため運動への批判的な見解を助長することになったという(同 189)。

このように「集団を代表して語ることでできる人物」というニュースのフォーマットが当然視されることで、ニュース組織は自ずと特有の視界の制限を持つことになる。この視界の制限こそが「ニュースのフレーム」という表現でタックマンが言いかけたことであり、フェミニズムの運動に対するネガティブな「メディア表象」を説明する論理としても有効なものであった。

4 フレーミング装置

次にトッド・ギトリンの研究を取り上げてみよう。ギトリンはフレーム分析の領域においては有名なメディア・フレームの定義をつくり出した人としてもっともよく記憶されているように思われる。彼は「シンボルを扱う人が、言葉であれ映像であれ言説を規則的に組織化する際に依拠する認識、解釈、提示の持続的パターン、選択、強調、排除の持続的パターン」(Gitlin 1980:7)としてメディア・フレームを定義している。

では具体的な分析はどのように行われているのだろうか？彼の議論の詳細については改めて第4章でも取り上げることになるが、ここでも手短かに触れておきたい。彼の研究目的は60年代米国のニューレフト運動が崩壊していく過程にマス・メディアがどのように関わっていたのかを明らかにしようとするところにあった。そのために米国の有力メディアであるニューヨークタイ

ムズと CBS が運動体を否定的に報道し続けたことを問題とし、その解釈の持続的パターンがどのように形作られたのかを明らかにしようとした。次の図表1-3はその報道傾向の調査結果をまとめたものである。

【 図表1-3 メディア・フレームの中のニューレフト運動 】

- ・瑣末化・・・運動参加者の用いる言葉、衣服、年齢など瑣末な事柄に注目して話題を矮小化
- ・両極化・・・極右やネオ・ナチなど反戦運動に対する対抗勢力を強調し、両者が「過激派」として同類であることを示す
- ・運動の内紛の強調 ・周辺化・・・デモが逸脱的で代表性に乏しいことを示す
- ・数字を用いた運動の否定 ・運動の効果を低く見積もる傾向
- ・政府関係者や他の権威による声明を信頼する傾向
- ・共産主義者が内部に存在することの強調
- ・運動が「ベトコン」の旗を掲げていることの強調 ・デモの暴力性の強調
- ・引用符を巧みに用いて当事者の言い分の正当性を暗に否定する
- ・右翼の反対活動に対して大きく注目する傾向

出典 Gitlin(1980)pp27-8 より。

ギトリンの分析から読み取るべきは、第一に、メディア・テキストを誰の立場から読むのかという問題の重要性である。一般のオーディエンスの読み方に注目するのか？それとも記事を書いたジャーナリスト本人の解釈に注目するのか？あるいは研究者が特定の社会理論の立場から読んでいくのか？それとも立場性などというものを意識すること自体間違いであり、価値中立的な分析言語の獲得を目指すことが望ましいのであろうか？

ギトリンはベトナム反戦運動の報道を事例として、同一の報道をめぐる政府の反応、運動体の反応、報道の側の自己評価が鋭く分裂、対立した経緯を詳細に論じた。その上で挑戦者の政治的主張の「リアリティ」がメディア・フレームの中でどのように骨抜きにされ、弱体化されたのかを問題にした。つまり「メディア・リアリティ」が挑戦者の「異議申し立てのリアリティ」を政治的に制御する側面を抉り出したのである。

第二に、この分析は批判的なメディア社会学にとって有益であることはもちろん、メディア研究全般にとっても重要な含意を持っている。すなわち、マス・メディアは、ある政治的主張の「リアリティ」の強度を強めたり、弱めたりすることに深く関わっている²²。

²² 社会心理学者の池田謙一は9・11と3・11の未曾有の経験を通して、リアリティの強度が重層的な力学を通して高められていくメカニズムに注目している(池田 2013:40)。想定外の世紀の大事件、大災害のニュースを聞いて、われわれは「これは本当に起きたことなのか？」を疑う。自分の現実感覚に疑問を覚えたとき、その現実感覚を支えるのは、自分の個人的な信念の場合もあるが普通の人にとってこれだけでは心許ない。多くの場合対人的コミュニケーションを通じて、自分の経験を他人に語り、また他人の経験に耳を傾けることで経験を共有し、自分の現実感覚を確かなものとしていく(同 44)。つまりリアリティの強度を高めていく作業を無意識にわれわれはやっている。そしてあ

マス・メディアが政治的異議申し立ての「リアリティ」を弱体化させている側面をギトリンが暴き出す具体的な方法を知るためには、彼のテキストの読み方に着目しなければならない。これはギトリンがいうところの「フレーミング装置」(framing devices)の分析である(Gitlin1977, 1980)。フレーミング装置の概念は再現可能性を重視する内容分析的な方法を重んじる立場からすると曖昧で未完成なものにしか映らないであろう。しかしこの概念は調査のためにあまり機械的に操作化してしまうとかえって応用可能性の幅を狭めてしまいかねないので注意が必要である²³。

フレーミング装置の概念が一見曖昧に見えるのは当然のことであろう。なぜなら理論的にいえばテキストの中のあらゆる要素がフレーミング装置として機能することができるからである。肝心な問題はテキストの中の記号の意味作用を誰がどのような政治的前提に立って特定するかという点にある。

ネオ・マルクス主義の立場に立つギトリンは、フレーミング装置の概念を挑戦者の政治的主張の「リアリティ」を弱体化させる意味作用を捉えるために用いている。彼によると、客観性と中立公正を標榜する今日の自由民主主義諸国の報道機関は社会的信頼を維持するために、重大な社会問題についての挑戦者の訴えを完全に無視するわけではない(Gitlin1980:259)。異議申し立てが行われる場合、形式的にはこれらを取り上げた上で、その批判の「リアリティ」を軟化させるよう意味を制御するのである。挑戦者の訴えを社会常識の中に飼い馴らしながら統合するのである(同 271)。

この際のフレーミング装置の分析の内実は 記号の身振りを凝視することとしか言いようがない。曖昧に思われるかもしれないが、ギトリンの議論からはテキストを読む政治的文脈が明

る事件や出来事に関する自分の現実感覚を保証するものとして、政府の公式見解、専門家の解説、主要なマス・メディアの報道などが重要な拠り所となることを指摘している(同 46)。

池田の議論は、冒頭に示したマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論の社会的リアリティの構築過程の図をよく説明するものでもあるだろう。政策、報道、世論の関係をみる場合、それぞれの領域の「リアリティ」は互いに競い合う「リアリティ」に強度の面で負けないように、他の領域の「リアリティ」を動員して利用するのである。新聞が社論を主張するために世論調査の結果を大きく引き合いに出したり、野党議員が国会質問の際に主要紙の報道記事を持ち出して与党に質問を迫ったり、政府が内閣支持率を拠り所にマス・メディアの批判を一切無視して政策を進めるといった具合に、政策、報道、世論が複雑に相互作用する集合的コミュニケーションとは、自らの「リアリティ」の強度を高め、敵の訴える「リアリティ」を弱体化させるための試みに満ちているといっても過言ではない。

²³ ギャムソンらはフレーム抽出の方法論を展開する上でこの概念を①メタファー②例示(教訓を含んだ歴史的な事例など)③キャッチ・フレーズ④描写⑤視覚的イメージの5つに操作化している(Gamson & Lasch 1983)。しかしこのような形で操作化されたリストを機械的にフレーミング装置であると受け取ることはかえってテキストを読むことの作業の妨げになりかねないことに注意が必要である。厳密にいうとテキストの中のあらゆる要素はフレーミング装置となり得るのである。

こうしたギトリンのフレーミング装置の議論のポテンシャルをもっとも適切に捉えることを可能にさせるのはおそらくロラン・バルトに代表されるような記号論の考え方であろう。バルトの融通無碍の記号論は概念を操作化して分析することに慣れている社会科学の人間からすると決して簡単な相手ではないが、「意味」分析の困難さを思い知るためには必要な洗礼であるように思える。そして事実脚注 22 で示す写真の分析でギトリンが参照しているのがバルトの『神話作用』の議論である。

快に意識されている場合これほど簡単な分析は実は無いことがよく伝わってくる。端的にいうとギトリンからすれば、挑戦者たちの行為を伝えるメディア・テキストの中で彼/彼女らの行為の価値を減じるように働くあらゆる記号的意味作用が問題視されるのであって、彼はこれをフレーミング装置という言葉で主題化しているに過ぎないのである。

こうしたフレーミング装置は細かく数え上げればほとんどきりが無いであろうが、図表1-3の枠の中に記されているのは、ギトリンが分析として得た学生運動の価値を減じるテキスト内の記号的意味作用を要約的に網羅したものである。一瞥して、運動が共産主義者に操られているとか、ネオ・ナチの運動とライバル関係にあるかのように書かれることがどれだけ運動にネガティブな意味を付与するかは改めていうまでもないだろう。

何がフレーミング装置として機能するのは機械的に決まるわけではない²⁴。また特定の立場に立たなければフレーミング装置の分析ができないというわけでもない。むしろあるフレーミング装置が、ある「リアリティ」の強度を高めたり、弱めたりするはたらきをする場合、「なぜそのフレーミング装置なのか？」が重要な研究主題となる。なぜなら、あらゆる要素がフレーミング装置として機能することが潜在的には可能なのである。ひとつのフレーミング装置が決定的な役割を果たすに到るその必然的理由がどのような点に見出せるかを問うことが社会学的分析にとっては重要なテーマとなるのである。

5. メディア言説

最後にギャムソンの研究に注目したい。ギャムソンはコミュニケーション論の文脈では構築主義的な観点からオーディエンス研究を行った人物として要約するのが適切であろう。彼のメディア分析に関わる一連の業績は社会運動論の文脈に集約される性質のものであり、彼の著書 *Talking Politics* ではオーディエンスがメディア言説をどのように読むのかという研究をもとに、世論や社会意識の新しい解釈法を打ち出し、そこから社会運動が発生するダイナミズムの解明が展望されている。

メディア・フレームの分析に限定して彼の研究成果をみる場合、もっとも重要なのが「争点文化」(issue culture)の概念である(Gamson & Modigliani 1989)。これはある争点を意味づけるために形成された固有の理念やシンボルのネットワークのことであると考えればよい。米国社会でいえば原発、中絶論争、アフターマティブ・アクションのように社会に根を下ろし継続的に争われ続ける争点が存在する。こうした継続的争点についての社会的意味が構築されるダ

²⁴ 例えば大学生が主導する大規模な反戦運動が起きたとしよう。その反戦デモが1万人規模で実施され、これに対抗する右翼のデモが百人規模で行われた状況において、双方の人数の落差を無視して双方を紙面上で平等に扱おうとすることは明らかに1万人デモの政治的意味を低く評価する効果を持つ(Gitlin 1980:47-8)。こうして二つのデモを写した同じ大きさの写真が掲載される場合、レイアウトされる写真は両者の政治的価値が等しいことを視覚的に表象する一種のフレーミング装置として機能する。この場合、双方のデモの数の著しい落差が事実として存在しているという政治的文脈があってはじめてメディア・テキストの中で視覚的に同等に扱われることのネガティブな意味が決まってくる。写真がいつもフレーミング装置なのではなく、写真はいつでもフレーミング装置になり得るとするのが正しい理解である。

イナミズムを分析するために考案されたアイデアであるといえる。

ギャムソンは米国のようなマス・メディアが浸透した社会ではマス・メディアの言説を争点文化の指標として用いることが可能だとみなした上で、オーディエンスがこのメディア言説を材料として争点をどのように意味付けていくのかに注目し、世論調査のデータを解釈する根拠として利用している(Gamson 1987、1992、1996、Gamson & Lasch 1983、Gamson & Modigliani 1987、1989、Neuman, Just, & Crigler, 1992=2008)。

争点文化を形成する「メディア言説」を分析する上で持ち出されてくる主要概念がフレームであり、ここにおいて(メディア)フレームとは争点を定義付ける中核的な考え方そのものを指す。端的に言ってそれは「何が問題なのか？」を定義付ける考え方のこととして理解できる。例えばギャムソンが原発問題について「暴走」(Runaway)と名付けたフレームがある(Gamson & Modigliani 1989:20)。これは原発問題を安全性問題として定義する考え方、「人間は本当に原子力技術を安全に制御しきれるのか？」を問題にする考え方を指している。周知の通り、過酷事故が起き、大量の放射性物質が環境に放出された場合の被害の大きさはあまりに甚大なものであるがゆえに、この安全性問題は繰り返し問われ続けてきた。原発が制御不能に陥ることの恐怖について人びとが語る時、そこには原発は「暴走」する可能性を秘めた危険な技術であり、人間が扱いきれない代物ではないかという考え方(フレーム)が潜んでいるといえる。

ところでギャムソンの議論において何より興味深いのは、彼がこうしたひとつひとつの記事から読み取れる「考え方」の分析を、より大きな広がりをもった文化テーマとの構造連関の分析へと接続させているという事実である(Gamson & Modigliani 1989、大石 1998、鈴木 2000)²⁵。そして、これが彼のフレーム論を「リアリティ」論として読むときにもっとも重要なポイントだ。つまりある考え方のリアルさを支えているより大きな論理構造、言語体系の存在に注目する彼の議論は、言説分析の重要性を明快に語るものといえる。

例えば「暴走」フレームについていえば、これは人間と技術の関わりを考える際の普遍性の高いテーマへと繋がるものである。人間は高度な科学技術を用いて豊かな文明を築き上げてきたが、同時にその成功が驕りを生み、自らのつくり出したものによって復讐されてきた歴史をも併せ持つ。さながらフランケンシュタインの物語のように人間は自らのつくったものを制御することができずに逆に自分たちの身を滅ぼす原因としてしまうという主題は、西欧の文明論の中で繰り返し登場してきた(同 20)。原発問題は、科学技術を通じた「進歩」か、それとも人間は

²⁵ 大石(1998)はギャムソンの争点文化の概念から示唆を得ながら政策文化という概念へ議論を発展させた。本研究の観点からすると大石の政策文化論の枠組みも、「潜在的な論理構造の可視化」を目的としたフレーム分析と解釈できる。また鈴木(2000)の提起するイシュー・トゥリー構造の分析もやはりギャムソンのフレーム論についての発展的展開として興味深い成果を挙げている。

なお大石はマス・メディアと社会運動の関わりを分析するための政治コミュニケーション論の理論枠組みを構築する作業の一環としてこの政策文化論に取り組み、そこからジャーナリズム研究への展開を試みている。政治コミュニケーション論としてのジャーナリズム研究の展望は既にこの政策文化論の中に現れており、本研究にとっては極めて重要な意味を持つ先行研究であるといわねばならない。

自ら生み出したものによって自らを滅ぼすのかという大きな文明論的テーマ、すなわち、それは原発問題に限らず現代を生きるわれわれがあらゆる場面で直面する根本的に切実な問題を代表するものであるがゆえに、われわれにとって「リアル」であり、注目に値するということだ。

冒頭のメタファーを用いるなら、ギャムソンのフレーム概念からは、外からは一見ただけでは見えない「建物の構造」、つまりある特定の争点に関するメディア言説の意味を規定している潜在的な論理構造を可視化するという分析のヴァリエーションが示されている。ある出来事について語る言葉が「リアル」なものとして受け取られるとき、そこにはその言葉の「リアリティ」を支えているより大きな言語体系、論理構造が背後に隠れているという極めて重大な事実をギャムソンの研究は示唆しているのである。

なお、「メディア言説」という概念について論じる以上、「言説分析とは何か？」についても一定の言及が必要であろう。というのも、周知のように「言説分析とは何か」ということ自体が論争的な主題として議論されてきた経緯があるからだ²⁶。本研究においては言説分析を、言語と言語の気付かれざる関係を探り当てることを通じて、社会についての新たな見方を獲得しようとする思考方法と理解しておく。つまり「言説分析」もまた対象の自明性を「意味」問題として疑うための方法である。

本研究において留意すべきは、フーコーのようなビッグ・ネームの思想の奥深さに幻惑されてジャーナリズム論にとって「言説分析」がいかなる意味において有益なのかという視点が抜け落ちることであろう。端的にいうとジャーナリズム論にとって言説分析が有益になるのは、ジャーナリスト個人の思想やマス・メディア組織の個性や特徴の差異がほとんど意味を持たないような位相、つまり誰が語っても基本的には同じようなことしか語られないという場合、人間や組織ではなく、ある問題を語る言語体系そのものを問題にせざるを得ないような場合である。

例えば本論文第7章で分析しているように、日本では核兵器の問題について報道機関が取り上げる場合、ジャーナリストの個性や組織の違いを超えて著しい共通性がみられてきたといつてよい。このような場合、核兵器について語る言語、〈核言説〉が濃密に共有されている言説共同体を想定することが可能となる。この〈核言説〉の分析をいち早く行ったのが社会言語から発展した「批判的言説分析」(Critical Discourse Analysis)の立場に立つグレン・フックの研究であった(フック

²⁶ 「言説分析とは何か」が大問題になるのは、言語の関係に注目すること自体はいたってシンプルな「方法」でありながら、その思想的含意をどの程度に見積もるかが人によってあまりに大きく喰い違うからであろう。フーコーに代表される人文学の分厚い教養に裏打ちされた言説分析は、その思想的含意を徹底して掘り下げることによって人文・社会科学の既存の常識的な思考方法を激しく揺さぶるまでに至った(佐藤 2006)。この思想的衝撃の意味をどれだけ丁寧に取り出せるかという問題が、これまで特に社会学理論の再生という文脈において切実に問われてきた(遠藤 2000、佐藤 1998、2006)。

佐藤俊樹が編者のひとりとなった『言説分析の可能性』は、この言説分析が本来持っていた劇薬のような性質を知らしめた点において極めて啓発的な業績であった。この共著の内容は多様な立場が網羅されている点でも興味深い作品であるが、佐藤や遠藤の立場は紛れもなく、この言語の関係性に注目する思考方法が持ち得る思想的含意のポテンシャルを最大値において取り出そうとした点において敬意を表すべき業績である。彼らの毒のある問題提起は、どんな結論を取るにせよ、一度は必ず真剣に考える価値がある。

1986)。フックが日本の核言説の研究を行った1980年代は CDA が登場したばかりの頃であり、その後ヴァン・ダイクやノーマン・フェアクラフ²⁷らの手によって CDA が大きく発展を遂げてメディア社会学、マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論においても大きな影響を与えるようになってきたことはよく知られている通りである²⁸。

CDA はマイノリティとメディア研究において大きな支持を得てきたように思えるが、フックがいち早く示したように CDA は政策の正当性の分析においても極めて有効であり、社会問題や政治的争点に関する報道を事例として取り扱うジャーナリズム論にとって CDA が極めて貴重なアイデアを提供したと評価できるのである。

第4節 「ジャーナリズムと社会的意味」の事例研究に向けて

1. 疑う方法としての「テキスト」

²⁷ ベルとガレットによれば、英国の言説分析家フェアクラフは、英国とオーストラリアの批判的言語学者ファウラーとクレス、オランダのテキスト言語学者ヴァン・ダイクと並び称される「批判的言説分析」の功労者、代表的人物の一人である(Bell and Garrett 1998)。CDA は、そもそも 70 年代後半における「批判的言語学(Critical Linguistics)」による先駆的試みをルーツに持ちつつも、言語学を超えた隣接研究分野の知見を取り込みながら発展し、1980、90 年代を通じて西欧の社会言語学の領域におけるメディア言説の分析方法としてスタンダードの地位を確立してきた。

なお CDA の研究者たちの分析手法は各人多様であるが、言語利用を基礎付ける不平等な権力関係の発見・暴露、社会政治的支配の再生産と(支配に対する)挑戦の過程における言説の役割の解明といった共通の問題関心を有している。フェアクラフも例外ではなく、独自の分析ツールを開拓しつつこの共通の問題関心を深めようとしている。彼によると言語利用と権力の発動の間にある繋がりとは通常人々に自覚されているわけではない。詳細な言語の分析を通じて権力の働きを明らかにする志向性を持つがゆえに、「批判的」という言葉が分析の形容詞として採用されるのである。

²⁸ フェアクラフはフーコーの思想から社会分析にとって有益なエッセンスを慎重に抽出し「批判的言説分析」(Critical Discourse Analysis)の発展に役立てようとしてきた(例えば Fairclough 1992:37-61)。人文系の思想色が強いフーコー的言説分析との違いを際立たせるために敢えて乱暴な特徴づけを行うなら、こちらは社会言語学の成果を踏まえた新しい社会調査方法論という趣が強い。

フェアクラフの *Analysing Discourse* は、人文・社会科学系の研究者全般を対象に社会分析の一方法論として(副題が *Textual analysis for social research*)言説分析が有効であることを紹介しており(Fairclough 2003)、より広い文脈で言説分析を発展させていこうとする強い志向性が伺える(著書の性格としてクリッペンドロフの『メッセージ分析の手法—「内容分析」への招待』と似ている)。すなわち、社会言語学において言説分析は思想的主題というよりは、社会調査方法論という性格が強いと考えるほうが誤解が少ないように思える。フェアクラフについてはこうしたマニュアル化の作業よりも社会言語学者としての見識を自在に活かして政治現象を読み解いている Fairclough (2001) のほうが断然興味深い。またフェアクラフはフーコーの言説分析が内包する根本的な「言語学批判」と正面衝突することを回避しているが、この点本研究の観点からすると物足りない。マルクスの『資本論』が経済学批判であったように、フーコーの言説分析は明らかに言語学批判としての性格を強く持っている。フェアクラフ論は本論文の結論部で提示した人文思想と社会科学の間にある「論理的断崖」を考える上で重要な主題といえる。本論で提示した言説分析の説明はその意味において本研究における「暫定的な解」であることをお断りしておきたい。

前節ではメディア・フレーム論を「リアリティ」論へ批判的に再構成する作業を試みた。「リアリティはいかにして構成されるか？」という問いに対する経験的分析に有益な成果を示してきたフレーム論の理論的意義は、「フレーム・スタディーズ」の可能性を模索する人々にとって今日必ずしも理解され、共有されているわけではない。フレームという言葉ばかりが大事だと思込んでいる研究とは一線を画す必要がある。そのためにはフレーム分析があくまでも「リアリティがいかにして構成・構築されるか？」という問いに対するひとつの解に過ぎないという理論的評価を与えることが必要である。

さて、以上の「リアリティ」論として再構成された理論的視角から、第2章以降では戦後日本の社会問題報道を事例として具体的な分析を行っていく。そこで事例分析を進めていくにあたって、いくつかの点に言及しておきたい。

ひとつは、事例研究を実際に進めていくにあたっては、メディア・テキストを丁寧に読む、テキスト密着型のジャーナリズム論であることを重視したい。もちろん、テキストを丁寧に「読む」とは一体どういうことなのかは厳密に、理論的に考えようとするれば、これは大問題である。

テキストという概念についてもフレームと同様の考察が必要であろう。今日メディア・スタディーズの多くの教科書にはテキスト分析の方法が分かりやすく示されており、マニュアル化が大いに進んでいる。しかしテキストという言葉からそのまま特定の決まった分析方法を連想するという状況はおそろしく有害であるように思える。

なぜならば、「テキスト」という概念もまた本来的には疑うための方法を意味するものだからだ。テキストと正面から向き合う目的は、一般的には「常識」や権威的解釈を疑うために「常識」の網の目から抜け落ち零れている小さな「差異」をテキストの中に見出すためである²⁹。それは文学研究のためであろうが、ジャーナリズム論のためであろうが基本的にはかわらない。自らの思

²⁹ テキストの概念について本研究は思想家・柄谷行人が数多くの批評を通して示している思考の身振りから大きな影響を受けている。柄谷は例えば『マルクスその可能性の中心』（講談社学術文庫、1990年）においてマルクスの著書をどう読めるかという課題の中に自らの思想的表現の可能性を賭けてみせた。その際に彼は、マルクスを知るためには『資本論』を熟読すればいい、ただそれだけのことであるのに、多くの人はそうしないと重要な指摘を行っている。ここでは、いわゆる「マルクス主義」と呼ばれたマルクスのテキストをのみつくす意味体系の呪縛をどのように振りほどくことができるかという問題が考えられている。

そこでひとつの方法として掴み取られているのが、「マルクスはいかに読んだのか？」という観点である。「資本論は古典経済学に対するマルクスの読解であって、それ以上でも以下でもない」（16頁）という柄谷の指摘は、テキストの読み手としてのマルクスに注目することで、マルクス主義の背後にあるキリスト教とプラトニズムというテキストの読まれ方を支配する大きな意味体系の網の目から抜け出そうと試みている。

通念や常識をいかにして内側から食い破ることができるか、その突破口は「常識」からのわずかな差異をテキストの中にどれだけ読み取ることができるかにかかっている。批評とはその小さな差異を新たな価値の創造へと結びつける挑戦的な試みであるといつてよい。

いずれにせよ常識、通念を破るためにこそテキストを読むのだということを本研究は柄谷から教えられた。それは分析方法のマニュアルの如きものではなく、柄谷が持続的に執拗に考え続ける身振りとしてテキストの読み方を示し続けることによって伝わってくるものであることが決定的に重要なのである。

考を支配している不可視の前提を相対化するためにこそ「テキスト」に向き合うというのに、その方法がマニュアル化されるとは一体どういうことだろうか？

結局のところ、フレーム分析といおうが、テキスト分析といおうが、人間の生きる社会的世界の底なしの意味の可能性、多義性と直面することの根源的な恐怖感が研究者の思考にブレーキをかけるのである。無限の意味の可能性と直面し当惑するがゆえに、複雑性を縮減³⁰する行為を正当化するための色々な理屈を持ち出して、一体何から考え始めればよいのか途方にくれるという状況から安全に救出してくれる方便をわれわれはいつも求めており、その方便によって常に自ら欺かれているに過ぎないのだ。

フッサールの現象学が目指したのは、結局のところ、ものを考えようとする人間が自らを欺く方便によって自らの視界を遮らないように考えを深めていくにはどのような道筋を辿っていく必要があるのかを考え抜くことに他ならなかった。それは彼にとって哲学という言葉が意味することとはほぼ同義でもあったともいえる。彼はデカルトの偉業の意味について論じるなかで次のような印象深い言葉を残している。

真剣に哲学者になろうとする人は誰でも、「一生に一度は」自分自身へと立ち帰り、自分にとってこれまで正しいと思われて来たすべての学問を転覆させ、それを新たに建て直すよう試みるのでなければならない。哲学ないし知恵とは、哲学する者の一人一人に関わる重大事である。それは自分の知恵とならねばならず、普遍的に探求されるものでありながら自ら獲得した知として、初めからそしてその歩みの一步一步において、自らの絶対的な洞察に基づいて責任を持てるような知、とならねばならない。このような目標に向かって生きる決心によってのみ、私は哲学者となるのだが、もしこのような決心をしたなら、それによって私は、まったくの無知から始める道を選んだことになる。ここでは明らかに、真正な知に導いてくれる前進の方法をどうしたら見出すことができるか、について考えることが第一である。したがって、デカルトの行った省察は、デカルトという哲学者の単に個人的な事柄を目指したものではなく、ましてや、ただ印象深い文学的形態をもって最初の哲学的基礎付けの叙述を目指したものでもない。それはむしろ、哲学を始める者それぞれに必要な省察の原型を表しており、そこからのみ哲学は根源的に誕生することができるのだ(Husserl 1950=2001: 19)。

大事なことは、このすべての学問を転覆させようとする途方もない試みを、たとえささやかながらでも自分の研究分野で試みる覚悟を決めることだ。そうすれば、「テキスト」という概念も同じように「疑う」ための融通無限な「方法」であることが見えてくるはずだ。

³⁰ この用語はもちろん社会学者ルーマンによるものであり、彼がリアリティ論の要点を的確に把握し、マス・メディアのリアリティという重要な主題に正面からいち早く取り組んでいることは注目に値する。ただしシステム論の文脈を離れた一般的な知見や洞察という点においてどの点に斬新さがあるのか、正直筆者の現時点における理解でははかりかねるため、この論文の中では取り上げることを避けた。

2. テキストと「濃密な記述」

最後に、本研究はメディア・フレーム論を換骨奪胎してリアリティ論として再構成することを試みた。その際にメディア表象、テキストという人文学系の思想から多くを学ぼうとしている。つまり、マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論という社会科学の領域において発展してきた研究を批判的に再構成する作業を、人文学の手を借りながら遂行しようとしている。この道筋を辿る者は誰であれ、学問的方法論における根本的な断絶、容易に解消しきれない学問観の相克の問題に直面しなければならない。

特にテキストを読むという考え方に示される人文学的姿勢を大胆に取り込む場合、社会科学が要請する「観察の信頼性」という問題は頭の痛い厄介な問題として残り続ける。

本研究は従来の内容分析が絶対視してきた「観察の信頼性」という学問的価値を必ずしも第一義的なものとし³¹ない。誰がやっても同じように読めること、つまり読解の「再現可能性」を「観察の信頼性」を担保する重要な手段と考える「内容分析」の立場が、本研究の想定するジャーナリズム研究にとって必ずしも有益なものとはみなさない。

ここで直面している問題に究極の解答を出すことは本研究の能力と守備範囲を大きく超えることになるが、敢えていえば、問われているのは科学的観察に基づく説明/記述のリアリティの強度の問題であろう。「再現可能性」を担保することによって説明/記述のリアリティの強度を確保することは確かにひとつの有力な方法ではあるが、オールマイティではあり得ない。対象の意味構成が複雑になればなるほど「再現可能性」を担保することは調査手続きにおいて事実上不可能なものとなっていく。その結果、内容分析は社説記事を「賛成」「反対」「中立」に分類するといった作業に自己限定を行なう(Merton 1949=1961:409)。こうした分析を無意味

³¹ 近年フレーム分析は「内容分析」的であることが普通である。つまり、いかにして記事や映像から「再現可能」な形でフレームが抽出できるかということに関心が寄せられてきた。内容分析は「観察の信頼性」を重んじ、再現可能な調査手続きの確立を目指す。フレーム分析においても同一の記事や映像から誰がやっても同じフレームが抽出できるような調査手続きの公式化が目指されてきた。

フレーム分析の研究が進めば進むほど、抽出されるフレームの種類は収斂するどころか一層雑多な様相を呈してきたため、観察者による「恣意的な観察」であるかのようにみなされることを強く懸念する研究者たちは、調査手続きの公式化により一層強い関心を示してきたともいえる。いずれにせよ、あまりに多彩な種類のフレームを同一のテキストから抽出可能であるという事実はこの研究領域における弱点としてみなされてきたことは間違いない。

そのせいもあって雑多なフレームの種類を整理し仕分けするアイデアはしばしば研究者の関心を集めてきた。例えば争点特定型のフレーム(issue - specific frame)と包括的フレーム(generic frame)の区別は有益な区別として重宝されている。争点特定型のフレームは、特定の社会問題と報道の関わりを研究する人びとが自分の選択した社会問題がいかに語られているのかを明らかにする目的で用いられる。これに対して包括的フレームは、特定の社会問題に深入りせずに事例横断的に適応可能なより一般性の高いフレームである。「エピソード型フレーム」と「テーマ型フレーム」(Iyengar 1992)、「争点型フレーム」と「戦略型フレーム」(Cappella & Jamieson 1997)、さらには「経済フレーム」、「対立フレーム」、「無力感フレーム」、「人間への影響フレーム」、「道徳性フレーム」(Neuman, Just, & Crigler, 1992=2008)のようなものを具体例として挙げることができる。

であるとは言わないが、かつてマートンが指摘したように「観察の信頼性」を優先するあまり研究を始める動機となったはずの「理論的重要性」が放棄されてしまう(同 409)という本末転倒の事態は回避したい。したがって内容分析が常にこのレベルの単純さしか対象にできないというのであれば、「社会的意味」の複雑な構成について考察を加えようとするジャーナリズム研究は、異なるアプローチを探るしかないだろう。

事件や出来事の「社会的意味」が定義される過程を「リアリティの構成・構築」の過程として分析するジャーナリズム研究にとっては、クリフォード・ギアーツのいう「濃密な記述 (thick description)」³²(Geertz 1973=1987) が目標とされるべきであると考えられる。つまりジャーナリストが事件や出来事に対する社会的意味を構築していくその文脈を丁寧に多層的に描いていくことを目指すべきであり、リアリティの強度を高める記述の豊かさに学問的価値を見出したいと考えている。

無論「観察の信頼性」を第一義としないという選択は、不正確な資料の読み方や論理の飛躍を許容するものではない。また曖昧な文学的比喻を弄んで何かを読み解いた気になるという緊張感にかけた研究に安住するための方便であってもならない。記述の濃密さを学問的価値として選択する以上、意を尽くさない説明や表現の乏しさは批判の対象となるであろうし、「濃密な記述」という質的方法を選択した場合に「観察の信頼性」の問題がなくなるわけではない点は留意しておく必要がある³³。

³² この用語は通常「厚い記述」と訳される。ただギアーツの『文化の読み方/書き方』を翻訳した森泉は、次のように述べて「濃密な記述」という訳語を提案している。ここでは森泉の提案に賛同し、「厚い記述」という訳語を使用することを避けた。

…「厚さ」というと「かさ」や「分量」を連想させがちで、ギアーツがこの語に含意させている…民族誌学的記述のもつ意味論的な構造的性、成層性、質的なものからずれるきらいがあるので、むしろ「濃密な」という訳語を提案したい(森泉 1996:264)。

³³ 学問にはそれぞれ固有の「観察の信頼性」問題の形があるように思える。自然科学と文学はまったく異なる原則に従っているようにも思えるが、認識の妥当性を究極のレベルで保証するものはいったい何なのかという問いは、どんな学問においても考え抜かれる必要がある。フッサールの現象学はこの点を集中的に考えようとしたものであったことは間違いない。本論で言及しているギアーツが専門とする文化人類学においてはこの「観察の信頼性」の問題が、観察対象者との信頼関係の問題とセットで考えられており大変興味深い。

文学の領域においてはこれらとはまた大きく異なる問題一己の「自己欺瞞」を自己点検するための「正直さ」が大きな主題ともなり得る。柄谷行人は「自作の変更について」という文章において吉本隆明と小林秀雄を対比させながら文学者としての「正直さ」の形を主題にしている(『意味という病』講談社学術文庫、1989年、所収)。吉本は自分の書いたものを事後的に一切修正しないのに対して小林はやたらと手を入れて修正する。両者は非常に対照的であると同時にそれぞれの態度は著しく徹底されている。両者を比較しながら柄谷は次のようなことを述べていく。

「吉本氏は日々の一步一步に全存在をかけており、そのつど『正直』であろうとし、また、やってしまったことは絶対的だと考えている。…吉本氏の姿勢には何か絶対的なもの、ただの他者ではなく絶対的な他者への意識がひそんでいる。こういうことは、当人の信仰とは何の関係もなく、その精神の姿勢においてかえって本質的に示されるのである。つまり、私は言表されることがけっしてない、いわば潜在的に存する「信念」をいっているのだ。そして、吉本氏がひとに与える影響のうちでもっとも本質的なものは、このような信念であり、そこにある苛酷さである。…中略…私は吉本隆明

ジャーナリズム論が「濃密な記述」という方法を選択することのメリットは、既存のニュース生産の社会学の研究成果に照らし合わせる時、より鮮明なものとなるだろう。吉本隆明の言語論やアルフレッド・シュッツの現象学的社会学の成果に依拠しながら『言語としてのニュー・ジャーナリズム』、『ニュース報道の言語論』などジャーナリズム論の新しい可能性を切り拓いた玉木明は、ジャーナリズム論の課題が経験的ジャーナリズムと社会的ジャーナリズム論の乖離をいかに埋めることができるかという点にあると指摘している(玉木 1992:275-6)。ここでいう経験的ジャーナリズム論とは、現場経験を持つジャーナリストが自らの経験を反省的に語るもののことをいう。他方で社会的ジャーナリズム論とは構造的な問題に注目し、ジャーナリストの経験にほとんど考慮を払わないタイプの研究のことを指している。玉木はジャーナリストの個人的経験のみに拘泥する議論も、現場の経験に一切配慮しない研究も十分とはいえないと指摘している(同 275-6)。

テキスト密着型のジャーナリズム論は、メディア・テキストと事件や出来事の「社会的意味」を関連付けるにあたって様々なテキスト生産過程の力学を参照することができる。ジャーナリストの個人的な思想、情報源から受ける影響、ニュース取材の職業的慣行、組織が有する資源、媒体の特性、社会的に広く共有されている規範や価値意識などテキストの社会的意味に影響を及ぼす要因は多数存在するし、これらをどのように分類するのがもっとも適切なのかをめぐっても多様なアイデアがこれまでの送り手研究、ニュース生産の社会学、メディア言説の研究などで蓄積されてきた(Hall 1982, Davis 1985, Shoemaker & Reese 2013)。

すなわち、テキストを「読み」ながら事件や出来事の「社会的意味」がいかに構成されたのかを分析する作業は、こうしたメディア・テキストの生産に影響を与える生産過程の力学を然るべき文脈に多層的に割り当てて記述していくまさに「濃密な記述」の実践に他ならない。テキストの生産に関わる多様な要素をどのような文脈に割り当てていくべきかを判断し細やかに記述していく的確な距離感³⁴が求められるのであり、その記述のための社会的文法を研究者ひとりひ

や小林秀雄のように、“絶対者”をもたない。・・・おそらく私は不徹底であるほかないが、『正直であること』の本当の困難は、どんな意味でも“絶対者”が存在しないところにこそあるのだと思う。そしてそこにおいても、われわれは徹底的でありうるし、そうあるべきだと考えている。」(柄谷 1989: 304-7)。

おそらく本研究が自らの学問的方法論について、この議論の水準にまで考察を突き詰めていくことができなければ、第5章で取り上げた石牟礼道子の『苦海浄土』の意義を本質的に理解することは不可能であると思われる。

³⁴ こうした多層的な記述に際してジンメルが『社会学の根本問題』において示した洞察は有益な示唆をもたらしてくれるであろう。ジンメルは「**実在するのは個人だけで、社会などの個人の集合体に関する認識は単なる思弁的な抽象観念に過ぎない**」という主張に対して力強く説得的な反論を行い、社会学の学問的意義について雄弁な主張を展開した。ジンメルはベイトソンより先にカントの認識論を巧みに消化しながら、**実在するものそれ自体は、科学的認識の領域に入り込むことはできない**と重要な指摘を行う。個人こそが実体の伴った現実であり、「社会」というものは抽象的な観念に過ぎないという主張が単なる誤謬に過ぎないと指摘するのである。「社会」と同様、「個人」もまた人間が観察を行う上で依拠する「範疇」に過ぎないと。両者の相違は実体と観念の違いでは

とりが観察対象の固有の問題の形と真剣に対話しながら模索していくことが求められているのである。

なく、観察者が構成する「範疇」の違いであり、その違いは距離によってもたらされる。以下、極めて印象深いジンメルを直接引用しておこう。

「私たちが或る物体を2メートル、5メートル、10メートルの距離から見ると、そのたびに、物体は違った姿を見せるが、それぞれの姿は、或る意味において、また、或る意味においてのみ「正しい」可能性があり、また、或る意味において誤りである可能性もある。例えば、眼を極度に近づけて見た絵の微妙な細部を、数メートル離れたところからの眺めに嵌め込んだら、眺めはひどく乱れた歪んだものになるであろう。…人間存在の或る領域の「近く」へ行くと、各個人が他の個人からハッキリと区別されて見えて来るけれども、観点を遠くへ移せば、個人そのものは消えて、独特の形態及び色彩を帯び、認識及び誤解の可能性を含んで「社会」というものの姿が浮かび上がって来る。…ここに存在する差異は、単に異なった認識目的の間の差異であって、それに応じて、距離の取り方が違うのである。

……個人の諸現象を認識すれば直接の現実が掴めるなどというのは決して真実ではない。即ち、この現実というのは、先ず、多くのイメージの複合体として、次々に起こる現象という形で与えられているものである。私たちが、この唯一の真に根源的な所与を諸個人の運命に分解し、現象という単純な事実を一人一人の主体に還元し、それを謂わば交叉点としての主体のうちに集めるのも、これまた直接に与えられた現実を後から精神的に構成しているわけで、ただ、長い間の習慣のため、この構成が全く自明のものであるかのように、物それ自身の本質に属するかのように行われているに過ぎない。」(Simmel 1917=1979:18-9)

第2章 メディア・フレームとメディアの権力

—*The Whole World is Watching*を読む—

第1節 問題の所在

本章の目的は社会学的なメディア・フレーム論の先駆的研究として知られる米国の社会学者トッド・ギトリンの *The Whole World is Watching* を読み直すことによって、「マス・メディアの権力」に関する示唆を得ることにある。それは端的に言って公的言論空間において「常識」が再生産される過程への理解を深めることと同義といえる¹。

彼の著書 *The Whole World is Watching* はベトナム反戦運動が社会的に注目を集めるようになる1960年代中盤から後半にかけて、ニューヨーク・タイムズ、CBSというアメリカの有力メディアが、ニューレフトと呼ばれた「民主社会を求める学生同盟」(SDS)の運動を一貫してネガティブに報道し続けた事実注目したものである。

SDS は60年代学生運動の中心的位置を占める存在であり、最盛期にはアメリカ全土に「数万のメンバー、数百の支部、数百万の支持者」を擁する規模の大きな運動体であった(Gitlin 1987=1993:12)。ギトリン自身もアメリカ・ニューレフトの運動家として著名なトム・ヘイドン²などと同じ SDS 第一世代に属する人間であった。ギトリンは SDS が60年代の終わりとともに崩壊していくプロセスを当事者として経験し、この SDS 崩壊のプロセスにマス・メディアがいかに関わっていたのかを明らかにしようとしたのである。

ただし、彼がニューレフトの運動から足を洗ってアカデミズムの道に入り、博士論文の題材を求めてメディア研究を開始した70年代中頃の時点では、マス・メディアと社会運動の関わりを批判的に分析するための理論的枠組みがほとんど存在しなかった(Gitlin 2002:xv)。そのためギトリンは英国のR・ウィリアムズや S・ホールなどからネオ・マルクス主義の思想を摂取しつつ、H・ガンス、E・エプスタイン、G・タックマンなど米国の経験的ニュース社会学研究の成果を踏まえ、社会学的フレーム理論を援用することによって *The Whole World is Watching* をまとめあげ、カツとラザースフェルドがつくりあげた「支配的パラダイム」を鋭く批判することになったのである(Gitlin1978)。

彼の「支配的パラダイム」批判が説得的的を射たものであることは、批判を受けたカツ自

¹ ニック・クドゥリーはメディア社会学におけるイデオロギー論的テキスト分析が想定する権力の考え方の不十分さを指摘しているが(Couldry 2000:8)、こうした点を自覚しながら、権力論として現在においても意義を持ち得るギトリンの著書の成果を再評価すると表現するほうが正確かもしれない。ただし、ギトリン自身は「メディアの権力」という表現を積極的に用いているわけではない。彼の議論を「メディアの権力」の研究の文脈で重視しているものに、アルセイドやマックラフの研究がある(Altheid 1985, McCullagh 2002)。

² 第一世代の中核メンバーであり、SDS の政治思想を宣言した文書として知られるポートヒューロン声明の起草にも中心的に関わった。C・W・ミルズから大きな影響を受けたことでも知られる。なおヘイドンは、女優ジェーン・フォンダと結婚したことで有名であり、後にカリフォルニア州上院議員となる。

身も認めるところである(Katz 1985)³。こうして同時期に勢力を拡大してきたカルチュラル・スタディーズの一連の研究成果とともに、ギトリンの研究は1980年代において批判的コミュニケーション研究の重要な一角を占めるに至った⁴。

ただカツがやや鋭く反論したようにギトリンの研究は決してひとつのオルタナティブなパラダイムを強力に形成するような模範例にはならなかった。スチュアート・ホールが「エンコーディング/デコーディングモデル」を提示し、「意味づけの政治学」、「イデオロギーの再発見」などシンボリックなスローガンを掲げてカルチュラル・スタディーズという思想的運動の牽引者となったのと比べると、ギトリンはあくまでも孤立した思想家であったといえる。

日本ではギトリン自身がネオ・マルクス主義を標榜し、ホールから強い影響を受けていたこともあってカルチュラル・スタディーズに同伴する批判的メディア社会学の論客として理解されてきたように思える。こうした理解に特に大きな間違いはないが、本章ではむしろギトリンが孤立した研究者であることの積極的な意義について掘り下げて考えてみたい。

自伝的要素を強く含む大著 *Sixties* (『60年代アメリカ』疋田訳、彩流社)で彼は、自身がリベラルの思想的ゆりかごで育ち、人種差別問題やベトナム戦争などの経験を通してリベラルへの幻滅を深めながらラディカルな政治思想に少しずつ足を踏み入れていった軌跡を詳細に語っている⁵。最終的には危険な「自由主義的傾向」の持ち主との烙印(本論文末尾の参考資料1若き日のトッド・ギトリンを参照)を押されながら運動から離脱していかざるを得なかったギトリンにはやはりリベラルのゆりかごで育った柔軟さ、教条主義的な運動思想に染まりきらない部

³ ただしカツは同時に批判も忘れていない。彼はギトリンの著書 *Inside Prime time* の書評において「支配的パラダイム」批判の意義を認めつつ、ギトリン自身の研究からオルタナティブなパラダイムが生まれてこないことを指摘している。

⁴ ただし「批判学派」という場合、フランクフルト学派やカルチュラル・スタディーズの研究が中心的に議論されることになるため、ギトリンの名前が登場しない場合も多い(Rogers 1982、佐藤1986)。

⁵ そうした自伝的記述から強く印象付けられるのは、彼が名門ハーバード大学に通いながら時にホワイトハウスの関係者とも熱心に議論をしながら思想形成をしていったという事実である。

彼が敬愛して止まない運動の同志であったトム・ヘイドンにまつわる興味深いエピソードがある。『イデオロギーの終焉』や『脱工業社会の到来』などの著書で知られる20世紀を代表する社会学者ダニエル・ベルはニューレフトの旗手であったヘイドンが実は一度自分のもとを訪ねて来たことがあり、同じ社会学者のチャールズ・ライト・ミルズのもとで学ぶか、ベルのもとで学ぶか悩んでいたことを紹介している(Dorman2000:133)。政治思想でいえば、ベルは終生一貫してリベラル・デモクラシーのイデオログであることを貫き、米国のデモクラシーを擁護し続けた人物であった。これに対しミルズはパワー・エリートに支配される大衆社会へと変質した米国にはトクヴィルが描いたような古き良きデモクラシーが失われたとして鋭い批判のメスを入れ、晩年にはキューバ革命を理想化するまでに至った。

つまりベルとミルズは思想的に言えば最終的に大きく隔たることになるが、1960年代の幕開けの時点ではまだニューレフト予備軍の若者がその選択を悩むことができたのである。ギトリンの思想もヘイドンとほとんど同じ軌跡を描いているといってよい。ギトリンはベルの『イデオロギーの終焉』についてこれから自分のイデオロギーを構築しようと意気込んで政治を学び始めたところで、いきなり「終焉」を宣言されて俄然納得がいかなかったと強く否定しているが(同 135)、ベルの『資本主義の文化的矛盾』を自分の議論の中に巧みに取り入れている。

分がある。この点メディア社会学の研究者となった後においても変わることがなく、彼の研究を一方的なメディア告発の書⁶として読むことは適切ではない。

これは彼自身が実際に不満として漏らしていることでもある。確かに、*The Whole World is Watching* が提示している議論の構図は一面において極めてシンプルである。それはメディアの無理解、冷淡で嘲笑的な報道は、ニューレフトの運動が挫折していった大きな原因であったというものである。事実、ギトリンは悪意を感じさせる報道例を取り上げて、憤りの言葉を口にすることもないわけでない。

しかし、彼はマニ教的善悪二元論で書いたつもりはないと述べている(Gitlin 2002:xxi)。彼の著書を熟読すればそれが嘘でないことは一目瞭然である。ギトリンの著書は、マス・メディア批判とニューレフトへの自己批判を同時に含んだ優れた同時代史として読まれるべきである。

一見して分かりやすい議論(=マス・メディアの権力性批判)の枠組みを表面的に維持しつつも、その枠組みが深い奥行きを持ち、その中に皮相的な世代論を突き抜ける豊かな思考の鉅脈が垣間見えるのである。すなわち、彼はニューレフトの若者たちの稚拙さや性急さが生み出した躓きをひとつひとつ辿り直しながら、われわれが皆与えられた歴史的環境の中を生きる以外に選択肢を持たず、深い挫折を経験した者が何かを語ろうとするのであれば、ただその挫折を導いた歴史の大きな流れとその中で自分がどのように生かされていたのかを冷徹に再把握する以外の選択肢を持たないという事実を読む者に教えているのである⁷。

このことは彼の著書を「メディアの権力」という文脈で読み直す際にも示唆的である。マス・メディア批判とニューレフトへの自己批判を同時に含んだ記述を支えているのは、それぞれの組織双方についての詳細な分析である。ギトリンの著書を読むことで、われわれは「メディアの権力」が送り手から受け手に一方的に押し付けられることによって行使されるのではなく、メディアと社会運動が相互に依存し合う関係性の中で生まれてくるものであることを明確に理解で

⁶ そもそも60年代を大学生として過ごすことのなかった後続世代の人間にとって、ニューレフトと言おうが新左翼と言おうがその末路を思えば無条件に共感することは難しく、「ニューレフトにマス・メディアを事後的に告発する一体どのような資格があるのか？」と率直な疑問を抱く人も少なくないであろう。当事者たちがどれほど擁護しても仲間の一味が爆弾を製造していたような運動組織に対して当時のアメリカの有力メディアがネガティブで冷淡な態度をとり続けたことは驚くにあたらない。むしろ真っ当な反応を示したものだと思えるべきではないのか？それを「メディアの権力」として批判的に分析するというのは、研究の体裁を取ったただの自己弁護、責任転嫁でしかないのではないのか？ギトリンのテキストはこうした後続世代の冷たい疑問に徹底して晒される必要がある。そして本研究は、彼の著書がこのような懐疑の視線の中に置かれてなお生き残る価値のあるものかを検証した上で始められた。

⁷ もちろん以上のようなマス・メディア批判とニューレフトへの自己批判の双方を同時に含み込む内容を想定すればこそ、ギトリンは「ヘゲモニー」という概念を重んじたのであった。支配への同意が調達される社会的力学に注目するこの概念は、支配者と被支配者の間の価値観に基づく積極的な相互作用を通して形成される「常識」が、支配を正当化することを論じるものであった。つまり本章が注目するような SDS を排除した「常識」の形成過程に SDS 自身も参加していた側面を説明する概念であることが非常に興味深い。

きるようになる。

このメディアと運動組織の相互依存関係を的確に分析する上で、メディア・フレーム論は非常に有益であると思われる。フレーム分析のパラダイムについていえば、「メディア効果」の機械的で決定論的なモデルを退けようとする構築主義的パラダイムの台頭が意味するところは大きい。「共通の知識」「常識」が形成される複雑なプロセスに眼を向ける構築主義においては、権力者が知識形成のプロセスを一元的に支配するという発想を支持しない。つまり告発一辺倒型の権力論は構築主義的発想の圏内では一旦宙吊りにされてしまう。その上でより複雑な知識の社会的構築の過程を思考の中に組み込んでいくことを要求されるのである。

その結果少なくとも、批判的社会理論は、議論をより洗練させていくことを要求されるようになるだろう。また「マス・メディアの権力」を記述する社会学的文法も一定の複雑さを要求されるようになるはずである。

以下においては以上のような問題意識を踏まえながら *The Whole World is Watching* を読み直していく。その上で、ギトリンのメディア・フレームの概念が「マス・メディアの権力」をどのように記述していたのかを明らかにしていきたい。最後の結論部分ではそれらの成果を踏まえた上で「常識」概念がジャーナリズム論にとっていかなる意味において重要であるかについて手短な考察を加えたい。

第2節 メディア・イベントとしての1968年シカゴ事件

ギトリンが *The Whole World is Watching* で追求した中心的主題は、SDS が崩壊していく過程にマス・メディアがどのように関わったかという点である。メディア・フレームの議論は、あくまでもこの大きな主題の中の重要ではあるが一部をなすものに過ぎない。

SDS 崩壊の直接的な原因は、大学という限られた社会領域に足場を置いているだけの学生運動が革命を性急に目指して暴力的な傾向を強めたがゆえに、社会から浮き上がり、FBI や警察からの厳しい取締りに直面したことにある (Gitlin 1980, 1987=1993)。したがって問われるべきは、なぜ SDS がそこまで革命幻想に衝き動かされるほどに急進化することになったのか、その急進化の力学にメディアがどのような形で関わっていたのか、そのメディアの関わりをメディア・フレームの概念でどのように把握することができたのかである。

以下でそれぞれギトリンのメディア・フレーム分析を検討していくが、ここではその前にギトリンの著書を理解する上で避けて通れない1968年シカゴ事件について触れておきたい。シカゴ事件は、テト攻勢、キング牧師、ロバート・ケネディの相次ぐ暗殺事件などと並んで1968年を象徴する出来事であった。つまり陰惨な暴力がブラウン管を通してアメリカ国民にたびたび伝えられ、米国民の中にあつた政治的コンセンサスが激しく引き裂かれ、政治意識の分極化が進んだ1968年を象徴する事件であった。そして SDS が当時の米国社会でどのように見られていたかを理解する上で、これほど顕著な証拠を示す事例も他にないと思われる。

この年シカゴで開催された民主党大会に際して、ベトナム反戦を訴える SDS 若者たちと

警官隊との間に派手な衝突が起きた。特に8月29日水曜日、シカゴ市内のヒルトンホテル前で警官隊が情け容赦なく制裁の暴力をふるった衝突劇は、テレビの生々しい映像を通して国民に伝えられ強い反応を生んだ。渦中にいたジェリー・ルービンの描写を引用してみよう。

「こっちだ！こっちだ！」と誰かが叫んだ。「この橋は警備がないぞ」・・・ぼくらは無防備な橋を渡り切り、ヒルトンの玄関前になだれ込んだ。ミシガン街をいっぱい埋め尽くした。テレビの照明が暗い通りを世界のブロードウェイといったようにアカアカと照らし出す中で、警官隊は催涙ガスを発射し、記者を殴りつけ、小柄な老婦人たちを商店のウインドーごしに突き飛ばし、顔をぶつつぶし、ぼくらを全滅させようと総攻撃をかけてきた。イッピーはバリケードを築き、火を放ち、囚人護送車をひっくり返して、道路という道路を徹底的に破壊した (Rubin1970=1971:265)。

テレビカメラはこの一連の様子を全米に伝えた。警官が棍棒で若者をめった打ちにする場面、顔面から流血おびたらしい若者が仲間を支えられながらよろめき歩く姿、打ちのめされた若い女性が泣き叫ぶシーンなどが生々しく撮影され放映された。ギトリンが著書のタイトルに用いている言葉は、学生たちがこの容赦ない暴力に対して、テレビカメラを意識しながら連呼したフレーズ「世界中が見ているぞ！」(The Whole World is Watching!)⁸である。

この象徴的なフレーズが示唆するように、映像の中で起きている事件はそもそも自然発生的な出来事ではなかった。マス・メディアが早くから注目する中で事前に計画され、準備され、周到に考えられたメディア・イベントだったのである。この予言の自己成就的メディア・イベントがいかにも実現したのかは極めて興味深い。

まず取り締まる側が事前の段階で相当に強硬な姿勢で臨むことを社会的にアピールしていた。デイリー・シカゴ市長の指示によって警察12000人が交代で24時間態勢を敷き、5000から6000人の州兵が動員され、陸軍部隊6000人が火炎放射器、バズーカ砲、銃剣を装備して郊外に駐屯するという過剰とも思える警戒態勢が敷かれた (Gitlin 1987=1993:454)⁹。このことが事前の報道を通して広く知らされていたので、穏健派の反戦学生たちは「家にいるように」という指示のもとこの場に参加することを敬遠するようになっていった (Rubin1970=1971:

⁸ 1968年8月29日当時のテレビ映像は、現在 Youtube などのネット上で視聴できる。またシカゴ出身のロックバンド Chicago の初期の作品「流血の日」冒頭にはこの時のフレーズが収録されている。この1968年は世界的にみても、パリの5月革命、チェコの「プラハの春」が起きた年であり、日本でも全共闘による東大紛争、日大紛争が発生した騒然とした1年であった。

⁹ さらに取り締まる側は、武装を固めたばかりでなく、反戦運動の暴力行為を視聴者に印象付けたいと考えて潜入捜査員を若者の間に紛れ込ませていた。シカゴ騒動から10年後の1978年、CBSは民主党大会が開催されていた期間、デモ参加者の6人に1人は潜入捜査員であったこと、デモ参加者がテレビカメラの前で警官隊に激しく攻撃された日には少なくとも200人の捜査員がその場に紛れ込んでいたという報告を陸軍関係筋からの情報として伝えた (Gitlin 1980:188-9)。ギトリンはこれがあきらかに誇張された数字であるとしながらも、たとえ少数の挑発者でも微妙な状況下では大変な意味を持つと指摘している。

258)¹⁰。そもそもデリー市長は、キング牧師暗殺によって発生した黒人暴動のさなか「撃て、殺してもかまわぬ」と命令を下した逸話の持ち主であり、デモ参加を考える人間にとって恐ろしい相手であった(Gitlin 1987=1993:451)。

しかし、この危険な雰囲気をもろ好機と捉える戦闘的な若者たちが少なからずいた。乱闘必死の現場となることが事前に予想されたがゆえに、敢えてそこに飛び込んでいくことに意義を見出す人間だけがスクリーニングされることになったのである。

この時期 SDS の中には「分極化」を推し進めようとする戦略的意思が存在した。ギトリンは1967年の段階でトム・ヘイドンが語った次のような内容を強い印象とともに記憶している。

対決しなければだめだ、国民を分裂に持ち込まなければ・・・戦争をやめさせるには、どうしても対決と分裂に持ち込むほかない。そうすれば支配者層は一步も退くまいとむきになるだろうし、これまで惰眠をむさぼっていた者でも理性ある人々は騒ぎに目覚めて、事の重大性に気づくだろうというのであった(同 405)。

後年トム・ヘイドンはこの発言の内容について、「国内の秩序維持に要する経費をつり上げて、コスト効率を唯一の基準にしている政策決定者の連中を追い込み、ベトナムから手を引かせる作戦...コスト計算しかない冷血の政策決定者に対してどれだけコストを強制できるか」を考えた末での戦略であったと解説している(同 405)¹¹。

報道関係者もテレビカメラの存在がデモを過激化させている事実を報道関係者も重々承知していた。ギトリンによると、1967年、ニューアークとデトロイトで暴動が起きた後に司法省はFCCの代表同席のもと報道局の幹部を招いて人種暴動を報道する際のガイドラインが必要であることを議論している(同 212-3)。報道関係者の中にはテレビが社会統制の道具として機能することには断固反対しなければならないと感じた者もいるようだが、キング牧師暗殺事件とシカゴでの騒動が相次いだ1968年、三大ネットワークは自主的に暴動を報道する際の独自のガイドラインを採用するに至った(同 213)。例えばCBSのガイドラインでは報道スタッフに対して「最高の絵を撮ること、もっともドラマチックなアクションを撮ることが必ずしも最高の報道を生み出すわけではない」と指導している(同 213)。そして過激派の行動を助長するようなデモの生中継を差し控えるようになっていったのである。テレビは自ら煽り立てることになってしまった

¹⁰ ルービンは「デリー市長がおどし、ふれまわり、威嚇したので、人々の足が遠ざかってしまった」「中産階級の平和運動グループは声をそろえて叫んでいた『家に留まっている』と」「みんな、ワナだと思って怖気づいちゃっていたのだ」と説明している(Rubin1970=1971: 258)。

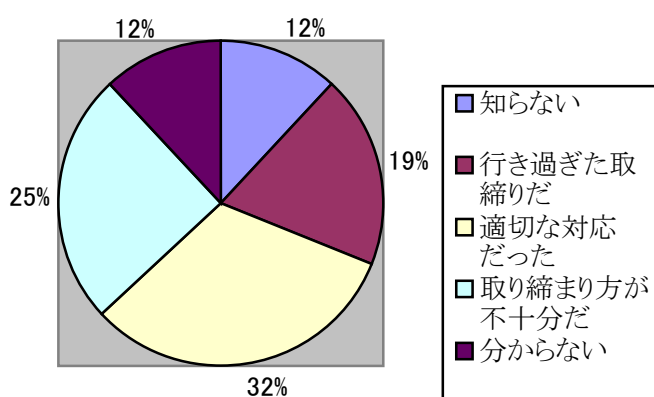
¹¹ こうした点から分かるように、SDSの過激派イメージはメディアがつくり出した部分も大きいのが、かといってメンバー大半が穏健な思想の持ち主であったわけではない。ギトリンのメディア批判を読む際の難しさがここにあるが、SDSに危険な匂いを感じて警戒したメディアの反応はあながち間違いはなかったのである。というのもギトリン自身がチェ・ゲバラやマルコムXをリスペクトし、「非暴力主義を軽蔑していた」と述懐しているように、SDSはもっとも知的で理性的な第一世代を含めて暴力革命に崇高な理想の極限をみるような信条の持ち主の集まりであった。

反戦運動が許容可能な範囲を超えて暴走し始めたことに気がつき、自らの力を注意深く制御しようとしたのである。

第3節 メディア・フレームと運動の自己定義

1. フレーミング装置の分析

図表4-1 シカゴ騒動・視聴者の反応¹²



「世界中が見ているぞ！」を叫んだ学生たちの狙いは、ひとつには、暴力をふるう警官隊の凶暴さを全米中に見せつけ、自分たちへの支持を得ることにあった。ギトリンはその時の思いを次のように語っている。

カメラが... デイリー(シカゴ市長)の手下どもがダン・ラザーやマイク・ウォーレスに暴行を働き、ウォルタークロンカイトが人柄に似合わず荒々しく警備の「暴漢」を非難

する姿を映しだしたことが分かったと、これにもぞくぞくするような満足感を覚えた。これを見れば、一般の人々も事態をわれわれと同じ目で、つまり警棒で殴られる側の目で見るとは思われない。腐敗した政治体制を守る警察の横暴ぶりが体制の信用を落とすものだと結論することは間違いあるまいと思われた。...うぶなわれわれには、テレビに映った襲撃の一画面でも見て、なお警察官を支持する者がいるなどとは常識では考えられないと思えた(Gitlin 1987=1993:470-1)。

しかし、この騒動についての世論調査の結果を通して見えてくるのは、警官を相手に暴れまわる学生たちを苦々しい思いでみているサイレント・マジョリティの姿である¹³。ミシガン大学が行った調査では、警官隊の取り締まりが行き過ぎだったと答えた人は全体の19%でしかなかった。反対に「適切な対応だった」と「取り締まりが不十分だった」を合計すると57%にも達するという結果が出た(Robinson 1970:2)。多くの方は、若者たちが人道的正義のためにけなげに闘っているとは思わず、社会を無用の混乱に陥れていると見て、むしろ警官隊の側を応援して

¹² 出典 Robinson(1970:2)より。

¹³ ロビンソンによると、ニューヨーク・タイムズも8月30日紙面で1000人対象の電話調査の結果、警官隊を支持する声が多数を占めたことを報道した。またCBSには番組関係者の事件解釈に対する抗議の手紙が殺到したという(Robinson1970:1-2)。現場にいたジャーナリストは巻き添えをくって警官隊に暴力を加えられる者もいたので、デモ参加者に同情的な報道を行ったが、視聴者の中にはこの報道の仕方に怒りを覚えた者が多数いたのである。

いたのである。

J・ムーラーはSDSやイッピーら若者の運動集団が一般視聴者にとって否定的準拠集団として機能していたと指摘している(Mueller 1973:164)。つまり最初から敵視された存在であったがために、視聴者の多くは自然と警官を応援することになった。ムーラーは過激派の反戦運動は世論への影響という点では逆効果の側面が大きく、もし過激派の運動がなければ、反戦世論はもう少しスムーズに増加していたかもしれないとまで指摘している(同 164)。ギトリンも当時の世論調査の成果を踏まえながら、自分たち SDS が「アメリカで最も嫌われる政治集団」となっていた事実を確認している(Gitlin 1987 =1993:471)。

一体なぜ彼らはここまで嫌われ者になったのだろうか？ギトリンは SDS の社会的イメージ形成を大きく左右したと思われる初期報道に注目して詳細な分析を行った。そこで登場してくるのがメディア・フレームの概念である。ギトリンがメディア・フレームの定義として提示した「シンボルを扱う人間が、言葉であれ映像であれ言説を規則的に組織化する際に依拠する認識、解釈、提示の持続的パターン、選択、強調、排除の持続的パターン」(Gitlin 1980:7)というくだりは多くの研究者によって引用されてきた。

このメディア・フレームの概念をテキストの分析としてどのように利用できるかについては既に第1章で取り上げているので詳しく繰り返すことは避ける。だが彼のメディア・フレームの概念は単なるテキスト分析の方法で終わるものではなく、彼の著書の中心的主題であるマス・メディアと社会運動の相互依存関係の文脈に引き寄せて検討することではじめてその全貌がみえてくるものである。また彼の分析にはこのメディア・フレームの定義から区別されるべき「境界線」の分析も含まれている。双方ともに有益な社会的意味分析の視座であり、その意義について詳細な検討を加える必要がある。ここでは彼のフレーム分析の要点について改めて手短かに確認しながら、これらの点についてさらに議論を深めていくことにしよう。

まず、ギトリンはSDSがマス・メディアに報道されるようになった初期段階、1965年の春と秋の報道を分析してメディアのフレーミング装置に図表4-2のような傾向があったことを取り出している。

この表をもとに第1章では、第一に、メディア・テキストを誰の立場から読むのかという問題の重要性を指摘した上で、ギトリンが既存の政治秩序に対する挑戦者の異議申し立ての「リアリティ」がメディア・フレームの中でどのように骨抜きにされ、弱体化されたのかを問題にしたことを論じた。

【 図表4-2 メディア・フレームの中のニューレフト運動 】

- ・瑣末化・・・運動参加者の用いる言葉、衣服、年齢など瑣末な事柄に注目して話題を矮小化
- ・両極化・・・極右やネオ・ナチなど反戦運動に対する対抗勢力を強調し、両者が「過激派」として同類であることを示す
- ・運動の内紛の強調 ・周辺化・・・デモが逸脱的で代表性に乏しいことを示す
- ・数字を用いた運動の否定 ・運動の効果を低く見積もる傾向
- ・政府関係者や他の権威による声明を信頼する傾向
- ・共産主義者が内部に存在することの強調
- ・運動が「ベトコン」の旗を掲げていることの強調 ・デモの暴力性の強調
- ・引用符を巧みに用いて当事者の言い分の正当性を暗に否定する
- ・右翼の反対活動に対して大きく注目する傾向

出典 Gitlin(1980)pp27-8 より。

また第二に、ギトリンの「フレーミング装置(framing devices)」(Gitlin1977, 1980)の分析を彼独自のテキストの読み方として位置づけ、その意義を明らかにした。そこで指摘したのは、理論的にいえばテキストの中のあらゆる要素がフレーミング装置として機能することができるという事実である。いわば非言語コミュニケーションが行われるとき、手や顔の筋肉が文脈に応じた動かし方ひとつで「親愛」のサインとなったり「軽蔑」のサインとなるのと同じように、メディア・テキストのあらゆる要素は社会的文脈に応じて多彩なフレーミング装置として機能することになる。その記号の意味作用を誰の立場から読むのかが肝心な問題であることを強調した。論説として明確に否定されるばかりでなく、一見事実を伝えているだけにみえる些細な記事においてもあらゆる記号的身振りを通して否定されていたことをギトリンは問題にしたのである。

さて、ここでまず注意しなければならないのは、彼はこうしたテキストの読解から浮かび上がってくる極めてネガティブなメディアの中の SDS イメージが一方的に運動を抑圧したという議論をしているわけではないという事実だ。彼のメディア・フレームの議論はあくまでもマス・メディアと社会運動の相互依存的な関係性に照準を当てている。

端的にいえば彼の分析はニューレフト第一世代の理性的なグループの立場から行われているものであり、ニューヨーク・タイムズ、CBS という米国の有力マス・メディアという巨大な存在とニューレフトの学生運動が相互依存関係を強めていくなかで運動が急拡大し、内部的な分裂を抱え込み、自分たちの運動の自己定義を管理、制御できなくなり急進化し自滅していったプロセスが描かれている。肝心要の論点は、実はこの運動体の自己定義の制御可能性という点にある。ギトリンのメディア社会学の出発点は、「自分たちが何者であるのか」という自己定義の主導権をまったくの他人であるはずのジャーナリストたちに奪われてしまったことへの言い知れぬ驚きにあるとあってよいだろう。

この点についていくつかの論点を区別しておく必要がある。第一に、テレビが果たした運動

へのリクルートメント効果を一般世論へのネガティブな影響と区別すべきこと。第二に、運動内部の多面的な性質からひとときわ暴力的でネガティブなイメージが突出することになった背景にある「有名性」文化の問題である。

2. マス・メディアと運動の相互作用

ベトナム戦争は史上初の「テレビ戦争」と呼ばれている。「戦場の生々しい様子をテレビ映像がアメリカ国民に伝え続けたことで厭戦気分が高まり、戦争の継続が困難になった」という説明は現在でも一般に広く流布している。

この説明をどの程度額面通り受取るかは人によって異なる。例えばマンデルバウム(1982)のような不可知論的な立場からは、この「テレビ戦争」論が厳密な精査に耐えられるものではないことが指摘されている。傾聴に値する示唆的な議論だが、ここで注目したいのは彼のようなテレビの権力に対して懐疑的な立場の人間であってさえ、テレビが反戦運動の拡大にもたらした影響についてだけは否定し得ないという見解を示している事実である。彼は、テレビの反戦デモ報道は、自分と同じ反戦感情を共有する仲間たちが数多く存在することを視聴者の若者たちに教える役割を果たしたという(Mandelbaum 1982:164)。いわばテレビの報道が反戦運動のメンバーをリクルートする役割を果たしたのである。

反戦運動の拡大を促進したテレビの役割について考える時、まず注目すべきは、テレビ報道の成長期とベトナム戦争が本格化するタイミングが期せずして一致していたことである。アメリカがベトナムに本格介入する契機となったトンキン湾事件(1964年)に先立つ1963年9月、三大ネットワークの CBS と NBC は夜のニュース番組の枠を15分から30分へと拡大させていた(Hallin 1986:105)。1964年に行われたある調査では、もともと利用するニュース源としてテレビを挙げた人が58%、新聞を挙げた人が56%であった(同 106)。この時点で既に、テレビはアメリカ国民のもっとも重要なニュース源として成長していたのである。

マス・メディアが SDS に注目するようになる1965年以降、テレビや新聞をみて SDS の新メンバーとなるもの、支持者となるものが続々と現れた(Gitlin 1980:127)。1965年はジョンソン政権が北爆を開始し、戦争がエスカレートしていった節目の年である。この年の中盤以降およそ7年半にわたってベトナム戦争関連の話題がほぼ毎日ニュースで伝えられる状況が生まれたのである。

数々の奇行と派手な言動でニューレフトを代表する有名人となったジェリー・ルービンはベスト・セラー *Do it!*(邦訳『Do it!-やっちゃまえ』)において反戦運動にとってのテレビの重要性を実に明確に語っている。ルービンによると、テレビがデモの映像を視覚的に映し出すこと、この事実が何より重要である(Rubin1970=1971: 165)。映像の中でレポーターやキャスターが言葉で何を言おうがそんなことは関係ない。語られる言葉よりも、何が映されているかが決定的に大事である(同 165)。自分たちと同じ気持ちの若者たちが集まってデモをしているという事実が映像を通して示されること、このことによって問題意識を触発された仲間たちが次々と同じよ

うな行動に駆り立てられるというわけだ¹⁴。

「30歳以上は信用するな」(Gitlin1987=1993:229)という過激な言葉が若者たちの間に広まった60年代、NYT や CBS などの有力メディアに登場する分別ある大人たちが語る言葉をそもそもニューレフトに共感するような若者たちははなから信用していなかったのである。

こうしてニューレフトについてのネガティブな意味づけに関わらず、テレビによる反戦運動の報道は若者を運動に駆り立てる上で少なからぬ役割を果たした。ベトナム反戦報道が活発化する1965年以降新たに加入してきた新世代のメンバーは、ベトナム戦争報道に触発されて SDS への加入を決めた者が多かったため、第一世代が公民権運動や貧困問題、大学改革など多様な争点に関わる組織として SDS を運営していたのに対して、SDS が反戦運動に特化した団体であるべきだと考えていた(同 1993:266)。SDS は急速に拡大すると同時に、運動の自己定義をめぐる世代間の大きな分裂を抱え込むようになっていったのである。

新世代は出身階層、学歴、ライフスタイル、気質などあらゆる面で第一世代と異なっていた。第一世代の多くがリベラルな白人中産階級出身でユダヤ系が割合として多く、エリート大学を卒業していったのに対し、新しい世代はブルーカラーの家庭で育った非ユダヤ系で、州立大学所属者が多くやや知的素養に欠ける傾向があり、中西部や南西部の出身者が多かったという(同 1993:262)。彼らは「草原パワー」を名乗り、長いひげにブルーのデニムのシャツ、カウボーイスーツというラフな格好を好んだ(同 262)¹⁵。重要なことは、この「草原パワー」世代が、第一世代よりもあらゆる面で過激な左翼思想の持ち主たちであったこと、そして、第一世代にはこの「草原パワー」世代の暴走を制御できるだけの指導力が備わっていなかったということである(同 263)。ギトリンは、その理由について次のように興味深い説明を行っている。

われわれはリベラルを偽善的と非難することから出発して自らの政治的スタイルをつくりあげ

¹⁴ ギトリンは、SDS が右翼対左翼という極端な対立のイメージの中に無理に押し込んで報道しようとする傾向、ニューレフトの運動の中に共産主義者が潜入していることを強調する傾向などを指摘しているが、これらは一般の視聴者にとって SDS の悪いイメージが流布されたという意味において確かに運動を主催する若者たちにとって不本意なことであったかもしれないが、同世代の若者たちへの働きかけという点では報道されること自体に非常に大きな意味があったと理解するのが適切と思われる。

¹⁵ さらに、ギトリンの説明によると、以下のような世代間の特徴的な違いがみられたという(Gitlin1980:129-133)。まず「草原パワー」世代は、厳しい家庭教育のもとで育った保守的な親を持ちながら、彼ら自身は根っからの反抗者で、公民権運動を支持したことで親と衝突し、これ幸いに家出をした者が多くいた。彼らは保守的な家庭との絆を断つことによってより一層左傾化しながら SDS に飛び込んできたため、第一世代の頭を悩ませたリベラルや労働組合との距離感という問題は、はなから存在しなかった。

第一世代が慎重に距離を取っていた対抗文化といとも容易く結びついたことも「草原パワー」世代の大きな特徴であった(Gitlin1987=1993:300)。そもそも世界中の抑圧された人々のために意義ある運動を行おうとするニューレフトの政治的、倫理的な論理と、いまこの場の生を全面的に解放することを全てとする対抗文化の論理は決して予定調和的に一致するものではあり得なかった。「草原パワー」世代は何の躊躇もなく平気でマリファナを吸って、LSD に手を出す者もいたが、第一世代のほとんどはマリファナでさえ警戒する者がほとんどであった。

た。したがってわれわれ自身が偽善的と非難されることに一番弱かった。われわれは権威というものに対する伝統的な考え方から脱却していたが、それに代わるべき権威の原理がなかったため、より急進的な若い世代からの突き上げに対抗する術が無かったのである(同 324-5)。

若い世代の暴走を抑えられなかっただけではない。「草原パワー」世代の台頭とともに、SDS 年長世代からはより極端な暴走者が登場してくることもあった。とりわけジェリー・ルービンとアビー・ホフマンはニューレフトを代表する有名人として悪名を馳せた(1980:156)。二人とも年齢的にはギトリンより年上であるが、若い世代のヒッピー的対抗文化の思想に強く共鳴し、様々な奇抜な行動でメディアの注目を集めた。メディアがニューレフトに注いだ好奇の視線を理解するためにも、彼らの具体的な行動を並べてみる必要があるかもしれない。

ホフマンとルービンは1967年8月、仲間と一緒にニューヨーク証券取引所の床にドル紙幣をまき散らし、業務を中断させた。そしてそこに集まったレポーターからなぜこんなことをするのかと質問されると、目の前で札を燃やしてみせた(Gitlin1987=1993:329)。

ルービンは衣装に神経を使った。非米活動委員会に召喚された時は独立戦争時代の軍服を着て、ドラッグを打ち、風船ガムをふくらませ、ナチス式の敬礼をし、指を猥褻に突き出した(同 330)。

ワシントンの警察が強力な催涙ガスを使うと発表すると、ホフマンはレースという薬を使って対抗すると宣言した。それは肌や衣服に付着するとやがて血管にしみ通り、被害者は性的に興奮して場所をわきまえずに裸になりたくなるという触れ込みであった。面白がるレポーターを前に二組のカップルが水鉄砲を使って互いに液体をかけ合った後、カップルはそれぞれ服を脱ぎ始めた(同 331)。

1967年12月、ルービンとホフマンは他の仲間と共に、「イッピー」と呼ばれる集団を新たに結成した(同 332)。これは対抗文化とニューレフトの融合を目指した集団で、分かりやすい例えば、堅く真面目なニューレフトの政治思想の中に LSD、フリーセックスなどに象徴される対抗文化の要素を盛り込もうとするものであった。1968年の民主党大会に先駆けて、彼らは次のようなスローガンを撒き散らして世間の注目を集めた。このスローガンを見るだけで、イッピーの性質がよく分かると思われる。

「われわれはシカゴを焼き払うぞ！」

「われわれはミシガン湖畔でセックスするぞ！」

「政治にエクスタシーを！」

「すべての人にドラッグを！」

「くだらん党大会をボイコットせよ！」

「オルガスムスにはイッピーと叫べ！」

(同 332)。

また民主党大会に関連して彼らが力を入れたことの一つに、本物の豚を大統領候補に担ぎ出すというパフォーマンスがあった。これは、どうせ豚のような人間が大統領になるのだから、いっそのこと本物の豚を対抗馬に立てればよいという発想から出てきたものである。「ピガサス」と名付けられた豚(生後六ヶ月、目方が200ポンド)は、大会期間中マス・メディアの注目を大いに集めたという(Rubin 1970:274)。

こうした奇行が逸脱的なフレームの中で語られることは当然のことであろう。問題は草原パワ―世代にせよ、イッピーにせよ、より過激でより演技過剰でより逸脱的である者ほどニューレフトの「顔」として「リアル」にみえるとメディアに思われてしまったことである¹⁶。タックマンはニュース記事を書く集団や組織を取材する場合、必ず「集団を代表して語ることのできる人物」(Tuchman1978=1991:188)が存在するという前提で取材すると論じている。ところがニューレフトは旧左翼の組織があまり官僚組織過ぎたことへの感情的反発から極端な平等主義的組織原理を採用し、組織を管理する責任ある立場を持たなかった(Gitlin1980:146-78)。そのため誰が組織を代表する存在であるかの決定権を事実上外部のマス・メディアにゆだねる格好となってしまったのである。

結果として、より過激でより極端な逸脱行動をするニュース・バリューの高い人間がニューレフトの「顔」のように扱われるようになってしまったのである。それではなぜ彼らイッピーたちは、このようなパフォーマンスを積極的に行ったのであろうか？興味深いことに、ルービンはこれら一連の過激な言動が全てマスコミの気を引くための演技であったことを後に語っている(Rubin1976 =1993:110-28)。なぜマスコミの気を引こうとしたのか？それは有名人であることで自らの社会的影響力が高まることのメリットを彼自身感じていたからである。つまり有名性という影響力の資源が欲しいがための個人的な欲望に衝き動かされていたのである。

「有名性」とは現代人にとって極めて魅力的な価値ある社会的資源であり、メディアはこの有名性を取引材料として、この希少資源を望む人間に対してメディアが必要とするものを要求することができるのである。ルービンは「有名性」という資源を手に入れるために、メディアに提供したものが何であったのかについて次のような興味深いコメントを行っている。

アメリカにおける報道の役割は、最初に神話を生み出し、次にそれを破壊することである。マスコミは、まずドラマをつくり、それから役者を探し出す。60年代には「恐るべき子供たち」と

¹⁶ ハリンが SDS の典型的なニュースイベント発生の経緯を分かりやすく紹介してくれている。曰く、SDS のデモのメンバーの中にベトコンの旗を持っている人間がいた。デモの見物人の中に「ベトコン」の旗を見つけて激怒し、その旗を奪い取ろうとする男が出現し、乱闘騒ぎに発展した。こうして SDS はまたしても暴力を誘発し、社会に混乱をもたらしたのであると(Hallin 1986:194)。

もしこのデモ隊の中に「ベトコン」の旗を持っている人間がいなかった場合、また乱闘が起きなかった場合、このデモがそれだけでニュースになった確率は極めて低いといわざるを得ない。ハリンは SDS が常に「逸脱」的な役回りでしかニュースに登場することを許されておらず、SDS の側もその点を了解して敢えて「逸脱」的にふるまって注目を集めようとし続けたことが、世論の多数派から嫌われるようになった決定的な理由であったと指摘している(同 194)。

いう役がまず最初にあり、もし僕がその役を演じなかったとしても、代わりの誰かがそれを演じたに違いなかった。……名声がもつ問題点とは、ひとつの枠の中に閉じ込められたきり、どうあがこうと自分の名前を変えられないというところにある。多くのアメリカ人は僕のことをこうイメージしている—アメリカに憎しみをいだき、爆弾を投げる人間。一日じゅうわめき続け、風呂になどまったく入らない人間。実際には、僕はそんな人間ではない。しかし、そのイメージは、実際の僕よりもずっと目的に適っている。人々は悪魔の役をやらせるために僕を必要としているからだ。彼らは僕のおかげで悪魔と対決する役を演じることができるのだ。僕が演じる悪魔とは、人々が心の中ではひそかに、本当はそれが自分の真の姿なのではないかと恐れているものなのである(Rubin 1976 =1993:115-7 ルビは筆者)。

「恐るべき子供」、「悪魔」の役割をルービンが演じることで、この悪魔と対決する道徳家の役割を世の多くの人々が演じることができる。皆が共通して叩ける「憎まれ役」を買って出ること、彼は悪名ではあるが、「有名性」を手にすることができたのであった。こうした一部の人間の有名願望を満たすことと引き換えに SDS は悪魔的なイメージの若者によって代表されることになってしまった。それは同時にギトリンが思い描いていた次のような運動の自己イメージがニューレフトのメディア表象となることを排除してしまったのである。

…60年代の鉄の確信の劇的な表出の下には、外部からこそ見えねど、さまざまな疑問、果てしなき疑問が出され、延々と続く議論があった。それはすべてが可能だとすればまず考えることこそが大切であり、考えたことは責任をもって実行せねばならないという前提から発したものであった。さながらもつれた糸を解くが如く思案し、再度考え、出来合いの思想を拒み、果てしなく思う—これをわが定めとまで思いつめた60年代の精神こそ、私が最も愛したものだ(Gitlin 1987 =1993:18)。

第4節 正当と逸脱の境界線

SDS 急進化の力学に関わる2つ目の論点として、米国のマス・メディアがベトナム戦争に反対の立場を取るようになった後にも、一貫して SDS を逸脱集団として扱い続けたことが挙げられる。この点を考えるにあたって特に重要なのが1968年のテト攻勢後の政治状況である。

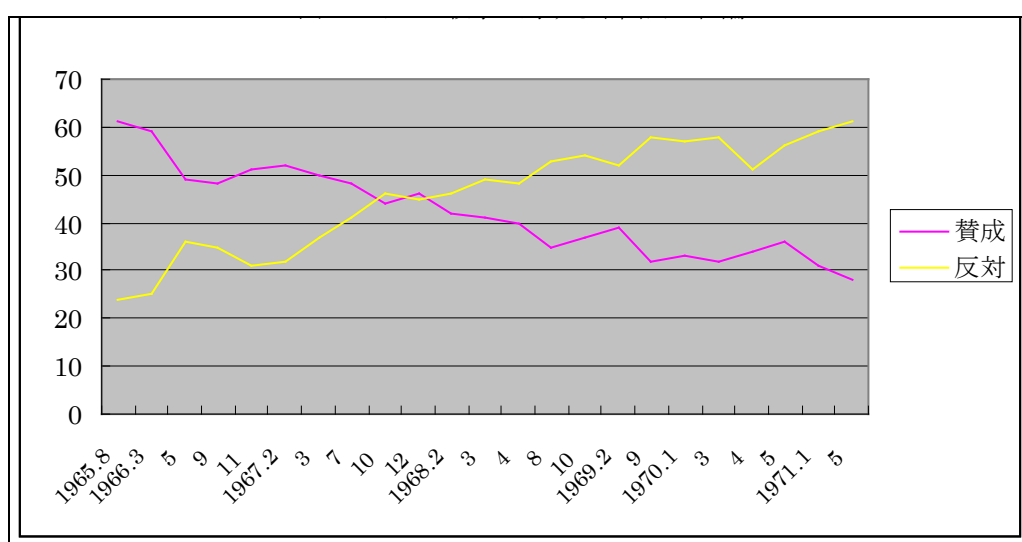
テト攻勢とは1968年、ベトナムの旧正月にあたる1月31日に首都サイゴンをはじめとする南ベトナムの34もの省都が解放戦線と北ベトナム軍によって一斉攻撃された事態を指す(松岡 2001:86)。テト攻勢はテレビ戦争ともいわれたベトナム戦争におけるひとつの重要な局面である。というのも、一般的説明としては、サイゴンのアメリカ大使館が一時的に敵の手に落ち、奪還作戦が難航する現場の様子がテレビカメラで撮影されることで、それまで「勝利は目前である」との政府の宣伝を真に受けてきた国民の多くが米軍の苦戦する様子をテレビで目撃し、戦争が泥沼化している現実気がつくことになり、ここから厭戦感情、反戦ムードが高まっていく

契機となったといわれているからである。事実、このテト攻勢によって米軍、南ベトナム軍は2万人を越える死傷者を出し、大きな被害を被った(同 86)。なお戦争報道史の一コマを飾るエピソードとして忘れることのできないベトナム成年の路上公開処刑の写真が撮影され配信されたのも、このテト攻勢のさなかの出来事であった。

1. 正当性の社会的配分

テト攻勢後、米国社会の多数意見が戦争支持から戦争継続反対へとシフトしていくなかで(図表4-3参照)、政治、経済エリートが分裂し、政策判断の「正当性」をめぐる混沌とした状況が出現した。

図表4-3 ベトナム戦争に対する米国内の世論



出典 Mueller(1973) pp54-5 より。

「テト攻勢はクロンカイトを変えた」とはハルバースタムの印象深い言葉である(Halberstam 1979=1983:456)。CBS の名物キャスターであり「アメリカの良心」ともいわれたウォルター・クロンカイトは、テト攻勢発生後、現地取材に入りその取材成果をまとめた特別番組において、戦争が泥沼化している現状から抜け出すために和平交渉に入ることを提案した¹⁷。

クロンカイトは米国民の多くがそうであったように人道的な観点から戦争に反対したわけではない。勝てる戦争なら彼は反対などしなかったであろう。勝つ見込みのない泥沼化した戦争からは速やかに撤退するほうが無用な政治的コストの肥大化を抑えることができるので、国益に

¹⁷ クロンカイトは次のように述べた。「今日、われわれは勝利に近づいていると言うとすれば、それは、これまで明らかに過ちを続けてきた楽観主義者を信じることにほかなりません。一方、われわれは敗北の淵に立たされていると言うとすれば、それは、いわれのない悲観主義に屈服することであり、したがって、われわれは膠着状態という泥沼にはまり込んでいるというのが、不満足ではあります、唯一、現実的な結論のように思われます。……ここから抜け出すための、理に適ったただ一つの道は、勝利者としてではなく、民主主義を守るという誓いに忠実に最善の努力をしてきた名誉ある国民として交渉の場に臨むことであるとの思いを、私は一段と深めるに至りました」(Cronkite 1996=1999:326)

適うと判断したまでである(Gitlin 1980:207)。これはベトナム戦争を米国の帝国主義的政策の一環として捉え、「ベトコン」と情動的に連帯し、「反米的」言動を公然と掲げたニューレフトの反戦論とは大きく異なるものであった(Gitlin 1987=1933:369)。

この相違点を明確にすることは有力メディアにとって極めて重要なことであった。ここでメディアが取った戦略は、反戦の中に「穏健」で冷静な反戦勢力と、「過激」で急進的な反戦勢力が存在し、前者こそが正当な存在であり、後者は逸脱的であることを強調することであった(Gitlin 1980:210)。ギトリンはこのメディアの取った立場を説明するために、「穏健派對過激派」、「正当な勢力としての穏健派反戦勢力」のメディア・フレームが出現したと述べている(同210)。

だがこのテト攻勢後の政治状況を説明するにあたっては、やや静態的な印象を与えるメディア・フレームよりも、境界線という概念を用いる方が動的なプロセスを細かくフォローすることができると思われる。つまりこれはギトリン自身も別のところで論じているように正常と異常の区別を定義し、どこからどこまでが政治的に正当な行為であり、どこからが政治的に逸脱的かを決める「メディアの権力」に関わるものである(Gitlin1978:205)。

境界線概念は、ここで注目する事例のように正当と逸脱の境目が流動化する状況を分析するにあたって特に有効である¹⁸。テト攻勢後の状況を理解するうえで重要なポイントは、まず第一に有力メディアだけが単独で反戦論を展開したわけではないということである。ダニエル・ハリンはメディアがあくまでも世論の大きな変化を先導した存在ではなく、「多数派」の態度変更を集約し表現していっただけである点に注意を喚起している(Hallin1986:163)¹⁹。

世論の変化を考える上で重要なのは、リベラル派の政治、経済エリートたちの態度変化であったといえる。その先導的役割を果たした存在として、ケネディ政権とジョンソン政権を一貫して支え続けてきたいわゆる「賢人会議」(ディーン・アチソン、ジョージ・ボール、マクジョージ・バンディ、サイラス・バンス、アーサー・ディーン、マクスウェル・テイラー、ロバート・マーフィー、アーサー・ゴールドバーグなど)の面々は象徴的な存在である(Gitlin 1980:207-9)。クロンカイトの態度変化はこの「賢人会議」に代表されるリベラル派エリートたちの態度変化と足並みを揃

¹⁸ 政治学者の杉田敦がいう「境界線の政治」が直接的に想定しているのは、人間の群れを囲い込みその内側の人間集団の安全と繁栄に強く特別な関心を抱きつつ、様々な異質性やリスクをその境界線の外部に放出していくことで秩序を安定化させてきた政治の営みである。典型的には近代国民国家の国境線および国民の境界に関わる概念である。この事例においては「愛国」や「国益」の定義をめぐる争いが正当な論争の主題であり、そもそも米帝国主義を弾劾し、第三世界の革命家を讃える SDS は「愛国」を否定する存在であるがゆえに逸脱集団として扱われた。

¹⁹ ダニエル・ハリンは周知の通り、ベトナム戦争をめぐる米国メディアの報道を詳細に検証し、傾向の異なる報道内容を定位させる文脈として「合意の領域」「正当な論争の領域」「逸脱の領域」の三つを切り出した。このハリンの分析枠組みは、報道機関が客観報道の原則を重視する文脈が極めて限定的なものであることを明らかにすることを主要な目的のひとつとしている。ハリンによると客観報道の原則が重んじられているのは「正当な論争の領域」においてのみである。国民大多数が戦争に賛成している時期の報道、反米的反戦論が一貫して否定的に報道され続けた事実を踏まえながら、これら客観報道の「例外状況」が正当化される社会的原理を想定しつつ「合意の領域」、「逸脱の領域」という区分を設けている。

えるようにして生じたがゆえに大きな意味を持ったと考えるべきであろう。

こうした政治、経済エリート内部の反戦派が生まれてくることで、社会的地位の高い信頼のおける人物たちが反戦運動にコミットすることが可能になった(同 207-9)。もはや一部の過激派の手によるものから、反戦の動きは社会の主流へと移行していくことになったのである。その「穏健な反戦勢力」として注目を集めたのがデービッド・ホークとサム・ブラウンの発案によるベトナム反戦モラトリアム・デーである(同 217)。この反戦モラトリアムの運動は、若者たちが中心となったものであったが、上院議員や各界の著名人が協力者として名を連ねた。

1969年10月、11月にモラトリアム・デーが実施された折には、メディアは好意的にこれを迎え、CBSのクロンカイトは、この反戦運動を「劇的で歴史的規模のもの」と紹介し、威厳を保ち、責任感の伴った抗議であり、アメリカ人の良心を示すものであった」と述べた(同 221)。

他方ニューレフトの側から見て、有力メディアの引いた境界線は極めて偽善的なものに映ったことであろう。SDSの反戦運動を最初から一方的に否定的に捉えてきたメディアが、勝てないことが分かってにわかにならざるに反戦を言い始め、穏健派と過激派の間に線引きをして自分たちだけが正当な反戦勢力であると言うのだから、これは身勝手という他ない。

そもそもメディアが境界線を引く際に依拠する論理は、ギトリンの立場からは理解しかねるものであっただろう。例えば彼にとって重要な意味を持つ境界線は、トム・ヘイドンとルービン、ホフマンの間にあったはずだ。ヘイドンはSDSの良質な精神を代表する人物でありルービンとホフマンのような不謹慎で節操のない乱暴者と一緒にしてよい人間ではないとギトリンが考えていたことは彼の著作によく示されている。ところが、メディアの側からみれば、ギトリンにとってのこの重要な区別はほとんど何の意味も持たないものであった。

シカゴ民主党大会の騒乱の後、運動を先導したとみなされた主要人物たちが刑事裁判にかけられることになり、その面々は「シカゴ7」などと呼ばれてマス・メディアの大きな注目を集めることになった。その際メディアは「シカゴ7」を代表する人間としてホフマンとルービンに専ら注目した。ギトリンは「なぜヘイドンではなく、ホフマンとルービンなのだ？」(同 174)と疑問を投げかけているが、ニュース・バリューという点でいえば彼らイッピーの連中に注目する方が遥かに面白かったのであろう。

さて、正当と逸脱の間に線を引く基準は、メディアと政権の間でも大きく食い違っていた。メディアの引いた「穏健」な反戦と「過激」な反戦の間の境界線を、ニクソン政権は徹底して相対化しようとしたのである。ニクソンの側から見れば、反戦勢力は全て利敵行為に加担する反愛国的な輩に過ぎなかった(同 224)。戦争継続中に国内で実施される大規模な反戦運動は、敵に塩を送る行為に等しく、反戦モラトリアム・デーを大袈裟に持ち上げるメディアの行為は国益を著しく害する「反愛国的」なものでしかなかったのである。

しかし反戦勢力はみな一律に「反愛国的」であるという政権側の姿勢は、メディアにとっては我慢ならないものであった。クロンカイトは、政府高官から「報道はすべからず愛国的でなければならぬ」指摘された際に、堪忍袋の緒が切れて「愛国主義というのはどうやって定義するのか」と猛然と反論したエピソードを紹介している(Cronkite 1996=1999:323)。何をもって

「愛国」とみなすかは単純ではなく、間違った戦争に反対する行為こそが本当は「愛国」的なのかもしれない。クロンカイトは自らこそが真の愛国者であるとは強弁しなかったようだが、彼の口調からは、「反愛国的」であるというレッテルが自分の名誉を著しく傷つけるものであった事実がよく伝わってくる。愛国的であることをめぐる感覚の差は、ハリンの言う「正当な論争の領域」「逸脱の領域」の二つを大きく分け隔てる社会的条件であるといえる(Hallin1986:116-7)。

(2) ニューレフトと新保守主義者の「メディアの権力」批判

テト攻勢後の「境界線の政治」は、そのまま60年代後半から70年代にかけての言論とアカデミズムの領域で断続的に続き、ベトナム戦争の社会的記憶のされ方、ひいては60年代という時代そのものの記憶の形を左右するに至っている。そしてメディア研究それ自体もこの抗争の中に組み込まれてきた側面が強い。事実、ベトナム戦争を形容する「テレビ戦争」や「リビングルームの戦争」といった表現は、敗戦の責任をテレビに押し付ける議論と強く結びついてきた。

テト攻勢はこの文脈においてもやはり重要なケースである。しばしば言われることは、テト攻勢が、軍事作戦としては相手方の大失敗であったという事実である(松岡 2001:86)。大規模な市街戦となったテト攻勢では、密林の神出鬼没なゲリラ戦に手を焼いていた米軍が、自らの近代兵器を遺憾なく使用することができたため、最初不意を衝かれたものの体勢を立て直して以降はむしろ有利に戦いを進めることができた。結果的に解放勢力側が4万 5 千人の被害を出した(同 86)。

この点を踏まえて、ベトナムの敗戦の責任をメディアの「偏向報道」に求める意見が一部の人々の支持を集めてきた(同 291)。敵の敗北を味方の惨敗であるかのように描いてアメリカ国内の厭戦感情を増幅させたことは罪が大きいというわけだ。そしてこの「偏向報道」はベトナム戦争終盤においてニクソン政権が政治争点化した重要なテーマであると同時に、メディア批評、メディア研究を極めて政治性の強いものに変えていったキーワードである。

ニクソン政権はマス・メディア批判を政治争点化し、対決の姿勢を強めていった²⁰。この時メディア批判の急先鋒を務めたのが副大統領スピロ・アグニューであった。彼は1969年11月に有名なメディア批判(正確にはテレビ批判)をテーマとした講演を行い注目を集めた。大統領専属のスピーチライターであったパトリック・ブキャナンが書いたといわれるこの演説の内容は秀逸なものであり、米国民の民主主義の規範に鋭く訴えるものであった(Hallin 1986:184)。

曰く、選挙を通して選ばれた代表に権力が集中することに対して米国民は大変敏感である。

²⁰ ニクソンのメディア攻撃の背景として、ハルバースタムは先に言及したシカゴ民主党大会のデモ騒動に対する敵対的反応を挙げている(Halberstam 1979=1983[3]:159)。彼によれば南部の保守派層や北部のブルーカラー労働者層はあの騒動を目撃し、テレビに対して強い不満を抱くようになっていた。彼らはもともと60年代の激しい変化によって自分たちが尊重してきた価値観が激しく攻撃されるようになってきたと感じており、三大テレビ局の報道番組はその変化を煽り立ててきたと感じていた。その不満があつたシカゴの報道を通してピークに達したというのである。ニクソンは、これらの層の中にマスコミ非難のムードが高まっていることに鋭く反応した。政治的に大きく得点を稼げると踏んだのである(同 159)。

それなのに選挙に選ばれたわけでもないごく少数の人間たちがつくる偏ったテレビ・ニュースに対して、現状ほとんどなんのチェックも働いていないのは大変問題である。私はテレビ報道に対する政治的検閲を求めているのではない。そうではなく、既にテレビという大きな影響力を持つメディアにおいては、「偏向報道」という形である種の検閲が事実上働いているのではないかと言っているのだ。国民はテレビ局に抗議の手紙を書くなど、賢明な消費者として行動する必要はある²¹。

米国民の民主主義の規範に訴えかける巧みな内容と思われるが、ここで政治争点化されている「偏向報道」問題は、既に触れた「境界線の政治」の延長線上で理解していく必要がある。メディアが境界線を引いて「正当性」の配分を行うことに対して、政権はメディアそのものの社会的信頼性を土台から揺さぶろうとした。つまりメディアがどれだけ穏健な反戦勢力を「正当」とであると定義しても、メディアの主張そのものがもともと不公正に「偏向」しているのであれば、メディアの「正当性」の線引きに価値など無くなってしまふ。つまり細かなイメージ戦略などでメディアのご機嫌を伺うというやり方ではなく、メディアの存在そのものを疑問に附すことで、メディアの引く境界線を相対化しようとしたのである。

こうしたニクソン政権の提起した「偏向報道」問題は、保守系のシンクタンク、知識人の中で共有されるようになり、70年代を通じてメディアの「偏向」をめぐる研究成果が相次いで発表されていくこととなった。これらの成果は新保守主義と総称される一群の知識人の中で共有され、いわゆる「ニュークラス」批判へと結晶していくことになった²²。ここでいうニュークラスとは、脱工業社会の中で社会的重要性を持つに至った知識人の集団であり、広い意味での公共部門、大学、研究所、マス・メディアなどの文化部門に属する知識人のことを指している(佐々木 1984:107)。これら知識人がハロルド・ラスウェルのいう「シンボル・スペシャリスト」として政治を

²¹ アグニューの演説全文(On The Media Speech, at the Mid-West Regional Republican Committee Meeting in Des Moines, Iowa-November 13,1969.)は <http://www.emersonkent.com/> から入手した。

²² こうしたニュークラス批判に連動したマス・メディア論は、その後サミュエル・ハンチントンの「統治能力」の研究においても興味深い形で再現されている。ハンチントンは日本の政治社会学者綿貫譲治などと共に行った『民主主義の統治能力』の研究で1974年のデータ(米国の指導的地位にある490人を対象に、公共機関や民間機関の諸制度を「意思決定や行動全般に対してもつ影響力の多少」によって位置づけるように質問した際の結果をまとめたもの)を紹介している。最小の影響力を1、最大の影響力を10として回答してもらった結果、テレビが1位で大統領を凌いだ。興味深いのは、ハンチントンのデータの読み方である。彼は50年代から70年代にかけて、政府の権威が著しく失墜していくプロセスにおいて、テレビが大きな役割を果たしていたという指摘を行っている。その証拠としてこのデータが用いられているのである。

周知の通り、日本でも類似のエリートを対象とした影響力調査が実施され、その結果を踏まえて蒲島郁夫がメディア多元主義モデルを提唱した。類似のデータが、70年代米国社会では「民主主義の統治能力の低下」を示す論拠として用いられ、90年代日本社会では日本型多元主義を示す論拠として用いられている点は興味深い。このデータ利用のされた方の相違は、「メディアの権力」が持つ政治的、社会的含意が時代や社会によって大きく変わる点、また研究者の問題意識によっても変わるものであることを示唆している。

支配し、「公共部門での改革を自己目的化」していったというのである(同上:107-8)。

ギトリンのメディア・フレームの概念には、こうした保守の側の「偏向報道」論に対するニューレフトの側からの応答という側面があることは間違いない(Gitlin1977)。だが、いま改めて双方の議論を見比べて印象に残るのは、ニューレフトと新保守主義のメディア分析の相違点ではなく、共通点である。テト攻勢後の混沌とした政治状況の中で、有力メディアが正当性の領域を言論を通して再構築していくプロセスにおいて、ニューレフトも新保守主義も共にメディアに強い不満を抱き、その力を相対化するためにメディア分析を必要とした。ギトリンが用いたメディア・フレームとヘゲモニーの概念の組み合わせは、新保守主義者の偏向報道とニュークラス概念の組み合わせに極めてよく似ている。両者は政治思想的には敵対的立場にありながら、共にメディアに強い不満を持ちながら、「メディアの権力」を問題化したのである²³。

ここから浮かびあがってくるのは、政治状況が流動化する局面において、マス・メディアがどこからどこまでが政治的に「正当」であるかという境界線を引きながら、正当性の社会的配分に深く関わり、正当な勢力(われわれ)の範囲を確定し新たな社会的合意を生み出していこうとする姿である。そして60年代米国社会のように政治意識が鋭く「分極化」し、政治的中道のポジションがやせ細って政治的コンセンサスが衰退していく状況においては、多数派形成、合意形成に深く関わるマス・メディアが、その合意形成の境界線から排除される左右政治勢力から挟撃されることになった。すなわちマス・メディアは、政治意識の分極化を促進し、政治的コンセンサスを衰退させるプロセスに自ら率先して関わりながら、まさにそのことによって合意形成機関である自らの権力を告発するニューレフトやニューライトのような批判者を増加させることになったのである。

第5節 考察と結論

これまでトッド・ギトリンの *The Whole World is Watching* を読みながら、彼のメディア・フレームの概念に批判的検討を加えてきた。以上の議論から「メディアの権力」について考える上で重要な示唆を以下抽出したい。

第一に、ギトリンの議論はマス・メディアの一方向的で抑圧的な報道への告発という単純な図式で捉え切れるものではなかった。むしろ彼が描き出しているのは SDS の 自滅 の 形 である。

²³ この点を踏まえると、「偏向報道」批判に対するクロンカイトの批判にも相応の言い分があると言えそうである。彼は自らが常に「不偏不党」を誇りとしてきたことを自伝の中で強調している。彼によると国論が分裂したこの戦争では、メディアの不偏不党の姿勢がかえって、保守派、反戦派のいずれからも攻撃を受ける結果を招いたという(Cronkite 1997:322)。つまり、保守派はメディアが「非愛国者たちと手を結んだ」と考え、反戦派はメディアを「体制派の代弁者と決め付けた」というのである。「不偏不党」という言葉の背後に強力なリベラル派の政治、経済エリートがいた事実が隠されていること、そしてそれらエリートと「不偏不党」を標榜するメディア・エリートが連携を組むことで政治的多数派が形成される脅威を告発したのが反戦派と保守派であった事実をすっかり見落としていることは大きな問題であるが、保守派と反戦派に挟撃されるマス・メディアという構図がはっきりと浮かび上がってくる。

ニューレフトの運動がマス・メディアと相互依存を強めていくプロセスを、運動の自滅の形として描き出そうとしたのが彼のメディア分析の特徴的な側面といえる。

マス・メディアの報道が運動に対するネガティブなイメージを増幅したことは紛れもない事実であるが、SDSのイメージそのものの形成過程を理解する上で重要なのはあくまでもメディアと運動の相互依存の形であろう。例えば、運動が指導者を敢えて設けずに全員参加型の直接民主主義にこだわったこと、ニュースのフォーマットとして集団を代表する「顔」が絶えず要求されたこと、「有名」になりたくて敢えて奇抜な行動を強調する「演技」を必死になってやった若者たちが少なからずいたこと、こうした条件があわさってSDSのネガティブなイメージが報道を通じて増幅されていった。

第二に、ギトリンは「メディアの権力」がメッセージを受け取るオーディエンスの心理的側面に限定して把握される考え方を「支配的パラダイム」における特有のバイアスと位置づけており、もっと異なる形の「メディアの権力」の記述の方法があり得ることを考えていた(Gitlin 1978)。

端的に言って、「メディアの権力」に関するギトリンの関心は公的言論空間における「常識」の再生産過程にマス・メディアが中心的に関与している点に注がれている。メディア・フレームであれ、正当と逸脱の境界線であれ、事件や出来事の社会的意味を公的言論空間における「常識」として書き込むことそのものに「権力」が見出されている。

そして、この視座を支えているのが彼のヘゲモニー論であった。ヘゲモニーとは一般に支配集団がその「支配に対する同意を従属者たちから引き出すために用いる実践的戦略の全領域」と定義されるものである。この意味において「イデオロギーを含むが、イデオロギーに還元されるものではない」のであり(Eagleton 1991=1999:241)²⁴、イデオロギー分析だけで終わるヘゲモニー論はいかにも物足りない。

しかしギトリンはイタリアの思想家アントニオ・グラムシの議論を参照する中で、支配者が自らの思想を洗練し「従属者の常識(コモン・センス)や日常実践へと浸透させることを通じて」支配に対する合意を獲得する(Gitlin 1980:253)という点に重きを置いている。

彼のヘゲモニー論がいま改めて読み直してもなお示唆に富むもっとも重要な点は、少なくともリベラル・デモクラシーの政治体制下にある米国社会においては、公的言論空間における「常識」形成過程を、政府も他のどのような集団も、そしてマス・メディア自身でさえも、排他的、独占的に支配することはできないという点が一貫して把握されている点にある。この点が彼のヘゲモニー過程の分析記述を複雑化させていることは否めないが、この複雑さを記述し切れないようでは現代の「マス・メディアの権力」について語ることはできない。

²⁴ ここで注意すべきはイデオロギーという言葉が通常理解されているような、個人の政治的思想、信条という意味とは異なるという点である。つまりエリートの単なる「個人的」な思想ではなく、社会の成員の常識(コモン・センス)や日常実践の中にまで浸透し、現実に機能し、社会の趨勢を左右するような生きた思想(大部分の人にとっては思想というより意識的な体系化の作業を加えられていない自然で自明な世界観)こそがイデオロギーと呼ばれているのである。そしてこのコモン・センスとしてのイデオロギーを媒介にして支配関係が構成されるというのがギトリンの基本的な発想であるといえる。

政府の情報操作が短期的に世論操作に成功することがあっても、その政治的メッセージが長期的に社会に浸透し、定着するためには小手先の説得では通用しない。時代の価値観にかない、市民社会の中で納得される側面がなければそれは「常識」として定着しない。またマス・メディアも社会「常識」から浮き上がった見解を提示し続けなければ視聴者から激しい抗議を受け取ることになるし、何よりも政治意識の「分極化」が急激に進んでいく状況下においてはマス・レベルで統一された「常識」形成は困難となり、マス・メディア主導の「常識」形成の回路が他の政治勢力から激しい攻撃を受けることがギトリンのニクソン政権下のベトナム戦争報道の分析を通じて明らかにされている。

この分析成果は、今日の政治意識の分極化が進むメディア政治を理解する上でも示唆に富むものである。マス・メディアは政治意識の「分極化」を率先して推し進める社会機関でありながら、そのことによって社会常識の更新を通じた社会的合意形成という自らのもっとも重要な役割に対する敵対意識を社会の中に育みもするのだ²⁵。

公的言論空間で再生産される「常識」が、公的な政治的意思決定を正当化したり批判したりする重大な拠り所となる以上、「常識」の中に同時代の出来事がどのように書き込まれるかは極めて重要な問題である。マス・メディアを形容する言葉としてよく知られる「第四の権力」という称号は、この常識の再生産の過程にもっとも特権的にアクセスできる位置にいることを示すものとして理解するべきであろう。そしてその「第四の権力」であってもこの常識の再生産過程を完全に独占、掌握することはできないというこの事実こそ、ジャーナリズム論が「権力」の問題を考える上でもっとも基本的な認識とならねばならない。

²⁵ とりわけ現代のように多メディア化が進み、メディア・システムのグローバリゼーションが急激に進む状況下においては、国外からの国境を越えた支援、資源動員を通じて国内の政治的対立状況がエスカレートしやすい傾向にある。ハンチントンが有名な『文明の衝突』で論じた「フォルト・ライン・ウォー」(Huntington 1996=1998:405-57)の議論はこの点を鮮やかに示した重要な議論であるが、これは本研究で取り上げる原発問題においても確認される。福島原発事故の後、日本は世界の原発推進をめぐる論戦の舞台としてスポット・ライトを浴びることとなった。脱原発派も原発推進派もトランス・ナショナルな協力関係を構築し、ポスト福島の日本において脱原発/原発維持のための理論武装と政治的支援に熱心になった。こうした状況下において、運動体にとっての国内マス・メディアの提供する「社会的承認」の重要性が相対的に低下することは避けられないであろう。

第3章 社会的意味の圧縮 —「動燃特殊論」を事例として—

第1節 問題の所在

同時代に起きる現在進行形の事件や出来事が一体何を意味しているのかは必ずしも自明ではない。自明のことであればわざわざ報道が取り上げる必要などないわけで、その意味を議論したり解説したり、確認したりする必要のあることがニュースとして取り上げられるのだ。そのため一見日常的で些細にみえるニュースはもちろん、9・11や3・11のような全くの想定外の出来事にいたるまで、ニュースが取り上げる出来事の社会的意味を的確に批判的に見極めることは実は容易なことではない²⁶。

物事に接してその意味を的確に定義するためには当然ながらジャーナリストの側に一定の見識が必要であり、豊富な知識や取材経験なども必要であろう。しかし既存の意味の網の目どこに位置づけるべきかが自明ではない事件や出来事については、記者個人や一報道組織の単独の判断だけでその社会的意味が決まるものではない。多くの関連情報が発表され、取材され、報道され、多くの論評と専門家の解説を通じて公的な討論に晒され、日常的な会話の素材として話し合われ、ソーシャル・メディアで話題として取り上げられ、世論調査を通して世論として可視化され、そしてこうした世論を踏まえて新たな意思決定や行動が発生し、報道されていくという集合的なコミュニケーション過程を通じて徐々に出来事の社会的意味は形づくられていくのである。

問題は、この集合的プロセスを通じて形成される社会的意味をテキストの中からどのようにして具体的に拾い上げていくことができるかという点にある。本章においては、具体的な事例を踏まえながら、第1章で取り上げたフレーミング装置の分析を通じて社会的意味の分析を試みたい。

ここで事例として取り上げるのは、1995年12月8日に福井県敦賀市で発生した高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ火災事故報道である。この事例を取り上げるひとつの理由は、本研究が戦後日本の原子力開発政策にジャーナリズムがどのように関わってきたのかを大きな問題意識として開始されているという背景を持つからであるが、同時にここで問題にしたい「社会的意味」について理解する上で適した性質を持つことも理由である。

というのは、高速増殖炉「もんじゅ」からナトリウムが漏れたという事実の「社会的意味」は決して自明ではなく、論争の余地があることが明白だからだ。高速増殖炉は資源小国日本の弱点

²⁶ 元朝日新聞記者の河谷は、新聞記者の仕事はとにかく現場に行くことだとした上で、現場へ行って何をやるのか問い、次のような興味深い指摘を行っている。

「新聞記者の仕事は、そこで起きていることから定義することである。火事は火事でも、それが放火であるなら『放火』と定義しなければならない。殺人事件がただの殺人でなく、テロであるなら『テロ』と定義しなければならない。そのためには、取材しなければならないし、明確な判断力を持っていなければならない」(河谷 2012:316)。

を技術力によって克服するという悲願のもと、1967年に国会で動力炉・核燃料開発事業団法案が可決されその開発が始められた。2度の石油危機を経験した1970年代には動燃は「救国の英雄」として大きな期待を受けたが、80年代に入ると反対運動が活発化し始め、核燃料サイクル政策を批判する反対派も理論武装を深めていき、論争的な争点として認知されるようになっていった(鳥谷 2003)。

1953	アイゼンハワーの原子力の平和利用演説
54.3	国会で初の原子力予算が出現
55.1	米国で高速増殖実験炉 EBR1 が炉心溶融事故
56.5	科学技術庁発足
66.7	東海原発で初の商業用発電開始
67.7	動力炉・核燃料開発事業団法案可決
77.4	高速増殖実験炉「常陽」臨界
77.9	日米再処理交渉終結
79.3	スリーマイル事故
82.5	高速増殖実験炉「もんじゅ」建設閉議で正式決定
83.10	米国で高速増殖原型炉クリンチ・リバーの建設断念
85.9	「もんじゅ」設置許可処分の無効確認と建設・運転差し止めを原告団が提訴
86.4	チェルノブイリ事故
87.1	仏で高速増殖実証炉スーパーフェニックスⅡ計画を白紙撤回
91.3	独で高速増殖原型炉 SNR 300 の建設断念
93.1	核燃料輸送船「あかつき丸」が東海港に入港
94.4	高速増殖原型炉「もんじゅ」臨界
95.1	高速増殖原型炉「もんじゅ」事故
97.3	東海村アスファルト固化処理施設で火災爆発事故
98.9	動燃事業団解散 (10.1 核燃料サイクル開発機構発足)

また80年代から90年代にかけて米、英、独、仏など先進国で高速増殖炉開発からの撤退が相次ぎ、政策としての実現可能性についても疑問がもたれるようになってきたのである。

こうした環境のもとで起きた事故であるがゆえにその事故の「社会的意味」をどのように定義するべきかは自明なことではあり得ず、論争的な性質を帯びざるを得なかったのである。

開発当事者の動力炉・核燃料開発事業団(以下動燃と表記)は、事故の翌日には記者会見を開き事故現場を撮影した映像を公開し、状況の説明に迫られた。動燃の基本的態度は終始、大騒ぎするほどの事故ではない、施設の損傷もさほど大きいものではなく、今後の開発に差し障るものではないというものであった。当事者であれば当然ながらこうした定義が下されるであろう。

問題はこうした当事者の定義を報道関係者が承認するか否かである。ジャーナリストが当事

者の意味づけをそのまま承認するか、否定するか、それとも改変してしまうかは様々な条件、力学によって左右されることになる(Davis 1985)。このケースでは、専門的な事故評価尺度が動燃の自己定義を裏付ける根拠となり得た。IAEA の国際事故評価尺度²⁷に即して考えるのであれば、「もんじゅ」事故のレベルは軽微なものである。チェルノブイリと福島第一がレベル7、スリーマイルがレベル5、福島第二3号機事故、美浜2号機事故がそれぞれレベル2であり、当のもんじゅはレベル1にも満たない。これは環境中に放射性物質がどれだけ放出されたのかを評価の重要な尺度として用いているがゆえに、2次系の配管からナトリウムが漏洩して火災が生じただけの「もんじゅ」事故は分類上小さな扱いとならざるを得ないという事情があるためだ。

現にこうした事故評価尺度を根拠として、報道がエスカレートすることを牽制する声明が当事者サイドから出されている。事故発生当初の段階において「事故は想定範囲内」とする通産事務次官の見解(朝日 12月12日)や「事故評価は最低レベル」との科技庁の発表(毎日 12月13日夕刊)はその良い例である。また「交通事故で毎年一万人が犠牲となっているが、今回の事故でけが人はなかった。安全対策は厳重」という動燃関係者の証言が紹介され批判された一幕もあった(毎日大阪 1996年1月14日)。

この「ひとりのけが人もいない」という論法は実は原子力関係者のあいだで広く共有されている「過剰報道論」の考え方であり、原子力ファミリーに共有されたイデオロギーといつてよい²⁸。もともと原発の小さな事故やトラブルの報道を批判する議論は早くからあったが、原発が社会問題化していく1970年代以降、当事者サイドや推進派ジャーナリストらから「過剰報道論」として熱心に提起されるようになっていった経緯がある(柴田 1994)。曰く、自動車事故や飛行機事故など他の文明の技術によって生じ得るリスクと比較して一体原発はこれまで何人の犠牲者を出してきたというのか？日本についていえばまだ一人も原発のせいで死んではいない。それなのになぜマスコミは原発の些細なトラブルで大騒ぎするのか？これは国民の不安を過剰に煽り立て原子力産業の発展を不必要に妨害する行為であると。

さらに、原発立地地域においては中央メディアが普段は無関心でありながらいざ事故が起きるとこれを「にわか」²⁹に大きく取り上げることによって「風評被害」を発生させることに対する強い不満がしばしば表明されてきた経緯がある。

しかし「もんじゅ」事故報道はこうした「過剰報道論」によって食い止められることはなかった。

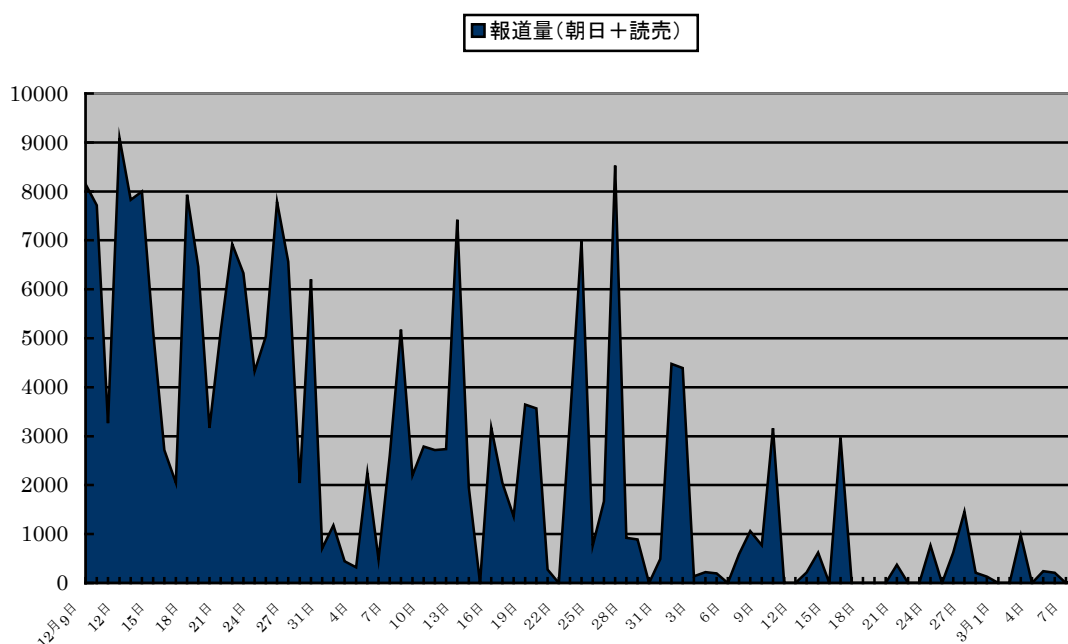
²⁷ IAEA の HP (<http://www-ns.iaea.org/tech-areas/emergency/ines.asp>) を参照のこと。

²⁸ これに対して小さなトラブルや事故を放置してその原因を真剣に考えないことがやがて大きな事故を生み出すことに繋がるという考え方もある。「ハインリッヒの法則」として知られるこの有名な経験則は、したがって小さなトラブルや事故の段階で警鐘を鳴らし、再発防止に真剣に取り組むよう促す報道機関の役割を正当化するものである。朝日新聞で科学部長を務めた柴田鉄治は、「過剰報道」論による批判と直面した時の経験を振り返りつつ、小さなトラブルに警鐘を鳴らすことは技術の安全性を担保する上で基本的な原則であり、この点に報道の社会的役割があると語っている。

²⁹ 原発立地地域の人間はしばしば「にわか」という表現で中央の報道関係者や原発反対運動に対する皮肉をいう。この言葉には、いつもは忘れていたが、原発でトラブルが起きると思い出したように大騒ぎする態度への冷やかな評価が含まれている。

図表2-2を参照されたい。これは朝日新聞と読売新聞の報道量(記事の字数の総量)の変化を測定したものだ。ここから分かるように、集中的な報道が沈静化するまでおよそ3ヶ月の時間がかかった。この間、動燃が事故現場を撮影したビデオ映像を編集していた事実、また隠匿していた事実が発覚した「ビデオ隠し」問題、ならびにこの情報隠しを動燃内部で調査していた総務部次長が自殺するというショッキングな事件が起きた。

図表2-2 高速増殖炉「もんじゅ」事故報道量の変化³⁰



そしてこの3ヶ月の集中的な報道を通して事故の意味が何度も繰り返し語りなおされる中で、開発組織である動力炉・核燃料開発事業団は、あの「ビデオ隠し」の動燃として語られるようになっていった。「もんじゅ」事故をめぐる本来多義的な意味の可能性は、あの「ビデオ隠し」の動燃という形に収斂し、事故の社会的意味は、動燃という組織の非常識なまでの隠蔽体質の問題へと圧縮されていった。つまり事故の社会的意味は、「動燃特殊論」として結晶化することとなったのである。

第2節 「動燃特殊論」のメディア表象

1. 「動燃特殊論」の構成

「動燃特殊論」は、テキストにおいては膨大な「ネタ」の集積から成り立っている。ここでいう

³⁰ 報道量は文字数の総計によって示されている。朝日と読売の記事データベースを利用した。なお東京本社に限定していないので、大阪本社の記事が数多く含まれている。

「ネタ」とはいわゆるヒューマン・インタレスト(人間的興味)を強く刺激し、人びとの会話の題材として取り上げられる傾向の強いエピソードを想定している。報道機関は、読者や視聴者の注目を集めることを狙って、より話題性の強いエピソードを競って提供しようとする。ここに生じる同業者間の競争を業界的表現を借りて「ネタの撃ち合い」と呼んでおきたい。

「もんじゅ」の事故に際して発生したネタの撃ち合いは参加の度合いにやや濃淡があった。ここでは調査資料を中央の主要紙に限定したが、朝日、毎日が非常に積極的であったのに対して、読売、産経、日経についてはあまり熱心ではなかった。また朝日、毎日にしても東京本社と大阪本社の間にもやや温度差がみられた。事故現場に近い大阪本社の方がより積極的であり、新しいネタの発掘に熱心であったことが記事を読むとよく分かる。朝日と毎日の大阪本社の記者たちが「ネタの撃ち合い」に大きなエネルギーを傾注することによって「もんじゅ」の事故報道は加熱していった。

フレーミング装置の傾向をみると<事故の深刻さ>を意味するグループと動燃の<事故対応の杜撰さ>を意味するグループにそれぞれ集中し、この二つの鋭い対比によって「動燃特殊論」が構成されている。すなわち動燃は、極めて深刻な事故として受け止めるべきであるにも関わらず、事故を過小評価しようとし、情報を隠し嘘をついた非常識な集団として表象された。

図表2-3 動燃特殊論の構成	
<事故の深刻さ>	<事故対策、対応の杜撰さ>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ナトリウムの危険性 ・空気と水に反応し、燃焼、爆発する。 ・海外の死亡事故の事例 ・技術的取扱の困難さ ◆火災現場の惨状 ・ナトリウム漏出量 ・異常高温 ・ベテラン職員の驚き 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ナトリウム火災への無策 ◆ビデオ隠しと虚偽報告 ・事故現場映像の編集、隠匿 ・科技厅に虚偽報告 ◆非常識な言動と対応 ・「事象」「火災ではない」など専門用語への執着 ・事故後クリスマスコンサート開催

<事故の深刻さ>を意味づけるフレーミング装置は、ナトリウムという物質が漏れたという事実そのものが持つ技術開発上の意味合いの<解説>と火災事故現場の凄惨さに関わる<描写>とに大別できるだろう。

前者についてみれば、事故翌日直ちに朝日新聞は「技術的不安、現実に 欧米は次々『撤退』」(12月9日)と題した記事で次のように述べて問題の深刻さを述べた。

高速増殖炉「もんじゅ」で起きたナトリウム漏れ事故は、技術的に心配されていたナトリウム管理への不安が杞憂(きゆう)ではなかったことを見せつけた。この炉は原子炉の熱を取り出す冷却材に約千七百トンものナトリウムを使う。ナトリウムは水や空気と触れると急激に反応し、最悪の場合、発生した水素ガスが爆発する。

このナトリウムが、事故のあった場所では500度もの高温で配管内を流れる。配管は熱膨張の影響を避けるため、たわみを持たせるなど複雑に入り組み、溶接部分も数知れないほど多い。フランスでは昨年四月に高速増殖実験炉「ラプソディ」で、ナトリウムのタンクの除染作業中に爆発事故が起き、作業員一人が死亡している。

ナトリウムという物質の扱いが困難を極めること、扱いに失敗すると爆発死亡事故が起きることが紹介されている。また記事では、開発で先行していた欧米諸国が結局このナトリウム問題の安全対策費があまりに膨大に膨れ上がったため経済的合理性の観点から開発を断念していったことなども紹介されている。

火災現場の惨状は、ナトリウムの漏出量や火災の燃焼温度といった数値で表現されもしたが、それ以上に、事故現場の様子を目の当たりにした人間の証言、また事故現場を撮影したビデオ映像のもたらすインパクトが強調された。動燃は事故の翌日に現場の映像を公表したものの、これはできるだけ事故現場の激しい様子が伝わらないように短く編集したものであった。これに対して事故から3日後に福井県職員らが敢行した立入調査で撮影した映像にはもっと生々しい様子がおさめられ、職員の証言は新聞記事でも紹介された。朝日新聞大阪本社の記事「ダクトに穴、床に雪 ベテラン職員驚く」(12月11日夕刊)と題して次のように様子を伝えている。

「いままで見たこともない光景が広がっていた」・・・立ち入り調査で現場に入った福井県と敦賀市の原子力安全対策課の職員が驚いた。配管室に入った四人は全員、原発の専門家。さまざまな事故、トラブルの度に現場を踏んできたベテランでさえ、目を疑うばかりのすさまじさだった。

・・・動燃の撮影したビデオを見ていたが、それは床部だけ。上部の様子は初めて見た。想像はしていたが、直径九十センチ大の換気用のダクトにぽっかりと穴が開き、吸入口は目詰まりしていた。温度は一千度を超えていただろう。すさまじいに尽きる。

<事故対策、対応の杜撰さ>は、ナトリウム漏れ事故への想定と対策が不十分であったこと、「ビデオ隠し」問題に関わるもの、その他動燃という組織の非常識さを物語る様々な「ネタ」からなるものに大別できると思われる。

ナトリウム漏れ火災が起きた際の火災対応手順書が現場にまるで用意されていなかったことは驚きのトーンで記事に描かれた。朝日大阪本社12月13日の記事「無防備 『絶対ない』が足かせに(漏れたナトリウム:中)」では、地元の消防組合にも対応マニュアルがつくられておらず、火災現場に駆けつけた地元消防関係者は何もすることができず、無力感に苛まれて終わった様子を紹介している³¹。また現場に駆けつけた消防関係者が火をみて思わず水をかけた

³¹ この記事では動燃職員の次のような証言が紹介されている。

「国や地元には建設計画を認めてもらうため、『ナトリウム漏れはありえない』と言い続けてきた。『絶対ない』と言い切った事故を想定して対策を作れば、地元から猛反発を受けるに決まっている」

い気持ちになったことやこれまでの火災現場で培ってきた経験がまるで通用しないことに強い困惑を覚え、ナトリウム火災の怖さが重く受け止められていたことが描写された。

動燃の非常識な言動と対応はたびたび「ネタ」とされた。例えば朝日新聞には動燃幹部が「火災」という言葉を用いずに「ナトリウム漏れ」という表現にこだわったことや³²、「事故」といわずに「事象」³³と表現したことが地元議員の強い反発を招いたことが紹介された。また動燃が事故の発生した翌日に動燃敦賀事務所横にある PR 施設「アトムプラザ」でクリスマスコンサートを開催していたことが発覚したという記事も出た(朝日大阪 12 月 22 日)³⁴。

2. ビデオ隠し問題

だが動燃特殊論の基本構図をもっとも決定的なものとしたのが、「ビデオ隠し」問題であったことは間違いない。これは事故直後に現場に入った動燃関係者が現場を撮影していたビデオにまつわる一連の騒動のことであり、真相が発覚するたびに動燃幹部の発言が二転三転したために毎日新聞の大阪本社の記事では「検証 動燃幹部の発言 うそを重ね二転三転」(12 月 24 日)と見出しをつけて詳細な進行表が作成されたほどである。事態の推移を単純化して整理すると次のようになる。

8日午後7時47分 もんじゅ二次冷却系配管室でナトリウム漏出

9日午後7時 動燃が午後4時過ぎから撮影したビデオ(1分間)を公開。

11日午前3時半 福井県と敦賀市が緊急立入調査を敢行

午前9時半 福井県が午前3時半に撮影したビデオを公開。

³² 朝日新聞の1995年12月13日夕刊記事には、この点についての動燃側の言い分が紹介されている。「火災という用語は、燃焼によって引き起こされる災害という印象を与え、インパクトが強すぎる。国に対する設置許可申請書に『漏えい』という言葉を使っており、今回もそれにしがった」までだという。またこの件については地元の消防関係者も「火災」ではないという立場であった。というのもナトリウムが漏れた配管室が酸素を断って火を消す仕組みをとっており、消防組合が消化活動を行わなかった。消火活動をしていないから火災ではないという見解である。しかし福井県側はそうした定義には納得がいかず、火災じゃないと言い張る動燃側に強い不満を表明している様子が紹介されている。

³³ 例えば「事象」の表現をめぐるのは事故から5日後に開催された福井県議会全員協議会の席上の様子として次のように詳しく描写されている(『事象』の表現に福井県会騒然 動燃、事故と訂正」朝日 12 月 13 日)。

…爆発の恐れもあるナトリウム漏れという非常事態を、動燃幹部らが「今回の事象」と表現したため、議員らは猛反発。あわてて「事故です」と言い換えたが、議場は一時騒然とし、原発推進の立場をとってきた自民党の県議からも「開発を打ち切って福井県から出ていってほしい」という声が飛び出した。…同席した動燃の理事が「法手続き上の『事象』という言葉を使い慣れていて、つい出る。厳しい事故と受け止めている。社会的には事故だ」と後を継いで説明した。しかし、用意していた資料には「事象発生」「事象の経緯」などの見出しが並び、何度も「事象」と言いかけて「事故」と言い直した。

³⁴ これは毎月一回開催される定例コンサートの一環であり、親子連れら150人が参加したという。記事の中ではコンサートの冒頭「ナトリウムが漏れましたが、大した事故ではありません。住民の方たちに迷惑をかけることはありませんから安心してください」と説明のあったことが紹介されている。

- 18日 動燃が事故の報告書を科技庁に提出。
- 19日 毎日新聞夕刊が「動燃がビデオ編集 実態カット」と報道。
- 20日 動燃理事が最初に公表された1分間のビデオのもとになった10数分間撮影されたオリジナルビデオが存在している事実に言及。
- 21日 動燃所長と副所長が編集を指示したこと、また編集の事実についてかん口令をしいたことを認める。
- 22日 科技庁幹部から午後4時過ぎに撮影されたものとは別に、事故後6時間半後の午前2時過ぎの現場を撮影したビデオが存在していることを発表した。

動燃は事故の翌日の9日に事故現場を撮影した1分間のビデオ映像を報道陣に対して公開していた。ところがその10日後もっと長い10数分間のビデオがあることが発覚した。しかしそれだけでは終わらず、さらにその3日後に、事故発生からもっと早い段階で現場を撮影していたビデオが存在することが発覚した。



写真2-1 もんじゅナトリウム漏れ事故現場のビデオ映像³⁵

要はこれだけのことであるが、報道陣を驚かせ呆れさせたのは、嘘の上塗りが報道陣に対し

³⁵ https://wikileaks.org/wiki/The_Monju_nuclear_reactor_leakより。もんじゅ事故の映像は2008年にウィキリークスにリークされたため現在では誰でもネットで閲覧することが可能となっている。なお写真2-1は、最初に隠蔽が発覚した10数分のヴァージョンのものである。配管に巨大な穴があき、ここからナトリウムが大量に漏れたことが分かる映像である。

てくり返され、また監督官庁に対してまで行われていたことである。まず最初に1分間のビデオを公表した段階で「短時間なので配管部は撮影していない」と説明していたことがこれは嘘であった。10数分間のビデオが地元自治体の追及の中で発覚したとき、大森康民もんじゅ建設所所長はビデオをみたが映像を短く編集するよう指示はしていないと説明した。しかし翌日大森所長の指示で編集が行われたことが発覚した。これを受けて大石博動燃理事長が「他に事故隠しが絶対無いと断言する自信がなくなった」とコメントをしたものの、後日大石理事長を含む本社首脳陣も全てこのビデオ隠しに関与していたことが発覚した。これらひとつひとつが全てニュースとして記事となった。

こうした子どもじみた嘘の上塗りが次々に発覚していくことで動燃は社会的信用を著しく喪失することとなり、また深刻な問題として取り上げられながらも、「嘘を増殖」という冗談めいた見出しが各紙を飾るなど嗤いの対象となっていたことは、話題性の観点からみても重要である。この点については朝日、毎日に限らず核燃料サイクル政策推進派の読売も無視することはできず「動燃の不振“増殖”」(1996年1月10日)などと皮肉らざるを得ない状況となった。人気漫画家・西原理恵子の作品に「もんじゅ」取材記が登場したり、後述する3・11後ツイッターに登場するゆるキャラ「もんじゅ君」のように報道の範疇を超えて漫画やソーシャル・メディアの領域にまで「もんじゅ」ネタが広がっていった背景にはこのビデオ隠し問題を通して嗤いのネタ化していった経緯があるように思われる³⁶。

もはや動燃関係者のいうことは失笑の対象となるばかりで、関係者からは「何をいっても信用されなくなった」という失意に満ちた声が漏れてくるようになった(毎日大阪12月24日「検証動燃幹部の発言 うそを重ね二転三転」)。午前2時の現場ビデオが発覚した翌日、現場の幹部4人に対して動燃は人事異動を命じたが、この措置も裏目の対応として酷評された。事故原因がまだ明確に分かっていない段階で現場の責任者を人事異動させるとは単なる「口封じ」であり、「トカゲの尻尾切り」ではないかとまたしても地元の強い反発を招くことになったと朝日、毎日の記事は書きたてたのである(例えば毎日大阪12月24日「同僚バツサリ『更迭というより口封じ』」)。

第3節 社会的意味の形成力学

1. 情報源としての地元自治体

前節の分析を通じて、高速増殖炉「もんじゅ」からナトリウムという物質が漏洩し火災が起きたという事故の社会的意味は、動燃組織の隠蔽体質問題として定義されたことを明らかにした。

³⁶ 漫画家・西原理恵子は突撃体験取材漫画『できるかな』(講談社、1998年)で、ガイガーカウンターを自作でつくり、いろいろな場所で測定していく様子を漫画にしたが、どこで測定しても数値が変化しないことに苛立って放射能が漏れているところに行こうとナトリウム漏れ事故騒動後のもんじゅを訪れ、動燃関係者に取材を行っている。漫画の中では動燃関係者があまりにもみんなに怒られすぎて興味本位で漫画のネタを探しに来ただけの西原に対してもひたすら事故の騒動について謝罪を繰り返した様子を異様な光景として描写している(同8頁)。

それでは、「動燃特殊論」への結晶化をどう考えればよいだろうか？過剰報道論の立場が指摘するような報道のセンセーショナルリズムとして否定的に評価されるべきであろうか？

この点を考えるためには、報道業界の内側で「ネタの撃ち合い」を発生せしめた社会的背景に眼を向ける必要がある。とりわけ「動燃特殊論」の形成力学を考える上で、福井県職員を中心とする地元自治体関係者の積極的な活動は決定的に重要な役割を果たした。自治体関係者は記者たちにとっての重要な情報源であったと同時に、「ビデオ隠し」問題というニュース・イベントをつくりだす役割を果たした。

先の事故当時の事態の推移をみれば分かるように、事故から3日後の12月11日に福井県と敦賀市が午前3時半に事故現場に緊急立入調査を敢行していることが分かる。この時現場の立入調査と動燃への事情聴取に関わった福井県原子力安全対策課の来馬克美は後年『君は原子力を考えたことがあるかー福井県原子力行政40年私史』(2010年)において自治体関係者がこの事故対応にどのように関わったのかを詳細に記述している。来馬は、大阪大学で原子力工学を学び福井県庁に就職し、原子力安全対策課に配属された。原発が社会問題化していく1970年代から一貫して原子力行政に深く関わった人物であり、専門的な見識に裏打ちされながら福井県独自の立場で問題を考えてきたことが著書からはよく伝わってくる。その来馬は、最初動燃が公開した1分間のビデオ映像をみてすぐさま違和感を感じたという。

(9日の夕方に)「もんじゅ」へ到着した私も、さっそく現場に入ろうとしたが、動燃側から「慣れている作業員でないと危険だ」と止められてしまった。その代わりに写真やビデオを撮影しているから、後で見せるということだった。このビデオは同日夜7時頃、報道陣にも公表されている。しかし、その写真やビデオの内容が変だった。ほとんど漏えい現場を映さないのだ。映しても床の方ばかりで亜周囲が分からず、しかもすぐ遠くの箇所に切り替わった。技術屋の素直な直感で「これは何か編だぞ・・・」と思わざるを得なかった(来馬 2010:140)。

そこで来馬は配管室に充満しているナトリウムミストと呼ばれる白煙がひいて安全になるのを待って直ちに現場に入ることを決断したという(同 141)。午前三時という異例の時間に立ち入ることになったため、その日の午後に定例記者会見席上で宮林正恭原子力安全局長は「夜中にお入りになるのは理解できない。ちゃんとした態勢を組んで、安全な状況において把握していくべきだ」と苦言を呈した(朝日大阪 12月14日「不信 地元はいつも『かやの外』」)。来馬はこの時の批判を振り返り、問題にすべきは、動燃の報告があまりに粗雑であるがゆえの突入であったことを述べている(同:142)。

そして、ここで注目すべきは、福井県の活動を報道陣が強く支持したことによって、これが「動燃特殊論」を過熱させたことである。同じく朝日新聞大阪本社の12月14日の記事「不信 地元はいつも『かやの外』」には福井県職員の「暁の突撃」に対する科技庁の苦言に対して、報道陣からは「福井県がどうして入りたかったか、全然わかっていない」「十分な情報がなくて、県民が不安だからではないのか」という鋭い質問が飛んだ様子が紹介されている。

この記事の中には福井県庁内で、「言わなくても情報を出す関電、言えば出す原電、言っても出さない動燃」という表現が広まっているという印象深いエピソードが紹介されている。原子力に関わる事業者がすべからず隠蔽体質なのではなく、他の事業者と比較して特に動燃がひどいという具体的経験に裏打ちされた「動燃特殊論」が示されている。同じ記事にはさらに次のような説明が背景として書かれている。

今年だけでも、「もんじゅ」の水・蒸気系のトラブル、自主開発した新型転換炉「ふげん」の利用目的の変更などが続いた。その都度、県には十分な情報が提供されなかった。いつも頭越しに事を運ばれ、「かやの外」に置かれる。今回の事故で、発生連絡が遅れたことは反発に拍車をかけた。県と敦賀市は1992年、動燃と「安全協定」を結んだ。協定によると、ナトリウム漏れなどの事故が起きた場合、動燃は直ちに県と市に連絡する義務がある。しかし、今回、事故の一報が県に入ったのは発生から約一時間も後だった。

まさに地元福井県が問題をみるのと同じように報道陣がこの問題をみるようになっていく様子がみてとれる。動燃特殊論が自治体関係者と報道陣の間で共有されリアリティの強度が増していったのである。他方で先に示した「過剰報道」論は、本来「原子カムラ」とも呼ばれる関係者のあいだで共有されていたはずのイデオロギーであるが、こちらは一連のスキャンダルを通じてむしろ弱体化していくことになった。来馬によると福井県の独自立入調査に基づく動燃関係者への厳しい追求活動を通じて「ビデオ隠し」が発覚したことで³⁷、科技庁が身内から虚偽報告を受け、欺かれた格好となったことがそのきっかけであったと指摘している。

動燃側から虚偽報告がなされていたことが発覚した直後の12月20日、科技庁はもんじゅ事故の調査を原子炉等規制法第六十八条第一項に基づく立入検査に切り替えた。この規定では事業者が協力しなければ法的罰則が科せられる。そしてこの強制捜査が発動されたことで、動燃が午前2時に撮影されたさらなる事故現場映像を隠していたという決定的な隠蔽の事実が発覚したのであった(来馬 2010:146)。

この「ビデオ隠し」発覚の経緯を細かく振り返ると、動燃と地元自治体のあいだで長年にわたって少しずつ蓄積されてきた不信感が原因となって県の側の独自調査を積極化させ、それが科技庁と動燃といういわば身内同士の足並みの乱れを誘発したことが分かる。

2. プルトニウム利用政策をめぐる国際環境の変容

³⁷ 来馬によると、1分間の簡易版のビデオのほかにオリジナルビデオがあることは福井県の立入調査後の事情聴取の中で動燃関係者がついうっかりとその存在を漏らしてしまったことで発覚したという。ただ県の側は報道陣ほど「ビデオ隠し」を深刻な問題として考えておらず、その場で叱責しただけでその問題はすぐに片付いたのだという。ところがその場に科技庁の関係者が居合わせたことが事態を大きく変化させた。科技庁にとってはいわば身内にウソをつかれる格好となった(来馬 2010:144-5)。

「動燃特殊論」の形成力学についてはさらにもっとも大きな環境変化も視野に入れておく必要がある。それは冷戦の崩壊と新自由主義的イデオロギーのグローバルな広まりを受けて、もんじゅの事故が起きた90年代中盤にはプルトニウム利用政策に対する否定的な議論が国際的に急速な勢いで広がり始めていたという事実である。

改めて事故報道量の変化を測定した図表2-2を参照されたい。これをみて分かるように、報道量は「ビデオ隠し」が発覚する以前、事故発覚当初の段階で既に非常に大きい。しかも「ビデオ隠し」が露呈する以前の事故後2日後、12月10日に朝日新聞は「『もんじゅ』実証炉は見直せ」と題する社説を書き、現状の高速増殖炉の技術体系では安全を守りながら実用化までたどり着くことは困難であり、事業の長期計画の見直しを検討することが妥当であると提言しているのである。

このように初期段階における報道量の大きさ、またオピニオンの反応の早さは、「もんじゅ」の事故以前に高速増殖炉の開発事業が社会問題として一定の関心を集めていたことを物語っている。本研究は高速増殖炉の新聞報道の歴史的変遷についての調査を踏まえて行われているが、その詳細についてはここでは割愛し、主要紙においては少なくとも1970年代後半までは核燃料サイクル政策に対する非常に積極的な推進論がみられていたことだけ指摘しておきたい。

重要なことは、1990年代に入って主要紙のうち朝日と毎日が積極論から慎重論へとシフトし、軌道修正を示唆し始めることである。その端緒となったのが1992年の「あかつき丸」騒動である。これは1992年11月から二ヶ月の期間を費やし、日本の原発使用済み燃料を再処理して抽出されたプルトニウムを核燃料輸送船「あかつき丸」がフランスから日本に輸送した際に生じた一連の騒動を指す。この間、環境団体グリーン・ピースが、「あかつき丸」を追跡し大々的に輸送反対キャンペーンを実行に移し、報道機関の関心を集めた³⁸。また北朝鮮の「核疑惑」をはじめとする核不拡散問題への関心の高まりから、プルトニウム利用への批判的見解が世界中で高まりつつあることが問題とされるようになる。そして欧米先進各国が高速増殖炉の開発から技術的困難、経済的非合理性を理由に相次ぎ撤退していくことにも視線が注がれる中で、日本だけが「孤立」するようになり始めたのではないかという議論が登場してきたのである。

こうして1994年に「もんじゅ」が臨界を達成した段階では既に祝福どころか、次のような冷淡な扱いが朝日と毎日にはみられていたことを知っておく必要がある。

「日本は荒海へ 海外冷ややか」（朝日 4月6日）

「エネルギー事情様変わり プルトニウム、お荷物」（朝日 4月5日夕刊）

³⁸ 1993年1月16日の朝日新聞11面で関西大学教授の山川雄己氏は、2ヶ月に及ぶ輸送機関の間、朝日119件、毎日103件、読売66件、日経66件の記事が掲載されたことを報告している。またNHKはこの騒動を契機にドキュメンタリー「NHKスペシャル:プルトニウム大国日本」(93年5月23日放映)を製作している。

「欧米は撤退の方向」（毎日 4 月 6 日）

「リスクに見合うか <もんじゅ> 柔軟な姿勢で後戻りも」（毎日 4 月 5 日夕刊）

もはやプルトニウムは資源小国の弱点を補う準国産エネルギーなどではなく、「お荷物」であり、「不良債権」（鈴木 1993）であり、増やすことよりも過剰備蓄することで国際社会の核開発疑惑の対象になりかねない厄介な物質へと変化したことが論じられるようになったのである。プルトニウム利用政策に固執する日本は国際社会の中で奇妙な形で浮き上がって「孤立」しているのではないかという冷ややかな評価の中に動燃がいつの間にか置かれていたことは、「動燃特殊論」の背景として了解しておく必要があるだろう³⁹。

第4節 結論と今後の研究課題

最後に、本章の手短な分析から何が明らかにされたのかを確認しておきたい。

本章ではテキストの読解を通して、事件や出来事の社会的意味の形成過程を明らかにすることを研究の課題とし、その上で1995年の高速増殖炉「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故に関する新聞報道を事例として分析を行った。

第一に、この事例分析におけるひとつの重要なポイントは、本来多義的に解釈可能なはずのこの事故をめぐる、あの「ビデオ隠し」の動燃という形で事故の社会的意味が、動燃という組織の非常識な隠蔽体質問題へと圧縮されていったことに注目した点にある。つまり「何に注目して、何を無視するのか？」というフレーム分析の文脈に即していえば、動燃の組織体質問題に注目し、「過剰報道論」をはじめとするそれ以外の論点が無視される形で社会的意味が確立したのである。

どんな問題に関する社会的意味であっても、それが「常識」という形にまで共有され、自明視されるためには複雑かつ多義的なままであってはならない。多義的な意味の可能性は、ある単純な形へと圧縮される必要がある。この事例の場合事故現場を撮影したビデオ映像が強力なフレーミング装置として機能し、「ビデオ隠し」というエピソードが事故の全体的な意味を「象徴」するものとなった。そして本論においては、この「ビデオ隠し」に象徴される「動燃特殊論」の構成を詳しく分析した。

³⁹ 無論、こうしたプルトニウム利用政策をめぐるリアリティの変容は、日本社会を完全に覆いつくしたわけではなかった。朝日、毎日に対抗して、読売新聞は欧米が撤退したから日本も撤退せよという論法を強く否定する。日本は「孤立」しているわけでもなければ意味の無い事業に「固執」しているわけでもない。開発の困難さが広く知られるようになったただけの話で、これはむしろ海外技術の導入にばかり依存してきた日本が、開発の先頭にたち世界に創造的「貢献」を果たし得る好機であると解釈された。

「日本が原子力技術で世界に貢献したことが、かつてあっただろうか。・・世界が手を引きつつある中、困難であっても、日本にはプルトニウム利用体系を築ける技術的基盤も国力もある。それさえ出来ないと、日本は遂にこの分野で何も残しえない寂しい国になってしまう」（読売新聞科学部 1996:274）

第二に、本研究が選択した「濃密な記述」を重視する研究スタイルにおいては、「動燃特殊論」として把握された社会的意味がテキストの中でどのように表象されているのか、その文脈がはっきりと分かるように具体的に記述することが要求されていたことだけは確認しておく必要がある。今回のケースでは少なくとも、ナトリウム漏れ事故を大騒ぎするほどの事故ではないという「過剰報道論」を「動燃特殊論」のリアリティが圧倒し駆逐したことを論じている以上、ナトリウムが漏れて火災が起きたということが、なぜ「重大な事故」であるのかをメディアがどれだけ説得的に説明していたのかを再現する責任が分析する研究者の側にはある。IAEAの事故評価尺度ではレベル1にも満たない小規模な事故でしかない、技術的用語では事故ではなく「事象」と呼ぶことも本来許されるはずの出来事を「重大な事故」と定義したその根拠がどのように語られていたのかを社会学的記述として再現しなければならなかったということだ。

第三に、「動燃特殊論」が力を得た社会的背景についても考察を加えた。とりわけ地元自治体と動燃との間に長い年月の間に信頼関係が築かれることなく、自治体が強い不信感を動燃に抱いていたことに触れた。本来原子力開発をめぐって利害共同体であるはずの立地自治体と開発事業組織の間に不信感が芽生えることによって、動燃を応援する仲間であるはずの自治体が、動燃の不誠実を糾弾する情報源となりかわり、報道機関に向けて積極的に問題点を訴えていくことになったことは見過ごせない点であった。

加えていえば、政府も電力会社も動燃を庇ってくれなかったことは大きい。特に監督官庁の科技庁が身内から虚偽報告を受けた格好となって厳しい姿勢に転じて動燃に強制捜査を行ったことはニュース生産過程としても重大な意味を持っていた。つまりこの強制捜査によって誰もが知りえなかったもうひとつの「ビデオ隠し」が発覚し、動燃に対する社会的信頼崩壊は決定的なものとなったからである。

以上手短ではあるが、集中的な報道記事を対象として、「常識」化しつつある出来事の社会的意味の圧縮の過程をテキストの丹念な読解から拾い上げていくことの有効性が確認された。多義的な意味が圧縮されてひとつの社会的意味として確立していくという分析の視座は、ジャーナリズムが集約的な報道を通して「常識」を更新していく上で極めて重要な位相であるということができる。

第4章 テレビ・ドキュメンタリー番組のフレーミング装置 —チェルノブイリ事故後の原発検証番組制作過程における 取材協力・リーク・内部告発・調査報道—

第1節 問題の所在

本章では、チェルノブイリ事故後の「番組集中期」に日本の原子力政策がテレビ・ドキュメンタリー番組によってどのように問い直されたのかを検討する。そしてこの検討作業を通して、集合的フレームではなく一本の番組のフレーミング装置について考えるとはいかなることなのかを明らかにしたい。

報道の領域においては、事実と意見を明確に分離することが客観報道の原則として推奨されている。しかしフレーミング装置の分析は、政治的なオピニオンとして明確に主張されるのとは異なる一見事実を伝えているだけの記事や映像からも政治的メッセージが伝わることを明らかにするものである。

日本のテレビ・ドキュメンタリーにおいてもあからさまな政治的意見が掲げられることは通常あまり見受けられない。事実を積み重ねながら問題を投げかけるのがドキュメンタリーの定石とされている。いわば事実語る手法が一般的である。だがいうまでもなく事実の羅列が番組をつくりあげるわけではなく、ドキュメンタリー番組はある一定の企画意図のもとに何らかのストーリーをもったものとして提示される。その中で提示されるひとつひとつの事実は生の事実というよりは、常に何がしかの文脈を与えられることでフレーミング装置として機能しているものとみなすことが可能である。

優れたテレビ・ドキュメンタリーには多くの場合、番組の存在意義を成り立たせる決定的な事実が提示されている。それまで知られていなかった意外な事実や、噂のレベルでは知られていたが初めて得られた証拠や証言が番組の価値を大きく高めるものとして提示される。つまり番組は取材を通じて得られた個別の事実の集積から成るにしても、それら事実はどれも同じ重みというわけではなく、明らかに重要度において重みの違う事実がメリハリ良くストーリーの中に埋め込まれているのが普通である。

個別のフレーミング装置の集積がひとつの番組全体のメッセージの「リアリティ」を構成するのだとすれば、フレーミング装置にはリアリティを構成する装置としての強度に違いがあるということだ。番組制作の取材過程においては、強力なフレーミング装置となり得る決定的「事実」をいかに獲得できるかが懸命に問われている。個別の番組のフレーミング装置について考えると、まさにこの決定的「事実」について考えることだといってよい。

さて、そこでこの決定的事実がいかに獲得されるのかについて考える必要が生じてくる。ある事実の重要性の判断を大きく左右するのはその事実を意味づける歴史的な文脈である。優れたドキュメンタリー番組とは常に大きな歴史的な文脈のなかで同時代の出来事の意味を問いかけるものであり、番組企画の意図を大きな歴史的な文脈の中に埋め込むように位置づけている。本

章でいう決定的「事実」とは、こうした歴史的文脈を与えられて強力なフレーミング装置として機能する事実のことに他ならない。

以下、本章においてはチェルノブイリ事故後のドキュメンタリー番組に注目しながらフレーミング装置についての考察を行いたい。放送番組センター管轄の放送ライブラリーに所蔵されている原子力関連番組49本を対象に製作時期の分布をみると、チェルノブイリ事故後が「番組集中期」となっていることがわかる。とりわけ1986年から1995年までの10年間に制作された本数が突出していることが分かる。この時期は、福島原発事故以前において日本のテレビ・ドキュメンタリー番組がもっとも精力的に原発問題を取り上げた時期であったことが見て取れる。内容的にも充実したものが多く、さらに民放局や多くのローカル局も原発関連番組の制作に乗り出し、制作局の多様性が顕著な時期でもある⁴⁰。

図表3-1 原子力関連番組(放送ライブラリー所蔵)の集中期

55～60	
61～65	
66～70	◎ (1)
71～75	
76～80	◎ (1)
81～85	◎◎◎ (3)
86～90	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎ (18)
91～95	◎◎◎◎◎◎◎◎ (9)
96～00	◎◎◎◎◎ (5)
01～05	◎◎◎◎◎◎◎ (7)
06～10	◎◎◎◎◎ (5)

出典 鳥谷(2012)をもとに作成

取り上げるテレビ・ドキュメンタリーは以下の3作品である。

- ①『ドキュメンタリー'90 原発立地はこうして進む 奥能登・土地攻防戦』(NHK 総合 1990年)
- ②『調査報告プルトニウム大国・日本(2) 核燃料サイクルの夢と現実』(NHK 総合 1993年)
- ③『プルトニウム元年・Ⅲ 隠される被ばく ヒロシマは...』(広島テレビ 1993年)

それぞれの番組が取り上げているテーマは、「立地政策」(①)、「核燃料サイクル政策」(②)「原発労働者の被曝管理」(③)である。これらの番組の中には、チェルノブイリ事故後の原子

⁴⁰ こうした成果の豊富な時期にあってなお優れた成果として見出し得る作品に注目することで、原子力政策を批判的に検証するテレビ・ドキュメンタリーの可能性について考察を深めたいというのが本章のひとつの狙いである。

力政策について考える上で、以下のような決定的「事実」が強力なフレーミング装置として提示されている。

- ◆立地紛争に関わる借地交渉の現場録音テープ(①)
- ◆立地紛争の用地取得状況を明らかにした地図(①)
- ◆高速増殖炉の増殖性能について記された電力会社のメモ(②)
- ◆放射線管理手帳の杜撰な管理実態を示す記録と証言(③)

注目すべきは、これら決定的事実が獲得されたプロセスである。ここに見られる事実は、「取材協力」「リーク」「内部告発」「調査報道」などを通して獲得されたものである。そしてこれら事実の獲得形態そのものがチェルノブイリ事故後の社会的、政治的環境変化によって大きく条件付けられていることを見落とすべきではない。

立地政策についていえば、チェルノブイリ事故後、脱原発世論が急拡大したにもかかわらず政府が原発拡大路線を継続したために、用地買収コストが膨れあがるという現象が生まれた。『原発立地はこうして進む』は、多額の金を積み上げて強引な買収を行う電力会社の用地取得の実態を、地元住民の「取材協力」を得つつ暴露していくと同時に、土地登記簿本から用地取得状況の地図を作成するユニークな「調査報道」の実践によって電力会社が苦戦する様子を浮き彫りにしていった作品である。

再処理事業と高速増殖炉開発を二つの大きな柱とする核燃料サイクル政策は、国内的にはチェルノブイリ事故後の全国的な脱原発運動にとってシンボリックな争点となった案件であった。同時に国際的には冷戦崩壊後の文脈と連動してプルトニウム利用政策の見直しが高まる風潮がみられた。『プルトニウム大国日本』は、そうした国内外の環境変化の中で核燃料サイクル政策の社会的意味を改めて問い直そうとするものであった。特に経済的合理性という観点からみていかに無駄な事業であるかを電力会社のリーク情報をもとに明らかにした作品である。

被曝労働問題をチェルノブイリ事故後という歴史的な文脈で考える場合、いくつか踏まえておくべき論点がある。第一に、原子力の軍事利用＝悪/平和利用＝善という二元論が崩壊して、「平和利用」の犠牲者もヒバクシャとして把握する思想が生まれたこと、第二に、原発の不正や問題点を「内部告発」するケースが増え始めたことである。『プルトニウム元年Ⅲ』は、隠される新たなヒバクシャに光を当てようとする広島ローカル局と「告発者」たちの出会いのもとに生まれた作品である。

以下、それぞれの番組について詳細な検討を進めていく。最後にテレビ・ドキュメンタリーのフレーミング装置を歴史的な文脈のもとで把握していく作業の重要性について論じたい。

第2節 立地政策

原発立地政策ともっとも強い繋がりを保ってきたのは、「電力の安定供給」という政策目標である。電力の安定供給実現のために、いかに原発立地地点を拡大していくことができるかが立地政策における至上の目的であったといえる。それはチェルノブイリ事故後に日本社会で反原発世論が急速に拡大していった時期においても何ら変わることがなかった。

事故の翌1987年に政府が定めた原子力開発利用長期基本計画では、「2000年には20サイト、2030年には30サイト」が必要になるとの試算結果が紹介され、その実現に向けた努力が促されている。表2はチェルノブイリ事故後に進んでいた原発建設計画である。巻や芦浜のようにこの後しばらくして計画が中止に追い込まれた箇所も含まれているが、政府の拡大路線が継続していることがよく分かる。

図表3-2 チェルノブイリ事故後の日本の原発新增設計画(1995年7月当時)

発電所名	事業者名	所在地	出力	基本計画決定	着工(予定)	運転開始
				(予定)		(予定)
浜岡4号	中部電力	静岡県	113.7	1986.1	1989.2	1993.9
志賀1号	北陸電力	石川県	54	1986.12	1988.12	1993.7
女川2号	東北電力	宮城県	82.5	1987.3	1989.8	1995.7
柏崎刈羽6号	東京電力	新潟県	135.6	1988.3	1991.9	(1996.12)
柏崎刈羽7号	東京電力	新潟県	135.6	1988.3	1992.2	(1997.7)
玄海4号	九州電力	佐賀県	118	1982.9	1985.8	(1997.7)
巻1号	東北電力	新潟県	82.5	1981.11	(1998年度)	(2004年度)
女川3号	東北電力	宮城県	82.5	1994.3	(1996.11)	(2002.3)
浜岡5号	中部電力	静岡県	135.8	(1995.12)	(1998.11)	(2004.5)
大間	電源開発	青森県	60.6	(1995.12)	(1998.4)	(2004.3)
東通1号	東北電力	青森県	110	(1996.7)	(1999.2)	(2005.7)
直江・小高	東北電力	福島県	82.5	(1997.3)	(2000年度)	(2005年度以降)
芦浜1号	中部電力	三重県	135	(1997.3)	2001.4	(2005年度)
芦浜2号	中部電力	三重県	135	(1997.3)	2001.4	(2005年度)
志賀2号	北陸電力	石川県	135.8	(1996年度)	(1999年度)	(2005年度)

出典 長谷川(1996)259頁より。オリジナル資料は資源エネルギー庁公益事業部編(1995)『電源開発の概要』より。

しかし反原発世論が高まる社会環境の中にあつて、立地政策が拡大路線を放棄しなければ当然ながら反対派と真っ向から衝突することになる。「87長期計画」には、「立地円滑化」という政策目標が登場する。この「立地円滑化」という語彙は立地政策をめぐる政府の側が用いるフレーミング装置であると理解できる。

そこでは必要な項目として以下の四点、①原発安全運転実績の積み上げ②漁業関係者、農業関係者、婦人層を中心とした原発の安全への理解増進③地域振興策の充実④PA 活動の充実、が言及されている。だが現場で起きていることは、この「立地円滑化」というフレーミング装置で制御し切れるほど生易しいものではなかった。現場の本音は普通表沙汰になるもの

ではないが、立地紛争の現場・実働部隊を動かす基本思想は「既成事実をつくれ」というものであった。

というのも『原子力の社会史』の著者である吉岡齊が語るように、日本の立地政策においては電力会社による漁業権や土地の所有権取得が決定的局面を握ってきた経緯があるからだ。戦後日本の原発立地紛争の様々なケースをみると、一度電力会社が漁業権や土地の権利を取得してしまうと、後でどれだけ強力な反対運動が起きてジャーナリズムの大々的な批判が加えられても、原発の建設計画が白紙に戻ることはほとんどなかったという。これは運転直前まで漕ぎつけた原子炉が規制当局の政治決断によって稼働中止に追い込まれるという劇的なケースが生じる米国のやり方などと比べて大きく異なるものである。こうして日本の原発立地紛争の現場では「既成事実」をつくろうとする電力サイドとこれを防ごうとする反対派の熾烈な争いが繰り返されてきた。

『原発立地はこうして進む』はまさにこのような原発立地の争いを生々しく描き出した番組であった。「既成事実化」しようとする電力会社(=関西電力)と地元反対派住民たちの熾烈な土地攻防戦に肉薄したドキュメンタリーであった。舞台は石川県珠洲市⁴¹、番組はチェルノブイリ事故の余韻冷めやらぬ1989年に立地可能性調査を行うとした珠洲市の決定に対して、反対派市民が猛然と反発して40日間の座り込み騒動に発展、とうとう調査が中止されることになったというエピソードから始まる。地元民の予想外の強い反発に驚いた電力会社は、珠洲市の中心部に現地対策本部を設置して地元民への説得活動に本腰を入れると同時に、原発用地の取得のために猛烈な攻勢を仕掛けるようになった。反対派住民も負けじと原発用地の中に小さいながら反対派住民の共有地を買い上げるという戦術で抵抗しようとしたのである。

さて、同番組は原発用地の取得をめぐる攻防戦をレポートする上で、興味深く事実の発掘>を行っている。ここでは借地交渉の現場を録音したテープ、ならびに土地登記簿本の調査から原発用地の取得状況を明らかにしていった調査報道の実践を取り上げたい。

【立地紛争に関わる借地交渉の現場録音テープ】

まず借地交渉の現場録音テープの内容からみていこう。ここで「借地交渉」という表現が登場するのは理由がある。同番組に登場する関西電力の関係者はたびたび自分たちのやっていることが「買収ではない」と繰り返し語っている。というのも電力会社はまず立地可能性調査を実施して、問題がなければ原発の建設手続きを進めていく建前であったため、調査の実施に先立って土地の所有権まで含めて用地買収を進めてしまうと、「調査の結果次第」で建設の是非を決めるという建前と矛盾してしまうからである。さりとして地元の合意ができるまで静観す

⁴¹ 珠洲原発の建設計画は1975年に珠洲市が誘致を表明することで明らかになった。翌年出力135万kW級を2基つくること、建設にあたっては関西、中部、北陸の3電力が共同で開発にあたることなどを発表した。用地の取得に関しては、関西電力が北陸電力の協力のもと珠洲市高屋(たかや)地区を、中部電力が同市寺家(じけ)地区を担当して立地工作を進めた。このうち番組の舞台となった高屋地区は、番組制作当時戸数75、住民が250、原発が建設されることになれば全戸が移転対象となる初めてのケースでもあった。

るわけにもいかない。そこで「借地」という名目で土地を事実上囲い込んでいく手段が取られたのである。

この借地交渉に実際に関わっている関西電力の現地交渉班は、自らを「黒子」とよび通常表に出てくることはないが、この番組では堂々と顔を晒して借地交渉の何たるかを語っている。印象深いのは彼らが自分たちの仕事を「モノを買う」仕事ではなく、「人の心を買う」仕事であると堂々と語っているシーンである。「立地円滑化」という政府のフレーミング装置が現場の実働部隊にまで下りてくると「人の心を買う」という言葉によって置き換えられている事実は興味深い。そして、この表現は番組全体で積み上げられた個々の事実の集積を意味づける強力なフレーミング装置として機能しているといつてよい。

ではその「人の心を買う」借地交渉の現場とは一体どのようなものなのか。番組は「住民から入手した録音テープ」からの引用であると断って、以下のような会話を紹介している。会話は交渉班が借地契約の概略について切り出しながら、5年分の借地料を地権者に即座に提供することを説明している場面である。

住民 「5年間もけや？ほお～面白いな。」

交渉班 A 「5年くらいせなんたら金額かさまへんやろ。そういう名目使わん事には金が上がらんから。」

交渉班 B 「ほいで5年分の前払いさしてもろて、その5年後に買収の話進んでなけりやまた払わんならん。言うたら迷惑料。貰うもんは貰といてもろたほうがええ。騒がせたことへの詫も入っとるからやな。一応『貸した』という形を了解してくれたら、われわれはすぐに持参致します。」

住民 「ええ。いまどやかやならんでも…」

交渉班 B 「ええ、そう言わんと。腐るもんちゃうで。」

交渉班 A 「金は、あんた、なんぼあつても邪魔にならへん」

交渉班 B 「もう諦めて！」

交渉班 A 「へっへっへ(笑)…」

この「住民から入手した録音テープ」は、「人の心を買う」という生々しいフレーミング装置(意味づけの言語)の「リアリティ」の強度を決定的に高める証拠といえる。

それにしても、5年分の借地料とは実際どの程度の金額になるのだろうか？番組は「1年間の借地料は、土地単価の5%ないし6%」で、国が定めた基準に従う常識的なものであると断りつつ、ただしこの借地料計算のもとになっている土地単価の設定が、高屋地区の実勢価格に比べると高く、「例えば山林の場合、実勢価格坪201円のところを5倍の1056円に設定」されているという事実を紹介している。まさに大盤振る舞いである。

こうした大盤振る舞いは、基本的には、原発が迷惑施設化し電源三法交付金制度が国によって設けられる1970年代以来の流れの中で理解されるのが適切であろう。チェルノブイリ事

故はこうした原発の迷惑施設化を決定的なものにした事件であったといえる。全国各地で原発の誘致に対する頑強な抵抗が広がり、その結果、原発拡大路線を継続し続ける電力会社にとっての用地買収コストを増大させることになったのだといえる。ただし、買収費を吊り上げたからといって常に「人の心を買う」ことができるわけではない。ここにみる録音テープを番組取材班が入手できた(=取材協力が得られた)のも、電力会社の強引な方法に反発する地域住民が番組の主旨に賛同したからだと思われる。

【立地紛争の用地取得状況を明らかにした地図】

次に番組が土地登記簿本の調査から独自に作成した土地攻防戦地図に注目してみよう。取材班は2000通を超える土地登記簿本をもとに、土地の所有状況、借地状況を白地図の上に描き出していった。その結果、いくつもの興味深い事実が判明した。以下、番組のレポートを詳しく紹介してみたい。

第一に、電力会社が誇大宣伝をしてきた事実が発覚した。関西電力は必要な土地のおよそ8割を既に取得していると公式に宣伝していたが、実際には電力会社がせいぜい1割程度の土地しか押さえていないこと、国、県、市 原発推進の立場をとる行政の土地が約4割程度であったので、それらを足し合わせても5割程度の土地しか占拠できていなかった事実が明らかとなった。

地図上にはいずれの勢力にも組み込まれていない白地部分が広く残っており、態度を決めかねている「中間派」の人々が数多く残されていることが示されていた。電力会社はこれら中間派の人々への心理的圧力を強めるためにも、「他の多くの人々は既に借地契約に応じてくれた」と誇大宣伝し、同調を迫っていたのだといえる。

第二に、原発誘致派の人々が大きな負債を背負っていることが明らかになった。番組は地図の中に浮かび上がった石川県農業開発公社が所有する広大な土地に注目していく。原発用地のおよそ4分の1を越えるこの土地は、国営農地開発事業のために山林を切り拓いて農地をつくりだすことを目的としたものであった。昭和48年に始まったこの農地開発事業は珠洲市にとって過疎から抜け出すための「夢の事業」であり、葉タバコ、養蚕、畜産、果樹などを事業の対象とし、山の頂上まで造成された農地には U ターン青年を含め200戸が入植したという。

しかし15年経てこの開発事業の失敗が誰の眼にも明らかになってきた。作付けの条件があわず、販路も開けず営農にも失敗し、借金の山をつくって離農する農家が出始めているのだという。番組は原発誘致の先頭に立つ T 氏もここに入植したひとりであることに注目している。10年前、T 氏は、行政の指導に従って4ヘクタールの土地に栗の木を植えたが、その場所は北向きの斜面で冬の潮風がひどく、栗の木は全て枯れ果て肥料代も取り戻すことができなかったという。

T 氏の畑の中には原発のボーリング地点が含まれている。原発ができれば土地を失うことになるが、それも「止むを得ない」と番組は T 氏の気持ちを抑制的に紹介している。しかし原発が実勢価格より遥かに高い値段で土地を買い取ってくれるのであれば、原発はむしろ失敗

した事業の負債を帳消しにしてくれる非常に有難い存在ということであろう。

珠洲市もこの事業の失敗によって総額およそ30億円近い負担を背負い込むことになった。番組放映当時、珠洲市の累積債務は89億円にのぼり、これは市の単年度の予算規模に匹敵する金額であるという。ただでさえ財政が傾いている中で、この30億円近い負担はあまりにも重い。原発の誘致を望む自治体が切実な借金苦に喘いでいるという重要な事実を、番組は地図の制作を通して浮かび上がらせたのである。

第三に珠洲市と何の関係もない東京の企業が原発用地の一部を押さえていたという事実が明らかになった。地図を作成していく工程で、原発用地のなかに高屋の住人の手から離れて所有者が4回変わっている土地が存在することが分かった。その面積2万2000平方メートルの山林は、名古屋の商事会社から千葉の繊維問屋を経て、取材班が調査した時点では東京の商事会社の手に残っていた。番組は東京銀座にあるこの所有企業を訪問する関西電力立地部員の姿を映像で捉えた後、この企業に電話取材し、その交渉の内容を確認している。電話応対に出た社長は交渉にきた関電立地部員に「売らん」と言って追い返したことを説明する。値段で折り合わなかったということなのだが、要するにこの企業は、関西電力が喉から手が出るほど欲しい原発用地の一部の所有権を手にして、可能な限り高い値段で関電に売りつけようとしていたのである。

以上三点はいずれも重要で興味深い発見である。情報源から得られる情報だけを頼りにするのではなく、取材班自らが地図の作成を通して独自に調査を掘り下げていくことで大きな成果が得られていることが確認できた。調査報道の有効性が如何なく証明された事例といえる。

第3節 核燃料サイクル政策

核燃料サイクル政策をチェルノブイリ事故後という歴史的文脈に沿って見るなら、〈止まらない原子力政策〉を象徴する存在といえる。この政策は、「反核燃」の社会運動と電力会社・改革派官僚の新自由主義的改革路線をなぎ倒して現在まで生き残り続けてきた不滅の政策である。

1980年代後半に急速に拡大した脱原発への機運は、地域レベルの立地紛争においては原発新規立地点拡大の勢いを食い止める大きな力となったが、国政のレベルで原子力政策の大きな方針を転換させる力とはなり得なかった。脱原発運動家の一部の人々が1989年7月の参院選に脱原発を公約に掲げるミニ政党（「原発いらない人びと」「進歩党」「みどりといのちのネットワーク」など）を結成して打って出たが、結果は惨敗に終わった。また原子力資料情報室が主導して1989年から1991年にかけて実施された「脱原発法制定運動」では、国民から300万人以上の署名を集めて国会議員に脱原発のための議員立法を働きかけたが、結果的に法案は不採択とされた。

そして一連の脱原発を目指した政治運動の挫折を決定付けたのが、再処理工場建設を阻止しようとした「反核燃」運動の敗北であった。青森県では80年代後半に六ヶ所村の再処理工

場建設に反対する運動が勢力を拡大し、「反核燃」を掲げた候補者が参院選で勝利を収め、「核燃凍結」を打ち出した土田浩が六ヶ所村村長選で勝利を収めるなど一時は脱原発気運が大きく高まった。しかし、天王山と呼ばれた1991年青森県知事選で、「核燃推進」を掲げて四選を目指した自民公認の北村正哉が勝利を収めたことで、「反核燃」を求めた運動はここで後退を強いられることとなった。こうして1990年代前半には早くも脱原発運動の勢いは力を失っていくことになったのである。

チェルノブイリ事故後という脱原発ムードがもっとも高まっていた時期においてさえ、止まることのなかった核燃料サイクル政策は、日本で原子力開発が始まった当初から強く期待されていたものである。軽水炉に限定したワンス・スルー方式を採用する場合、原子力は他の発電方式と比べて特段の旨味はない。しかし一度使った燃料からプルトニウムを取り出して再利用できれば資源の有効利用という点で資源小国日本にとって大きな利点があると考えられたのである。

事実、日本で1956年に原子力委員会が設置され、同年中に原子力開発利用長期基本計画が定められた際に、将来的には「増殖型動力炉」を開発し利用することがもっとも望ましいとの指摘が早くも行われている。以来長期計画において核燃料サイクル開発の必要性は繰り返し説かれ続け、「軽水炉から高速増殖炉へ」と国内の原子炉の主流をシフトさせていく路線は原子力政策の基本方針として定着していくことになった。

マス・メディアも「夢の原子炉」と呼ばれた高速増殖炉の開発には長らくエールを送り続けてきた。特に石油危機の70年代に、米国カーター政権が日本の再処理事業に対して核不拡散政策の観点から中止を要求して始まった日米再処理交渉では全国紙が足並みを揃えて日本の核燃料サイクル政策を守れと強硬な論陣を張った。チェルノブイリ事故後の1987年に発表された原子力開発利用長期基本計画においても計画の見直しは想定されることもなく、2020～2030年頃を目処に高速増殖炉の本格的な実用化に乗り出すことが記されていた。

反核燃運動が挫折した後に、入れ替わるようにして新自由主義的な核燃料サイクル批判が原子カムラ内部から噴出してくるようになる。直接のきっかけは、90年代に入り高速増殖炉「もんじゅ」の臨界を控えて核燃料輸送船「あかつき丸」がフランスから日本へプルトニウムを輸送する途上、国際的な批判を激しく浴びたことにある⁴²。このあかつき丸騒動を大きく取り上げた日本のマス・メディアは、プルトニウム利用政策そのものが、実は実現可能性の怪しいプロジェクトであることを英、米、独など他の先進国の撤退事例などに触れて知るようになり、懸念を抱きはじめるのである。

ここで取り上げる『プルトニウム大国日本 核燃料サイクルの夢と現実』は、日本の高速増殖炉開発の実情や、英、独、仏など西欧先進国の高速増殖炉開発、再処理事業を取材しながら、

⁴² あかつき丸の騒動は1992年8月から1993年1月にかけて、フランスから日本に向けて行われたプルトニウム輸送に前後して発生した。輸送経路に近接する沿岸諸国から抗議の声があがったこと、環境保護団体グリーンピースによる追跡などによって注目を集め、日本のメディアで大きく取り上げられた。

核燃料サイクルがいかに実現困難な政策であるかを明らかにしたものである。番組の中では英国のサッチャー政権における高速増殖炉開発の中止事例をひとつの模範的ケースとして位置づけており、新自由主義的な論理によって核燃料サイクルがいかに無駄な出費を強いる非合理的な政策であるかを詳細にレポートしていこうとする目的をもった番組といえる。

【高速増殖炉の増殖性能について記された電力会社のメモ】

核燃料サイクル政策批判という文脈において、もっとも決定的な事実の暴露と思われるのは、日本で<原型炉「もんじゅ」の次に予定されている高速増殖炉を設計している電力会社>が作成したというメモである。この電力会社からリークされたメモには増殖炉の「倍增時間」が90年と記載されていた。倍增時間とは、プルトニウムが増えて2倍になるまでの時間のことである。2倍になると、ちょうどもう1基の高速増殖炉を動かすための燃料が調達できる。

メモによると、ポスト「もんじゅ」の増殖炉の場合、1年間に増えるプルトニウムの量は65キロでしかない。そしてこの増殖炉を1基動かすのに必要なプルトニウムは全部で5.7トンであるので、必要な量が蓄積するのにおよそ90年かかるという計算である。ちなみにこの増殖炉の寿命は30～40年程度しかない。そのため寿命ぎりぎりまで増殖炉を運転したとしても、あるいは寿命を2倍に伸ばして運転したとしても、もう一基分の増殖炉の燃料をつくり出すこともできないことが判明したのである。この「倍增時間＝90年」は高速増殖炉開発政策がいかに合理性を欠いた事業であるかを意味づける強力なフレーミング装置といえる。

番組はこのメモをもとに、倍增時間を劇的に短くすることは現状の技術では到底不可能であることを動燃大洗研究所に出向いて専門家への取材で明らかにしていく。この事実はいうまでもなく、資源問題への切り札として社会的に大きな期待を背負った高速増殖炉の「増殖性能」がほとんど戦力にならないレベルであったことを示すものであり、核燃料サイクル政策の実現可能性が極めて低いものであることを暴露している。

番組はあわせて高速増殖炉の開発が始まった1967年に想定されていた建設予算350億円から予算規模が拡大し続け、建設が着工した1985年においては6000億円の予算規模にまで膨らんでいた事実を紹介している。これは普通の原発の6倍の数字である。つまり、番組は電力会社からのリーク情報を有効に用いながら、「もんじゅ」に6000億円の巨費が投じられたものの、高速増殖炉開発がほぼ実現不可能なものであることを伝えたのである。

さて、『プルトニウム大国日本』が詳細に示した核燃料サイクル政策の膨大なコストを原子力政策全体の枠組みの中に位置づけ直してみよう。環境経済学者の大島堅一は、原発が他のエネルギー源と比較して「政策コスト」が著しく高い点に大きな特徴があると述べている。彼のいう「政策コスト」とは、①研究開発コスト②立地対策コストの二つから成るものである。

表2は大島が作成した発電に要するコストの一覧である。大島は原発推進論者が原発のコスト計算に立地対策コストや核燃料サイクルの研究開発コストを組み込まないで計算を行ってきたことを批判しながら、「政策コスト」を正確に反映した形で計算を行い、表2のような結果を導き出した。

図表3-3 発電のコスト(1970~2010年度平均) 単位:円/キロワット時

	発電に直接要するコスト	政策コスト		合計
		研究開発コスト	立地対策コスト	
原子力	8.53	1.46	0.26	10.25
火力	9.87	0.01	0.03	9.91
水力	7.09	0.08	0.02	7.19
一般水力	3.86	0.04	0.01	3.91
揚水	52.04	0.86	0.16	53.07

出典 大島(2011)112頁より。

この表を見ると、発電に直接要するコストだけならば、原子力は火力に勝っている。最終的な合計で火力より割高になるのは、政策コストが大きいためである。特に研究開発コストは他の電源と比べて原子力が突出している。そしてこの研究開発コストの中で大きな比重を占め続けてきたのが核燃料サイクル政策なのである。

原子力の経済性を高め、他の火力や水力に勝る電源にしたいと望む人間からすれば、この核燃料サイクル政策への出費は膨大な無駄であり、あまりに大きな負担である。当然ながら核燃サイクルの中止によって、原子力政策全体の最適化を図りたいと考えるであろう。こうして一部の電力関係者や経済産業省内部の改革派官僚が推進派と対立し、政策の主導権争いを行う状況が生まれてくる。『プルトニウム大国日本』への電力会社のリークは、こうした原子力カラム内部の推進派と改革派の主導権争いにマス・メディアを効果的に動員しようとしたものとみることができる。

環境エネルギー政策研究所の飯田哲也によると、この路線対立は六ヶ所村再処理工場の本格稼働が予定されていた2005年まで続いたが、最終的には経産省内部で推進派が勝利を収めて、反対派は粛清人事によって一掃されてしまったという(飯田 2011:159)。「理」は明らかに改革派の側にあったはずである。なぜ実現可能性が低く、無駄な出費でしかないはずの核燃料サイクル政策を推進する勢力が勝利を収めるようなことになったのであろうか？

この時官僚組織内部で何が起きたのかは分からない。ここではただ、「理」を持ちながらもマス・メディアへのリークという消極的な手段を通してしか世論を頼りにできなかった点に象徴される改革派の政治的基盤の弱さについて言及するにとどめたい。

第一に、改革派は反原発派ではない。核燃料サイクル政策には反対であっても、それはあくまでも原子力政策の最適化という点で意味がある反対である。そのためガンを切除する手術のように、核燃料サイクルの問題を他の商業用原発の問題から慎重に切り離して取り除くことが要求されるが、ここには多少なりリスクが伴う。

社会学者・長谷川公一は戦後日本の開発行政にみられる<止まらない公共事業>には、官僚特有の「全面波及論」が大きく関与していると指摘している(長谷川 1996)。「全面波及論」とは、この場合核燃料サイクル政策の欠陥が暴露されて、高速増殖炉と再処理事業から撤

退するようなことになると、日本全国で反原発運動を勢いづかせる波及効果を生むという考え
方である。

核燃料サイクル政策による大きな無駄を省きたいにしても、その無駄を省く結果が原発その
ものからの全面撤退にまで波及することは何が何でも避けたい。そこで問題点をマス・メディア
に小出しにしつつ、官僚組織内部の路線闘争に対して適度な外部圧力を政治資源として動
員していくという戦術が取られたのであろう。

第二に、仮に高速増殖炉の開発を止めると、再処理事業を継続する正当性が失われる。し
かし現在の日本では既に「再処理が日本の原発の生命線を握る」状況が生まれており、再処
理をやめることが事実上困難となっている⁴³。

なぜ「再処理が日本の原発の生命線を握る」ことになっているのかというと、再処理事業が
破綻すると、現在六ヶ所村に貯蔵中の使用済み核燃料を全国各地の原発へと送り返す必要
が生じてくるからである。青森県はあくまでも中間貯蔵しか認めておらず、核のゴミの最終処分
場を設けることにも、なし崩し的に最終処分地にされることにも断固反対している。再処理事業
が中止されるのであれば、ただちに使用済み燃料を「発生元」へと送り返すという立場をこれま
で青森県は再三強調してきているのだ。しかし全国各地の原発には今更青森に送り出したは
ずの使用済み燃料を再度受け入れる余裕などないため、核のゴミは行き場を失ってしまう。つ
まり原発事業が事実上崩壊することになってしまうのである。

つまり「再処理が日本の原発の生命線を握る」状況のもとで、原子力政策の存続、最適化を
目標とする立場から核燃料サイクル政策を批判することには限界があったといわざるを得な
い。

第4節 原発労働者の被曝管理

(1)ヒバクシャを追う広島ローカル局と「告発者」の出会い

被曝労働問題をチェルノブイリ事故後という歴史的な文脈のもとで考えていくためには、いく
つかの重要な論点がある。

第一に、チェルノブイリ事故は、原子力の「軍事利用」を悪とみなし「平和利用」を善とみな
す単純化された二元論を完全に崩壊させた。「平和利用」であつても一度大事故を引き起こせ
ば小規模な核戦争並みの被害をもたらす、大量のヒバクシャを生み出し得ることを人々に教え
た。戦後の原子力開発政策は、「原爆と原発の違い」を徹底的に宣伝することでスタートしたが、
チェルノブイリ事故は「軍事利用」であれ、「平和利用」であれ、人間に放射能被害をもたらすと

⁴³ 2013年2月10日に放映されたNHK総合『NHKスペシャル “核のゴミ”はどこへ～検証・使用
済み核燃料』では、毎日新聞のスクープによって注目を集めた「秘密会議」の会話音声記録が一
部放映されながら、「再処理延命のシナリオ」についてかなり正面から踏み込んだ検討が行われて
いた(音声記録の入手経路については言及なし)。当事者の肉声が伝えられたという点では大変
興味深い映像であった。ただしここで指摘されている内容は、吉岡斉が『原子力の社会史』の中
で指摘していたように、福島原発事故以前からそれなりに知られていた事実であることは確かである。

いう点では両者に共通点があることを人々に認識させたのである⁴⁴。

こうして広島、長崎の被爆者、世界各地の核実験の被害者、チェルノブイリ原発事故の被害者たちを同一の地平でヒバクシャとして捉える「核と人間」の思想が生まれてくることになる。ここで取り上げる広島テレビ『プルトニウム元年Ⅲ』もまた、広島のローカル局という立場から「核と人間」の現在形、いまどのような形でヒバクシャが生み出されているかに迫ろうとした意欲的作品であった。

番組では29歳で死亡した浜岡原発の作業員・嶋橋伸之さんの両親が労災申請を行ったエピソードを軸に、チェルノブイリ事故の被害者、イギリスの再処理工場周辺で多発する白血病患者たちに眼を向け、これら原発が生み出した被害者と広島の被爆者たちが受けた被害との共通性を探り当てようとする。原爆と原発の被害者を「核と人間」という地平で同じものとして捉えようとするテレビ番組は他にもいくつか制作されているが、『プルトニウム元年Ⅲ』がそれら他の番組と大きく異なるのは、チェルノブイリ事故のような海外のシビアアクシデントの被害者だけではなく、日本国内の被曝労働問題に正面から切り込んでいる点である。

第二に、チェルノブイリ事故は、かつて高木仁三郎が「斜陽化症候群」⁴⁵と呼んだものの萌芽が見られる時期であった(高木 2000)。ここでいう「斜陽化症候群」とは、伸び盛りの成長産業のような夢や希望に満ちた労働現場ではなく、コスト切詰圧力に晒され、満足な現場教育も行われず殺伐とした労働現場に成り果てたことで労働者の忠誠心が低下し、内部告発などの抵抗が続出する現象を指している。

こうした内部からの反乱についてもっとも注目すべきは、平井憲夫という原発労働問題の有力な「語り部」(恩田 2013)が登場したことである。平井は長年原発建設や原発定期検査の配管、溶接作業の現場監督を務めた人物であり、原発関連企業から退社した後、1990年に原発被曝労働者救済センターを設立して活動を続け、原発裁判の証人、国会の委員会での参考人など数々の証言を行った人物である。いわば原発の労働現場を知り抜いた「語り部」であった⁴⁶。

平井は1980年代後半から全国各地で精力的に講演し、マス・メディアにもしばしば登場した。『プルトニウム元年Ⅲ』にも出演しており、同番組は元現場監督者の平井の証言を取り上げることで大いに説得力を高めているといえる。

⁴⁴ チェルノブイリ事故後のヒバクシャ表象については、安藤裕子(2008)『ヒロシマ・ナガサキはどのように表象されてきたか—公的記憶の変遷を辿る』(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際関係学専攻博士学位申請論文)がよく整理されている。

⁴⁵ 高木仁三郎『原子力神話からの解放』光文社、第11章を参照のこと。高木は斜陽化症候群を1995年のもんじゅ事故後から目立ち始めた現象と述べている。だが、高木の議論に沿って考える限り、チェルノブイリ事故後にその萌芽がみられ始めていたということとはできると思われる。

⁴⁶ 福島原発事故後、平井の書いた「原発がどんなものか知ってほしい」という文章がネット上で大きな話題を呼んだ。この文章は恩田(2013)によると、支援者が講演会の内容をまとめてロコミで販売していた小冊子の文章がもとになっているとのこと。なお恩田は週刊現代の記者であり、平井の内部告発記事をまとめた経歴を持つ人物である。

図表3-4 内部告発によって発覚した原発の事故、不正

発覚時期	発覚の種類	当事者	事故や不正の内容
1976年7月	内部告発	関西電力	美浜1号機で燃料棒折損事故(73年4月)
1982年9月	内部告発	関西電力	美浜1号機で蒸気発生器細管損傷に違法の施栓工事(73~76年)
1986年11月	内部告発	資源エネルギー庁	敦賀原発での故障隠しを日本原電に指示
1989年11月	内部告発	大谷製鉄	能登原発の基礎工事にデータ改ざんの鉄筋使用
1991年7月	内部告発	動燃事業団	もんじゅの配管に設計ミス
1992年3月	内部告発	動燃事業団	もんじゅ蒸気発生器細管内で探傷装置が詰まる(91年5月)
1995年11月	内部告発	動燃事業団	東海事業所・プルトニウムに不明量
1995年12月		動燃事業団	もんじゅナトリウム火災事故・一連の情報隠し
1997年3月		動燃事業団	東海再処理工場火災爆発事故・一連の情報隠し
1998年10月	内部告発	原電工事	使用済み燃料輸送容器中性子遮蔽材データ改ざん、捏造
1999年9月	内部告発	BNFL社	MOX燃料検査データねつ造(96年以来)
1999年9月		JCO・動燃	JCO臨界事故
2002年8月	内部告発	東京電力	自主点検記録の虚偽報告

出典 高木(2000)249頁、反原発運動全国連絡会(2002)30頁をもとに作成

【放射線管理手帳の杜撰な管理実態を示す記録と証言】

番組が目にしたのは、平井の放射線管理手帳の中にある不可解な記録である。それは二日連続して平井が病院で健康診断を受けた際の記録に関するものである。前日福島県内の病院で検査を受けて「異常あり」と診断され、翌日には神奈川県内の病院で検査を受けて「異常なし」の診断結果が下されているのである。たった1日でなぜ白血球の数値が「異常あり」から「異常なし」へと変化することになるのだろうか。そもそもなぜわざわざ神奈川県内の病院に翌日出かけているのだろうか。番組はこの点を確認するために神奈川県内の医師のもとに取材に向くが、既に廃業届けが出されていて話を聞くことができなかった。そこで番組は再び平井に事情を尋ねたところ、次のようなやり取りが行われたのである。

平井:このように数値に異常があった場合、放射線管理区域内に入れなくなってしまうので、架空の病院で健康診断書をつくってしまうわけです。

— それは誰がつくるのですか？

平井:もちろん、わたしが現場の責任者として、事務員に指示をして書かせます。これについてもゴム印など必要なのですが、前もってちゃんと準備しているのです。これは犯罪行為なんですけどね。

原発労働の現場で行われる被曝管理がかなりいい加減なものであることは、少なからず指摘されてきた事実ではある⁴⁷。しかし実際に現場監督を行っていた人間がテレビカメラの前で

47 例えば原発ルポルタージュの金字塔ともいえる堀江邦夫(1979)『原発ジプシー』現代書館、な

ここまではっきりと証言しているという事実は重い。平井のこの証言からは、多少の白血球の数値の異常など平気で無視して労働者を働かせるくらいのことは、原発の現場ではさほど珍しいことでもないことが伺える。

しかしこの事実は、低線量被曝があくまでも「確率的影響」の領域の問題であり、どれだけ低い確率であるにせよ、わずかな線量で白血病になる人間もいないとは限らないという事実を思い起こすとき、非常に恐ろしいものであることが分かる。『プルトニウム元年Ⅲ』は嶋橋伸之さんのケースにおいても白血球の数値が13800を記録しているにも関わらず「異常なし」の印鑑が押されていた箇所があったことを紹介している(正常値は4000～8000の範囲)。嶋橋さんはその翌年に白血病であることが検査で発覚しているため、この際の「異常なし」の診断が致命的な意味を持っていたといえる。

(2) 被曝労働と労災申請

日本で原発の運転が始まって40年以上が過ぎ、既に30万人を超える人間が被曝労働に携わってきた(建部 2013)。2012年3月までの段階で日本の原発労働に関わって行われた労災申請は全部で32件、うち労災の認定を受けたのは14件に過ぎない(同 2013)。その一方で被曝労働との関連が疑われる死亡者の数は分かっている範囲でも表4に示すほどにはいる。

図表3-5は、日本の被曝労働者を対象とした疫学調査の結果から、白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫による死亡者の数を被曝線量に応じて整理して抜き出したものである。調査で確認できただけでも被曝労働に従事してこれだけの人間が白血病その他の被曝労働に起因する疑いのある疾病で死亡している⁴⁸。

どを参照。なおこの作品には堀江自身の経験を通して「労災隠し」が生まれる構図が詳細に記述されている。安全のイメージに神経質になる電力会社から、仕事を回してもらえなくなることを恐れ、下請けや孫請けの業者がいかに労働者の労災申請を嫌うかが詳細に描かれている。単純な怪我でさえ労災申請を忌避する空気があるのだから、白血病などの死にいたる疾病の場合であれば、なおのことであろう。

⁴⁸ この疫学調査は1999年3月31日までに放射線影響協会放射線従事者中央登録センターに登録され、実際に放射線業務に従事した日本人の男女合計27万7千人を対象としている。注意すべきは、調査対象者のうち2009年度3月31日までに男女合計約21万2千人の生死を確認することができたが、残る約6万5千人は住所情報を収集できないなどの理由によって生死を確認できていないことである。つまり、実際に分析の対象とされているのはこれら住所不明者を除き、さらに女性も除いた約20万4千人の男性である。フォト・ジャーナリスト樋口健二の一連の仕事を見れば、公的機関が現住所の把握に困難を感じるような身元不明の労働者ほど、被曝労働による健康被害を疑う必要があるように思える。つまり、この疫学調査自体が非常に重要な層を取りこぼした形で行われている点を踏まえる必要がある。

図表3-5 第IV期疫学調査の結果(死亡者、1991年～2007年)と労災認定件数

疾病	累計被曝線量(ミリシーベルト)					労災認定	
	群別死亡者数					(生存者を含む)	
	<10	10-	20-	50-	100+	人数	それぞれの線量(ミリシーベルト)
白血病	121	16	20	7	2	6	5.2、40、50.63、72.1、74.9、129.8
悪性リンパ腫	85	9	15	7	4	2	78.9、99.8、不明
多発性骨髄腫	30	3	2	1	3	2	65、70

出典 原子力発電施設等放射線業務従事者等に係る疫学調査(第IV期調査平成17～21年度)、財団法人放射線影響協会、2012年。引用は、建部(2013)、228頁より。

被曝労働問題を政策論の文脈で考える際に注視すべきは、原発労働者のなかに小さな割合で発生し得る低線量被曝の被害者をどう扱うかという問題である。一般に子どもが放射線に対して感受性が強く、大人よりも健康被害を受けやすいとはよく言われることである。しかし大人の中にもわずかな線量で白血病などの疾病にかかる者がごく小さな確率ではあれ発生し得る。

もしこれら少数の人間の健康を守ることを優先して放射線防護基準を定めるなら原発産業は成り立たなくなる。例えば現在の法定線量「1年間50ミリシーベルト、5年間100ミリシーベルト」を「年間5ミリシーベルト」の基準にまで押し下げて厳格に運用するならば、原発労働は立ち行かなくなるだろう。そのため現状、放射線防護の安全規制は、あくまでも「平均的人間」を基準に設定されているとみるのが妥当である。

その代わり、「平均的人間」よりも放射線に対して感受性が強く、不幸にも法定線量を下回る数値でありながら白血病などの病気にかかってしまった人がいれば、事後的に救済しようという制度が設けられている。それが労災である。放射線業務従事者における白血病の労災認定基準に関しては、1976年に労働基準局長から「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」という通達が出ている。それによると以下の三つの条件を満たすことが認定の条件とされている。

- <1>相当量の電離放射線に被ばくした事実があること。
- <2>被ばく開始後少なくとも1年を越える期間を経た後に発生した疾病であること。
- <3>骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること。

『プルトニウム元年Ⅲ』が取り上げた嶋橋伸之さんはこのいずれの要件も満たすものであった。<1>の相当量の被ばくについては「5ミリシーベルト×従事年数」⁴⁹が目安となっており、

⁴⁹ なぜ労災認定基準における相当量が5ミリシーベルトなのか。この点について藤田は次のように

嶋橋さんのケースでいえば認定に必要な相当量は 44 ミリシーベルトということになるため、50.63 ミリシーベルトという実際の被ばく量が相当量を超えていると判断されることになったのである。

嶋橋さんの両親を支援した藤田祐幸・慶応大学助教授は、この労災による救済制度の趣旨について次のように解説している。

「確率的影響は統計的にのみ意味をもつ概念であるため、個別の白血病やガンと被曝との因果関係を立証することは原理的に困難である。そこで、労働者の救済を優先させ、一定の基準をこえる被曝をした者が、限定された疾病に罹った場合には、業務に起因するものと見なして救済しようというのが、この認定基準の精神である。」(藤田 1996:59)

また同様に、嶋橋さんのケースを扱った磐田労働基準監督署の署長は、労災認定基準があくまでも「法定限度以下なら絶対発病しないとは言えない」という認識が前提になっていることを中国新聞の取材に対して明言している(中国新聞 2000 年 3 月 25 日「被曝と人間第 3 部ある原発作業員の死(4)2つの基準」)。

現状何より問題だと思われるのは、電力会社がこうした国の定める救済制度の意義すら正面から認めようとはしていないことである。電力会社側はあくまでも年間50ミリシーベルトで線引きする法定線量のみが唯一正当な基準であるとの立場を取っており、この観点から嶋橋さんの労災認定によって「被曝労働と白血病の間に直接の因果関係があるとは認められたわけではない」という声明を繰り返し、両親からの謝罪要求も拒否している。おそらくは正式に謝罪し、労災認定基準となっている年間5ミリシーベルト程度でも白血病になり得る可能性を公式に認めてしまうならば、法定線量引き下げの社会的圧力が高まることを危惧しているからであろう⁵⁰。

この低線量被曝のリスクに社会的な関心が集中することに対して、原発関係者の人々は極めて神経質である。労災申請を希望した嶋橋さんの両親に対して会社(中部電力の孫請け会社)は、労災申請を思いとどめるように働きかけ、それが無理だと分かった後にはせめて記者会見だけはしてくれるなど説得してきたという⁵¹。また『プルトニウム元年Ⅲ』放映後には中国電力から広島テレビに圧力が加わった。以下は先の『原発立地はこうして進む』の番組ディレクタ

解説している。「労災認定基準が制定された1976年当時、一般人の被曝限度が5ミリシーベルトであった。そこで、被曝労働者の被曝量が一般人の被曝限度をこえた場合に、その超過分は業務に伴うリスクであるとして認め、その結果生じた疾病を労災の対象にしようというのが、労災認定基準の思想である。」(藤田 1996:59)

⁵⁰ 低線量被曝の問題は、グレーゾーンであるがゆえに社会的な力関係がものをいいやすい。原子力産業の利益が放射線防護の基準にどのような影響を及ぼしてきたのかについては、中川保雄『増補版 放射線被曝の歴史』明石書店、などに詳しい。他方で、福島原発事故後の除染作業の目標値をめぐる「1ミリシーベルトの呪縛」が現状問題視されているが、これは反対に事故後の放射能パニックの「空気」が大きく影響している。

⁵¹ 藤田祐幸慶応大学助教授は、会社側の圧力や嫌がらせを防ぐためには全てを公開して社会問題化する以外に方法はないと考えて記者会見に踏み切ったという。嶋橋さんはこのマス・メディアを利用した社会問題化の戦略に対して当初は躊躇を覚えたものの、やがて最後は覚悟を決めたのだという。

一も務めた七沢潔が、『プルトニウム元年』の岡原ディレクターにインタビューした際のやり取りである(七沢 2008a:97-98)。

岡原:PARTIIIを放送したあと、電力関連産業労働組合、つまり中国電力の第2労組が手紙を寄こしました。会社にムチ入れられとったんじゃないですか。原発反対派ばかり出すのは何事か、と書いてあった。その後山口県の人からも同じような質問書がきた。白血病で死亡した原発労働者の件は労災だというのが、白血病は自然発生もある。...やっぱり原子力産業にとって生命線である低線量被ばくの影響を伝えたのが効いたのかな、やがて中国電力の広報が訪ねてきました。質問書を自分らで持ってきて、口頭でやりましたね。「意見を申し上げに来たのであって抗議ではない」と言っていました。電事連も来ました。2週間遅れて来ました。すぐには来ない。練りに練ってから来る。

七沢:やはりデリケートでしたね。その後中国電力は一時、第1労組から「報道の自由への介入」と批判されますが、態勢を立て直すと広島テレビが日曜の夜に放送する新しいスポーツ番組のスポンサーを降りると通告して年間1000万円のCM出稿料を引き上げてしまいますね。

岡原:そうそう、それが取りやめになって中国電力は広島のおよその局に出すことにした。...社内的に営業局中心に「売上げが落ちた、落ちた」の大合唱が始まった。我々がしつこくやったからです。1年という短期間で3本放送した。これを放っておけばまだまだやると思われたんです。原子力推進側は必死で止めに来たんですね。結局、放送から1年半後の95年の春に報道局長、次長、プロデューサー、そしてディレクターの僕の計4名が営業局に配転になりました。

原子力推進側がいかにも必死で止めに来たのかが岡原の証言からよく伝わってくる。低線量被曝問題が、政治的に機微な問題であることが伺えるエピソードである⁵²。

原発推進派の中には、「原発事故関連死」によって多くの人命が失われた福島原発事故後においてさえ、「原発で死んだ人間はいない」という神話を堂々と掲げて議論を続けている人が大勢いる。しかし、もし労災認定基準が拠り所にする思想に眼を向けるなら、それがただの神話に過ぎないことは現時点で既に明らかである⁵³。だが、そうであるがゆえに、労災認定問

⁵² 福島原発事故後には、より一層深刻な政治的争点となりつつある。2011年12月28日に放映されたNHK『追跡! 真相ファイル:低線量被ばく揺れる国際基準』に対して、「エネルギー戦略研究会」「日本の原子力学会シニア・ネットワーク連絡会」「エネルギー問題に発言する会」などの有志112名が連名で抗議を行った。その後NHKの担当者との3回の意見交換を行うも満足いく回答が得られなかったとして、2012年6月28日にはBPOに対して放送倫理基本綱領違反として審議願いを提出している(「日本の原子力学会シニア・ネットワーク連絡会」「エネルギー問題に発言する会」の有志137名の連名)。なおこの問題に関する抗議資料はネット上(http://www.engy-sqr.com/media_open/index.htm)で閲覧することができる。

⁵³ 労災認定を受けてはいないが、例えば国会の委員会のような公式の場で問題にされた被害者たちもいる。1977年3月17日の衆院予算委員会で社会党の榑崎弥之助議員が提出した資料によ

題を公然化しようとする試みは、神話を脅かす危険行為であり、今後とも機微な問題であり続けることを承知しなければならないであろう。

第5節 結論と今後の研究課題

これまでチェルノブイリ事故後にテレビ・ドキュメンタリーが日本の原子力政策をどのように検証してきたかを論じてきた。最後に、以上の議論の含意について決定的事実としてのフレーミング装置という観点から考察を加えたい。

第一に、ある「事実」がどのような価値を持つかは基本的にはその歴史的な文脈をどう捉えるかにかかっている。そしてそれは誰にでも自動的に与えられているものではなく、いわゆるジャーナリスティックなセンスとしかいいようのない個人差のある職業的能力を構成する重要な要素と思われる。

第二に、決定的「事実」の獲得プロセスについて、取材協力、リーク、内部告発、調査報道というヴァリエーションを確認してきたが、これらのうち前3者は情報源による協力が不可欠であり、ドキュメンタリー番組がジャーナリストと情報源の共同生産物であることを如実に物語っている。

この点は「番組集中期」という概念について考える上でも重要な示唆をもたらすものだ。本章で述べた「番組集中期」とはギャムソンとモディゴリアニのいう **Critical discourse moments** (報道集中期)を引き延ばしたものとみることでも可能であろう (Gamson & Modigliani 1989)。ギャムソンは特定の争点に関して、ジャーナリストや情報源の言論活動が活性化する期間をこのように呼んでメディア言説の分析を行っている。しかしチェルノブイリ事故という世界史的な大事件は、報道の集中期ばかりでなくおよそ10年単位の「番組集中期」をもたらしたと解釈できるはずだ。

Critical discourse moments とはつまるところ、メディアを舞台とした「意味づけをめぐる政治」(Hall 1982)に参入する動機が多くの人の中で活性化される過程である。それは関連情報、知識、人脈などを豊富に持つジャーナリストに日常のルーティンワークを超えて仕事をするチャンスを拡大し、調査報道を活性化させると同時に、争点と深い関わりを持つ個人の中の表現動機を活性化させる過程でもあり、場合によっては普通の市民を重要な「情報源」へと豹変させる。

ここまで検討を加えてきたチェルノブイリ事故後に即していえば、例えば電力会社の原発用地の買い占め方に感情的に反発する地域住民が、借地交渉の現場録音に協力しようと思うに至る過程を含むものである。また長年原発労働の現場監督を務めながら嘘をつき続けてきた

ると、1966年7月～1977年3月までの間に既に「放射線被曝死亡労働者数」は全部で75人を数えている。内訳は、ガン関係32人、脳関係23人、心臓関係12人、白血病3人、その他5人とされている。なおこのなかに自分の一人息子の名前を発見した元新聞記者の松本直治は『原発死』(潮出版社、1979年)を執筆している。榑崎の質疑については予算委員会議録第24号8頁(昭和52年3月17日)に記載があるが、松本の著書には榑崎が作成したという詳細資料からの引用も紹介されている。

人間が、とうとう自分の仕事に限界を感じて見切りをつけ、原発を告発する「語り部」になることを決意するに至る過程を含むものでもあった。あるいは原発で一人息子を失った両親が、支援者と出会い、労災申請を行い、広くメディアを通して世に被曝労働の問題を広めていく覚悟を決める過程でもあった。

テレビカメラの前で話すことを誰もが喜んでいとは思えない。特に原発のような重たい社会問題に関して顔を晒して発言することは勇気のいることである。反発や中傷だって当然予想されるはずである。そうした社会的制裁を覚悟の上で、敢えて何かを訴えずにはいられないだけの動機が個人の中で芽生えて育っていく過程に留意する必要がある。

テレビカメラの前で話すことを覚悟した人たちがいるからこそ、またジャーナリストの取材に協力する市民や専門家たちがいるからこそテレビ・ドキュメンタリーを制作することが可能になる。部外者が容易に手にできないリーク情報や内部告発の証言が世に出れば、テレビ・ドキュメンタリーは決定的事実をもとに政策を批判的に検証していくことも可能になる。ジャーナリストばかりでなく、情報源においてもまた表現動機が活性化するプロセスが存在することを視野に入れ、テレビ・ドキュメンタリーを両者の共同生産物として捉える視点が必要である。

しかし、以上の点を踏まえながらも最後にもっとも強調しておきたいのは、集合的なメディア言説ではなく、個別の番組のフレーミング装置の研究を通して浮かび上がってくるもっとも重要かつ魅力的な主題が、ジャーナリストの個の力ということだ。周知のとおり、著名なジャーナリストの思想と行動に注目するアプローチはマスコミ発達史ないしメディア史の領域では王道の研究方法である。他方で今日の巨大化したマス・メディア報道について考える上ではジャーナリストの個性よりも職業的慣行や組織的意思決定のプロセス、さらには報道の「界」、あるいはメディア言説をトータルに把握するアプローチのほうが説得的な場面が多く、こうした把握困難な集合的な「権力」の分析方法を開発することに研究者は力を注いできた。

だが現代においてもジャーナリスト個人の思想と行動に注目することには少なからぬ意義がある。本章を執筆したひとつの動機は、福島原発事故後に大きな注目を集め各種の賞を総なめにした ETV 特集『ネットワークでつくる放射能汚染地図』の制作に関わった NHK ディレクター七沢潔の番組制作歴⁵⁴を追いかけてみたいという思惑があったからだ。本章第2節で取り

⁵⁴ 七沢の手がけた作品としては他に『隠された事故報告 チェルノブイリ』(1994年1月16日)も重要である。この作品はチェルノブイリ事故の事故原因をめぐる謎を解き明かしていく番組である。事故原因については、早くから「運転員たちの規則違反」という説明が世界中に広まっていた。これは1986年8月の IAEA 事故国際検討会議にソ連政府が提出した報告書の説明によるものであり、日本でも朝日新聞がこの報告書をいち早く入手して報道し、その年の新聞協会賞を受賞している。

しかしソ連国内ではこの説によって運転員たちが国賊扱いされ、遺族のなかには息子の墓参りに来て幾度か顔を唾を吐きかけられた者までいたという。だが1991年に提出されたソ連国家原子力安全監視委員会の「チェルノブイリ事故際評価委員会報告書」(通称シュテインベルク報告書)では全く異なる事故原因の説明が示された。この報告書では原子炉の設計そのものの構造的欠陥こそが最大の問題であったことが指摘され、運転員たちはその欠陥の存在や、運転規則がその欠陥を補うためにつくられていることを知らされていないと述べられている。

上げた『ドキュメンタリー'90 原発立地はこうして進む 奥能登・土地攻防戦』(NHK 総合 1990 年)』は七沢がディレクターを務めた番組であり、この番組で実践された土地登記謄本の調査から独自に地図を作成し、土地買収の攻防戦を可視化した手法は、福島原発事故の取材における「汚染地図」と共通するユニークな手法であった⁵⁵。

七沢はチェルノブイリ事故を契機に原発問題に関心を深め、数々の原発関連番組を手がけてきた。東海村臨界事故の番組⁵⁶を制作したのを最後に NHK の放送文化研究所に異動することとなったが、調査研究職となった後も原子力についての研究を続け、「テレビと原子力」についての重要な調査研究論文を執筆している。原子力は七沢にとって異動になっても終わらないテーマであり、関心を持ち続けていたところに東日本大震災が発生し、福島原発事故が起き、緊急事態のさなか番組制作の現場から原発番組のエキスパートとしての腕を見込まれ

番組は実質的に「埋もれた報告」となっていたこの報告書の説に立ちながら、運転員たちがスケープゴート化されていった経緯を丹念に解き明かしていく。そこで浮かびあがってきたのはソ連国内の他の原発を停止させないためにゴルバチョフ書記長の意向すら跳ね返す軍産複合体の存在、ソ連から機密データを得るために公の場で事故原因の徹底追求の手を控えたアメリカ、西側の反原発世論を沈静化させたいがためにソ連代表団に寛大な姿勢をとった IAEA の姿であった。地球規模の汚染を生んだ史上最悪の原子炉事故だけにさすが真相隠蔽に関わる役者も錚々たるものである。異なる事故調査報告書の存在から隠された舞台裏の物語が引き出されていく展開には見応えがあり、謎解きの要素も相まってテレビ・ドキュメンタリーの魅力を見事に表現し切った傑作といえる。

⁵⁵ ただし「ネットワーク」の調査報道の手法は直接的には『NHK 特集 調査報告チェルノブイリ事故(二)ここまでわかった放射能汚染地図』(1986 年 9 月 29 日)の手法を踏襲したものといわれている。この番組では冒頭ソ連政府の事故調査報告書に記載された放射能汚染地図がまるで信用できないことが指摘されている。また世界中の研究所で各地の汚染状況に関するシミュレーション結果が公開されたが、事故直後の混乱もありいずれが信頼に足るデータかは分からなかったことも語られている。つまり、汚染状況を正確に把握するためには人任せでは頼りなく、自分たちで汚染地図をつくる以外になかったのだという動機が語られている。発表情報だけで現実を知ることができないと判断したジャーナリストたちの調査報道の試みがいかして展開していったかその様子を垣間見ることができて非常に興味深い。本論で取り上げた土地攻防戦の地図は、七沢が「汚染地図」だけでなく他のトピックについても地図で見せる手法を応用している点に面白さがある。

⁵⁶ 『東海村臨界事故への道』(2003 年 10 月 11 日 NHK スペシャルとして放送)は放送ライブラリーに所蔵されていないので、著書である『東海村臨界事故への道—払われなかった安全コスト』岩波書店を参照した。この著書はまさに七沢執念の記録であり、臨界事故の原因を追究するために彼がどれだけのエネルギーを注いだかがよくわかる。そして原子力に関連する事故を追及していくにあたって、基本的な情報を集めることがいかに大変なことであるかを嫌というほど知っているこの現場の経験が、彼の原発報道論を理解していく上で非常に重要な鍵となる。

七沢は朝日新聞の「吉田調書」問題について記者たちの目指したものを高く評価し、徹底的に朝日の記者たちを擁護する立場をとるが、他方で原発事故報道については原子炉の中で何が起きていたのかというその核心的事実から離れて問題を追及することはできないという非常に重要なことも語っている。おそらく吉田調書問題についてこのようなコメントができるジャーナリストは彼をおいて他にいない。彼は政治的に機微な問題であればあるほど専門的な事故解析学の知見とびたりと寄り添いながら問題を追及していかないと、どこで足をひっかけられるか分からない怖さがあると語った(以上は 2015 年 6 月 14 日京都同志社大学今出川キャンパス付近の喫茶店で七沢に行ったインタビューの内容による)。

て応援要請を受けて現場の陣頭指揮を取るに到ったのである。

おそらく七沢のような強靱な問題意識を持ち続ける気骨あるジャーナリストは現在のマス・メディア組織においては典型的なタイプとはいえない。したがって七沢論が今日のジャーナリズム論の題材としてどのような意義を持ち得るかは慎重に検討する必要がある。

個別番組のフレーミング装置についての分析は、一本の番組が成立する社会的プロセスを詳細に解き明かすための重要な突破口であることが本章によって明らかにされた。そしてその作業はジャーナリスト個人の思想と行動の研究へと直結するものだ。ジャーナリズム論は個の力、組織の力、そして報道界全体がひとつの流れを生み出す際の力をそれぞれ適切な距離において描き出すことを目指す必要がある。

第5章 水俣病事件初期報道における「社会不安」論 —『苦海浄土』論のための予備的考察—

第1節 問題の所在

1. 新聞報道の「常識」と『苦海浄土』のあいだ

本章の目的は、水俣病事件初期報道を事例として、マスメディア・ジャーナリズムが公的言論空間において再生産する「常識」とこれを批判的に相対化するオルタナティブな言論、表現活動の可能性について考えるための準備作業を行うことにある。

2010年に刊行されたNHK記者・東島大の『なぜ水俣病は解決できないのか』には、水俣病問題を遠い過去の出来事としてしか知らない人々にとって衝撃的な記述が登場する。東島は水俣市において見えにくい形であるにせよ、患者への差別意識がいまなお根強く生き残り続けていることを自身の体験をもとに描写している。少し長いが彼の文章をそのまま引用しておこう。

私が水俣に赴任していた平成4年頃、ある企業の忘年会に誘われた。チツソの子会社で、熊本県外では知名度はないが地元では誰もが一目置いてくれる、そんな会社だ。

宴もたけなわ、余興に隠し芸が披露された。別に強制ではないが、酔いも回り、私と同年代の若手社員たちが、物まね芸などを披露していく。

そのうちの一人が手を挙げた。

「患者のマネ、しまーす！」

いいぞおっという声援を受けて立ち上がった彼は、やおらふらつき始めた。そして両手を前へ突き出し、大仰に震わせ続ける。痴呆のようにだらしく開けた口で「金くれえ、金くれえええ」と、年老いた山羊のように座敷をさまよい歩いた。

会場は大爆笑だ。盛大な拍手とともに彼は頭をかきながら自席へ戻った。

こうして当時のことを思い出しても、私はキーボードをたたき指先が震える。それは単なる正義感からではない。当時の私が衝撃を受けたのは、実はその会場に水俣病患者の子どもが社員として複数いて、彼ら彼女らも何食わぬ顔で手を叩いていたからだ。

仕事を理由に宴席を中座した私は、後日そのことを患者の息子にただした。彼はいまさらという顔で私に言ったものだ。

「しかたないよ。うちの親が患者だって知らないわけだし」

むしろ彼は、この件で怒った私が要らぬことをして親が患者だとばれてしまうことの方を危惧していた。

このような話は、水俣市のそこそこに山のように転がっている。

東島(2010:39-40)より。

このエピソードはおそらく多くの平均的な日本人を驚かせるはずだが、それは現在の常識（良識）と強く衝突する内容だからである。現在公的言論空間で語られる水俣病とは、戦後公害病の原点と呼ばれるものであり、経済成長を第一に優先させた日本社会が生み出した悲劇であり、二度と繰り返してはならない教訓として知られている。犠牲を強いられた患者をあたかも金の亡者のように嗤うことは著しく非常識であり反社会的である。

だが、ここにはマス・メディアが中心的役割を果たす公的言論空間の「常識」がいかなるものであるかがよく示されている。社会常識は何もその社会に属するメンバーすべてが信じて内面化しなければいけないものではない。公の場で何をどのように語ることができ、何を語ることができないかを了解しているか否かが「常識」の問題であり、信念や思想としてそれを受け入れるか否かはまるで別の問題である。公的な場で再生産される「常識」に憎悪や敵意を抱く人間集団はいくらでも存在することが可能である。

そしてこの「社会」常識と異なる下位集団内部の世界にリアルに肉薄するものとしてルポルターージュやニュージャーナリズム、ノンフィクションと呼ばれるジャンルが注目を集めてきた。これらはマスメディア・ジャーナリズムの粗い網の目からは零れ落ちる同時代の事件の当事者のリアリティを詳細かつ繊細に読み解くための方法として注目を集めてきた経緯がある。

マス・メディアの社会的影響力が増せば増すほど、そのマスメディア・リアリティのきめの粗さから誤解されたり見落とされたものを丁寧に拾い上げ、事件や出来事を語り直す仕事の商品価値を高めるようになっていった。誰も知らない出来事よりも、多くの人がマス・メディアの報道を通じて知っている出来事についての知られざる秘密や真相にこそ大きな関心が注がれるようになってきたのである。こうして戦後の日本社会では1970年代以降、「ノンフィクションの時代」が出現し、その象徴たる大宅壮一ノンフィクション賞の第一回受賞候補となったのがこの水俣病事件を題材とした石牟礼道子の『苦海浄土』だったことは周知のとおりである。

本章においては、新聞メディアに焦点を絞り、水俣病事件初期報道における水俣病問題の政治決着に関する「社会的意味」の分析を行う。だがそれは新聞ジャーナリズムの批判的分析というよりも、この報道の世界観と大きく断絶したところに新しい世界観を打ち立てた石牟礼道子の『苦海浄土』の意義について研究を進めていくための準備作業として行いたい。

2. 水俣病事件初期段階における不知火海漁業紛争

水俣病の存在が「公式確認」されたのは1956年5月のことである。同年12月の実態調査が明らかにした範囲では、54名の患者が発生し、うち17名が既に死亡していた。地元熊本日日新聞や西日本新聞、また全国紙の地域面では当初この正体不明の病気を「奇病」と呼んで大きく報じた。1950年代後半には被害漁民救済の政治過程が活性化し、その結果、1959年には県知事の斡旋によってチッソ水俣工場と被害漁民の間に紛争調停が行われ、チッソは排水浄化装置を設置し、補償金を支払った。当時はこれで水俣病問題は解決して終わったとされた。

しかし、工場はその後水俣病の原因物質であった有機水銀を含む汚染水を排出し続けた。

チツソが排水浄化装置として宣伝した「サイクレーター」と呼ばれる装置は、後に新潟水俣病事件の裁判で行われた証言によって濁った水を見た目に綺麗にするだけで水銀を完全に除去する設計にはなっていなかった事実が判明した。チツソは水銀除去効果が無いことを試験運転によって知りながら、サイクレーターの水銀除去効果を宣伝し続けたのである(橋本 2000:88-90)。

結局、1968年5月にアセトアルデヒドの製造を止めるまで有毒なメチル水銀を含んだ工場排水の放出は続き、被害が拡大したのである。つまり、結果からみれば、1950年代後半の紛争調停は漁民の異議申し立てを沈黙させただけで、工場の汚染水排出を止める力にはなり得なかったことが現在では分かっている。

さて、この事件初期段階に注目していく上で、分析としては1959年の不知火海漁業紛争に焦点を絞込みことにしたい。不知火海漁業紛争とは、1959年11月2日、不知火海の漁民2000余人がチツソ水俣工場に乱入し工場施設を破壊し、警官、漁民双方合わせて百人を超える負傷者を出すに至った騒動のことをいう。

この局面に焦点を当てるのは、この不知火漁民の異議申し立て行動こそが、事件初期段階においてもっとも全国的な注目を集めた瞬間であり、前後して活発化していた漁協幹部の県と中央への陳情とあいまって膠着していた被害者救済の局面打開のきっかけとなったからであり(色川 1980)、そして何よりも、新聞報道が問題解決に向けてもっとも意欲的な報道を行った局面だからである。県と中央官庁の関係者は否応無く行動に駆り立てられ、県議会においても公害防止条例制定への動きが活発化し、また最終的には知事を中心とした調停委員会が結成され、加害企業である新日窒を公的な調停の場に引きずり出すことにも繋がった。さらにこれを好機と見た患者互助会も補償要求に立ち上がり、工場前への座込みを実施し、患者団体への補償が調停委によって実現されることとなった。

なぜ不知火海漁民の行動がもっとも大きな力を持ち得たのだろうか？ひとつには当時患者運動組織は未だ微力であり、漁協を除いて被害者たちの抵抗運動の十分な拠点は現実に存在しなかったことがある(色川 1980)。また早くから大きな被害を被っていた水俣漁協によるもうひとつの漁業紛争は、同漁協の構成員の子弟の多くが新日窒水俣工場に勤めていたこと、また工場との間に長い漁業紛争の前史を持ち、その中で漁業権を処分し工場に「海面の切り売り」(後藤 1995)を続ける中で工場に協力的になっていたことなどから紛争は大規模なものにならなかった。現実に県や中央を動かし、工場に「排水対策」を促し得たのは県漁連を中心とした不知火海漁民紛争だったのである⁵⁷。

⁵⁷ しかし1959年段階におけるこうした被害者たちの抵抗は、十分な成果をあげることはできなかった。漁民に対しては工場側からおよそ1億円の金が支払われたが、漁業補償としては3500万円であり、残り6500万円の名目は漁業不信からの立ち上がり資金として「融資」⁵⁷の形を取ったのである。加えて11月2日の事件で工場側が受けた損失分1000万円が、損失補てん金として県漁連から工場側へ支払われることとなったため実質的な補償総額は9千万円に過ぎなかった。これが関係漁協に配分され、さらに各漁民に配分された際には、1人最高でも6万円という極めて低額なものでしかなかった(毎日 1959年12月27日)。

以下においては、不知火海漁業紛争に関する報道を「社会不安」というキーワードに注目して検討していくことにする。というのも、もともと地域社会に極度の社会不安をもたらしたのは原因不明の「奇病」がチッソ水俣工場の排水によって多発したことにあった。しかし、不知火海漁業紛争の最終局面では、水俣病問題のせいで生活の糧を奪われ困窮に陥った漁民が暴動を引き起こすことのほうが、水俣病そのものよりも地域社会を不安に陥れているので、この不安を取り除くためには一刻も早く漁民たちに施しを与えなければならないという「生活苦漁民＝社会不安」論が報道を席卷したからである。そしてこれが事件の「円満解決」という「社会的意味」付けの根拠となっていった。

被害者であるはずの漁民たちは公的言論空間で半ば暴動によって市民を脅かす加害者的な位置に置かれ、表面的な救済手段だけが施され、さらにはその後も被害が拡大し続けたのである。こうした事態を「円満解決」としか表現できなかった当時の新聞報道について最後に批判的考察を加えながら、石牟礼道子の『苦海浄土』の意義をジャーナリズム論としてどのように解釈することが可能かについて手短な考察を加えてみたい。

第2節 不知火海漁民騒動

1. 魚の信用回復

1958年9月、水俣湾内の汚染深刻化による患者続発の事態を受けて新日窒水俣工場は工場排水の経路をそれまでの水俣湾百間港から水俣川河口に変更した⁵⁸。

これに伴い増大していった排水は直ちに不知火海一帯を汚染し、生態系に甚大な被害をもたらした。1959年8月から9月にかけて「葦北にも水俣病の恐怖」が襲来したことを報じる記事がみられ、その中で「ネコがどんどん死に、死魚や仮死状態の浮遊魚が増え、漁民はもろん仲買商の魚の売れ行きがガタ減り、郡民の不安はつのる一方」などと報じられた(熊日1959年9月19日)。9月23日には津名木村で同郡初めての水俣病患者が発生した(同日本水俣市立病院で診断)。

このような状況において生計の道を絶たれた漁民がまず第一に望んでいたのは、次のよう

実力行使に踏み切ったことで、比較的大きな社会的注目を集めた漁民たちと異なり、事件初期段階でほとんど顧みられることのなかった患者たちへの補償は一層悲惨なものであった。患者補償である「見舞金契約」はあまりに有名である。その内容は弔慰金312万円、成人患者への年金1万円、未成人患者の年金3万円(成人に達した後は5万円)というわずかな額が、「見舞金」として支払われるというものであった。加えて漁業補償の調停文と同じように、「将来水俣病が工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という項目が盛り込まれたのである。この契約は後に熊本水俣病第1次訴訟の熊本地裁判決で公序良俗に反するとして無効を宣言された。

⁵⁸宮澤によると、この時期新日窒水俣工場はオクタノール増産が国策化する中で、アセトアルデヒドからオクタノールを唯一つくることのできる工場として重要な役割を担っていた(宮澤 1997:197)。そして現実に国策を遂行するべくアセトアルデヒドの増産体制を敷き始めていたのである。宮澤は新日窒の資料を元に1955年に3233トン、58年には7758トン、59年には13147トンと生産量が飛躍的に増大していた経緯を確認している(同 198-199)。

な点であったといえる。

「自分たちはもういっぺん信用のおきるような策が出来るならばその付近における海の魚を何とかしてとって生活の道を講じたい、1日も早くこの魚の信用を回復するような方法を講じてもらいたい、これが漁民の偽らざる気持ち」(1959年11月1日、国会調査団を囲む水俣病対策協議会記録、田中典次議員の発言)

魚の信用の回復、これこそが不知火海漁民の願いであり、漁協組織が掲げた政治的要求の最も重要な点であった。同月28日から31日にかけて津名木、田浦、湯浦、葦北それぞれの漁協は相次いで漁民決起大会を開催し、さらに、葦北沿岸漁業振興対策協議会をつくり、県漁連に働きかけ不知火海水質汚濁防止対策委員会を結成し、不知火海漁民1丸となって問題に取り組む体制を整えていった(色川 1980:269)。

1月17日、水俣市公会堂に漁民1500人が集まり熊本県漁民総決起大会を開催した際に公表された決議文は、次のような順で要求項目が掲げられていた。

- 1、工場は完全浄化設備完了まで操業を中止すること
- 2、工場は水俣湾並びに現在の排水口にある沈殿物の完全処理を図ること
- 3、工場は不知火海沿岸漁民が受けた廃液による漁業並びに漁場被害に対し経済上の補償を行うこと。
- 4、工場は水俣病発生家族に対する見舞金を支給すること
- 5、政府は速やかに水俣病の発生原因を究明して発表するとともに、之によって生じた漁民の被害に対して抜本的救済対策を講ずること。

要求の第1項目に、「完全浄化設備完了まで操業を中止」が、第2項目に「沈殿物の完全処理」が置かれている点に注意が必要である。これらはいずれも「魚の信用回復」を目的とした措置であった。困窮した漁民への補償は確かに切実であり重要ではあったものの、あくまでも第1義的に重要だったのは魚の信用回復だったといえる。このことは当時漁民たちがデモの際に掲げていたプラカードの文言からも伺える。色川は当時の写真資料をもとに「我等の不知火海を汚すな」「垂れ流しを即時中止せよ」「工場排水を止めよ」「水俣病の犯人を葬れ」「奇病の死因を爆弾でごまかすな」「何人殺すか、日室さん」「漁民を飢えさせ儲ける会社」「返せ元の不知火の海を」などのスローガンを確認している(色川 1981:263)。

1月26日に県漁連の主催する不知火海水質汚濁防止対策委員会と県議会の水俣病対策特別委員会の合同会議が行われた際に、漁連は「立法化して危険水域を指定するだけでは魚に対する県民の不安を解消させることが出来ない、新日窒水俣工場の排水を中止させるのが先決である」との立場を表明した(水俣病研究会1996:181)。ここにおける表現は「魚の信用回復」という表現と同義である。つまり漁民の望む「魚の信用回復」とは「魚に対する県民の

不安」を解消することであった。漁民にとって克服すべき「社会不安」とはまさにこれだったのであり、そのために排水停止ないし工場の操業中止は最も重要な要求であった。

2. 「暴動」言説の流布

しかし「魚に対する県民の不安」を克服するために必要な措置を実現するだけの実力を漁協は持ち合わせていなかった。そのため早くから工場側に誠意ある対応が見られない場合、最後は実力行使に踏み切ることが漁協幹部の間で協議されていた(色川 1980)。「自分たちの生業が断たれているのに工場は操業を続け、国も県もその状態を放置している不当さに対する怒りがつのっていた」、「交渉のたびに接する工場幹部の言葉の空疎さと、それと裏腹の傲岸さを見るにつけ、工場に一矢むくいなければおさまらない」という思いがつのっていたという(宮澤 1997:253)。実際に幹部の間で実力行使が最終決定されたのは、1月31日であり、この際「操業不能の状態にする」ということが申し合わされていたという(色川 1981:263)。

こうした幹部の決定に加えて、早くから強硬論によって幹部を突き上げていた末端漁民をさらに刺激する事件も起きていた。漁民総決起大会が行われた日、大会決議文を工場側に手渡す手続きにおいて騒動が生じ、工場正門前に詰めかけていた漁民によって投石が行われ、保安員6人が負傷した。工場側はこれに対し同月31日暴力行為を行った漁民を告訴したのである。これが多くの漁民を刺激した。

つまり11月2日、国会議員調査団が現地視察に来るのにあわせて調査団への陳情を行い、漁民総決起大会を開催するため不知火海漁民2000人が水俣市に結集した時には、血気盛んな末端漁民のみならず漁協幹部も含めて実力行使への覚悟が固まっていたのだといえる。同日正午過ぎ、団交申入れが工場側から拒否されたことに怒った漁民たちは総決起大会を取りやめて工場に押かけ、2度にわたり工場内の事務所、特殊研究室、守衛室、配電室などの施設に乱入してガラス窓を破り、室内の機材を破壊した(熊日1959年11月3日)。

漁民にすれば窮余の一策というところであろうが、この騒動を受けた新聞各紙は、事件を「暴動」と形容して手厳しい評価を下した。紙面には「暴徒と化した不知火海の漁民」「酒気が火に油そそぐ」「同情失う無統制の暴力」などの見出しが掲げられ、投石する漁民の姿や「めちゃくちゃに荒らされた新日窒事務所」の写真が大きく掲載された。また「気持ちはよく判るが」「もっと冷静に」と暴力を戒める有識者の声とともに、一般市民からの投書も盛んに行われた。社説でもこの問題が取り上げられ、熊本日日新聞では「満天下の同情を失う」として厳しく暴力が戒められた。

後の事態の展開と関連して重要なのは、このとき漁民のさらなる破壊行為をめぐって流言が流れ、以後「社会不安」が極度に高まったことを多くの関係者が口にするようになったことである。例えば「暴動」の翌日、県警の実況検分が行われたことを知らせる新聞記事は「ものものしい警戒」「デマも飛ぶ喧騒の街」と題して次のような説明を加えた。

「恐怖の街には漁民が水源を止める、土のうで排水溝をふさぎ廃水を市街地へ逆流させ

るといったデマも乱れ飛んで戦々恐々。県境の街水俣はいま不信と喧騒に包まれている」
(熊日1959年11月4日)。

この後さらに、同月16日に開催される県議会水俣病対策委員会に漁民の声を反映させるため、さらに大規模な動員が行われること、またその際には「ダイナマイトで工場の水素タンクを爆発する」計画もあり、「2トン爆弾の威力があるタンクが爆発すれば5万人市民のうち2万人は死傷するというデマ」までが飛び交った。

これに対し、県警本部では1日水俣問題対策委員会を設置し警備動員計画をたてた。それによると、「職務を遂行するには千人を超える警官の動員が必要であり、場合によっては持凶器集合罪などの適用も必要」とのことであった(熊日1959年11月11日)。

これらの流言が単なるデマではなく、末端漁民の強硬意見として噴出していたものであったことが色川の聞き取り調査によって後に明らかとなっている(色川 1980,1981)。増産体制に入り工場の稼働を1瞬たりとも止めたくない工場にとって、追い詰められた漁民による暴動の再発は是非とも避けたいところであった(宇井 1968)。漁民の実力行使は、工場側の譲歩を引き出す上で重要な役割を果たしたのである。しかし、同時に世論の厳しい反応に晒され、社会不安の元凶としての位置に置かれることにもなり、後述するように水俣病問題を封じ込めるための都合の良い口実として利用されることになってしまったといえる。

第3節 国会調査団の視察

漁民の実力行使が実行のタイミングをあわせた国会調査団の現地派遣は、それまでの相次ぐ陳情が1定の成果をあげたものであった。まず1月16日には県議会水俣病特別委、水俣市議会、葦北郡津名木村議会などの水俣病陳情団が上京し、19日には村上丑夫会長をはじめとする県漁連陳情団が上京した。21日には衆院農林水産委で8ミリやスライドを用いた水俣病の実情に関する報告が行われ、22日には厚生、通産両省と水産、経済企画庁の両庁から参考人を招いて質疑が行われた。この場で「(原因)究明後に対策を考える態度は納得できない。通産省は新日窒の監督官庁として6年間にどんなことをやったか。」「通産省は協力したといっても、工場の廃液検査すら何もやっていない。漁民の窮状がわからぬのか。・・6年間何もやっていないではこの委員会は許せぬ。」などの厳しい発言もみられた(西日本 1959年1月23日)。国会議員による調査団の現地派遣が決定したのはこの時である。

調査団の派遣にあわせて各方面の動きは活発化した。県水対委は「水俣病対策特別措置法要綱案」をまとめ、臨時国会に「議員立法」の形で提出する構想を発表した(西日本1月27日)。29日には通産省が新日窒に与えた「水俣工場の水俣川河口(八幡地区)への排水は即時停止すること」「同工場が来年3月までにつくる予定の排水浄化装置は年内に完成すべきこと」という指示の内容が公表された。通産省の指示を伝えた熊本日日の記事は「水俣工場の排水を即時停止」「浄化装置も年内に」と報じた(1月31日)。寺本知事も1月の最後の日に就

任後初めて水俣の視察に赴いた。

そして11月1日、総勢17名の調査団が水俣に入った。一行は県議会での公聴会、現地視察などをこなし2泊3日のスケジュールをこなして帰京した。

注目すべきは短期間ではあったもののこの間、新聞報道が大きなスペースを割きながら工場と県を叱責した調査団の言動を伝えたことである。調査団団長の松田鉄蔵議員の言動は特に注目を集めた。例えば議員は県議会で開催された公聴会席上次のような発言を行った。

「工場排水についての立法に関係しいままで北海道などの工場をいくつも調べたが水俣工場のような排水の出し方をしている無茶苦茶な工場は見たことがない」(毎日1959年11月3日)

1959年7月に熊大研究班が有機水銀説を発表して以来、工場側は「実証性の無い反論」と批判し各種の反論を繰り返していた。その中で「類似の工場が全国的に散在しながら水俣だけ問題が起きる理由が不明だ」ということが再3強調されていた。しかしこの「水俣工場のような排水の出し方をしている無茶苦茶な工場」という評価には、常軌を逸した排水処理の方法が取られていることが水俣病を生み出していること、つまり工場こそが「社会不安」の元凶であることが示されていたといえる。

さらに松田議員は新日窒水俣工場の意見聴取と、工場視察を行った際には、同工場尚和会館の説明会において西田工場長が、熊大南葉教授が公聴会で主張した「流水銀6百トン説」に対し61トンであること、また熊大の有機水銀説の実証方法は納得できないことを説明し、細かな議論に入ろうとしたところ「その反論はすでに文書でみた。新しく追加する事項にとどめられたい」と説明を中止させた(西日本1959年11月4日)。

議員のこうした言動を大々的に捉えて、各紙は「国会調査団おこる」「水俣病に県と議会は怠慢」「漁民対策はゼロ」「工場も汚水処理に無策」「6百トンも水銀流出」(熊日1959年11月2日)、「許せぬ会社側の怠慢」「国会調査団、激しく追及」(西日本1959年11月4日)など見出しをつけた。

「行く先々で“怠慢だ”と頭ごなしにきめつけ、まさに八つ当たり」(西日本1959年11月5日)と評された松田議員は、「帰京したら農林水産委員会に吉岡新日窒社長を喚問し糾明する」ことにまで言及した(毎日1959年11月4日)。

興味深いのは、取材対象の言動に影響されてか、この間の新聞記事には事件の政治、行政的対応への批判的トーンが増していることである。熊本日日新聞は特集『水俣病』を11月6日から開始し、その最初の記事の冒頭に次のような文章を置いた。

「政治の貧困が問題の全てをおおい、そのドロ沼の中で漁民と警官がいくたびか血を流し、学者と工場が論争を繰り返す—これが水俣病だ」

また次の記事のように、各議員の発言に同調する形で、これまで記事に表れることの無かった記者の状況への評価が表出する例もみられた。

「調査団の1人として帰熊した坂田元厚相も『この問題では関係各省が敬遠しましてね』と述懐している。誰もかれもが漁民を見捨てていたのだ。少なくとも、誰もこの問題に真剣に取り組んだものはいなかったというのはいいすぎだろうか。(ルビは筆者)」(熊日1959年11月3日)

「堤ツルヨ委員などは“知事はやるべきことをなんにもしていない。問題にならん”とキメつけるほどで”原因がハッキリしないから”と関係者のたれもが積極的に動かず、この6年間で空費したことにはじめて第三者の批判が加えられた。(ルビは筆者)」(毎日1959年11月3日)

調査団議員の言動は、現在から振り返ると「その場限りの叱責」でしかなかったことは明らかではある。宮澤は、調査団帰京後にまとめられた報告資料や各委員会での報告が、工場の示した反論書と排水対策についての説明に多くを費やし、結果的に東京で新日窒の代弁をしたものだったと厳しく評している(宮澤 1997:250)。

しかし国会レベルで問題の深刻さが認識され、実際に国会議員が現地に入ったこと、しかもその上で厳しく工場を叱責したこと、そしてそれらの言動を新聞が大々的に取り上げたことは少なからぬ意味を持っていた。工場の持つ問題性が多くの人に公的かつ明確に認識されたことで、水俣病事件はこの段階で紛れも無く「解決」に向けて一歩進んだのである。

極めて重要なことは、このような経緯を経て問題の所在が関係者に広く認識され共有されたことで、かえって、事件を封じ込めるための周到な措置を加害者側に促すことになってしまったということである。被害拡大防止策ではなく、生産続行対策を真剣に促すことになってしまったのである。

国会調査団の現地入りに先んじて通産省が新日窒水俣工場に排水経路の変更を指示したことなどは、その1例である。またここで打った手が、「水俣工場の排水を即時停止」「浄化装置も年内に」という形で報道されたことは、次に触れる公害防止条例制定の動きとあわせて工場を守ろうとする人々の危機感を強く刺激し後述する「オール水俣」の結成を促すことにもなった。

第4節 公害防止条例制定をめぐる攻防

1949年に東京都で制定された公害防止条例は、戦後日本の公害行政の先駆けとなった法規であり(橋本 2000:47)、また水俣と同時期に起きた本州製紙江戸川工場事件において排水停止の行政措置を行う際の根拠法としても利用された。この事件においても本州製紙江戸

川工場の工場排水による漁業被害をめぐって浦安漁協の漁民700人が工場に乱入し工場側と乱闘する事件が起きているが、この時には東京都が同条例に基づき工場の操業を一時停止したのであった。水俣病事件初期の段階において、既にこうした常識的な判断に沿った先例が存在していたことは、改めて思い起こされてよい。

同条例の第18条には次のような内容が掲げられている。

「知事は工場が次の各号に該当するときは、公害を防止するに必要な限度において、建築物又は設備の除去、変更、修繕、使用禁止、使用停止若しくは工場中止又は作業時間の制限その他の措置を命ずることができる。・・・2、いちじるしくばい煙、粉じんを発生し、又は有臭、有害なガス、蒸気、廃液若しくは有害光線等を発生し、衛生上危害を生ずるおそれがあると認めるとき。」

本州製紙の事件が契機となって、「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」、いわゆる旧水質2法が制定された。同事件に対する行政措置、政治的対応は極めて迅速であったといえる。

水俣もこれにならって工場の操業停止という対応が可能ではないかと漁業関係者の多くが考えたのは自然なことであった。この事件における行政措置、およびその根拠法に関する情報は、全漁連の記録によると、この年の11月4日に全漁連から熊本県漁連に伝えられている（水俣病研究会 1996:187）。これに先立ち既述の不知火海水質汚濁防止対策委員会と県議会の水俣病対策特別委員会による合同会議で葦北郡選出の自民党荒木議員は次のような意見表明を行っていた（熊日1959年1月27日）。

- ①立場の弱い漁民にだけ漁業を自粛させ、工場の操業を認めているのは不1分である。
- ②県民は工場廃液が病気の原因だと信じている。だから原因がはっきりするまで、県民の不安を除くためにも工場は操業を中止すべきだ。
- ③操業中止になれば水俣病問題はさらに重大な問題となり、それだけに中央の施策も早まって問題解決に近づく。

注目すべきは「未だ原因究明がなされていない」という言説を突き崩す対抗的言説がここで表れているということである。県民が工場廃液を原因だと信じているのだから、「社会（県民の不安）の除去のためにも原因がはっきりするまで操業を中止するべき」という要望が行われている。ここでいう県民の不安とは、既に触れたように魚に対する不安のことであると考えてよいだろう。「社会不安」という同1の言葉を用いながら正反対の主張が提起されているのは興味深い。

この後、工場の操業中止の根拠法として公害防止条例が提起され、県議会水俣病対策特別委員会は紛糾することになる。というのも以上の論理で以って県当局が同工場に操業ストッ

プを申し入れるよう迫った荒木議員に対し、既に、水俣市選出で親日室労組に籍を置く社会党長野副委員長が次のように述べて対立の姿勢をみせていたからである。

「県の漁民対策が遅れているからこんな意見が出る。工場に病気の原因がなかった場合に、操業中止の損失補償を政府がやってくれる見通しがあれば、工場にその申し入れもできよう。廃液が危険だというなら、廃液中の何の金属かを県がはっきり知ってから申し込むべきだ。」(熊日1959年1月27日)。

原因究明、原因物質の特定という言説がここで執拗に登場し、工場の操業中止を阻止しようとしている。

公害防止条例の制定案が浮上してきた際、同議員は即座に次のような反論を行った。

- ①それでは工場閉鎖と同じ結果にならぬか
 - ②閉鎖させることで再び水俣病が発生しないとの確信があるのか
 - ③排水停止で直ちに不知火海の魚が売れるようになるのか
 - ④工場閉鎖の結果、新たな社会不安が起きないか
- (熊日1959年11月6日)

原因究明の論理に加えて、工場閉鎖が新たな「社会不安」を生み出すのではないかという指摘を行っている。同議員がいう社会不安の具体的内容として当時の新聞記事にしばしば登場したのが税金の問題であった。この点は本州製紙の事例と対比しても際立つ点で、次のような解説が見られた。

「東京では本州製紙一工場がつぶれても都の税収にはたいして影響はない。水俣市は市税収入の57%強、1億9千万円を新日室水俣工場の固定資産税と従業員の市民税に依存している。工場従業員3千6百人は同市漁協組合員の12倍に相当・・・略。」(西日本1959年12月17日)

加えてこの時、操業中止を求める「オール水俣」の動きが起きたことは同じ地域に住む患者たちにとって何にも増して厳しい反応であったに違いない。11月2日の「暴動」に対しいち早く新日室水俣工場では「我々は暴力を否定する！！工場を暴力から守ろう」というビラがまかれ、同月4日に従業員大会が開催された。続く7日には水俣市中村市長、市議会、市商工会議所、農協、新日室従業員、労組地協などの代表者45人が県庁を訪れ、知事に「水俣市とともに発展してきた工場を守ってほしい」と陳情したのに続き、9日、臨時市議会が開催され、12日に厚生省食品衛生中毒部会で行われる原因物質の発表を慎重にしてもらおうと陳情団が結成され上京した。

工場の操業中止をめぐって対決ムードが高まる中、県議たちが最終的にすりついたのが知事斡旋という選択であった。県水対委は条例制定派が結論を急ぎ、議会運営委員会に条例制定のための臨時県議会開催招集の要請を行ったが、これを受けた議運委は、①県執行部に斡旋に乗り出すことを要請②議会は中央の情勢に注意しながら、臨時県議会の準備を進めることと結論を出し、臨時県議会の即時招集は先送りされることになった。

そして1端臨時県議会招集を先送りした議運委は、知事斡旋が動き始めた後には、次のように意見を変化させてこの案を事実上消滅させてしまった。

①会社側のあつ旋依頼で話し合いの糸口がつかめた段階だから、1応知事の仲介にまかせるのが常識的ではないか。

②臨時県議会をひらくなら、予算的裏付けのある県独自の対策もなくはならず、“時期尚早論”が多く、結局知事斡旋の経過をしばらく見守った上で臨時県議会召集問題を協議することになった。

(熊日1959年11月15日)

この結論に抗議して漁民代表の松岡議員(本渡市漁協長)が辞任し、排水停止をめぐる攻防は、県漁連側議員の敗北で幕を閉じることとなった。本州製紙の事例においては工場の操業停止の根拠法として機能した公害防止条例であったが、結局水俣の事例では実質的な役割を果たすことはなかった。これは九州の1地方の問題であったことに加えて、既に触れてきたように、新日窒が当時の産業政策の中で担っていた役割とも無縁ではなかったようである。宮澤は1986年11月17日、関西訴訟大阪地裁で原告側弁護士が本州製紙の事例と対比させながらなぜ水俣では操業停止が命じられなかったのかと質問したのに対し、事件当時通産省軽工業局長であった秋山武夫氏が次のように証言したことを紹介している。

「チツが占める重要度が違う。経済価値なり周囲に与える影響なりを考えると、紙もアセトアルデヒドも同じだという結論にはならないはずだ」(宮澤 1997:224)

第5節 「生活苦漁民＝社会不安」論への収斂

いうまでもなく、工場の操業中止ないし排水停止の是非に関する政治的決断と工場の排水によって被害を受けた漁民に対する漁業補償を行うことは本来別物のはずである(水俣病研究会 1996:113)。そのためか臨時県議会召集は最初あくまでも、知事斡旋の進展を見て考えるという判断保留の状態として説明されていた。

しかし年の瀬が迫ってくるにつれ、困窮に陥っている漁民に救いの手を差し伸べ、暴動の再発を未然に防ぎ、社会不安を沈静化させることがそのまま問題解決を意味するかのような言説が新聞紙面において幅を利かせるようになってくる。知事を中心とした調停委による調停案

を双方が受諾することで問題の全てが解決するかの如き流れが出来上がる。この流れの中で臨時県議会招集によって当初目指された操業中止の問題は、調停委員の手に委ねられたことにされ、事実上消滅していくことになるのである。

その兆候はまず最初、知事が「カギ」を握ったとする次のような表現として現れていた。

「県議会運営委員会、水質汚濁防止協議会、県議会水俣病対策特別委員会、みな知事と新日窒との話し合いの結果を待って、次の対策を協議するという。水俣病問題がよい方向に進むか、または悪い方向に進むかのカギは、厚生省の結論によって動き出した知事が握った形になった」(朝日1959年11月4日)。

次いで寺本知事を中心に岩尾豊県議会議長、中村止水俣市長、河津寅雄県町村会長、伊豆富人熊日社長からなる調停委(オブザーバーとして川瀬健治福岡通産局長、岡尊信全漁連専務)が結成された段階で、記事の関心の焦点は調停実現の是非へとシフトしていく。というのも、漁民側はあくまで工場側の責任を明確化した上での「漁業補償」を主張、会社側は原因究明の論理を盾に自らの責任を曖昧化できるような「見舞金」という名目で応じる立場を取っており、両者のへだたりが大きかったことから、調停がデッド・ロックに乗り上げることが心配されたからである。

事態の打開を図るべく、知事は自らの選挙スポンサーでもある、新日窒の姉妹会社旭化成の片岡社長を通じて説得工作を図ると同時に、「漁業補償の名目では3千5百万円以上は受諾の可能性はないが、他の名目でプラスする」という情報を入手し、調停案を作成する。その結果、「補償額を3千5百万円、残り6千5百万円を融資」とする調停案が出来上がることになった。漁民にとっては補償金1億円、会社側にとっては融資が含まれるので補償金は3千5百万円と「双方の顔をたてる」形が取られることとなった。

調停の舞台裏を殊更微細に紹介しようとする多くの記事だけがこの時期の新聞紙面を埋めていた。あたかも紛争の落とし所を探す試みがあたかもそのまま水俣病問題の解決を指し示すような流れが言説のレベルで構築されていったといつてよい。

このとき知事の調停斡旋の動きと平行して、漁連側は再3知事に陳情を繰り返している。当時の津名木村漁協の記録には、その際に県の関係者から公害防止条例制定の実現がかなり難しい問題であることを知らされており、また知事自らに確認を取ったところ「都合が悪いから申さないように特に注意された」というくだりがある(水俣病研究会 1996:157)。条例制定の意見を黙殺した上で調停をまとめることが知事を中心とした調停委の間で暗黙の合意として成立していたのだといえる。

条例制定の可能性が絶たれた後は、漁連側は専ら次のように「暴動の再発可能性」を示唆しながら調停の迅速化を要求していくのみであったといえる。

「さきに寺本知事に依頼した斡旋を来月1日までに終わって欲しい。それまでに終わらな

ければ、年末をひかえて生活困窮に陥っている漁民の気持ちをおさめることはできない。
第2の暴動も憂慮される。」(西日本1959年11月25日)

ここにおいて「社会不安」はもはや、とにかくにも紛争を終わらせるための合言葉になっていた。例えば新日窒吉岡社長は交渉に際して、未だ原因が究明されていないという理由で漁民の補償要求に『ゼロに近い回答』を示し、県漁連側の譲歩を迫ったが、これに対し寺本知事は「その考えでは問題は解決しない。社会不安の根源を除きえない」という論理で妥協を迫ったという(熊日1959年12月6日)。これを受けて新日窒吉岡社長は「漁民のみなさんが平穏にかえり、2日の不祥事件が2度と起きないために、いまの段階で斡旋をたのんだ」と説明し、不本意ながらも哀れな漁民のために妥協するというポーズをとって見せたのである。

以上のように双方の力関係によって加害者の側が有利に交渉を進める中で、社会不安の根源は工場ではなく、困窮して生活に行き詰まった漁民にあるという倒錯した論理が社会的に確立されていったといえる。その結果、加害企業はあたかも「見舞金」を施す道義的存在であるかのように振舞うことが形式上許されることとなった。しかも当事者だけではなく、このような考え方は、他の行政当局や市民によっても共有されているとして次のような記事が見られた。

「1日も早く現金が欲しいという漁民の切実な願いと、操業が出来ず、生活が苦しいために起こるすてばちな気持ちとが、第3第4の不祥事の原因になりそうだ」と葦北町長も心配・・・(中略)・・・あっせんは慎重であってほしい。しかし 第3、第4の不祥事を避けるためにも 早く出して欲しい。というのが不知火海沿岸市町村当局や、直接騒ぎを目の前面に見た水俣市民の、いつわりのない気持ちのようだ。(ルビは筆者) (朝日1959年11月28日)

ここで注意すべきは、不祥事を避けるために早く金を出して欲しいという水俣市民の「いつわりのない気持ち」が、魚の信用回復のための根本策という漁民の望むものとは異質なものであり、「とにかく早く終わって欲しい」という種類のものであると思われることだ。この段階においては貧窮した漁民に対する同情が見られるものの、翌年の水俣漁協の漁業補償交渉においては次のような声が出出していた。

「水俣の市民および熊本県の県民は『もうあまり騒がれたくない』と異口同音にいう。水俣病騒ぎで、すっかり観光客に敬遠されてコリゴリといった表情だ。漁民の態度にも<欲張りすぎる><早く就職すればよいのに>という批判がある。・・・(中略)・・・とくに最近では<千葉工場への移転説>が流れて“漁民の<ゴネ得>もほどほどにしろ”と工場の将来を本気で心配する空気が街にはかなり強い。」(東京タイムズ1961年9月4日)

問題が長期化することを嫌うこうした一般市民の感情が、調停の実現を即水俣病問題の解決

とみなすという暗黙の了解を背後で支えることになったのではないかと思われる。調停が実現した際に登場した次のような「円満解決」かつ「平和解決」であったとする新聞報道の評価は、こうした市民感情を表現したものといえる。

「さる11月2日の不知火海区漁民約2千人の暴力行為を同市民は目撃しており、このつぎはダイナマイトで工場の水素タンクなどを爆発するという風説が流れ、2トン爆弾の威力があるタンクが爆発すれば5万市民のうち約2万人は死傷するというデマまでとび、真剣に考えられていた時ではあり、円満解決によって市民はほっと胸をなでおろしている。」(熊日1959年12月18日)

そして工場に排水浄化装置が設置されることが紹介され、将来において水俣病問題が再びもちあがることは無いだろうとの見通しが語られつつ、水俣病問題は「全面解決」(西日本1959年12月17日)したとされたのである。1ヶ月前に、工場の操業中止をめぐって激論が戦わされていたことなどはもはや忘れられ、社会不安を防ぎ得たという達成感すら漂わせて水俣病事件は解決したこととされたのである。そしてこの幕引劇の中で患者補償の問題も片付いたこととされた。

以上のような経過を経て出来上がった調停文書の文面について、当時の新聞がふした次のような解説は紛争の顛末を見事に解説したものであったといえる。

「調停案作成の原則は、実質的に水俣病の原因は工場排水(県漁連の主張)を取り入れて、浄化装置の完成を指示し(214日に公開運転する)将来の追加補償要求の道を断ち切っている。しかし表面上では、あくまで水俣病による社会不安を取り除くために調停をうける、工場排水と水俣病の原因の関連性はまだ分からない(新日窒の主張)立場を取っている。・・中略・・つまり寺本知事は表と裏で解釈を使い分けているわけだ。」(西日本1959年12月19日)

ルビを振った箇所が全てを物語っている。漁民暴動の再発防止、「社会不安を取り除く」ことがあくまでも表面上の口実に過ぎなかったことを、当事者のみならず、問題を解説する新聞記事の書き手までも了解していたということである。そして誰もが実質的には水俣病の原因が工場排水にあることを知りながらも、工場排水と水俣病の原因の関連性はまだ分からないということにして問題を片付けたことが、この文章によってまざまざと示されている。宮澤は、この「ということにして」が水俣病事件史を貫くキーワードであると指摘し、このキーワードを仮構性という言葉で表現している。事件史においてはこれ以後も幾度と無く類似の問題処理方法が顔を出すことになるのである。

不知火海漁民騒動始末記としてこの調停の仮構性について考えるなら、漁民の代表者が最終的に取ることを強いられた次のような倒錯した立場は忘れることができない。調停委員会の

席上、川瀬福岡通産局長が「工場廃液が病気の原因だと科学的に確定したときは、漁連は改めて補償を申し入れるのか」と質したのに対し、村上県漁連会長は次のように答えたのである。

「病気の原因が廃液にあることを漁民は確信して補償を要求している。したがって、原因が科学的に確定したあと再び問題がもち上がることはなかろう」

1959年の段階における水俣病の「問題解決」という社会的意味付けの確定作業は、被害者たる漁民代表の漁協幹部の同意によって確かに裏付けられていたことが分かる。

第6節 初期報道についての考察

これまで不知火海漁民紛争に関する政治過程と新聞報道の分析を行ってきた。つまり「生活苦漁民＝社会不安」論への社会的意味が一元化されていくプロセスを分析してきた。それでは以上の分析を踏まえながら、最後にジャーナリズム論の観点から初期報道に関する手短な考察を加えておきたい。

第一に、初期報道に関してまず最初に確認しておくべきことは、1950年代当時は環境問題への意識が現在ほど強くなかったので、被害者への同情があまり集まらなかったのではないかと思われるかもしれないが、本章で取り上げてきた例も含めて新聞記事全体(本論文末尾の参考資料「水俣病事件初期報道」を参照)をみる限り、被害者への同情は非常に大きかったことが分かる。確かに1950年代中央紙は水俣病問題についてほとんど関心を払っていない。しかし地方紙、ブロック紙および全国紙の地方版で大量の記事が書かれた⁵⁹。そして報道の基本姿勢は被害漁民への強い同情によって特徴付けられるといっても過言ではなかった。

そのためいち早く社会問題としての水俣病事件に注目してその全体像を捉えようとした宇井純の『公害の政治学』は、地方紙の果たした役割を高く評価している⁶⁰。

水俣病の進展に新聞が果たした役割は大きい。ある時は正確な情勢判断が、ある時は何の気なしの誤報が、被害者たちの運動を力づける結果を生んだ。今になって、当時の記事を読み返してみても、そこにいくつかの生きた記者たちの正義感の息吹きを読み取ることができる。

⁵⁹ 水俣病事件関連資料を収集、保存している一般財団法人水俣病センター相思社には、これら地方紙をはじめとする事件関連の新聞記事が大量に保存されており、本章ではこれを資料として利用した。

⁶⁰ 宇井によると当事熊本県の新聞購読状況は、トップを走る地元紙『熊本日日新聞』、次いで福岡に本社があり九州一円で広く読まれている『西日本新聞』、これらをおって中央紙の『朝日新聞』『毎日新聞』が続くという状況で、これを四大紙と呼んでいたという(宇井 1968:26)。宇井はこれら四大紙に加えて『水俣タイムス』のような豆新聞と呼ばれる定期、不定期の小さな新聞の果たした役割も高く評価している。

(宇井 1968:26)

だが注意深くみると分かるように、新聞記事はいつも漁民たちに同情しているが、企業の側を強く批判するということがなかなかできなかった。新聞記事はコラムの中で小さく囁くように指摘する以外、原因究明のために一切の情報提供を拒み続ける企業の姿勢を強く批判することができなかった。水俣病の原因は科学的にまだ分かっていないという工場側の言い分を報道するものの、原因究明のために工場側が積極的に協力しない事実を批判することがなかった。

第二に、この水俣病の原因究明問題は初期報道を考える上でも極めて重要であり、同時にメディア・フレーム論の重要なポイントとも関わってくる。本論中でも触れたが、熊大医学部とチツソの側の論争についてここで改めて振り返りつつ報道のフレームの問題について考えてみよう。端的にいってこの当時の報道は一般的なセオリーどおりの客観報道を実践したに過ぎないが、この客観報道が結果的に事態の真相を曖昧にしてしまった。

1959年の7月に熊本大学が「有機水銀説」を発表し、水俣病の原因解明に大きく近づいた辺りからチツソの側では危機感を強めるようになり、熊大医学部への猛烈な巻き返しが始まった。その際「原因究明の必要性」、「原因物質の特定」という論理が徹底的に強調されたのである。

ただしこれは「海の異変」理論とでも呼ぶべき理屈とセットで把握しないと少々意図が分かりにくい。チツソはこの時期、全国に類似の工場があるなかで「なぜ水俣でだけ」問題が起きるのか、またチツソが長い操業の歴史を持ちながら、「なぜ今」になって患者が続発するのか説明がつかない、結局問題は工場排水ではなく、海そのものに何か正体不明の異変が生じたと考えの方が正しいのではないかという説を公然と主張した⁶¹。

水俣でチツソ吉岡社長を国会に証人喚問すると威勢よく吼えた国会調査団も、帰京後の報告においては熊大医学部の有機水銀説とこの「海の異変」理論を両論併記的に紹介せざるを得なかったのである⁶²。またこの時期にチツソが持ち出した「爆薬説」、東京工業大学清浦教

⁶¹ 実はこのチツソの「なぜ今」「なぜ水俣でだけ」という主張はその政治的意図を別にして、学問的には正当な問いであり、その問いの完全究明は岡本達明と西村肇が2001年に発表した『水俣病の科学』（日本評論社）まで待たなければならなかったという驚きの事実をここで指摘しておかなければならない。

⁶² 衆議院の社会労働委員会、農林水産委員会の双方で1959年11月12日に報告が行われている。報告の結論部分における政策的対応については内容が異なるが、状況説明に関してはほぼ同じ文章が用いられている。その中でチツソ側の言い分は次のように紹介されていた。「新日本窒素肥料株式会社においては、水銀については研究に着手したばかりで、実験に基づくデータは発表の段階に至らないが、...次の通りの見解を発表し、有機水銀説は納得できないとしているのであります。すなわち、水俣工場は、昭和7年以来今日まで27年間酢酸の製造に水銀を使い、また、昭和16年以降においては塩化ビニールの製造にも水銀を使っており、これら水銀の損失の一部として工場排水とともに水俣湾内に流入しているのは事実である、しかも、その量は、過去における酢酸生産量19万トン、塩化ビニール3万トン程度であるところから、60トン、最高120トンということであり、しかるに、昭和29年になって突然水俣病が発生した事実は無視できない、また、水俣病は昭和28年以前には全くなく、29年から突発したことは、昭和28年、同29年を境と

授が唱えた「アミン説」は、この「海の異変」理論を具体化しようとするものであった。医師の原田正純はこれらが専門家の眼からみると、学説といえるような代物ではなかったと指摘しているが、新聞はこれらの説を大きく取り上げ、熊大医学部の有機水銀説が数ある学説の中のひとつでしかないような印象をつくり出すことになってしまったのである。

この点は中央紙の反応をみると露骨に判明する。表5-1は、水俣病事件初期段階における朝日新聞東京本社に関連記事を整理したものである(キーワードは「水俣病」)。中央紙が当初、水俣病事件にいかに関心が薄かったかがよく分かる。水俣病事件報道研究会⁶³で全国紙の分析を行った山口仁は、全国紙が水俣病問題を盛んに報道するようになるのは1960年

して水俣湾に異変が起こったと考えるのが常識的と思われると言うのであります。」(農林水産委員会議録第4号、昭和34年11月12日、2頁)。

⁶³ 水俣病事件報道研究会とは原田正純の提唱した「水俣学」にメディア研究の立場から関わった小林直毅(法政大学教授)が組織した研究会であり、筆者もこの研究会に所属して初期報道の調査を行った。晩年の「水俣学」の提唱へと行き着く原田の一連の証言を辿っていくと、現在われわれが当然のように前提としている「水俣病事件」の知識が、被害者救済のための懸命の努力を通してひとつひとつ積み上げられてきたものであることがよく分かる。

例えば、原田はかつて水俣病事件第一次訴訟を控えて患者支援のために組織された「水俣病研究会」に参加したときの鮮烈な経験に触れながら、興味深い証言を行っている。当時一番水俣病に詳しいはずの医師の自分が「何かお役に立てれば」という思いで研究会に参加した原田は、そこで自分の業界的常識を共有しない他のメンバーから次々と根本的な質問を浴びせかけられ、自分の医師としての常識を完膚なきまでに叩き潰されたという。やや長くなるが極めて重要な内容であるのでそのまま引用しておきたい。

〈・・・何しろ、水俣病というのを定義せよというんですよ。なんだ、こんなことを学生でもないのに失礼などと思って、実際書いてみようと思ったら書けなかった。なぜかという、「はじめに言葉ありき」で、書いても事実ではないわけです。

たとえば、水俣病は昭和28年から昭和35年の間に発病した。そう私たちは覚えたし、学生にも論文や試験でもそう書かせた。ところが、「どうして28年に発病したことになるんですか。28年に発病したという証拠はなんですか」と聞かれて、よく考えてみたら証拠がないんですね。「昭和35年に終わったという根拠はなんですか」。また聞かれる。みんなから袋叩きにあうわけです。「35年から患者は出てないじゃない」「出ないって調べたか。調べてなくてなんでいないといえるのか」「届出がないから」「それは届が出てないというだけであって・・・」というような調子で片っ端からやられるわけです。「じゃ、魚を食べなくなったんじゃない?」「いや、みんな食ってる」「じゃ、水銀を流さなくなったんじゃない?」「まだ水銀は流れていた」結局、私たちが持っていた水俣病という定義は完全に壊されてしまった。それで目がさめたのです。恐ろしいと思いました。医学者同士なら水俣病の定義といったところで、「そんな学生にこのようなことをいうな。」それで終わりなんですけどね。水俣病研究会という、裁判を支援するという目的で集まったいろんな分野の人たちに、私の持っている水俣病という病像を完全に壊されてしまった。悔しいからまたやり直そうと思った、そのことが私を40年も水俣病につなげたのだと思います。

原田正純「第一回 水俣学の開講にあたって」『水俣学講義』20-21頁>

この原田の証言からは、「水俣病事件第一次訴訟」を通して水俣病問題という出来事を根本から考え直そうとする機運が生じたことが伝わってくる。このとき二つの大きな目的が生まれたことが重要であった。ひとつは患者の法的、政治的救済であり、いまひとつが企業の責任追及である。裁判闘争を通じてそれぞれの目的を達成するために、水俣病という出来事の歴史を、患者、被害者の立場に立った「事件史」として再構成する必要が生まれたのである。

代中盤、新潟水俣病問題が発覚したあたりからであり、それ以前に水俣病問題は、「加害者」と「被害者」が存在する「社会問題」としては意味づけられていなかったと指摘している(山口 2006:)。山口は1959年から1960年にかけてわざわざ行われた報道が、単なる「科学報道」の次元にとどまっていたと鋭く指摘している。つまり加害者である企業の責任問題には一切言及しないで、原因物質の特定に関する学説にのみ特化して水俣病が語られていたというのである。

表 5-1 水俣病事件報道(朝日新聞 1957 年 4 月～1960 年 4 月)

1957年4月1日	奇病 治っても“魔人”熊本県に 厚生省で調査
8月13日	水俣湾(熊本)の漁獲禁止 奇病 魚に含む金属の中毒
1959年11月3日	水俣病で漁民騒ぐ
11月3日	水俣の騒ぎ静まる
11月6日	水俣病対策委
11月12日	水俣病・清浦教授の報告
11月13日	原因は「水銀の有機物」水俣病
11月13日	水俣病に見ごたえ
11月14日	知事があっせん 水俣病問題
12月8日	水俣病恐れて工場設置反対 千葉の漁協組
12月18日	補償金三千五百万円 水俣病紛争かたづく
1960年4月9日	すわり込みすでに十九日 水俣病補償金問題
4月9日	病源究明へ 水産庁が指示
4月12日	魚貝肉の毒が原因 水俣病の水銀説否定 清浦教授
4月13日	水俣病の原因 清浦教授、質問攻め 総合研究協議会
4月13日	結論はまだ早い 協議会
4月13日	症状は全く違う 九大勝木教授 清浦説に反論
4月13日	慢性的な症状でも似ている 清浦教授の話
4月15日	清浦教授を詰問 水俣病で漁民の代表
4月22日	「水俣病」患者を訪ねて 生ける人形少女
4月27日	(上)学説まちまち
4月28日	(下)さらに総合的研究

山口の指摘は、表5-1が示す20本程度の記事の中で東京工業大学清浦教授の存在感が異常に大きいことで裏付けることができる。記事の内容は必ずしも清浦説を鵜呑みにしているわけではないが、明らかに彼が水俣病事件に関わる重要人物であるかのような印象、少なくとも、公的な言論の場において、水俣病の原因に関しては「学説まちまち」(朝日 1960 年 4 月 27 日)という状況が作り出され、その学説論争の範囲に問題が制限されていることが分かる。

朝日新聞で科学部長を務めた経験もある柴田鉄治は、この水俣病事件報道を、対立する見解があればそれらを公正に取り上げるべきであるという客観報道の原則がもたらした弊害であったと指摘している(柴田 2000)。メディア・フレーム分析の批判理論の観点からいうと、挑戦者の主張のリアリティが既存の権威と妥協され中和され、統合され弱体化されていく過程に客観報道の原則が作用したのだといえる。

この場合、フレームのメタファーを用いたシンプルな表現に置き換えるなら、報道が「何を無視できないのか？」が明らかにされたものといえる。企業や東京の有名大学の教授が主張する

学説が、熊本大学の学説と対立して登場した場合、専門的見識をもたない新聞記者は、どうしてもそれらの主張を併記しないわけにはいかなかった。特に現地取材に時間を費やしている記者と異なり現場から遠く離れた東京の編集現場で事件を想像している人間にとって、大企業や有名大学の主張を無視することは難しかったのだといえる。この結果、熊大医学部の側の有機水銀説の「リアリティ」は弱められることになってしまった。フレーム分析の批判的パラダイムが議論してきたように、被害者側の原因究明の行為が加害者側の煙幕と両論併記されることで「中和」されてしまったのである⁶⁴。

他方で、この時期、「工場排水か、それとも海の異変か？」という問題をもっとも分かりやすく検証する方法に気が付いていた人々もいた。その方法とは、工場排水を用いた動物実験である。この時期チッソ付属病院の細川一医師は猫を用いた実験を秘密裡に行っていた。有名な猫400号の実験である(宇井 1968:86-8)。これは、工場排水を混ぜた餌を同年7月から投与されていた猫400号が10月になって水俣病の症状を発症した実験である。言うまでもなく、これによってチッソが主張する「海の異変」ではなく、工場排水こそが水俣病の原因であることが証明されたはずであった。

だが、この実験結果が判明した時期、熊大医学部への反論書を作成していたチッソ水俣工場の技術部次長・市川正は、この実験結果を反論書に掲載することを避けた。市川は、実験例が1件だけであるからもう少し実験を続けて「再現性」が確認された後に公表するという条件を持ち出して、細川を説得したのである(NHK 取材班 1995)。こうしてチッソ内部では水俣病の核心に迫る実験が行われながら、その情報が隠ぺいされ、対外的には「海の異変」理論が声高に主張されたのである。

内部で進んでいた原因究明の実験成果を隠蔽し、熊本大学医学部の執念の研究成果に対して時間稼ぎとも思えるような学説を煙幕のように繰り出したこのプロセスは、少なくとも事件初期段階において企業の社会的責任を曖昧にすることに大きく作用したと結論付けることができる。

いずれにせよ、原因究明にあまりに時間がかかっていることは既に1959年の段階で誰の目にも明らかにであり、熊大医学部の有機水銀説が決定的なものではなく、工場側の反論によって「中和」され、「学説まちまち」の状況がつくられた段階で、なぜそれぞれの言い分に決着をつけるためには工場がもっと積極的に内部の情報を提供し、原因究明に協力的になるべきであるということを強く批判できなかつたのかという点については大きな悔いが残ることだけは確かである。

第三に、当事りの新聞記者の漁民や漁村への取材が極めて表面的なものにとどまっていたこ

⁶⁴ 宇井純はいち早く『公害の政治学』のなかで公害問題の「起承転結」と称して、公害問題が被害の発生(第一段階)、原因究明(第二段階)に続いて反論が出され(第三段階)、どれが正しいのかさっぱりわからない中和の段階(第四段階)を経る法則性を持つと論じた(宇井 1968:146)。この水俣の1959年の局面はまさに宇井のいう中和の段階に該当していたわけだ。そしてこの事例に関していえるのは、企業の側が恐ろしく明確な意図をもって真相の隠蔽をはかったということであり、報道の側はその真相を知らされることなく「円満解決」を祝福する役割を果たしたということだ。

とを指摘する意見は少なくない⁶⁵。その中にひとつに石牟礼道子の『苦海浄土』がある。石牟礼は新聞記者の親切な忠告ありがたい面もあったが、その取材の仕方は総じて無遠慮で乱暴で表面的なものであったことを次のような描写によって風刺している。

新聞記者や雑誌の記者たちがやってくる。彼らはじつにさまざまのことを質問する。彼らは紙切れとペンをまずとりいだす。

—えーと、お宅の生活程度は。

—はい？

—つまりですね、畑はいくらで、舟は何トンですか。

このような無神経な質問にでもひとつとはつい持ちまへの微笑を浮かべて答える。外来者用のことばを。心の中では慚然としながら。

—食べものは、主食は何を食べていられますか、米半分、麦半分、甘藷、甘藷が主食ですね。ほう、おじいさんはご飯はあまり食べない？魚をねえ、魚を食べるとご飯いらぬですか。いったいどのくらい食べるのです！おさしみを井いっばい！へえ、それじゃ栄養は？

記者たちや自称社会学の教授たちはビックリする。“なんとここは後進的な漁村集落であるか”そして記事の中に“貧困のどん底で主食がわりに毒魚をむさぼり食う漁民たち”などという表現があらわれたりする。

(石牟礼 1972:209-10)

しかし漁民の生活の本当の豊かさであるとか、患者の世界の美しさは石牟礼道子その人がはじめて描き出した世界であり、新聞記者はおろか当事の日本社会でそうした世界観でもって水俣病患者の世界を描くことのできる人は皆無であった事実を忘れてはいけぬ。

第7節 暫定的結論：『苦海浄土』に関する一考察

石牟礼道子の『苦海浄土』は、それまでにどこにも存在していなかった明らかに新しい世界

⁶⁵ 小林義寛は、1954年と1955年の新聞記事を検証した上で、当時の水俣の漁民が「忘れられた存在」であって、水俣市民からは「みえない存在」であったと指摘している(小林 2006:168-70)。この結果、水俣の海はチッソの工場と漁民が共存する空間ではなく、もっぱらくチッソの海>として当時の人々には意識されていたのだといえる。小林直毅はこの点について次のように語っている。「…1950年代半ばの水俣をめぐる言説は、自らが語る対象である「水俣」を、貿易開港を果たし、今後もチッソとともに地域経済を発展させ、日本の経済成長の一翼を担う地域として構築していたのである。…この言説では、水俣の海が、チッソのための天然の良港として語られている。貿易開港を歓迎し、経済発展を志向する言説が、水俣の海を、チッソのための貿易港へと変態させるとき、水俣の海は、そこに暮らす人びとの生活の場として語られることはなくなる。いうまでもなく、海を生活の場とする人びとの暮らす空間が漁村であり、そうした人びとの生業が漁業であり、海を生活の場とする人びとが漁民とよばれる」(小林 2006:27)。

観を打ち立てた。その世界観の新しさは例えば1959年の「円満解決」と評された水俣病事件の区切りを、次のように表現したことによく表れている。

大人のいのち十万円

子どものいのち三万円

死者のいのちは三十万円

と、わたくはそれから念仏にかえてとなえつづける。

(石牟礼 1972:117-8)

石牟礼がここで取り上げているのは、チッソ水俣工場が患者家庭互助会との間に結んだ、いわゆる「見舞金契約」の内容である。正確には死者への弔慰金が32万円、成人患者への年金10万円、未成人患者の年金3万円(成人に達した後は5万円)という金額が、「見舞金」として支払われた。またこの契約には、「将来水俣病が工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という項目が盛り込まれた。

石牟礼道子が『苦海浄土』を通して行ったのは、「円満解決」として語られた「区切り」が、恐ろしい「暴力」として現れる世界を創造することであった。当時、そのような「世界」は日本社会のどこにも存在していなかったのである。これまでの新聞報道の検討を通じて明らかにしてきたように、水俣病問題は「産業間紛争」として語られるほかなかった。日本経済を牽引する立場の強い二次産業が、立場の弱い衰退産業である漁業関係者の漁場を荒らして迷惑料をいやいや支払ったという筋書きで描く言葉しか存在しなかった。それ以外の言葉を持たなかったからである。そこには水俣病騒動によって哀れにも生活の糧を失って食い詰めた漁民がただで、先に山口仁の分析において指摘されていたように「公害事件」の「被害者」は存在しなかった。そして現在言われるような意味での「患者」もまた存在しなかったのである。

石牟礼は、チッソが漁協や患者団体に対して施しのように与えた見舞金が奪われた命の重さと絶対的に不釣り合いであることに呪いの念仏をかけながら、1959年の知事斡旋による「問題解決」の区切りの意味を「円満解決」から「暴力的封殺」へと逆転させる世界を創造していった。

水俣病事件に限らず、およそ社会問題の被害者に対する政治的救済とは、このような機械的な補償金での処理という形を取らざるをえない。しかし石牟礼はこれをやむを得ない現実として受け入れることを断固として拒絶し、補償金の値札をつけられた患者たちひとりひとりの生がいかにも美しいものであったかを徹底して描き出そうと努め、そのことによって、その美しい生を破壊し、蹂躪しながら何の責任もとろうとしない企業の暴力性を浮かび上がらせようとしたのである。

本研究は本格的な石牟礼論に入り込むことはできない。石牟礼研究は今後一層本格的に文学研究として大きな注目を集める領域となるだろう。こうした領域に本格的に入り込むことは本研究の能力も守備範囲も大きく超えるものである。だが、今後の研究課題として言及してお

く必要があるのは、『苦海浄土』を完全な文学研究の中に閉じ込めることは必ずしも妥当ではなく、この作品がジャーナリズム研究にとっても素通りできないものであるということだ⁶⁶。

石牟礼道子の『苦海浄土』を公害企業を告発するルポルタージュの傑作として分類する世の風潮に釘を刺し、一個の優れた文学作品として読むことを提唱したのは彼女の最良の理解者といわれる渡辺京二であった。渡辺は『苦海浄土』の文庫版解説において、石牟礼の描く世界が現実の共同体に潜む醜悪さを削ぎ落として成り立っていることを指摘している。ただしこれは吉田司の『下下戦記』などの手厳しい石牟礼批判と同種のものではなく、作品の文学性を述べるためのものである。渡辺は石牟礼のこの作品をルポルタージュではなく文学として位置づけることによってこうした負の側面を敢えて削ぎ落とす著者の決断を肯定的に評価する根拠とすることに成功している。

とはいえ石牟礼の『苦海浄土』を文学であるとして位置づけるもっとも直接的な理由は、同解説文における次のような印象的くだりによく示されている。

...あることから私はおそるべき事実気づいた。仮に E 家としておくが、その家のことを書いた彼女の短文について私はいくつか質問をした。事実を知りたかったからであるが、例によってあいまいきわまる彼女の答えをつきつめて行くと、その E 家の老婆は彼女が書いているような言葉を語ってはいないということが明らかになった。瞬間的にひらめいた疑惑は私をほとんど驚愕させた。「じゃあ、あなたは『苦海浄土』でも...」。すると彼女はいたずらを見つけた女の子みたいな顔になった。しかし、すぐこう言った。<だって、あの人が心の中で言っていることを文字にすると、ああなるんだもの>。この言葉に『苦海浄土』の方法的秘密のすべてが語られている。それにしても何という強烈な自信であろう(渡辺 1972:311)。

渡辺はこうした事情を踏まえつつ、石牟礼の文章が、まさに作品のサブタイトル「わが水俣病」という表現にあるように、水俣病患者という己と同族の人間たちを通して語られた石牟礼道子の自己表現として読むべきものであることを説得的に語っている。

...彼女は患者とその家族たちに自分の同族を発見したのである。なぜなら、水俣病患者とその家族たちは、たんに病苦や経済的没落だけではなく、人と人のつながりを切り落とされることの苦痛によって苦しんだ人びとであったからである。彼女はこれらの同族をうたうことによって自己表現の手がかりをつかんだ(同 321)。

渡辺の石牟礼論以降、『苦海浄土』をルポルタージュではなく文学作品として捉えることがほとんど通説となりつつあるように思える。作品の本質論としてはこの点に異を唱えることは難

⁶⁶ 既存のジャーナリズム論の中にある枠組みでいえば、おそらく林香里の提唱する「ケアのジャーナリズム」という観点から石牟礼の世界観をジャーナリズム論の文脈において評価することができるかもしれない。

しい。しかし、そうであれば同時に沸きあがってくる疑問があることも事実だ。一体これほど特定の社会運動に一貫して関わりを持ち続けた文学者というのは他に存在するのであろうか。石牟礼道子は文学者というにはあまりに政治に関わり過ぎているし、実在の水俣病患者に多くを捧げ過ぎているようにみえる。

見田宗介は、「政治がその根源においてもはや『政治』であることをやめ、文学がその根源においてもはや『文学』であることをやめるところ」に石牟礼作品の根っこがあると印象深い指摘を行っている。実在する水俣病患者との深い直接的な関わりを視野から外して、石牟礼道子の世界を語ることは難しい。生来の政治嫌いの文学青年を思い余って政治の渦中に飛び込ませるほどの強い力が石牟礼文学にあったという点に注目する必要がある。

『苦海浄土』はもちろんのこと、石牟礼が水俣病事件に関連して書いた文章は、世間の無理解に晒されそうな患者や被害者たちを擁護するための言葉で満たされている。患者、被害者たちの生きる世界を、世間の無理解から守り抜くこと、それこそが彼、彼女らについて文章を執筆するもっとも重要な目的にみえる。無論、患者、被害者たちを守るということは、他でもなく、石牟礼自らの生きる世界を守る戦いでもあった⁶⁷。それら全てを文学という概念によって包含できるのだとすれば、明らかに石牟礼文学は既存の文学の概念に修正を迫るものといえる。この現実政治や運動論的な含意は渡辺が石牟礼論から敢えて削ぎ落とした要素なので、必要とあらばそれらの要素を改めてもう一度取り込み直した上で改めて「石牟礼道子における文学と政治」について考えてみる必要があるだろう。

ただこの点についてここで深入りすることは避けておこう。少なくとも『苦海浄土』がルポルタージュ、社会科学、文学という既存の表現ジャンルのいずれにもびたりとはまるものではなく、いずれのジャンルからもはみ出さずにはいられない要素を持っていたという点に極めてユニークな特徴がみられたことははっきりと確認しておきたい。

この点を明らかにするためにもまずは彼女にとってそれぞれのジャンルが要求するルールよりも重要な課題があったというシンプルな事実だけを確認しておこう。彼女は漁民や患者の発

⁶⁷ ただし石牟礼の言葉は、患者を守ろうとするばかりではない。より特徴的なことには、時に奇異に思えるほど、患者を神格化するのである。〈あれだけの経験をしながら、あの人たちは本当に凄^い・・・〉など。何というか、現代人の感覚からすると行き過ぎ、やり過ぎにすらみえてしまうことがある。しかし石牟礼は現代的なモラルや道義心の上に立って弱者を同情しているのではない。「同情」の言葉が時に抑圧的であることなど今日では誰もが知る道理である。彼女が参照しているのは、近代社会とは異なる原理で弱者を包摂/排除していた前近代の共同体の記憶であったり、日本型資本主義の初期段階における下層の人々の生活世界の記憶であったりする。

母の母ですが、盲目で気がふれ、町を徘徊していました。でも、父はこの祖母を家で一番位が高い人のように、丁重に扱っていました。真から敬い、邪魔にするような言葉を聞いたことがありません。昔の人には、異形のような人を畏れ敬い、また大切にしていなければならないという気持ちがあったように思います。・・・その父は、忍び足でおかずを盗む猫にも説教するような人でした。猫を前に座らせ、自分も正座しましてね。『お前のような卑しい精神の猫は・・・うちには置かん』と。だんだん頭を下げていく猫を見て、子供心にも『卑しい精神』とは一番いけないことらしいと思いました」
「<水俣>を超えて 石牟礼道子さんに聞く」『日本経済新聞』2006年5月18日

言の事実を忠実に記録することに関心があったわけではないし、内在的に忠実に描くことがよいことだとも思っていなかっただろう。注意深く石牟礼の言葉を追っていくとただちに気づくことであるが、石牟礼は漁民たちの言葉そのものに必ずしも忠実ではない。彼らの自己定義や社会認識を否定することもあれば無視することもあり、場合によってはほとんど正反対の解釈を引き出していることさえある。本人の腹づもりとしてはこれは< 翻訳 >であって、彼/彼女らの真意を代弁するのが彼女の狙いなのであり、われわれは渡辺に続いて「それにしても何という強烈な自信であろう」と言わねばならない。

一例を挙げるなら、石牟礼が患者の自己否定の言葉を優しく< 翻訳 >する場面をわれわれは幾度となく目撃することができる。何の落ち度があるわけでもない、不幸な被害者であるはずの患者たちは、自分自身の病を呪い、否定する言葉にどうしても心を支配されてしまう。水俣病はまず患者自身によって忌み嫌われ、患者に自己否定を強いることが多かった。石牟礼は、そうした患者たちの自己否定を例えば次のように翻訳してみせた。

—水俣病のなんの、そげん見苦しか病気に、なんで俺がかかるか。

彼はいつもそうっていたのだった。彼にとって水俣病などというものはありうべからざることであり、実際それはありうべからざることであり、見苦しいという彼の言葉は、水俣病事件への、この事件を創り出し、隠蔽し、無視し、忘れ去らせようとし、忘れつつある側が追わねばならない道義を、そちらの側が棄て去ってかえりみない道義を、そのことによって死につつある無名の人間が、背負って放ったひとことであった(石牟礼 1972:66)。

「水俣病は見苦しい病気である」という表現は言葉だけを抜き出せばむしろ差別的な否定的表現である。しかし現に水俣病にかかってしまった人間がそれを口にするとは一体どういうことなのだろうか？なぜ何の罪もない人間が、受け入れ難い「見苦しさ」に苦しまなければならないのだろうか？石牟礼は老人の語る水俣病の「見苦しさ」という意味合いを患者から引き剥がし、その病気を生み出しながら何の責任も取らずに隠蔽しそ知らぬふりをしている企業の側に送り返しているのである。『苦海浄土』は、水俣病被害者たちを否定するあらゆる力、自己否定(さらには患者同士の分裂、葛藤)を含むあらゆる否定の力のエネルギーを全て、患者を肯定し、企業の責任を問うエネルギーへと振り替えていく< 翻訳 >作業に関わり続けた石牟礼の執念の結晶だった⁶⁸。

⁶⁸ 関礼子は『新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域』(東信堂、2003年)において、報道などを通じて水俣の悲劇性が強調され続けたあまり、典型的な急性劇症型の患者以外は水俣病患者にあらずという社会「常識」が生まれてしまい、典型症状から外れた患者たちが患者として扱われにくくなってしまいう状況が生まれたことを指摘している。これは非常に重要な論点である。しかし本章で指摘したかったのは、それではなぜ水俣の悲劇性が殊更に強調されなければならなかったのかということである。水俣病事件にはこうした「意図せざる結果の連鎖」がみられるが、そうした連鎖が生まれてしまうそもその理由について考える場合、被害者の運動が乏しい資源でもって世論に訴えていかざるを得ない苦しい状況におかれていたことが理解されなければならない。

『苦海浄土』に接するとき、客観報道の形式を守って、企業の側の虚偽宣伝を社会的に流布したマス・メディアと、客観的事実に必ずしも忠実でなく、患者の発言を半ば創作しながら文学作品をつくりあげていった石牟礼の姿が対照的に浮かび上がってくる。われわれはなぜ「事実」を忠実に記録することを絶対的なルールとしてジャーナリズムに課しているのであろうか？ジャーナリズムやノンフィクションの基本ルールから逸脱しているはずの『苦海浄土』が、マス・メディアの客観報道よりも信頼に足る同時代の記録として読まれていることをどう考えればよいだろうか？

公的言論空間における「常識」の再生産という観点からいえば、ジャーナリズムやノンフィクションの業界ルールは必ずしもこの「常識」再生産の過程の絶対的ルートでないことがこの事例から分かる。『苦海浄土』がどれだけ文学としてその価値を論じられようとも、この作品が水俣病事件という同時代の事件についての社会的意味を考える上で他のマス・メディア報道よりもはるかに決定的な役割を果たし、事件を意味づけるその後の多くの報道や表現に基礎的な世界観を提供するようになったことは間違いない。客観報道はあくまでも情報や記述の「信頼性」を担保するためのひとつの原則に過ぎず、文学作品が異なる方法を通して「信頼性」を獲得し、同時代の記録として「常識」の更新過程に大きな役割を果たすこともあり得ることをこの作品は示したのである。

第6章 川辺川ダム問題と境界線 —全国紙と地方紙の比較を手がかりとして—

第1節 問題の所在

本章の目的は、川辺川ダム問題に関わった全国紙と地方紙の報道を検証することで、「境界線」概念の有効性を確認することである。

熊本県にある日本3大急流のひとつ、球磨川の最大支流川辺川にダム建設計画が持ち上がったのは1966年のことだった。高さ107.5m、幅約300m、総貯水量1億3300万m³にもなる九州最大級の川辺川ダムは、流域農家に灌漑用水を供給する利水、球磨川流域の洪水調節を行う治水などを主な事業目的として計画された。

しかし、ダム水没予定地五木村の少数・反対派が懸命の抵抗を続けてダム本体の建設着工事業が延期され続けるうちに、この事業を取り巻く社会的環境が大きく変化していくことになった。川辺川ダムは「無駄な公共事業の典型」例として語られるようになっていく一方、五木村ではダム事業を前提に人口が大量に流入し、村の存続そのものが危ぶまれるようになり、ダム事業によって解体の危機に瀕した村でありながら、ダム建設と引き換えの補償事業に村の再建を託さなければならないような状態に陥ったのである。

五木村村民ら推進派と下流域の環境保護団体を中心とした反対派の膠着状態が続くなか、2008年に蒲島熊本県知事がダムは必要ないと表明し、これを受けて2009年に民主党・前原国土交通大臣によって事業計画の中止が宣言された。計画から実に40年以上を経てようやく明確な政治的決断が下されたのである。

本章ではこの川辺川ダム問題に取り組んだ2つの新聞ジャーナリズムの試みに注目する。ひとつは、毎日新聞の福岡賢正記者による一連の記事である。福岡記者は同紙熊本版で1991年8月から1995年9月まで特集「再考川辺川ダム」を連載し後にそれを『国が川を壊す理由』(1996)¹にまとめ、その後も断続的にこの問題に関する記事を書き続けた。

いまひとつは、熊本日日新聞「考・川辺川」²シリーズの中核として2000年1月から2001年4月にわたり連載された「五木日記」である。本章では連載が収録された著書『巨大ダムに揺れる子守唄の村—川辺川ダムと五木の人々』(他に「続・五木日記(2001年9月)」「五木から(2002年6月から2004年11月)」も収録)を取り上げる。

本章における具体的な作業課題は、双方の試みを地方紙と全国紙の視点の比較という観点から検証することである。地方紙と全国紙の視点の相違については既に一定の先行研究がある。その中で例えば森は、「地域と一体化した新聞作りを行う反面、郷土のしがらみを断ち切れず、保守的になりがちな地方紙」と『鋭いよそ者の眼』を持ち、合理的に割り切った取材を

¹ 初版は1994年。改定版には2節で触れるダムの洪水調節効果に関するデータ検証が新たに加えられている。

² 「考・川辺川」は全体としてみれば多角的観点からダム問題を検討したものであり、五木日記にその意義が限定されるものでもないが、ここでは地方紙の特色が強く出ているこの連載に焦点を絞る。

する全国紙の記者」という比較対照を行っている(森 1993:178)。

森は、それぞれの視点の功罪が、ケース・バイ・ケースとしているが、ここでとりあげるふたつの試みは、それぞれの持ち味、長所が際立った例であると考えられる。

全国紙毎日新聞の福岡記者はいち早くダムの非合理性を指摘し、反対運動と世論を広く喚起したのに対し、熊本日日新聞では反対世論が最高潮に高まった只中で、忘れ去られている五木村の住民こそが最大の当事者であると地元紙にしかできないような形の問題提起が行われた。

ここにみられるような双方の視点の相違が、「境界線」の引かれ方にどのように反映されているかを見出すことが分析上の課題である。境界線の概念は、第1章で触れたように、流動的な政治状況が出現する場合に特に有効である。つまるところ、境界線の分析は、新たな社会的合意を自分たちが考える正当性の基準に従って再構築しようとする試みに注目することである。

この観点に立つ場合、川辺川ダム問題に取り組んだ二つの試みは、「推進派」と「反対派」の間に強い境界線を引き、「推進派」を徹底的に批判しようとした立場と、「推進派」と「反対派」の間に敵対的な境界線が引かれることで地域社会の中に対話不能な分断状況が生まれることに反対し、推進派と反対派を同じ「地元」に住む「われわれ」というカテゴリーに囲い込んだ(つまりは地元とよそ者の間に境界線を移動させた)立場として要約することができる。以下この点について詳細な検討を加えていくことにする。

第2節 「受益者」の再定義

1957年制定の特定多目的ダム法に基づく川辺川ダムは、国の直轄事業に区分され、事業主体を国土交通大臣が担う(以下国と表記)。このことは、脱ダム宣言(2001年)を行った田中康夫長野県知事が中止を決定した県営浅川ダム、下諏訪ダムと違って、知事が事業中止を行う法的決定権限を持たないことを意味している(福澤 2002:2-3)。また地方自治体ではなく国家組織が事業主体となる「大規模公共事業」の場合、反対運動との社会的距離が非常に大きく事業主体外部からの圧力が強くかからない限り事業の軌道修正や中止の決定はおきにくい(船橋ほか 1985)。ジャーナリズムが喚起する世論は、この場合重要な外部圧力のひとつであるといえる。

ここで問題にしたいのは、世論が喚起され外部圧力が形成される一連の過程に先立って、ジャーナリストが争点に関する「意味を取り出す」局面が存在し、そこに人間の群れを「受益者」「推進派」「反対派」「地元」「よそ者」などの様々なカテゴリーの<囲い>の中に組み込んでいく契機が孕まれるということである。興味深いのは、こうした「受益者」なり「推進派」なりのカテゴリーが所与のものとして受取られるのではなく、「どこからどこまでが受益者なのか?」という形でカテゴリーの<囲い>の境界線が引かれ直されるということである。

「ダム建設目的の形骸化」を示す材料を収集し、「誰のためのダムか?」という問題提起を行

った福岡記者の文章の中にはこうした「受益者」カテゴリーの再定義作業を見出すことができる。注目すべきは、「受益者」カテゴリーの再定義作業は、ダム建設事業の公共性、正当性を左右する重大な側面に深く関わっていることである。

1. 「受益者」の公式の定義

多目的ダムである川辺川ダムは、国の公式説明によると①洪水調節②灌漑用水の確保③流量の正常な機能の維持(渇水時に川に水を送り、動植物保護、川下りの実施を可能にするという目的)④発電の4つに分類される³。福岡記者はこのうち特に①と②について目的が形骸化していることを指摘したが、②に関してはその後「受益者」とされていた農家が「ダムの水は要らん」との立場から国を相手に訴訟(利水訴訟)を起こして勝訴した。

このことは「受益者」なるものの公式の定義が極めて恣意的であることを示唆しており興味をひく。以下建設の主目的とされる洪水調節に限定して議論を進めることにするが、ここでも全く同様の事態が観察される。

球磨川は過去4百年の間に百回もの洪水を経験している「暴れ川」である。1960年代に連続して起きた水害、特に1965年に下流の人吉市を襲った大水害では、流域で死者6人、家屋の損傷・流出1281戸という大きな被害を経験している(丸野 2004)。こうした経緯があるため、ダム建設計画では、灌漑用水の供給を受ける農家と並んで水害が懸念される流域市町村をダムによる「受益者」と位置づけている。

球磨川に治水事業が必要なのは確かなことであるが、問題はダム問題が長期化し、「受益者」を取り巻く環境が変化してきた状況下において、治水が絶対にダムによるものでなければならないのか否かという点にある。福岡記者はダムに頼らない治水こそが望ましいという結論を提示しているが、興味深いのは、この結論を導き出す過程で境界線の引き直し作業が決定的な役割を果たしているということである。以下3つの点からこの作業を検証してみたい。

2. 「受益者」カテゴリーから退場した人々

第1に当の「受益者」の認識に注目している点が興味深い。具体的には、流域市町村最大の「受益者」とされている人吉市で行われたアンケート調査(1981年実施)において、「受益者」であるはずの住民たちがダムの洪水調節機能に大きな期待を寄せていないことに焦点を当てている。「水資源の有効利用」、「防災」、「自然環境の破壊」、「漁業資源や観光資源への影響」など5つの選択肢でダムに関する質問が行われた結果、ダムの最大目的である「防災のため望ましい」が、全選択肢のうち最も低い7.5%であり、最も高かったのが「漁業・観光資源に影響を及ぼす」の32.7%であったという(福岡、1996:150)。

洪水調節効果への期待が低いことの理由のひとつに、ダムが洪水の危険を抑止するよりもむしろ、大雨時に水を一齐放流することでかえって水害の危険性を高めるという意見の存在がある。福岡記者は既存の発電用ダムのために、水害規模が深刻になったと憤る中流部の住民の声を紹介しているが(同144-9)、先に触れた1965年の下流部人吉市を襲った大水害に関しても球磨川上流の市房ダムこそ被害を拡大したのではないかという「市房ダム犯人説」が中・

³ この点についても国土交通省9州地方整備局・川辺川ダム砂防事務所のHPを参照。

下流住民の中にあるという(福澤 2002:6)。

流域住民のこうした声に対し、国の担当者は「住民はのど元過ぎれば熱さを忘れがち」であるが、われわれには「国土を保全する使命」があるとの見解を示しているという⁴。これに対し福岡記者は、住民の声に謙虚に声を傾けるべきなのではないかとの指摘を行っている(同 152-5)。「受益者」の定義をめぐる争いをここに見て取ることができるだろう。

河川工学の知見を前提として行われる治水の論争には、一見大雨が実際に降れば「正解」が判明する厳密な客観性が存在しているようにもみえるが、そうではない。例えば川辺川ダム治水論争が継続する中で到来した2005年の台風14号が引き起こした水害については、「百十戸に余る家屋の浸水被害があった。地元も治水を早くという声が強い」という国側の見解と、「これほどの被害はダム計画のせい。私たち被災者をダム推進のだしに使わないで」というある被災者家族の意見が正面から衝突している(毎日新聞西部朝刊、2005年9月17日)。つまり「受益」をめぐる認識の違いで洪水という自然現象の意味付けは大きく変わってくるのである。

「受益者」カテゴリーの囲いの内側に流域住民を組み込もうとする国側に対し、アンケート調査への注目やインタビューを通して、「受益者」扱いされることを拒否する流域住民の声を紹介することは、流域住民を「受益者」カテゴリーの囲いの外側に置き直そうとする試みだといえるだろう。

3. 境界線の強化

第2に、「受益者」の定義を問う作業に加えて、データを用いてダムの非合理性を論証する作業が熱心に行われている。一例としてダムの「洪水調節効果」の問題を取り上げるなら、「80年に一度の洪水でも安全に流れる」という国の計画目標に関して「80年に一度の洪水」の規模が適切に計算されているか否かを自ら検証する作業が行われている。そして国が採用している算出方法に沿いつつ、自ら公開を要求して入手した流域の雨量データを重ねる作業を行った結果、1995年に国の計算では「80年に一度の洪水」が起きるはずの大雨が降っているにも関わらず、実際のピーク流量が計算値よりも低く、流域に大きな被害が出なかったことを突き止めているのである(福岡 1996:228-34)。

ここで指摘された洪水調節効果の問題は、その後民間研究グループ「川辺川研究会」が国側と同一データを用いながら「80年に一度の洪水」でもダム以外の河川改修などの方法で対応可能という趣旨の報告書を発表したことで大きな注目を集めるようになった⁵。福岡記者は一般読者に報告書の意義を理解してもらうために、これまで国が最も頼りにしてきた河川政策の権威とされる人物を取材し「新しい河川法が示すこれからの河川計画のひとつの方向を示した

⁴ 一般論として見た場合、住民の利益認識だけを絶対的基準とすることは誤りである。国の担当者がいう「住民はのど元過ぎれば」という指摘は重く受けとめる必要がある。ただしこの事業の場合、既に40年以上の月日をダムなしで生きてきた人々が「不要」と言い切っている事実は重い。また治水事業そのものの必要性については誰も否定はしておらず、問われているのは治水事業の方法であるという点を見落としてはいけない。

⁵ 治水の方法論をめぐる代替案の可能性は、2001年から始まった国側と反対派市民団体が公開の場でダムの是非を討論する住民討論集会においても中心的な争点となった。

ものとして、高く評価します」とのコメントを引き出している(毎日新聞西部朝刊、2001年11月10日)。

以上の試みは、自らが行った「受益者」カテゴリーの再定義作業を補強する試みであるといえる。つまり新たに再定義したカテゴリーの〈囲い〉の内側と外側への振り分け(=流域住民は受益者カテゴリーの外側に位置するという主張)は、「客観的」なデータによっても、また専門家によっても保障されるものであることを示そうとしたのだといえる。

4. 「真の」受益者の特定

流域住民が「受益者」カテゴリーの〈囲い〉の外に置き直され、その作業の補強が図られたことを確認した。ではこの事業にはそもそも「受益者」が存在しないのだろうか。この疑問に対して福岡記者は、「(国が定義する)『受益者』たちの苦闘の陰で、ひそかにほくそえむ者たち」(同:214)は筆者)がいると指摘する。これが第3点目、「真の」受益者の特定化の作業であり、ここで登場するのがいわゆる政・官・業の癒着の問題である。

特に目をひくのは、国が発注する公共工事が業者や政治家にとって「うまみ」があるという指摘である。予算に制約がある地方自治体と異なり、国が積算する予定価格は人件費や資材の量、工事期間なども実際よりかなり多めに設定されているという。福岡記者が「ある業者」から実際にみせてもらった積算表には、業者が人件費として実際に払う労賃の2倍の単価で、工事価格が見積もられていた(同 1996:189)。大規模な工事の場合地場企業は大手業者の下請けにししか入れないが、元請けから下請けには15~25%、さらに孫請けには10~15%の「ピンハネ」が起きるといふ。それでも事業が成立するのには、このような事情があるからだと解説が加えられている(同:194)。

また熊本県内の建設業者で構成される県建設政治連盟が「地元企業の仕事量確保のため」として、各業者ごとの政治献金とは別に、公共工事の受注業者から受注額に応じた寄付金を徴収し、政治資金団体を通じて自民党熊本県連に献金していた事実が明るみに出たことにも触れている⁶。その上で公共工事費の一部が自民党に「上納」されるシステムが存在するがゆえに自民党熊本県連がダム建設推進に積極的に関わってきたことを説明しているのである(同 196)⁷。

以上、福岡記者による「受益者」カテゴリーの再定義作業を検討してきた。流域住民が「受益者」であることを否定し、政・官・業という「推進派」勢力の癒着の中に「真の」受益者を見出そうとする試みは、ダム建設事業の「公共性」を否定し、その正当性を否定するものであったといえる。「推進派」は決して公共の利益のために事業を進めようとしているわけではないという調査報告は、ダム「反対派」の活動や言論にこそ正当性があることを証明するものであった。

⁶ この献金問題は、その後小沢和秋衆院議員(日本共産党)によっても調査され、1986年から2000年にかけて6億円にのぼる政治献金が行われていることが報告されている。詳細は http://jcp-nihi.web.infoseek.co.jp/new_page_186.htm を参照のこと(2006年5月現在閲覧可)。

⁷ 例えば2005年10月、熊本県連は「川辺川ダム問題プロジェクトチーム」を結成し、ダム推進のための働きかけを強めることを確認している(毎日新聞熊本版2005年10月18日)。

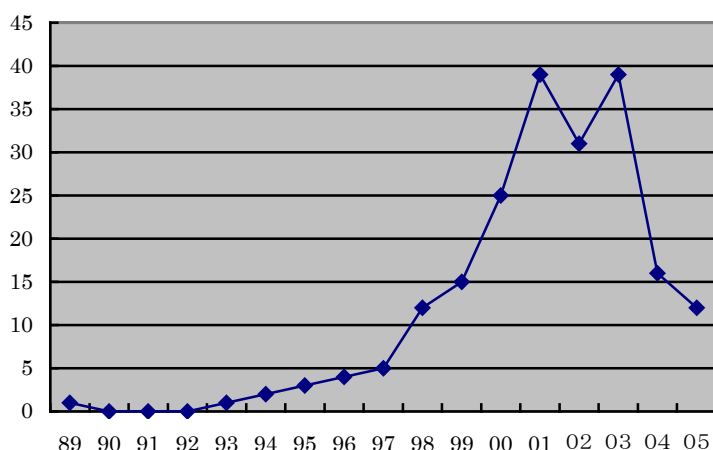
第3節 境界線の相対化

1. ダム建設反対運動・世論の高まり

ダム建設事業の正当性を否定した福岡記者の問題提起は、自然保護を目的としたダム建設反対運動が下流域において急速に拡大して行くきっかけとなった。1992年12月に最初の反対派団体「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す会」が福岡記者のコーディネートによって人吉市に発足して以降、2002年までに50を越える団体ができあがったという指摘もある(福澤 2002:5)。この急速な拡大には当時の時代背景が少なからず関わっていたといえる。90年代以降、国家財政の逼迫、自然環境保護意識の高まりを背景に、吉野川第十堰、諫早湾、中海の干拓問題など環境破壊をもたらす大規模公共事業を問題視する動きが全国的な関心を集めるようになった。

この大きな流れと連動する形で反対運動は急速に拡大し、さらに1998年に環境庁調査で川辺川が「日本一きれいな川」であることが報告され、川辺川ダム問題は一気に全国的争点になっていったのである。図1は朝日新聞のデータベースで「川辺川」をキーワードに記事量を検索した結果である。90年代中頃から徐々に記事量が増え始め、98年以降爆発的な増加をみせ、2001年にピークを迎えていることが分かる。ピーク時前後の全国紙朝日・読売・毎日の社説をみれば、ダム建設に対して「すでに正当性を失っている」(朝日2001年2月22日)「計画を断念すべきだ」(朝日2005年9月18日)「根本から見直せ」(毎日2003年5月18日)「根本的に見直せ」(読売2005年9月16日)と根本修正あるいは中止が要請されている。

図6-1 川辺川ダム問題 新聞記事報道量の推移



これらの社説においては、川辺川を「無駄な公共事業の典型」と形容する定型化された言い回しが頻出している。つまり、川辺川ダムは環境を破壊する無駄な公共事業のシンボルの位置にまで登り詰めることになったといえる。

この点は世論調査にも反映されている。熊本日日新聞社が2001年11、12月に行った世

論調査では川辺川ダム建設に対して54%が反対し、賛成が19.4%であった(熊本日日新聞、2001年12月4日)。また2004年参議院選挙の際に熊本日日新聞社とRKK(熊本放送)が共同で行った世論調査では「計画の凍結」37.8%、「中止すべきだ」28.2%で全体の66%が事業に疑問を抱いているのに対し、「推進する」は11.6%にとどまった(熊本日日新聞、2004年7月4日)。いずれの調査でもダム建設に反対する意見が賛成意見を圧倒している。

2. 反対運動の“時差”

ダム建設反対論が加熱するこうした傾向の只中で熊本日日新聞において開始されたのが「五木日記」であった。冒頭で触れた同企画を収録した著書の中では次のような指摘が行われ、ダム論議が過熱する中で最大の当事者であるはずの五木村が忘れられていることを問題視したことから企画が始まったとの説明が加えられている。

「村人たちが心をきしませ、村が苦悶していたころ、ダム問題に関心を寄せる声は多くはありませんでした。より正確に言えば、あるにはあったが、五木村の人たちに強く届くことはなかった、ということでしょう。川辺川問題に全国の目が注がれるようになったのは、皮肉なことに村人がダム反対の旗を降ろした後のことです。」(熊本日日新聞社 2005:14)

今一度図2-1をみれば、全国的に報道量が増大するのは90年代中頃以降である。ところがこの時点において五木村はダム本体工事の早期着工を陳情する立場になっている。しかしここには長い紆余曲折があった。

五木村のダム関連団体は、1966年にダム計画が発表された最初の時点においては、条件闘争路線を採用する五木村ダム対策委員会のみであった。しかしその後事態の進展と共に、容認派・賛成派(五木村川辺川ダム対策同盟会)と条件付容認派(五木村水没者対策協議会)、そして反対派(五木村水没者地権者協議会)の3つができあがることになった(植田 2004、土肥 2005)。複数の団体の存在は、ダムへの政治的対応をめぐる村人たちが一枚岩になり切れなかったことを物語っており、実際、後に触れるようにダムをめぐる村内には深刻な人間関係の溝ができあがってしまったのである。「五木日記」の内容と関連して第1に重要なのは、このダムがもたらした村内の亀裂といえるだろう。

第2に反対派の地権者協が国を相手取って川辺川基本計画取消訴訟を闘っている最中に、他のふたつの団体が国との間で補償基準に調印し、その後1981年から83年にかけて水没世帯の半数近くが村外に移転することになったことが重要である。ここから始まる住民の大量離村によって村の存続そのものが危機的な状況に陥った。これを受けて反対派は1984年に国と和解し、ダム建設容認へと立場を変えることになる。ダム反対派が国と和解後、村の再建策に目処が立つのを待って補償基準に妥結したのは1990年のことであった(熊本日日新聞社 2005:172)。

以後五木村は「ダムを前提とした村づくり」によって村の再建を図る道を選び、1998年、2000年、2001年に相次いで国、県、国会に早期着工の陳情を行うまでに至る(植田 2004)。

こうして村は時代の流れと完全に逆行する形でダム建設推進の立場に立つようになったのである。

同書の中では、上流五木村で起きた反対運動と下流の反対運動がすれ違った皮肉な事態が“時差”(熊本日日新聞社 2005:14)と名づけられた。そして「五木の村人たちと一度時間を共有しないことには、同じ地域に住む人間がともに前に進むことは難しいのではないか」(同:15)と問題が提起されたのである。上流と下流の間に政治的な境界線を引いて「賛成派」と「反対派」として区別するのではなく、むしろ埋められるべき“時差”として捉え、地域社会を分断する「賛成派」「反対派」の境界線を相対化しようとしている点は、先の福岡記者の視点と比較して特徴的な点であり、重要である。

(3) 人生に踏み込む

以上のような前提を踏まえて開始された「五木日記」では、毎回、離村者を含めた五木村に関わる人物に焦点が当てられ、その人たちの現在の生活を描くことを通して、ダム問題に迫るという方法が採用された。登場する人物は、商店主、医者、消防士、タクシー・バス運転手、民宿経営者、漁師、農家、小学生、村長、スナック経営者、カヌーイストなど多種多様な顔ぶれである。ここには次のような方法、視点の特徴を認めることができる。

第一に先の福岡記者が非合理的で正当性を欠いた公共事業というマクロな観点からダムを描いたのに対し、ここでは個々の「か細いつぶやきにもいた声」(同:15)を通して「ダムという“巨人”の実像」(同:390)を浮かび上がらせる手法がとられている。語られる思いは、千差万別であり、何かひとつの政治的決定に収束するような結論を得ることは難しい。これは政治的結論を出すことよりも、「1人ひとりの村人の人生に踏み込む」(同:450)ことを通して、五木の村人と「時間を共有」することを目指しているのであるから、むしろ当然のことではある。「時間の共有」が目指される中で、それぞれのダム問題史が紹介され、そこには例えば次の証言のようにダムによって生じた村内の亀裂の深さを知らせるものがあった。

『お前たちが反対するけん、ダムの話が進まん。お前の店では買わん。』村民から不買を宣言されたり、店の前の道に中傷の落書きをされたりしたこともありました。川辺川のほとりにあるBさんの先祖の墓。父親の墓が引き倒される事件も起きました。同じころ、自宅の窓が空気銃で割られました。『なんで、亡くなった父まで巻き込むのか。身の毛がよだちました。ダム計画がもち上がるまでは、こんなことが起こるような村ではなかったとですが』(同 170-1)

第二に、全体を通して統一された政治的結論を取り出すことが不可能な内容ではあるが、しかし「村にとどまった人々」に限定して読めば、そこにある種のイメージが浮かび上がってくることは見逃せない。それはひとつには大量離村という事件が村に与えた打撃の大きさである。例えば商店であれ、タクシーやバスであれ、学校であれ、医療であれ、農業、林業であれ、村の人口が激減すれば大きな打撃を受けるのは自然な成り行きであるが、このことが個々の人生設計に不安をもたらしていることがそれぞれの証言から覗える。

つまり、村人の置かれた特殊な状況が、ダム計画を支持する特殊な論理を生み出しているということが見えてくるのである。「五木日記」の続編「五木から」には、代替地と水没地の二重生活を強いられる村人の様々な苦勞が紹介されており、その中には次のような言葉がみられる。

「今、村が真っ二つになつとる。このまま止まったらおおごつ(大変だ)。ここまじ来たら、ダムば作ってもらわんとて思うバッテン、ダムでようになった村の話は聞かんもんなあ。」(熊本日日新聞社 2005:416 ()は筆者)

「このまま止まったらおおごつ」という村人の危機感は、村の存続そのものに関わるものである。この点については村の中心地頭地地区に焦点を当ててフィールド調査を行った植田(2004)の興味深い考察が参考になる。植田によると第1に公共事業が途中で中止された場合、移転や離村が未完了の世帯の補償について事業主体に法的に責任を問えないという事情がある(植田 2004:44)。第2にダムを前提として村の再建計画が進んできたため、村を再生させる「村づくりそのもの」がダムの中止によって頓挫してしまう恐れがある(同 45)。これは「補償」や「振興」以前の次元にある、まさに村の存続そのものに関わる問題である。

実際、村は「誰もが潜在的な離村者でありうるような状況」下に置かれ「将来の時間軸を含んだむらの生成となる実践」、例えば生産、防災、年中行事の祭祀、葬式などを行うことが難しくなったという(同 43)。「五木から」の次の言葉は、ダム計画が宙吊りになった特殊な状況下で生活を強いられることの苦悩を示している。

「小さいころから『ダムができるから』と言われ、学校や家を建て直すこともできず、いろんなことで我慢させられてきた。人権を無視したような環境で何人の子供が育ったか。中止なら中止でもいい。早く決断してほしい。こんな思いは、もう私たちだけで十分だ」(熊本日日新聞社 2005:437)

「中止なら、中止でもいい」という言葉は示唆的である。植田は五木村によるダム本体の「早期着工」の要請が、「ダムを何がなんでもつくってほしい」ものではなく、「村がこれ以上悪くならない」ためのものであるという重要な指摘を行っている(植田 2004:46)。「中止でもいい」という村人の言葉は村の公式の立場とは異なるものの、その分かえってこの指摘の妥当性を裏付けているといえよう。「1人1人の村人の人生に踏み込む」という「五木日記」の方法によって、「賛成派」という平板な分類からは見えてこない、村人たちの矛盾にみちた胸の内が浮き彫りにされている点は重要である。

第4節 「よそ者」の視点と「地元」の視点

「五木日記」の第三の特徴として、個々の思いを引き出す作業が、何が正しく、誰が正しいのかの判断と切り離されて遂行されている点をあげることができる。ダム建設に対する立場が「推進であれ反対であれ同じ地域に住む『われわれ』」とでもいうべき視点がここに存在し、双方ともに同等の資格で語ることが認められている点は特に重要である。これは先の福岡記者による五木村の描写と比較した場合、「よそ者」的視点と「地元」の視点とでもいうべき興味深い対照をなしている。ここでは「五木村」をめぐる鮮明に浮き上がる両者の視点の相違に焦点を当ててみたい。

まず最初に、先に紹介したダム反対の立場に立ったことで、村人から不買運動を受けた人物の次のような言葉に注目して欲しい。

「彼ら(反対派市民団体)の主張は分かることです。環境への影響もダムの安全性も、私たちが裁判などを通じて訴えてきたことです。しかしダム建設を否定することはできません。ダムを造らず、基盤整備だけを進めるといようなことを、国が認めるわけがなかでしょう。」(同173)

ここでは裁判闘争を断念し、ダム賛成の立場に方針変更せざるを得なかった「やむにやまれぬ事情」が語られている。「五木日記」はこれを「苦渋の選択」という言葉で表現している。「(村が)これ以上悪くならないために」という村人の複雑な思いを尊重する立場に立った表現といえよう。賛成・反対の軸で単純化して割り切るのではなく、複雑な思いをそのまま取り出そうとするこうした姿勢は、「われわれ」の一員として村人を丁重に扱おうとする試みであり、まさに「地元」の視点と呼ぶに相応しい。

しかし距離を置いてこの「苦渋の選択」を見直した時、そこには大きく異なる意味合いが現われることになる。先の村人の言葉の中に「基盤整備」という表現があることに注目してほしい。これは、1973年に制定された水源地域対策特別措置法に基づくものであり、五木村は反対派が国と和解した後この法律による指定を受けた(土肥 2005:554)。同法の目的は、公共事業を通じて「関係住民の生活の安定と福祉の向上」を図ることと引き換えに事業の促進を目指すこととされているが、問題はその意味するところである。

田中は同法がもたらす問題を「補償の公共事業化」(田中 2000)という概念において捉えている。これは、同法がダム建設の実施を前提に「補償を単なる金銭補償から過疎対策的な事業へと昇格させることによって地元住民の反対を沈黙させる」(同:148)ものであることを説明するものである。田中は、その結果によって「作って欲しいわけでもないのにダム建設推進の陳情を行うという」「倒錯した現象」が起きるようになり、「公共事業の暴走」の基盤ができあがったと論じている(同:150)。そして、「薬物中毒の世界」さながらに次のような現象が生じると指摘している。

「整備事業(先の言葉の基盤整備)という名の公共事業を引き受けることで短期的利益を得

るというやり方が一度導入されてしまうと、行政の側でも引き続き何らかの公共事業を受け入れ、やはり短期的な利益を地元を誘導しようと試み、住民の側も手っ取り早く現金収入の得られる土木工事への従事を好むようになる。」(同 151)

ここで起きている問題はかつて梶田が「擬似受益圏」という言葉で捉えたのと同種のものである(梶田 1988)。そして福岡記者が五木村を描写するにあたってまず焦点を当てているのが、この「補償の公共事業化」によって「擬似受益圏」化した村の具体的様相であったといえる。

まずダム計画発表時から比べて人口が激減しているにも関わらず五木村が住民一人当たり総生産額が常に県内で最高ランクに位置する現象が続いており、平成元年のデータではついに第1位となった点に関心が払われている(福岡 1996:93-4)。その上で村内総生産の産業別構成比において建設業が総生産のほぼ4割を占め、村の基幹産業とされる林業の2.5倍の比率に上る事実を紹介している。そして村人が自嘲気味に「水膨れ経済」と呼ぶダム建設関連の膨大な公共工事に依存した村の経済が、ダム工事の終了とともに「確実に破綻する」運命にあることを、冷静な筆致で淡々と描写しているのである(同 93-6)。

ダム建設に賛成する村人に対する非難めいた口調はみられない⁸。しかし「ダムによって沈む村でありながら、ダム工事で食いつないでいる」「この村の悲しい現実」(同 95)を冷静に距離を置いて外側から見ようとする「よそ者」の視点がここにあることは確かである⁹。そしてダム建設の正当性を否定する前提から、五木村の中にある賛成派と反対派の境界線に眼を向ける次のくだりは、おそらく「五木日記」の中にはまず見られない「よそ者」的視点の特性をよく表しているものである。

「ダム建設を仕方ないものとして完全にあきらめきっていた五木村住民の中に最近になってようやく、ダム建設に反対しようという声が出てきた。それに対して村の経済を握る土木業者らが猛烈な圧力をかけつつある。」(福岡 1996:236)

「五木日記」はやはりこれと鮮明な対照をみせる。同企画の中には、外側から距離を置いて「よそ者」的視点で見れば「薬物中毒の世界」の住人として位置づけられ、圧力をかける「土木業者」として描かれるはずの人間が、「顔の見える」個人として登場する。地元建設会社の社長が次のように語る下りは、「五木日記」の「地元」的視点の特性をよく示しているといえるだろう

⁸ ただし、一般のダム反対派は別である。ドキュメンタリー作品「せめて自らにだけは恥なく瞑りたい～川辺川ダム異聞～映画版本編」(2005年3月に上演された演劇舎蝶恋花第1回公演の製作過程における取材映像をドキュメンタリー作品として再編集したもの。ネット上にて2013年12月30日現在視聴可能)では、五木村の住民が住む家屋が非常に立派なものであり、ダムの補償金によって御殿を建てたとして「何が『苦渋の決断』じゃ」と吐き捨てるように語る下流域市民が登場する。

⁹ 福岡記者が「よそ者」的視点を持ち込んだ積極的な意義について言及しているものとして土肥(2005)がある。また環境運動における「よそ者」的視点の有効性について論じたものに鬼頭(1998)がある。

う。

「ダム建設という村人の不幸で恩恵を受けてきた。村の中心が再生できるかどうか、村民が心配しとる。うちが一番に移転することで、水没者の代替地への移動を誘導したか。・・・中略・・・水没者は高齢化し、代替地を中心に村を再生するとは並大抵じゃなか。それでも代替地の初代住民として、腰を据えて村の再建に尽くしたか。恩を返したかと思っております。」(熊本日日新聞社 2005:297-305)

ただし繰り返しになるが、ダム建設の是非をめぐる立場としてはこの人物と正反対の位置にいる人間もまた同等の資格で登場する。

「ダムについては、下流の人間だからこそ言えることがある。ダムで汚れてきた川の移ろいを見てきたけんねえ。八代ばふるさどと思って、よその土地で頑張るとる人のためにも、綺麗な球磨川を守っていくのが、地元におるもの責任バイ」(同 322)

「五木日記」の目的が、村人とこの問題に関わる他の人々との間に「時間の共有」をはかることを目指したものであったことが以上の二つの例によく示されている。言い換えるなら、「推進派」「反対派」の境界線を相対化し、同じ地域に住む「われわれ」の関係を修復することがこの連載の狙いであったといえることができるのである。

第5節 結論

ダム建設の公共事業に関する情報を集めていると、蜂の巣城の闘いで知られる室原知幸¹⁰がかつて語った公共事業の精神についての有名な表現としばしば遭遇することがある。公共事業は、「法に叶い、理に叶い、情に叶う」ものでなければならないという表現である。

以下、本章における検討作業をこの言葉に即しながらまとめてみることにしよう。まず、福岡記者の主張を端的に要約するのなら、川辺川ダムの建設事業は「理に適っていない」、だから止めるべきだということになる。国が主張する「受益者」の存在は事実上形骸化しており、いまや流域住民も農家もダムを必要とはしていない。しかもダムをつくることによって日本一きれいな川が汚されアユの生息が脅かされ、重要な観光資源を損なう危険すらある。得をするのは一部の建設業者のみであり、この事業に「公共性」があるとは思えない。治水事業の必要性につ

¹⁰ 蜂の巣城紛争は、大分県下釜ダム建設に反対して行われたものである。この蜂の巣城紛争をきっかけとしてダム建設をめぐる公共事業の形が大きく変化することになったという。本文中に登場する「水源地域対策特別措置法」は、ダム水没地の人々の立場に対する行政的配慮を形にしたものといえるが、この法は、蜂の巣城紛争の教訓をもとにしてつくられたといわれている。詳細は古賀邦雄「文献にみる補償の精神【3】下釜ダム・松原ダム 法に叶い・理に叶い・情に叶う」(2006年作成)にて参照。一般財団法人日本ダム協会ウェブサイト(<http://damnet.or.jp/>)上にて2014年4月11日現在閲覧可。

いては誰もこれを否定しない。問題はその方法である。ダムによらない治水は可能であり、ダムという方法に固執する国の政策に政治的正当性はない。ダムは絶対につくるべきではない。断固として阻止するべきである。

分析的にみて重要なことは、福岡記者が単なる「説明の論理」¹¹の次元で満足していないということである。福岡記者が書いた記事からは、ダム建設を阻止するために、反対勢力を糾合しようとする明確な政治的目的意識が垣間見られる。「推進派」と「反対派」の間に明確な線引きを行い、「敵」と「味方」を明確に峻別する境界線を引くことにはいささかの躊躇いもみせていない。単なる立場の違いとして相手は無罰化するような穏当な論理ではなく、「推進派」を明確な「敵」として闘う姿勢を明示している。境界線に関する近年の学問的研究が〈国境線〉を主たるターゲットとしてきたことを考えるなら、境界線という概念にはその内側と外側の「異質性」（場合によっては「敵対性」）を際立たせようとする傾向があるとみてよい。したがって、福岡記者の調査報道を境界線という概念を通して分析することは妥当な試みであったと結論づけてよい。

他方で、人間集団を二つの敵対勢力に分断する「境界線」が、地域社会の人間関係を脅かすことに防衛的な反応をみせた人々もいた。熊日の『五木日記』からは、今になってダム建設事業が「理に適っていない」からといって、ダム反対論だけが正義であるかのように主張する人びとは、「あまりに身勝手ではないだろうか？」という問いかけが聞こえてくるようである。反対するならなぜもっと早くに反対してくれなかったのか。長い間村人がダムの賛否をめぐって苦しんでいる時には何の関心も示さず、村がダム建設に向けてまとまった後になって、急に、にわかに大騒ぎし出すなんて、あまりに身勝手ではないか。つまり、ダム反対論は正論ではあるが、あまりに「情に適っていない」のであった。

いま一度反芻すれば、法にも理にも情にも叶うのが理想的な公共事業である。しかし、川辺川ダムは「理」を振りかざせば「情」を踏みつけにすることになり、「情」を尊重しようすれば「理」を軽んじることになるという極めて困難な政治的状況に追い込まれていたことが分かる。

ここで考えるべきは、ダム反対派と五木村住民がリアリティを共有することの困難性である。五木村住民のリアリティは、ダム反対派が攻撃するような政・官・業の癒着、無駄な公共事業と

¹¹ 山本明の用いた用語である。山本は「説明の論理」と「実践の論理」という区分を提起している。前者は対象を説明するだけで対象に働き掛けることを前提としないような論理のことであり、対象に対して働きかけによる検証の回路を持たないから自己完結する性質を持つ。後者はこれと対極に位置し、対象に働きかけ、働きかけることを通じて対象を認識し、それを変革するための論理である。

山本はイデオロギーの社会学の観点から示唆に富むジャーナリズム論を展開した人物であり、この「説明の論理」と「実践の論理」の区別も、ステレオタイプ化し、現実への訴求力を失ったイデオロギーと、現実を変革する力を持った思想としてのイデオロギーを区別しようとする発想から生まれている。後者の意味におけるイデオロギーの概念は、極めて積極的な響きを持つものであり、イデオロギーを持つことが価値のある良いことであると信じられた時代の空気をいまに伝えている。

山本のイデオロギー論的ジャーナリズムは、革命思想としてのマルクス主義と深く結びついていたので、現在では過ぎ去った過去の遺物のようにも見えるが、山本の柔軟で新鮮な洞察はマルクス主義という思想の流行が終わった今日においてもなお有益な示唆をもたらすものである。山本の「説明の論理」と「実践の論理」は、今日のジャーナリズムの文体を考える上でも有益である。対象と距離を置いた単なる「解説記事」と、社会問題の解決を先導する強い意志をもった調査報道やキャンペーン報道との区別について考える上で山本の議論は今なお有益である。

いう表現で捉え切れない特殊な事情を抱えていた。また五木村住民の背負った過去の葛藤は、「にわか」に発生したダム反対論の言葉の重み、信頼性を相対化するだけの資格を持つものでもあった。しかし政策の是非という次元で考える場合、反対派に理があることは誰の眼にも明らかであった。福岡記者の調査報道は、ダム事業の正当性を見事に「剥奪」(伊藤 2010)したのである。

すなわち、ダム反対派、五木村住民、それぞれのリアリティの中にそれぞれの形の正当性が存在する。いずれかのリアリティだけを優先することは難しく、いずれかのリアリティに他のリアリティを尊重しながら統合することは不可能である。このような場合、結局、政治的な闘争によって決着が図られる以外に道は無い。現に、ダム反対派の主張が勝利を収め、結果的に川辺川ダム建設事業は中止されることになったのである。

だが、印象深いのは中止の決定に際して蒲島郁夫熊本県知事が五木村村民に言及しながら涙をみせたことである¹²。これは一見非常に些細なことのようにもみえるかもしれないが、先の室原の言葉を思い起こせば川辺川ダム問題の幕引きの場面に相応しい政治的演技であったと思われる。「理」を優先する決断をしながらもそれだけで地域社会がうまくまとまるわけではなく、決して「情」を踏みつけにするものではないという態度表明によって地域社会の分断を何とかつなぎとめようとする懸命の政治的象徴操作として理解すべきではなからうか。政治とはただ敵と味方を峻別して敵と闘うだけの行為ではない。異質性や敵対性を制御する技術である。ダム反対派に軍配をあげながらダム賛成派のために涙を流した知事の行為は、地域社会の内部の敵対性を懸命に制御しようとした行為であった。

境界線の問題は、こうした異質性、敵対性の制御のプロセスを分析していくうえで有益な概念であり、今後さらにジャーナリズム研究のために役立てる道を模索していく必要がある。

¹² 2008年9月11日の県議会にて。この点については <http://blog.goo.ne.jp/teramachi-t> に写真が掲載されている。

第7章 原子力政策における正当性の境界

第1節 問題の所在

本章の目的は、原子力政策をめぐる正当性の境界について分析と理論的考察を加え、「ジャーナリズムと社会的意味」の研究についていくつかの示唆を得ることにある。

取り上げるのは1950年代から60年代を中心とした原子力「平和利用」という概念の外延が原子力政策の正当性の領域と一致していた時期である。

研究テーマとしての原子力「平和利用」がメディア研究との関連で大きく注目されるようになったのは冷戦崩壊後である。それ以前にも Hilgartnerら (1983)や、Weart(1988)など政治コミュニケーション研究や核のイメージ史の重要な業績が存在したことは確かである。しかし冷戦崩壊後一次資料の公開が世界中で進んだことによって冷戦史研究が世界的に大きな進展をみせたこと、また特に日本では柴田秀利の証言¹によって原子力が冷戦期心理戦の道具として利用されたことが広く知られるようになるなど、いくつかの重要な要因が重なりながらノンフィクション作品、テレビドキュメンタリー、メディア史それぞれの分野における力作が相次いで登場することになった(佐野 1994、NHK 総合 1994、井川 2002、武田 2006、Osgood 2006、有馬 2008、土屋 2009)。

福島原発事故後、メディア史の研究者たちが優れた研究成果を立て続けに生み出してきているのも(山本 2011、土屋・吉見 2012、吉見 2012、加藤・井川編 2013)、こうした研究の流れが原発事故に先んじて存在していたからであろう。本研究はこれらの研究成果を踏まえながら、正当性の境界をめぐる理論と分析を推し進めようとするものである。

本章で改めて考えてみたいのは、「平和利用」とは一体何だったのかという問題である。平和利用という場合、一般的には工業、農業、医療などの分野で原子力研究の成果を応用することを指す言葉と説明できる。だが、より重要なのは「軍事利用」の反対語として、原子力政策の正当性を象徴する言葉として用いられてきたという点である。両者を簡単に切り離して考えることは不可能であり、実際に、上記の一連の先行研究においても「平和利用」の問題系と「軍

¹ 元読売新聞記者であり正力松太郎の右腕として原子力平和利用キャンペーンの舞台裏で大きな役割を果たした柴田秀利は、『戦後マスコミ回遊記』(中央公論社、1985年)において、1955年に読売が熱心に取り組んだ平和利用キャンペーンの政治的動機に、前年の第五福竜丸事件によって日本社会に広まった反核、反米感情を沈静化し、親米保守への支持を増やす世論工作という意図があったことを赤裸々に証言した。原発が東西冷戦の心理戦の道具として利用されたという意外さと冷戦期の心理戦という興味深い主題は多くのジャーナリスト、メディア史研究者の関心を集め、「原子力平和利用とメディア」という主題が大きな注目を集めるきっかけとなった。

決定的な資料的裏付けを伴った有馬の『正力・原発・CIA』においては、原発導入期の国内外の政治過程が幅広く展望されつつ、正力が「ポダム」、柴田が「ポハルト」という暗号名をもつCIAの協力者であったことなどが一資料による裏づけを伴って明らかにされている。CIAとの協力のもと彼らに期待された役割は、日本社会の共産化、あるいは中立主義への傾斜を防ぐことであった。正力も柴田も生粋の反共主義者であり、加えて強力なメディアグループを所有するという点でアメリカ側から良き協力者とみなされたのである(有馬 2008)。

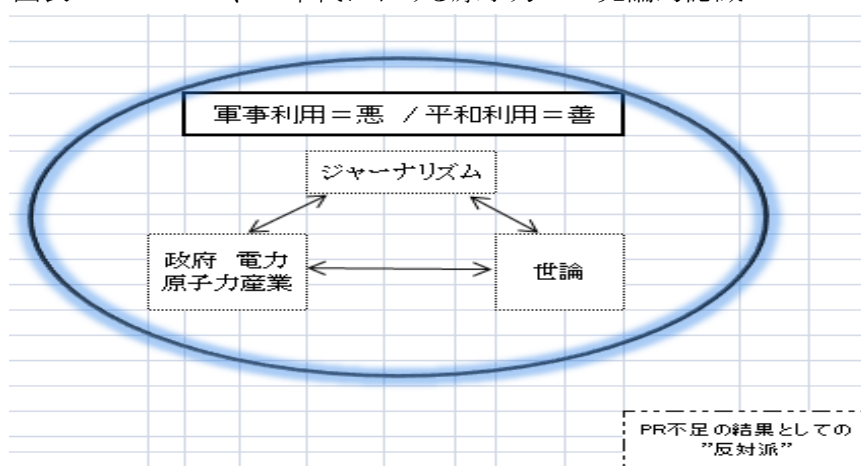
事利用」の問題系をどのようにして関連付けて把握することができるかという点に各論者の力量が示されている。

これら既存研究の多くで指摘されてきたのが、平和利用と軍事利用の善悪二元論の果たした役割である。つまり50年代から60年代にかけては、原子力の「軍事利用は悪いが、平和利用は良い」、「原爆は悪いが原発は素晴らしい」という善悪二元論的なフレームが社会全体で共有されていた時代であった(Weart1988, Gamson 1989, 柴田・友清 1999 など)。そして「原爆と原発を混同するのは非科学的」とであると国民大衆に一大啓蒙キャンペーンを展開したのが当時のマスメディア・ジャーナリズムであったことはいうまでもない。

「軍事利用」についてはその恐ろしさ、悲惨さだけに選択的に注目し、核による力の平和に関しては徹底的に道義的な観点から批判することが正しいとされた。またこの軍事利用を「絶対悪」とみなす一方で「平和利用」については専らその素晴らしさを語ることが自然なこととだと考えられた。そしてこの両者の対比を徹底する善悪二元論のフレームが、原子力平和利用キャンペーンを通して世論の中に浸透し、原子力政策の基本思想としても機能していたという理解である。

これを図示すると次のようになるだろう。原子力「平和利用」に関するリアリティが、報道、政策、世論の三つの位相においてそれぞれ互いに支えあい、促進しあう関係を形成していた。この三つの位相が相互に支え合う循環の中で「平和利用＝善」のリアリティの強度は高められ、原子力発電所に代表される「平和利用」政策それ自体の問題点が背景化され、見落とされてきたことが批判的観点から指摘されてきた。

図表7-1 1950、60年代における原子力の二元論的認識



本研究もこうした既存研究で提示されてきた原子力の軍事利用/平和利用の二元論的認識の陥穽についての議論が妥当なものであると考える。だがこうした原子力政策に関する合意が1950年代、60年代に比較的広い範囲で存在したことを強調する議論の妥当性を認めるとき、同時に浮かんでくる疑問がある。それは日本の原子力政策の当事者たちが、一般的に日本社会の「核アレルギー」の強さから日本の原子力開発が常に苦難の連続に直面し、これを乗り越

えてこなければならなかったと語ってきた事実をどのように解釈すればよいかという疑問である。

そしてここで登場する「核アレルギー」という言葉を一体どのように理解すればよいかということも実はそれほど簡単なことではない。というのも広島、長崎を経験した日本社会が核兵器に対して特別な感情を抱いてきたのが紛れもない事実であるにせよ、それが原子力発電の開発にまで大きな影響を及ぼしてきたというのであれば、世界有数の原発大国にまで成長した事実をどう理解すればよいかの必しさが必ずしも明確にわからないからだ。単なる国民性という言葉で説明するのでは明らかに不十分であり、これは徹底的な分析の価値の主題といえる。

「平和利用」とは一体何だったのか？「核アレルギー」とは一体何だったのか？これらの点について十分な説明を行うためには、「平和利用」がある面において非常に論争的な概念であったことに着目する必要がある。1950年代、60年代において原子力は非常に論争的な主題であった。いま現在のわれわれがもはや切実に感じるような種類の論争ではないというだけの話で、原子力平和利用にとっての「バラ色の時代」(柴田・友清 1999:8)においても激しい論争の主題が存在したのである。

原子力政策の草創期である1950年代、60年代においては、軍事利用と平和利用の境界が非常に論争的な主題であった。この点を明白に物語っているのが、「原子力基本法」(1955年)の制定に中心的に関わった中曽根康弘(日本民主党・当時)による次の証言である。

基本法をつくる時問題になったのは、どこまでが平和利用であるかということでした。言い換えれば軍事利用とは何かということで、それで、たとえば原子力が普遍化して輸送船に一般的に使われるようになった場合は軍事用の潜水艦に使ってもいいという解釈を残しておいたわけです(中曽根 1996:171)。

基本法の策定に当たった政治家がなぜこのような問題に頭を悩ませることになったのかは立ち止まって考える価値がある。もし軍事利用と平和利用がともに正当な政策として広く認知されている社会であれば、両者の境界について神経質に議論する理由はあまりないだろう。しかし軍事利用を絶対悪とみなしながら、平和利用に積極的に邁進しようとする国であれば、正当性の領域は「平和利用」の範囲に厳しく限定されることになるので、どこからどこまでが「平和利用」なのかという問題が特別な重みを持つことになるのである。この意味において1950年代、60年代の日本社会は原子力政策の正当性の境界がもっとも深刻に問われた場所であったといえることができるのである。

50年代においては、一体どこからどこまでが「平和利用」なのかが大問題となり、60年代においては「軍事利用」の領域、正確には日本の「軍事利用」ではなく、日本が米国の核戦略にどこまで協力するのが大問題となったのである。そして「核アレルギー」という言葉はこの60年代における正当性の境界問題の深刻さを象徴する言葉であったと解釈するのがもっとも妥当である。

本研究は、平和利用と軍事利用を二元論的に捉えるのではなく、原子力政策における一続きのスペクトラムを想定した時に、一体どこからどこまでが「平和利用」として考えられてきたのかという点を検証してみたい。それは同時に、原発導入期において、原子力政策の正当な領域が激しい論争を通じていかに確立されていったかを考えることを意味している。そして、その後原子力政策における正当性の領域と「平和利用」の概念的な外延の一致がいかにして崩壊していくことになったのか、また「安全性」の概念を中心として原子力政策の正当性の領域がどのような形で再編成され、それが福島原発事故後にどのように再定義されていくことになったのかというこの章の中だけで扱いきれない大きな問題へと繋がっていく。

さて、以上のような問題意識を「ジャーナリズムと社会的意味」の研究として展開していくにあたって是非とも必要なのが、「ジャーナリズムと境界線」の視座である。原子力政策について一定の論陣を張る報道機関はいうまでもなく自ら独自の正当性の境界を当事者である。われわれは報道機関がどのような思想的根拠をもとにどのようなポイントに線引きを行うかを注意深く見極めなければならない。またどのような資源を動員して線引きが行われるのかを観察することも大切だ。報道だけではなく、この事例では博覧会や講演会のような新聞社主催のイベントに多くの観客を動員したことが世論への働きかけという点では重要であったことがよく知られている。さらにより重要なことは、自らと異なる線引きを行う人々の動向を監視する「境界線の監視役」をジャーナリズムが果たしていることに注目する必要がある。

なお、本研究の問題意識は政策の正当性という価値判断に深く入り込んだ主題を扱うため、完全に価値中立的な立場を維持できるわけではないが、それでも虚偽意識論的な発想を相対化しようと努める意図があることは予め断っておきたい。例えば研究者の信念と喰い違ふからといって、核武装論者や極端な原発推進論者の思想を「虚偽意識」であるかのように扱うところに正当性の研究は成り立たない。

これは理論的な分析枠組みをいかに構築するか以前の問題である。想定すべきは、ただ何が正しく何が間違っているかをめぐって異なる判断基準が存在しているということだけであり、自分と異なる「リアリティ」を抱いて生きる人間がそこにいるという動かし難い事実の重みである。他者の「リアリティ」に分け入り、そこにどのような正当性の線引き基準が存在するのかを丁寧に記述していく決意を持つ者だけが正当性の境界に関わる学術研究を遂行することができる。それはあたかも文化人類学者が未開の地に分け入り、「野蛮人」というレッテルを貼ることなくその土地の風習が本人たちにとって持つ意味を丁寧に読み解いていこうとする試みに似ている²。本研究はその意味において、反核平和主義者と核武装論者、原発推進論者と反対論者

² この点については開沼(2011)から重要な示唆を得た。開沼がポストコロニアルの思想を背景にしながら「ラディカル・オーラルヒストリー」に注目し、原発を抱きしめて生きる人々のリアリティを細かく読み解いていくことで生まれた研究成果は、「虚偽意識論」的な扱いとの断絶という点において注目すべき意義がある。外部から注入された「原発マネー」で立地地域住民に「虚偽意識」が植え付けられているかのように扱う従来の一般的な(社会学的な)考え方と異なり、開沼は「原発マネー」を要求する側のリアリティを内在的に描き出すことにこだわった。

開沼の研究がなぜ新鮮であったかを考えることには意味がある。言うまでもなく内在的な描写と

の言説をまったく等価なものとして扱うことを目指したものである。

第2節 境界線を支える思想

1. 平和のための原子力

正当性の境界問題が日本の原子力政策で切実な問題として浮上したのは、米国のアイゼンハワー政権による「平和のための原子力」政策が打ち出されて以降である。「平和利用」は、米ソ冷戦の競争的領域へと変貌を遂げ、国益をめぐる熾烈な闘争的舞台となっていく。世界各国の政治、経済エリートにとってみれば、原子力「平和利用」は、国家が国益を最大化するために決死の覚悟で取組まねばならない重大な政策として認知されるようになったのである。

周知の通り、1953年の12月8日国連で行われた演説で、アイゼンハワー大統領は核兵器の破壊力が飛躍的に上昇し、米ソ二大国が核保有国として対峙する状況が生まれたことで国際社会を極度の緊張と不安が覆い尽くしている事態に懸念を表明した。そしてその状況を打破するために、核軍縮が必要であることを訴え、具体的な方法として核物質の利用を全て国際原子力機関のもとで平和目的の事業に置き換えていくことを提案した。この提案がもし本当に実行されたならば、平和利用が進めば進むほど軍事利用のための核物質が減っていくことになるため、平和利用を進めて各国の産業を発展させ人々を豊かにしようとする営みが、そのまま同時に核軍縮を進めることにもなるという夢のようなシナリオがここから引き出されることになった。

しかしこのような筋立てを真に受けた人間は少なかったであろう。アイゼンハワーの演説から3ヶ月後にビキニ環礁で大規模な核実験が実施されて日本の漁船第五福竜丸の乗組員たちが被災した事件は日本中に大きな衝撃を与え、国民規模の反核運動を出現させた。ところがその後も米ソの核開発の手が一向に緩むことがなく、核実験がたびたび繰り返され、死の灰が日本中に降り注ぎ、「放射能雨」「放射能雪」が日常的な話題になっていった。「平和利用」が核軍縮の方法などではなく、単に原子力政策をめぐる競争的領域が軍事面だけでとどまらず民事領域にも拡大してきただけに過ぎないことは誰の眼にも明らかであった。理想的なシナリオを語る背後で、米国が原子力発電分野でイギリスに遅れを取り、さらにはソ連も原子力発電の開発を着々と進めているのを見て、原子力「平和利用」分野の世界的な事業展開において巻き返しを図ろうと目論んでいるのではないかと多くの人考えたのである。

米国は国際機関を中心とした夢のような核軍縮案を提示する傍らで、現実的な二国間ベースの技術援助、核物質、原子炉の供給を同盟諸国に行うことも提案している。人びとはこの具体的な提案に接して米国が本気で「平和利用」分野の戦いに参戦したと実感したのである。ま

いう点に新しさがあつたとは思えない。というのも現代の社会学者は外側からラベルを貼り付けることの暴力性をよく知っているはずであるし、常に他者理解のためには他者のリアリティを内在的に描くことが大切であることを本当はよく知っているはずであるからだ。開沼の議論が示唆しているのは、内在的な「他者理解」に値するものとして社会学者が注目する「他者」に選り好みが生じ易いという問題である。

た米国の本気さは国内の原子力法を改正し、民間事業者がより自由に原子力事業に参入できる制度的環境を整え始めたことから人々によく伝わった。法改正によって国内の原子力熱が少しずつ高まり始めた頃の米国社会を訪れた日本の政界、財界関係者が帰国後に原子力平和利用の積極論を展開していることは偶然ではない。

2. 反対論、慎重論、積極論の境界線

図表7-2 1950年代日本における原子力開発体制の整備

54	1	米政府から日本政府へ「原子力発電の経済性」文書送付
	3	原子力予算が国会で可決
	5	原子力利用準備調査会の設置
	12	海外原子力調査団派遣(藤岡由夫団長)
55	5	経団連が原子力平和利用懇談会を設置
		米国「原子力平和利用使節団」来日
	8	第一回原子力平和利用国際会議(ジュネーブ会議)
	10	国会に両院合同の原子力合同委員会設置
		三菱原子動力委員会の発足(旧三菱財関係23社が参加)
	11	米国USIS主催・原子力平和利用博覧会
		日米原子力研究協定の締結
		財団法人日本原子力研究所発足
	12	原子力三法の制定
56	1	原子力委員会の設置
	3	科学技術庁設置法
		東京原子力産業懇談会(日立製作所、昭和電工など)の発足
		財団法人日本原子力産業会議発足
	4	日本原子力研究所法、原子燃料公社法の制定
		住友原子力委員会発足(旧住友系14社が参加)
		茨城県東海村への原子力関連施設の集中立地が決まる
	6	日本原子力事業会発足(東芝など旧三井財関係37社が参加)
	8	第一原子力産業グループ(旧古河・川崎系の25社が参加)
	9	原子力開発利用長期基本計画(56長計)の策定
57	7	正力・河野論争勃発
	8	日本原子力研究所の研究炉JRR-1が臨界達成
	11	日本原子力発電株式会社設立
58	6	日英原子力協定の締結

日本の原子力開発が突如として国会に原子炉予算が提出されたところから始まったことはよく知られている。1954年3月、中曽根康弘、斉藤憲三、川崎秀二、稲葉修ら当時の改進黨若手議員たちが突如国会の終盤に予算修正案として2億6000万の原子力関連予算案(原子炉建造費2億3500万、ウランウム資源調査費1500万、原子力関係資料購入費1000万)を提出し、可決させた。以下に触れるように日本学術会議の場で科学者たちが2年ちかく議論を繰り返していることを政治家たちもよく承知していたが、議論が立ち往生しているのに業を煮やし、強引に政治主導で突破がはかられたのであった。

突如出現した原子炉予算は、自分たちこそ原子力開発を先導する立場にあると自認していた科学者たちから大きな反感を生ん

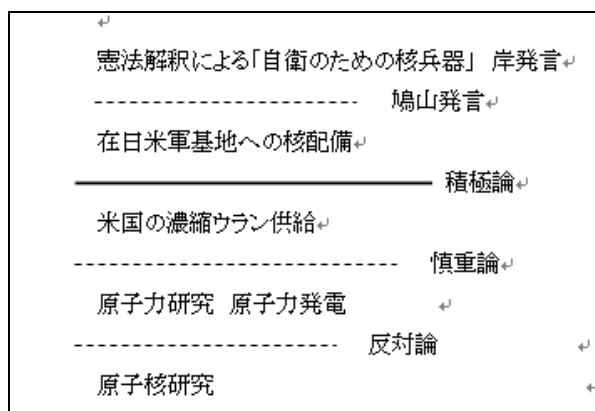
だ。しかしここから企業の原子力熱が高まり、自治体が関連施設の誘致に動き、それらの動きを慌しく新聞記者たちが追いかけるようになった。原子力平和利用ブームがにわかには沸き起こっていったのである。

しかしこれは単なるブームというのは不正確で、図表2に示されるように1954年から1957年

にかけての数年間で日本の原子力開発体制が一気呵成につくりあげられていくことになった。年表の記載事項をざっと追いかけてみるならば、55年に入って、経団連が原子力平和利用懇談会を設置し、国会には原子力合同委員会が設置され、日米の間には原子力研究協定が結ばれ、原子力開発の法的枠組みである原子力三法が制定され、東海村に原子力関連施設の集中立地が決まっていく。そしてこの間、旧財閥系の企業を中心に原子力平和利用の開発に参加する企業グループが次々と結成されていった。いわば原子力開発体制の急速な構築プロセスと連動する形で社会全体が「平和利用」ブームに沸き返ったということである。

さて、1950年代の原子力問題をめぐる正当性の境界線について、分析結果をまとめたものが図表7-3である。これらのいずれの境界線においても、正当と逸脱の線引きが行われている。それぞれの線よりも下が正当な領域で上側が逸脱的領域と考えられている。

図表7-3 原子力正当性の境界(1950年代)



例えば「反対論」は、ただ原子核研究のみが正当で、原子力研究や原子力発電の開発は逸脱的であると考えられる立場である。これとは正反対の一番上の境界線を越えたところにある「岸発言」は、日本でも憲法解釈によっては核兵器を保有する余地が十分にあるという考え方を打ち出したものであり、核武装の判断も政策的に正当であるという立場である。

以下、それぞれの異なる境界線が生み出された基本的な背景について触れた上で、それぞれの境界線を支える基本的な論理がいかなるものであるかについて簡潔に検討してみたい。

3. 被爆者の反対論

まずは反対論からみていこう。反対論は、端的に言って、「平和利用」など不可能であるという立場だ。平和利用と称しても、どこでどう軍事利用に巻き込まれるかは分からない。米ソ冷戦が緊張感を増し、核開発が冷戦の中心的対立の領域である以上、純粋な平和利用研究が存在する余地などあり得ないという考え方である。この立場を代表する見解として非常に有名なのが広島大学の物理学教授である三村剛昂による演説である。

三村の演説は1952年10月の日本学術会議の場で行われた。この会議では、占領下で禁

止されていた原子力研究が日本の独立後解禁されることを受けて、いち早く研究に取り組もうと動いた伏見康治(大阪大学)と茅誠司(東京大学)が政府に原子力検討委員会を置くという提案を行った。伏見によれば彼ら提案者は四面楚歌のような状況に置かれた。その中で彼らの提案にとどめを刺したのが三村の大演説だったのである(伏見 1989:225)。

広島で被爆した経験を持つ三村は、原爆の被害がいかにか悲惨なものであるかを切々と語った。当時話題になった『アサヒグラフ』の原爆被害特集号(1952年8月6日号)を引き合いに出しつつ、原爆の地獄は写真などで分かるものではないと強調した。そして次のように原子力研究に反対したのである。

・伏見会員は、発電、発電というけれども、発電ができるほどウラニウムを集めたら、一夜にして原爆ができるでしょう。文部省の研究費ぐらいで細々と研究しているあいだは安心だが、特別大がかりにやるのは、どう考えても危険だ。ソ連とアメリカが対立している現状では、日本がいつ戦争に巻き込まれないとも限らない。原爆を作れ、ということになったとき、科学者や技術者は政府の命令に抵抗できると思いますか。伏見会員のいう原子力検討委員会は、悪夢への第一歩です。ソ米間の緊張がとけるまで、原子力の研究は絶対にやるべきではありません(木村 1982:47 ルビは筆者)。

紙とえんぴつがあればできる原子核研究と異なり、大掛かりな実験装置を購入して本格的な原子力研究を組織的にやる場合、必ずや米ソの争いに巻き込まれてしまうのではないかと、米国に抵抗する力が日本政府にあるとは思えないし、科学者たちが政府の命令に背けるとも思えないということだ。三村はさらに自らが原爆の被害にあつて病床にいるあいだ、アメリカへの復讐の方法を考え続け、その結果原爆の凄惨な被害を世の中に伝える反核運動に関わることを決意し、その運動の皮切りにいま原子力研究への反対の狼煙を上げていることを語っている³。つまり被曝者の立場に立った原子力研究反対論であった。

ただいくつか注意すべき点もある。ひとつは被曝者だから原子力研究に反対するという必然的理由は必ずしもないということ。事実被曝国の日本であればこそ、他のどの国よりも原子力研究を平和目的で行う意義があるという被曝者ナショナリズムに基づく原子力開発肯定論も当時しばしば語られたことはよく知られている。いまひとつ、三村も「平和利用」そのものは善くないことだとは言っていない。あくまでも「平和利用」のつもりでやろうとしても、冷戦が深刻化

³ 三村は次のように語ったという。「・・・私が原爆でやられて病床に二カ月おりましたときに考えたことは、どうしてアメリカにこのかたきを討ってやろうかということでありました。・・・ところが、ソ米のテンションが非常に強くなって来る。そして原爆の問題になってきた・・・考えをちょっとかえた。それは何か。原爆の惨害を世界中に拡げる。しかも誇張するのではなく、実情そのままを伝える。これが日本の持つ有力な武器である・・・そういう機会の到来することを一生懸命まっけておった・・・ところが一昨年でありましたか、八月六日に広島の平和運動が盛んになりまして、平和の何かをやろう、こういうことで私どもに呼びかけてきた人があります・・・幸い学術会議にこれが出たので、私はその第一の皮切りをやっている・・・。」(日本共産党(左派)中央委員会機関紙『人民の星』5575号 <http://ww5.tiki.ne.jp/~people-hs/index.htm> より)

する現状においてそれは不可能だと主張しているだけである。つまり、被爆者の論理に立つ強烈な反対論においても、「平和利用」は正当性の領域を示す象徴的な政治言語であることにはかわりがないのである。

なお三村の演説は原子力開発史の中ではあまりに有名な事実であるにしても、当時の新聞報道を通じて国民に広く紹介された痕跡はない。あくまでも日本学術会議という狭い学者の共同体の中で支持されたというだけであり、社会常識に刻まれることはなかった。新聞が取り上げたのはいつもきまって以下の積極論と慎重論のみであり、新聞メディアの中に反対論が占める場所は存在しなかったのである。

4. 慎重論における「公開性」の思想

慎重論は平和利用があくまでも可能だという立場に立つ。考えるべきは、平和利用のために研究を行う科学者、技術者たちが、望まない形で軍事利用に巻き込まれないようにいかにして防壁を築くことができるかという問題である。そのために明確な原理、原則を打ち立てて、この原則を徹底する方法が選ばれた。それが平和利用のための「公開、自主、民主」の三原則である。

三原則をつくったのは誰かという点については色々な説があるようだが、ここでは三原則が突如国会に提出された原子炉予算に驚いた科学者たちが、政治主導で慌しく始まった原子力開発に対して危機意識を強めて急遽意思の統一をはかった結果の産物であると理解しておけば十分である。直接的な経緯としては、原子炉予算の登場に驚いた伏見康治が直ちに「原子力憲章草案」を書き上げ、この中に盛り込まれた項目から学術会議で共有できそうなものを三つ取り出したのが、「公開、自主、民主」の三原則であった(伏見 1989:228-38)。

このなかで当時もっとも科学者たちによって強調されたのが、公開の原則である。この原則が特に重視されたのは、軍事利用に巻き込まれることを防ぐためには、常に全てをオープンにしていく方法がもっとも有効な防御手段であると考えられたからである。

公開の原則をいち早く唱え、その重要性を訴え続けたのが武谷三男である。戦前日本の核兵器開発プロジェクトに動員された経歴を持つ武谷は、戦後「科学と政治」の問題について批判的な立場から積極的な発言を続けた。批判的な科学思想家として活躍した武谷の思想的土台には一種の小国主義の立場があったといつてよい。公開の原則には、彼特有の小国主義的思想から「大国の論理」を相対化しようとする意図があった(武谷 1976:9)。

武谷によると、核兵器を国家安全保障にとって決定的に重要な究極兵器とみなし、その開発に関わる情報、技術、資源を独占的、排他的に所有しようとする「大国の論理」こそが国際社会に恐怖と不安を振り撒いてきた(武谷 1968, 1976)。例えば、米国が唯一の核保有国の地位を保っている間は、核の威力を背景にした「恫喝外交」が人々の懸念を生んだし、ソ連が核兵器の開発に邁進していることが知られるようになると、ソ連の核開発が成功する前に先手を打って攻撃をしようという「予防戦争」の論理が登場した(武谷 1955:110)。また実際にソ連が原爆の開発に成功した際には、機密情報をソ連側に提供したとしてローゼンバーグ夫妻が

処刑された(同 168)。

こうした物騒な、あるいは陰惨な核のエピソードを国際社会の中に次々と生み出していく「大国の論理」を相対化するためには、すべて隠しごとをなくし、何でもおおらかに議論できるような雰囲気を作り出す分野で根付かせていくことが必要であると武谷は考えた。現在にも通ずる非常に重要な問題提起であったといえる。

興味深いのは、これが単なる根拠の無い理想論ではなく、具体的なモデルを踏まえての主張であったことだ。武谷は折に触れて、オランダと共同研究を行ったノルウェーの事例を引き合いに出しながらこの試みを熱心に紹介しようとしている。曰く、ノルウェーのキエラーにジープという名の重水原子炉がつくられ研究が進められている。そこでは特別な機密を設けず、諸外国の優秀な研究者を集めて開放的な議論のもとに順調に研究を進めている。責任者のランダースは、「一時的には得られたものを秘密にするのが有利であると考えられようが、長い目で見ればお互いに知識を分け合った方が有利である」と語っており、これぞまさにわれわれが見習うべき精神であると(武谷 1955:82)。

秘密なく、自由闊達にものをいい合える雰囲気を大切に、国境を越えた人間同士の相互協力を大切にする。武谷が理想とした科学のあり方は、同時にあるべき国のかたち、理想とする小国主義的な国家像の上に立脚したものであった。だがこのような国家像をもとにした慎重論は結局のところ日本社会で多数意見を形成することができず置き去りにされていった。原子力開発の体制が固まる1955年は、左右社会党の統一を契機に保守合同が実現し、いわゆる55年体制ができあがった年であり、加藤哲郎はこの政治的ダイナミズムと関連付けることではじめて原子力政策が「超党派」の国家的事業として成り立ちえた謎が理解できることを興味深く論じている(加藤 2013)。原子力政策をめぐる論争において、小国主義的な立場が置き去りにされていったという事実は、55年体制を支えた国家観について考える上でもしっかりと踏まえておくべき点である。

5. 積極論における国力回復への使命感

原子力の平和利用は可能であり、なおかつできるだけ急いで開発に取り掛かる必要があると考えた立場を積極論と呼ぶとするなら、結局この積極論が日本の原子力開発体制をつくりあげたといつてよい。この積極論の立場を構成したのが、政界、産業界、官界そして一部言論界の人々であった。

この立場を牽引した人々にはいくつかの共通点がみられた。ひとつには敗戦国日本の国力を回復することに使命感を見出す人々が多かったということである。資源小国でありながら科学技術の力で大きく劣っていたがゆえに戦争に敗れた日本の国力を回復する上で、原子力の開発は極めて重大な問題として意識されていた。いまひとつ、国力回復のためには、あまり悠長に構えていることはできず、世界の大勢から遅れを取ってはならぬという意識、「追いつけ、追い越せ」という意識が強烈に持たれていたということである。ここから原子力研究に対する科学者たちの慎重論に業を煮やし、三原則の厳格適用を白眼視する態度が生まれてくることに

なる。

以上の二つの特徴について、ここでは言論界で積極論の立場を鮮明に打ち出した読売新聞の記事を中心に取り上げてみたい。周知の通り、1950年代の原発報道において読売新聞の存在感は極めて大きい。アイゼンハワー大統領の国連演説に素早く反応し、他紙に先駆けて大型連載「ついに太陽をとらえた！」を1954年の1月に掲載、その2ヵ月後には同連載を手がけた記者たちの働きによって第五福竜丸事件の世界的スクープをものにした。第五福竜丸事件は日本全国に国民的規模の原水禁運動を引き起こし、その大きな反核運動の潮流の中で、書籍化された同連載はベストセラーとなった。社長の正力松太郎にいたっては、海外から原子力平和利用使節団を招き入れ、米国 USIS と共催して原子力平和利用博覧会を実施するなど言論界の原子力平和利用キャンペーンを先導するだけでなく、ついには政界に進出して原子力委員会の初代委員長を務めて「原子力の父」と呼ばれるまでに至った。連載を担当した辻本芳雄(当時・社会部次長)⁴は、「原子力問題なら読売だ」という空気がこの頃の社内

4 辻本は「ついに太陽をとらえた！」と第五福竜丸のスクープに関わっただけでなく読売新聞の伝説的な長期連載記事「昭和史の天皇」を担当した人物であり、名文家としても名高い。「ついに太陽をとらえた！」の舞台裏の秘話を綴った「原子力班誕生」(『読売新聞風雲録』所収)という彼の文章も、記憶に残る味わい深い文章であり、「死の灰」という歴史に残る有名な言葉が生まれた経緯(デッド・サンドという言葉を知っていた村尾清一記者から辻本がヒントを得てつくったとのこと。『砂を灰にかえただけが、死の砂という何かザラザラしているが、灰という音もなくふってくるという印象から、すごみはきくわけだ』と辻本は説明している)が説明されており興味深い。

この時期の読売新聞社会部は原四郎部長のもとで社会部帝国とも呼ばれた。名文家辻本の文章は社会部の勢いのよさをそのまま表しているかのような。「原子力班誕生」の冒頭部分における印象深い文章をこの時期の読売社会部の勢いを象徴するものとして引用しておきたい(58-61頁)。

<……せまいエレベーターに、えらい人とたまたま同乗するハメになると、よけいにせまくなる。故代表取締役安田庄司氏。一なつかしいから“安さん”と呼ばして戴こう。顔をつき合わせても話題があるわけではない。ペコンと頭を下げたら、「フッフッフ」とこちらを見て笑っている。いよいよエレベーターはせま苦しい。

「オイッ」という。

「……」

「お前、えらそうなことを毎日書いてやがるが、わかってるのかい。もういっぺん、はじめの方を繰り返してみろ、といったら答えられんのじゃないかい！」—そういってまた「フッフッフ」と笑った。

“ついに太陽をとらえた”—という社会面の連載物が、三分の二ばかり進行して、いよいよ後半に入ったところのことだった。

幸いエレベーターが三階についたから、御免と飛び出してしまったが、口ごたえが出来なかったのは正に凶星だったからだ。そりゃ、実際問題として、現に進行していることのはじめの方を、すでに全く忘れてしまっているなどということはある得ないが、第一線の新聞記者の仕事というものは、次から次へと新しい問題にぶつかる。いや、向こうから来るのを待っているのではなくて、こちらから飛びついて行くのだから、ウシロに用はない。

・・・世間で新聞は健忘症といい、おそまつというのも無理のない一面であるが、しかし、そうして出来た仕事が、不思議とおそまつでないばかりか、逆に立派なものであることを、われわれは念願している。念願の切なるものをもって多年にやっていると、必ずしも不可能ではない。学者先生が一年かかるものを一ヶ月で、一ヶ月かかるものを一日でやりとげることが、出来ても出来なくても、上からの命令である。こちらが上になっても、きっとそんな命令を出すにきまっている。それが出来る

には漲っていたと後日述べている(辻本 1955:71)。

さて、その連載記事「ついに太陽をとらえた！」には、次のような印象的なくだりがある。

ひょっとすると身のナベやカマをちょっとひねりつぶしただけでドッと原子力が出てくるかも知れないという夢のような希望は捨てるべきではない。それを見つけ出した民族が、この人類史をどんでん返しさせるのである。日本人が小国の運命にあきあきしているならそういう方式の戦いをいどむべきであろう。これからはただ頭の競争だ(1954年2月9日)。

小気味よく畳みかけるような文章である。この時期の読売の原子力関連の記事は総じてこのように威勢がよいものが多い。いたって明快に国家が目指すべき道を断定して迷いが無い。敗戦国日本は、「貧乏国家」の憂いをかこってきたが、一刻も早く「民族的自信」を取り戻さなければならない、そのためには科学技術の発展に力を注ぎ、国力を高めていくべきである。そして「小国の運命」から抜け出して「一等国」への仲間入りを実現するためには、「頭の競争」に勝たなければならない。

このような一等国願望は戦後日本の高度成長の大きな原動力となったものであるが、同時に原子力政策においてはしばしば慎重論を切り捨てる力としても作用してきた。読売新聞の社説では、科学者の慎重論を「神経質に騒ぎすぎる」と折に触れて手厳しく批判したが、その際に科学者たちの言動に見え隠れする小国主義への志向性が嫌悪され、唾棄された。

例えば原子炉予算が突如登場して科学者たちが激しく抗議をしたときに、これを「いかにも感傷的な小国民心理」(1954年3月13日)と切って捨てた。被爆者の立場に立って原子力研究反対論を訴えた三村剛昂はマンハッタン・プロジェクトもほんのわずかな旅費から始まったというエピソードを紹介して原子炉予算に警戒を呼びかけたが、読売社説はたかが2億円の「呼び水程度」の金額をつかまえて大騒ぎする「インテリ理論」と呆れ果ててみせたのである(同日)。

その後も読売社説は日米原子力研究協力協定をめぐる論争などを経て、原子力基本法が制定されるまでのあいだ、「進歩的小児病者」(1955年3月24日)「小児病的にゆがんだ所論」(同年4月18日)「三原則と心中する感傷」(同年12月23日)などという表現で科学者たちの意見にきつい表現で釘を刺し続けた。

毎回のようには説かれたのは、これ以上他国から遅れることは許されないという論理であった。

いう信念みたいなものが、この社会には歴史的にうけつがれている。

……私たちが、死んだ“安さん”を限りなく懐かしむのは、あのときに社長賞をくれたから、よくやった、とほめてくれたから、というのではない。

「いまいったことをもう一ぺん、くりかえしてみろ。忘れていぬのだろう、フッフッフ」

憎まれ口ともいえる。たったいま大家さんに教えてもらった口上が言えないでモタついている落語の八さんの話のようで、エレベーター・ガールがクスクス笑っていたことを思い出す。しかしこの一言。“安さん”が大先輩として新聞記者の哀愍をよく理解してくれていた、ということが、いいようもなく懐かしいのである。こんなことを人に言ってもわからないだろう。人に言ってもわからないことがわかっていたということが、頼もしくてなつかしいのだ。>

敗戦後 GHQ の占領下で原子力研究を禁止されていた日本はただでさえ他の国から遅れた位置にいるのだから、「慎重」であることにばかりこだわり過ぎると、さらにより一層遅れをとることになってしまう。この場合単に西欧諸国から遅れるというだけではなく、アジアの中でも遅れをとることがより懸念されるべき問題として語られた。日本はアジアにおける原子力センターとならなければならない、インドや中国に先を越されるわけにはいかないという懸念が表明された。

第3節 政治的象徴操作

1. 原子力平和利用キャンペーン

これまで反対論、慎重論、積極論の境界線の思想的根拠について検討を加えてきた。このうち日本の原子力政策を規制する実効的境界線として機能したのは積極論の立場であった。積極論がいかんして力を獲得したのかについて、「平和利用」の政治的象徴操作という観点から若干の考察を加えてみたい。

既に詳細な議論が行われてきた主題ではあるが、本章の正当性の境界という観点からの考察を加えるために基本的なポイントだけ手短かに確認しつつ議論を進めていくことにしよう。

第一に、原子力平和利用博覧会は、アイゼンハワー政権によって大規模に計画された世界的な一大宣伝キャンペーンであったことが現在ではケネス・オスグッドの詳細な研究によってよく知られている(Osgood 2006)。オスグッドによるともともと「平和のための原子力」に関わる構想は、「率直作戦」(Operation Candor)と名づけられた作戦から始まった(Osgood 2006:156-9)。この作戦は最初、国家が保有している水爆の威力や核物質保有量などについて、国民に正直に、率直に情報を提供しようとするものであった。そのことでソ連の脅威を意識させ、国民の士気を高め、防衛力を高めること、特に防衛費増大への支持を取り付けようとしていたのである(同 158)。大統領や政府関係者がラジオ番組やテレビのトーク番組に出演して国民を教育し、冷戦を闘うための忍耐、献身を国民に求めようとした。実際に多額の広告費を使ってキャンペーンが展開されたのである(同 158-9)。

しかし、米国の説得コミュニケーションに対応してソ連もあわせて自国の核兵器情報を提示するようになり、その結果世界中の報道機関は米ソ両国の増大する核戦力を並べながら核戦争の可能性について真剣に憂慮し議論をするようになっていった。そのため世論説得の方向性を大きく修正し、水爆開発を進める米国の破壊的で恐ろしいイメージを米国民と同盟諸国の国民から払拭し、フレンドリーなイメージを原子力に抱いてもらうように平和利用の積極的側面に人びとの関心を集中させようとする試みが始まったのである。そのための重要な一手が先に取り上げたアイゼンハワーの国連演説「平和のための原子力」だったのである。

国連の議場で大統領は拍手喝采を浴びたが、USIA は、この演説のインパクトを広く同盟諸国に行き渡らせるために世界中の新聞に大統領の国連演説の原稿を送った。25の国の主要紙で演説の全文が掲載された(同 163)。17の言語で演説のパンフレットを作成し、1600万枚を超えるポスターとブックレットを作成した(同 163)。ボイス・オブ・アメリカは30を超える言語

で放送した。演説の映像は35の国におくられたという(同 163)。

そして演説がもたらしたインパクトが消えないように、平和のための原子力の巡回展を世界規模で展開することが USIA によって計画された。これが原子力平和利用博覧会だったのである。Atom と聞いて、きのこ雲ではなく、産業、農業、医療を思い浮かべるようになってもらいたいというフレンドリー・アトムイメージの普及定着を目標にヨーロッパ、アジア、アフリカの主要都市に大規模な巡回展を展開し、海外に 217 箇所ある USIS の事務所がある都市で、小さな展示会を実施した(同 174)。

第二に、この米国の世界戦略としての原子力平和利用博覧会は、日本においては読売新聞社と共催した東京日比谷公園を筆頭にしながらも、2年近くの時間をかけて博覧会は全国10の都市をまたにかけて開催された(井川 2002)。先陣を切った読売新聞が原子力平和利用キャンペーンにもっとも熱心であったことは周知の通りだが、しかし新聞社の積極的な関与という点についていえば、朝日も毎日も平和利用を熱心に応援することでは負けていなかったし(Takekawa 2012)、多くの地方紙も積極的に関与したことを見落としてはならない(図表7-4参照)。

図表7-4 全国各地で開催された原子力平和利用博覧会

場所(都市名)⇨	会期⇨	日数⇨	主催新聞社⇨	入場者数⇨
日比谷公園(東京)⇨	1955年11月1日～12月12日⇨	42⇨	読売新聞社⇨	367,669⇨
愛知県美術館(名古屋)⇨	1956年1月1日～1月24日⇨	24⇨	中部日本新聞社⇨	279,067⇨
京都市美術館(京都)⇨	1956年2月12日～3月4日⇨	22⇨	朝日新聞大阪本社⇨	16万人超⇨
大阪アサヒアリーナ(大阪)⇨	1956年3月25日～5月6日⇨	43⇨	朝日新聞大阪本社⇨	約20万人⇨
広島市平和記念公園(広島)⇨	1956年5月27日～6月17日⇨	22⇨	中国新聞社⇨	109,500⇨
スポーツセンター(福岡)⇨	1956年7月6日～7月29日⇨	24⇨	西日本新聞社⇨	16万余人⇨
札幌中島スポーツセンター(札幌)⇨	1956年8月26日～9月17日⇨	23⇨	北海道新聞社⇨	215,716⇨
仙台市レジャーセンター(仙台)⇨	1956年10月14日～11月11日⇨	29⇨	河北新聞社⇨	173,068⇨
水戸総合体育館(水戸)⇨	1957年1月1日～2月5日⇨	36⇨	いほらき新聞社⇨	227,532⇨
新県庁舎(岡山)*⇨	1957年3月20日～5月10日⇨	52⇨	(山陽新聞社)⇨	(約80万人)⇨
高岡古城公園(高岡)⇨	1957年6月14日～8月18日⇨	65⇨	読売新聞社・北日本新聞社・北国新聞社・福井新聞社⇨	30万人超⇨

出典 井川(2002)253頁より *岡山は、岡山産業文化大博覧会の中の原子力平和利用館として開催され、山陽新聞社は主催ではなく後援。入場者数は、岡山産業文化大博覧会全体のもの。。

例えば1950年代から60年代にかけて朝日の原子力関連の特集記事を抜き出してみると、読売ほどの大型長期連載はみられないものの継続的にこの問題に強い関心を寄せていたことが分かる。その中には原子力平和利用に強い思い入れを抱き原子力を自らのテーマとして書き続けた記者たちがいた。いち早く原子力平和利用の研究の重要性に注目し、原子力平和利用報道の先鞭をつけた田中慎次郎、科学担当の論説委員を務め数多くの署名記事を書き、『平和国家日本の原子力』という著書を持つ岸田純之助の名前がみられる。

第三に、原子力平和利用キャンペーンは単に言論の次元だけではなく、新聞社が主催する

様々なイベントを伴って展開した。メディアが企画、主催、宣伝し、多くの人びとを実際に巻き込みながらその出来事の社会的意味を自ら定義していくメディア・イベントが全国各地で頻繁に開催されたのである。その代表的な例が原子力平和利用博覧会である。

図表7-5 朝日新聞の原子力関連特集記事

年	月	タイトル	連載回数	署名
1952	12	原子力と発電	4	田中慎次郎
1954	1	原子力時代の岐れ道	3	田中慎次郎
	4	原爆とわれわれの生活	6	座談会
	9	原子力核研究所の目指すもの	2	朝永振一郎
	11	原子力"国際ルール"の問題点	3	田中慎次郎
1955	4	是非か『日米原子力協定』	6	座談会
	8	原子力と国際政局	5	在欧本社特派員座談会
	8	ジュネーブの原子力展から	5	
	10	原子力会議往復	5	田中慎次郎
	10,11	融合反応の平和利用	2	テイリング博士講演
1956	1	原子力時代の世界経済	2	ニューヨーク、ロンドンの特派員
	3	米国の原子燃料放出政策とその背景		田中慎次郎
	5	「原子力発電」への動き活発に	2	
	8	日本の原子力開発	3	ニューヨークでの座談会
	9	国際原子力機関の問題点	2	
	9	アメリカの原子力	8	ニューヨーク=奥田特派員
	12	欧米の原子力事情を見て	2	木川田一隆(原子力産業使節団員・東京電力副社長)
1957	5,6	東海村	10	
	6	英原子力開発を見て	3	渡辺〇〇(本社論説委員)
1958	9	原子力平和利用国際会議から	2	ジュネーブ=奥田特派員
1959	9	放射性廃棄物の処理		G・W・C・デイト
1960	6	各地に見る放射線利用	2	
1963	4	おとなになった原子力	7	
1964	6	よみがえる原子力	7	
1967	3	核論議理解のために	3	岸田純之助
1968	1	米原子力空母寄港 意味と影響を探る	2	
	1	エンタープライズ 深い航跡	3	

図表7-6 読売新聞の特集記事

年	月	タイトル	回数
1954	1~2	ついに太陽をとらえた	31
1955	11	生活の"太陽" 原子力平和利用博覧会から	23
1956	3	原子力産業をになう人々	12
1957	5	原子力グループ	14
1967	11, 12	原子力発電時代	6
1968	2~3	核を考える (アジアの平和と日本)	16

メディア・イベントとしての原子力平和利用博覧会が典型的に示すように、この時期の原子力は国民大衆の欲望を刺激する娯楽として消費された(佐野 1994、山本 2012、吉見 2012)。水力、火力などと同じ範疇のエネルギー問題を意味するものというよりは、プロ野球、

ゴルフ、テレビなど同一の次元の新しい「娯楽」として捉えることができるものだったのである
(佐野 1994)。

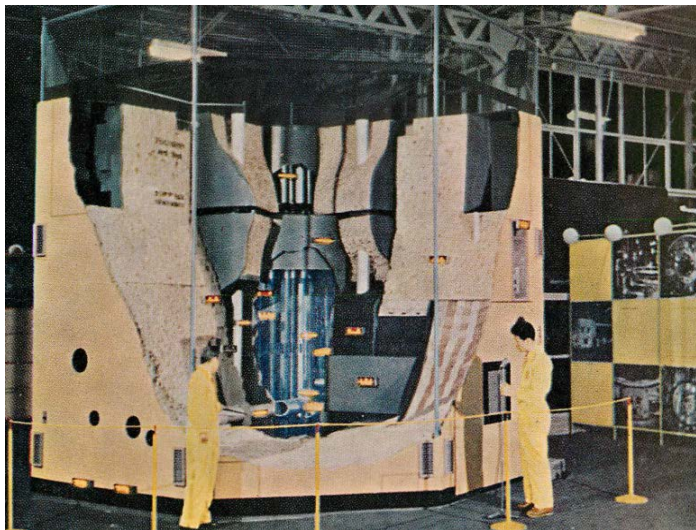


写真7-1(左)

USIS 原子力平和利用博覧会のポストカード

(カードに添付されたキャプション:CP-5 型原子炉=この原子炉は、アメリカ、イリノイ州のアルゴンヌ国立研究所で研究のために使われている)

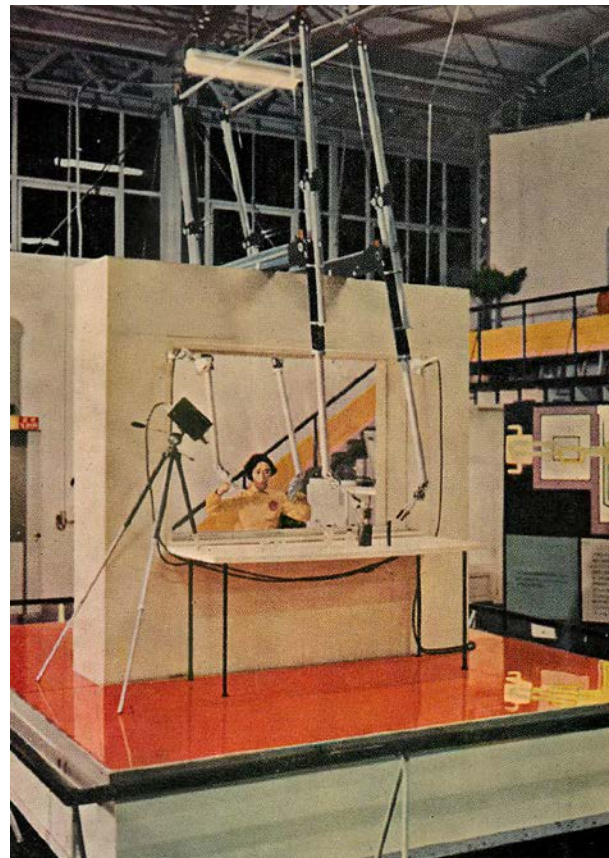


写真7-2(右)

USIS 原子力平和利用博覧会のポストカード

((カードに添付されたキャプション:マジックハンド=この装置は、強い放射性物質を壁を隔てて安全なところから取り扱うために用いられるものである)

ノンフィクション作家の佐野眞一は『巨怪伝—正力松太郎と影武者たちの一世紀』において、読売新聞の社主を務めた正力松太郎を大衆の欲望を飲み尽くした人物であったと印象深く評している。「空前絶後」を好み大衆を知り尽くした男であったといわれる正力にとって、原子力を通じた産業革命という壮大な夢物語は、まさに大衆娯楽向けの大型商品であったといえる。

事実、当時の原子力平和利用キャンペーンはまさに人間生活の全般的革命を謳いあげたものであり、決して「原子力発電キャンペーン」に限定されるものではなかったことを知ることは当時の雰囲気を理解する上で是非とも必要である。原子力の巨大な福音への期待は、「安い電気を生産し、速い船、無限に飛ぶ飛行機をつくりだし、食糧問題を解決し、新しい繊維をつくり、不治の癌までも癒す」(河合 1961:3)というSF的な気分で語られていた。当時の新聞記事には、物質の最小単位である原子のからくりを解明し、物質を原子レベルで操作する技術を

発展させることで、軽くて丈夫で保温性の高い画期的な新素材を発明することや冷害や早魃に耐えられる食物品種の改良、そして癌細胞をはじめ身体の病気の原因を取り除く画期的な技術が可能になることへの期待が熱っぽく語られていた。

われわれはここから科学技術が人間の生活を劇的に変えるという強い実感と期待感が、人々の中に「未来」への強烈な興味関心を呼び起こした時代の精神を読み取るべきであろう。そもそも原子力は誕生の瞬間から人々の「未来」への想像力を掻き立ててきた⁵。

日本では漫画やアニメの世界でもっとも洗練された表現が生まれたことは周知の事実である。その代表的存在として知られている手塚治の国民的アニメ『鉄腕アトム』は、科学技術の力が作り出す未来を舞台に、原子力で動く主人公が活躍するという物語であり、アトム論は原子力とメディア研究の重要な主題として取り上げられてきた(武田 2006、山本 2012)。アトムの同時代に日本では「未来学」と呼ばれる議論がジャーナリズムの世界で大いに流行し、もてはやされた。

原子力平和利用キャンペーンとは、「未来」が娯楽の対象となり得た時代のメディア・イベントであった。科学技術の進歩が人間の生活をどのように劇的に変化させるかという空想が、喜んで消費された時代のメディア・イベントであったのだ。

2. 被爆地での博覧会

既にみたように、反対論も慎重論も、「平和利用」の理念そのものに反対していたわけではない。むしろ「平和利用」という理念に積極的に賛同しつつも、その実現方法についての考え方に大きな開きがあったのだと考えるのが正しい。したがってこれまでメディア史の研究者たちが論じてきた原子力平和利用博覧会のような「平和利用」という理念、夢の素晴らしさを謳いあげることに主眼を置き、論争的な問題を避けるお祭りムードのメディア・イベントについては強く反対する者がいなかったのだと考えられる。

この点がもっともはっきり見て取れるのが被爆地広島での博覧会であった。被爆地広島で平和利用博覧会がどのように行われたかは福島原発事故後一際注目を集めたテーマであった。驚くことに、広島の博覧会はことのほか熱心に取り組みされていた。国内の他の都市では USIS と地元新聞社の共催で実施されることが一般的であったのに対して、広島ではさらに広島市、広島県、地元大学なども参加してこのイベントが実施されるという大変な力の入れようであった。当時の地元紙の中国新聞の記事を見ると、読売新聞と比べ慎重論や戸惑いを口にする人の割合は多かったが、それでも紙面の基本方針が原子力平和利用を歓迎し、その素晴らしさを讃えるものであることに変わりはない。特に印象的なのは、長崎から来た原爆乙女たちの記事である。広島を訪問した「長崎原爆青年乙女」のメンバーが、平和利用博覧会の会場に

⁵ 物質の内部からエネルギーを取り出して、暮らしに役立てるという発想を人間がいつの頃から抱き始めたのかは正確にはわからないが、19世紀後半に放射能が発見されると「全世界をのどかなエデンの園にかえる」というバラ色の未来論や、人類を絶滅の淵にまで追いやる大量破壊兵器の登場を予想する空想小説などがいち早く登場したという指摘もある(Winkler1993=1999: 10)。

立ち寄った際に残した次のようなコメントが紹介されている。

「私たちは原爆ときいただけで心からの憤りを感じますが、会場を一巡してみて原子力がいかに人類に役立っているかが分かりました。原子力が戦争にだけ使われるのではなく、真に平和のために使われるのを強く望みます。十年後の今日も私たちの前途には大きな問題が残されていますが、こうした問題が山積しているとき、原爆地広島でこの博覧会が開かれたことは意義あることと思います」(中国新聞1956年5月23日)

被爆者であっても「平和利用」という理念や「平和利用」によって目指す夢そのものを否定することはなかったことが伝わってくる。また福島原発事故後の2014年10月18日に放映されたNHKのETV特集「ヒロシマ 爆心地の原子力平和利用博覧会」では被爆者の次のような回顧談を紹介している。被爆者が地域社会の中で伝染病者のように差別され蔑まれていた暗いイメージを、平和利用キャンペーンの明るいイメージが払拭してくれることへの期待があったことが指摘されている。

悲惨な体験をした被爆者に対する世間の眼は決してあたたかいものではなかった。いじめ、さげすみ、差別、そういったことが広島で公然と行われていた。そういう時代の背景の中で、原子力の平和利用、光明というか、原子力というもに対する憎しみとか恨みとか、そういったものが氷解とまではいかんけど、少し安らいだ気がした。自分の置かれたみじめなところから、自分でも無理やりに救いを求めるところがあったのかな・・・。

繰り返すが、ここで語られているのはあくまでも「平和利用」という政治的象徴が持つ肯定的なイメージについての反応であり、「平和利用」という名の下に実行される実際の原子力政策それ自体では決してないということだ。具体的な政策評価の場面では鋭く対立するそれぞれの立場の差異が「平和利用」という曖昧かつ敗戦直後の日本社会で強力な正当化機能をもつ理念によって潜在化させられていたのである。

3. 科学者の「象徴権力」の政治的動員

慎重論の科学者の扱いはもっと露骨であった。科学者は抽象的な「平和利用」の理念を語る場合、つまり原子力政策を正当化しなければならない場面では大いに讃えられ、持ち上げられ、祭り上げられたが、いざ具体的な政策形成の場面ではその学問的に真摯な助言はほとんど顧みられることはなかった。彼らの名声だけが見事なまでに動員され利用されたのである。その象徴的な人物が科学者の湯川秀樹である。新聞メディアは日本の原子力平和利用政策の明るい未来を象徴する存在として大々的に湯川を取り上げた。湯川こそは日本の原子力平和利用キャンペーンの「顔」だったのである。無理もない、敗戦直後の日本に初のノーベル賞をもたらした湯川の社会的名声は一際大きく、湯川の存在は原子力平和利用という夢を日本

国民に向けて語る上で是非とも欠かせない存在だった。当時の湯川の名声ぶりはノーベル賞受賞報道をみれば一目瞭然で受賞を知らせるニュースを各紙は「世界に誇る『湯川粒子』」(1949年11月4日読売)、「米学会も絶賛」(11月5日読売)、「湯川博士感謝決議」(12月3日読売夕刊)、「日本人で最初の栄誉」(11月4日朝日)、「世界に輝く『中間子論』」(11月4日朝日)、「物理学会の誇り」(11月4日朝日)、「受賞に値する偉業 N・タイムズ紙」(11月5日朝日)、「天才湯川博士の横顔」(11月5日毎日)などと称賛の記事で埋め尽くされた。

これらノーベル賞受賞報道のなかでも特に印象深いのは天皇とのエピソードである。1950年8月、湯川が天皇に謁見し科学対談を一時間交わしたエピソードを紹介した読売新聞の記事は、天皇がこの対談をどれほど楽しみにしていたかに触れ、対談に先立って天皇が次のような歌を詠んでいたことを披瀝している。

賞を得し湯川博士のいさをしはわが日の本のほこりとぞ思ふ

(読売新聞 1950年8月12日)

この場合の「天皇」は一種の記号であり、強力なフレーミング装置であるといえる。ノーベル賞受賞者という圧倒的に肯定的な社会的意味に、あの天皇陛下に誇りに思われるほどの偉い人という意味合いが追加されているわけだ。

ただし湯川秀樹の名声はもっと広い文脈で考えるべきものでもある。メディア史研究者の山本昭宏は、社会学における「象徴権力」の概念を用いながら、戦後の日本社会では科学戦に負けたという強い自覚から知識人のなかでも特に自然科学者への社会的期待が大きく、特別視される風潮があったと指摘し、自然科学者たちが少なからぬ「象徴権力」を持つ存在であったことを興味深く論じている(山本 2012:35)⁶。つまりただでさえ大きな期待を集める存在であったところにノーベル賞を受賞したということで一際大きな尊敬を集める存在であったことがわかる。

しかし科学者として武谷三男らと同じように慎重論の立場を取る湯川は、自らのこの「象徴権力」を自分の望むような方たちで政治的に行使することはできなかった。それを象徴的に示すのが当時から語り草になり、また多くの歴史的証言者がしばしば取り上げる湯川の原子力委員辞任のエピソードである。読売新聞の社主であった正力松太郎は、先に触れたように1955年に政界進出を果たし、第三次鳩山内閣で原子力担当国務相に就任、56年には原子力委員会を発足させて委員長の座についた。その際正力は湯川に原子力委員就任をはたらきかけ、消極的であった湯川をなかば強引に委員会の中に引き込んだ。ノーベル賞受賞者である湯川の名声が是非とも必要であったからだ。

だが正力は湯川の科学者としての真摯な意見を聞くつもりなどは毛頭なかった。正力の個

⁶ 山本は象徴権力について、「その権力は、彼らの言語的能力に裏打ちされた知識や情報の伝達技術と、教養という名で呼ばれる文化資本の蓄積が生み出す正統性のイメージによって保証されていた。その力能を有するからこそ、知識人たちは混沌とした状態でしかない特定の時代の諸現象を、言語によって「時代状況」として構築し得る者であるとみなされたのである。」と述べている(山本 2012:35-6)。

人的野望については既に有馬が詳しく論じているのでその内容を繰り返はしないが、正力は海外で既に出来上がっている原子炉を一刻も早く購入して日本で原子力発電を始め、それを自らの政治的出世のための業績としたかったのである。そしてこの積極論者の中でもっとも豪腕で性急な人物と湯川の見解は根本的に相容れないものであった。湯川は就任後すぐに体調不良を理由に原子力委員会に出席しなくなり、1年の時間をおいて正式に委員を辞任した。

本人は公式に委員会を非難する強いメッセージを発しないまま辞任したが新聞には「湯川委員辞任の背景“早い原子発電”に悩む」(朝日 1957年3月19日)、「炉問題で板ばさみ」(読売同年3月18日)など湯川の心中を推測する記事が並んだ。当時湯川がいくつかの媒体に書いている文章を読むと、報道関係者の見立てがそれほど間違っていないことが分かる。

・・・発電炉に関してはあわててはいけないと思う。しかも苗を育てる下地を作っている最中に、いきなり大きな切花を買ってくるという話ではなおさら困る。・・・わが国の国力では大規模な発電炉という段階で冒険はできない。・・・基礎研究という段階で、ある程度の無駄をするのが結局賢明なのである。わが国はいままでそれをやらなすぎた。小さな狭い意味での実利主義にとらわれすぎているのである。どこかの国が基礎科学の成果の中から、大きな実利を見つけだしたのを知ると、あわてて最後の結果だけをとり入れようとする。こういうことをくりかえしてきたのである。幸い原子力の平和利用ということに関しては世界的にもまだまだ過去の蓄積が少なく、将来の発展にまつところの方がはるかに多いのである。今後二十年、三十年わたる長い話だということを考えて、功を急がず着実に進んでゆく余裕のまだある問題である。西洋には「ゆっくり急げ」という言葉がある。わが国にも「急がばまわれ」という諺がある。原子力の場合には、これらの言葉がピッタリとあてはまる(湯川 1961:269)。

同じことは平和利用の「三原則」形成に大きく貢献した武谷においてもいえる。公開、自主、民主という「三原則」は原子力基本法の中に取り込まれ、国家の原子力政策の基本方針を示すものとされた。シンボリックな意味合いにおいて、「三原則」は日本の原子力政策の正当性を内外に訴えるために一貫して言及され続けてきたことは間違いない。しかし政策の実態をみれば誰にでも分かるように、自主、公開、民主のいずれにおいても不十分なことが多く、そのことを指摘する科学者たちの批判的な意見は現実の政策の中にほとんど反映されることはなかった。武谷は三原則を忠実に守ることを要求する科学者の意見がいつもほとんど無視されていることにしばしば次のように怒りを表明していた。

日本の支配者はたとえば湯川博士のいうことなどほとんど考慮したためしがない。日本の原子力は、一流の科学者をのけものにして、便乗する二流以下の科学技術者を使うだけで、無計画に、科学技術の発展の線に沿ってでなく、ドサクサのうちに行われた。有力な科学者達は、原子力はまだ研究開発段階だと主張するのに、政府並びに業界は実用採算段階だと称し、

科学者達のまじめな意見を無視するだけでなく、悪者扱いにして急いだ。数年して、やっとま
ずいことがわかり、今度は原子力は世界的に反省期に入ったといっておまかしたのである(武
谷 1974:228)。

武谷はここで1960年代に入って50年代中盤から後半にかけて読売新聞が熱心に論じたよ
うな「追いつけ、追い越せ」「置き去りにされたくなければ」式の積極論が過剰な脅迫観念に駆
られたものに過ぎず、技術的裏付けの乏しいものであったことが明らかにされたにもかかわらず、そのことの意味を積極論者たちが真摯に受け止めないことを問題にしている。現時点から
振り返れば、政治的決断の是非はともかく、状況診断という点において慎重論者のほうが的確
であったと評価されるべきものが少なくない⁷。しかしこれら専門家の状況判断は杓子定規な
学者の理想論として相手にされず積極論者の思想が日本の原子力政策を動かしていったの
である。

4. 積極論と反共主義

原子力平和利用に対する政界、財界、言論界の積極論者たちの多くは、同時に非常にはっ
きりとした反共主義者であることが多かった。われわれは原子力政策の正当性に関する実効
的境界線を引いた思想である積極論についてよく知るよう努めねばならない。積極論者の多く
が反共主義者であったことには何か検討に値するような含意があるのだろうか？

シュミット流に言えば彼らにとって共産主義者は「敵」であったことだけははっきりしている。
例えば中曽根康弘は、政治主導で原子力開発を始めねばならないと決断した直接的な理由
として、当時の日本学術会議が共産党系の民主主義科学者協会に「牛耳られ」ており、「あんな
民科の連中なんかに引きずり回されるような学界では」到底原子力の開発が上手くいくはず
がないと危機感を抱いたためであると証言している(中曽根 1996:167)。中曽根もまた筋金入

⁷ 例えば以下のような点を挙げることができる。

- ・本論文末尾の「参考資料31960年代までの世界の原子炉」を参照して頂ければ分かる通り、米
国は50年代において大きく出遅れており、商業用原発向けの軽水炉が安価なコストで大量につく
られるようになる60年代中盤以降に大量建設次代を迎えることになる。
- ・アジア諸国が日本を置き去りにして原子力技術で先行していくという強迫観念が全くの杞憂であ
ったことは60年代の大量建設時代の到来によってすぐに明らかになっていった。
- ・60年代中盤以降の大量建設時代において、積極論者は原発が既存のプルーブ・テクノロジー
であると盛んに主張した。つまり安全性が既に証明された技術であることを宣伝したのである。その
ため米国で緊急炉心冷却装置の試験の際に欠陥が発見されるや否や直ちに米国から大量導入し
た「欠陥原子炉」の安全性をめぐる早速大きな騒動が起きることになった。慎重論者は原子力が
「未完成の技術」であることを忘れてはならないといい続けてきた。この点も全くその通りであるだろ
う。

総じて慎重論のいう通りにしていれば、積極論者の望んだような原子力発電時代の到来はもっと
遅くなったことは間違いない。したがって積極論者が慎重論者の三原則厳格適用論に苛立ちを覚
えたことは正直な反応であったといえる。だが積極論者の見切り発車が常に状況判断において過
ちをくり返してきたことは改めて知っておく必要はあるだろう。

りの反共主義者であった。彼にいわせれば左翼思想の持ち主というのは、本を読んで動かされている軽率な人間で、人間の行動原則というのは本来もっと身近な自然や生活の中から育まれるべきものであると折りに触れて語っている。本から影響を受けて大騒ぎする思想屋たちへの根本的な不信感が彼の反共主義の根にある。

柴田秀利の遺品の資料やメモの中には、原子力研究に携わる科学者の思想傾向を調査した記録が残されていたし(NHK 総合 1994)、第五福竜丸事件後に起きた国民規模の原水禁運動において共産主義者が主導権を握ることを異様なまでに警戒していた。またある時期から彼は、太平洋戦争がコミンテルンの仕掛けた陰謀によって日米が開戦へと仕向けられたという陰謀史観⁸を支持するようになり、米国の諜報員や取引相手と初めて接触するときには必ずこの話を紹介し、日米は二度と共産主義の陰謀にはまって争うようなことをしてはいけないと語ってパートナーとしての結束を強めるよう働き掛けるようになっていった(柴田 1985)。

柴田の『戦後マスコミ回遊記』を読んで一読後もっとも異様な読後感として残るのは、柔軟な発想力に満ちた洒脱な自由主義者の顔とこうしたやや病的とも思える反共主義者の顔が同居していることである⁹。その個人史的背景として位置付けられているのが、読売争議にまつわる

⁸ 柴田のいう「コミンテルンの陰謀」はいわゆる「ゾルゲ事件」として知られる問題と深く関わっており数多くの「陰謀」の実態が近年歴史家の手によって明らかにされつつある(例えば加藤 2014)。問題は戦時中であれ冷戦中であれいわゆるスパイ活動が活発に行われたことが厳然たる事実であるにせよ、この手の活動の政治的影響がしばしば過大評価される傾向があるようにみえるということだ。

もちろんこの手の主題を無責任な陰謀論と笑って片付けるのは適切ではない。冷戦期の政治コミュニケーションという観点からみてスパイ活動の問題は軽視できない主題であり、武谷三男が訴えた理想主義的な「公開の思想」と同一の地平でその歴史的意味を真剣に問う必要がある。武谷は何の歴史的脈絡も無いところで「公開の思想」を訴えたのではなく、核兵器という究極兵器をめぐる情報を最大級の国家機密として扱う大国の論理を相対化するために「公開の思想」を打ち出したのである。それはハーバーマスの市民的公共性の議論に先駆けるものであったし、秘密主義が蔓延しスパイ活動が横行した冷戦の崩壊過程を目撃する中でハーバーマスの市民的公共性の議論が歴史的に再評価されたことを考える上でも示唆に満ちたエピソードである。

なお本章の内容にひきつけていえば、柴田にとって壮大なコミンテルンの世界戦略として語られている同じ問題が朝日新聞の田中慎次郎にとっては友であり同僚であった尾崎秀実が実はスパイであったことへの驚きと喪失感として語られている。原子力平和利用の草創期を象徴するジャーナリストふたりの語る「ゾルゲ事件」がいかに対照的な響きをもっていることか。「ゾルゲ事件」の「リアリティ」は気にかけておいてよい論点である。

⁹ 証言者柴田に対する距離感は論者によってかなりばらつきがあって興味深い。本研究における評価は特に平和利用キャンペーンを通して反米・反核運動の高まりを抑制することに成功したと自己評価している点についてはやや過大な自己評価だと判断する。柴田は国民規模に広がった反核運動を共産主義者が支配することを何より恐れ、これを食い止めようとしたが、そもそも日本の原水禁運動は共産党関係者が主導権を握り始めたことによって国民運動であることを止め、党派対立が持ち込まれ、内部崩壊を遂げていった。つまり柴田の仕掛けたキャンペーンの成果によるというよりも、日本国民の共産主義嫌いが共産党の台頭を生理的に嫌悪したといったほうが正しい。そうした観点からするとむしろ主題として興味深いのは柴田の異常なまでの共産主義への警戒感のほうである。これは第五福竜丸事件の際に、第五福竜丸の乗組員を米国の政府関係者が本気でスパイだと疑っていたのと同じ反共ヒステリーといってよい。

経験である。柴田は読売争議の際、GHQ の側について争議鎮圧のために大きな役回りを果たした。そのため争議妥結直後、恨みを買ったかつての職場の先輩記者らに通勤電車の中で凄まじい暴行を受けることになった。その時の様子を柴田は次のように描写している。

彼らは満員の車内の客に向かって演説をぶち、私が社長に媚を売って金を貰い、大量の同志社員の首を切った張本人だと、大声で叫んだ上、殴る、蹴るの暴力の限りを尽くした。腰掛けている私の顔面めがけて、靴で蹴り上げられるのには、さすがに参った。顔面を上から殴り下ろすのにはまだ辛抱できたが、下顎へ来る靴蹴りには、何度も失心しかけた。

・・・満員の客もただ黙ってこの惨劇を見物しているだけで、だれ一人、血だらけの私に手を貸そうとする者は出て来なかった。のみならず鉄拳をふるっている最中に名刺を出して、その首魁に敬意を表し、降りていく時、「裏切り者は処断されるべきだ。反動は処断されろっ」と叫んで行った者までいた。古びた雨合羽に水筒を肩からかけた、引揚者風の男だった。当時の社会風潮とは、こんなものだった(柴田 1989:28-9)。

この事件の後から柴田の歯と歯茎はおかしくなり始め、40歳を過ぎた頃には既に総入歯となり、その後長らく苦勞することになったという。彼の異様とも思える反共主義を理解しようとするのであれば、「如何に悟りぶった気持ちであったとはいえ、公衆の面前で、殴られ蹴り上げられ、見世モノにされた屈辱感が、どこかに激しく灼きついている」(同 30)「今でも好きなステーキを噛み切れないたびに、この時の情景が浮かび上がってくる」(同 32)という言葉を軽視するわけにはいかない。

もちろん問題は柴田の個人的怨念に解消されるものではない。読売争議は明らかにその後の読売新聞社全体の反共主義的言論傾向に大きな影響を及ぼした出来事であったといえる。そしてこの点は1950年代、60年代の原子力政策の正当性に関する判断基準について考える上で軽視できない論点を示唆している。

本章の「正当性の境界」という分析の観点は、軍事利用と平和利用にまたがる一連の政策をひとつのスペクトラムとして描き出し、どこからどこまでが正当性の領域かを問題にしている。ところで、なぜこのような主題が成り立ち得るのだろうか？本当に原子力政策の正当性を判断する基準は他になかったのであろうか？このように問うとき「軍事利用か？平和利用か？」という問いを相対化するような他の判断基準が積極的に排除されていた事実が見つかるのである。

第五福竜丸事件が日本中に巨大な反核感情のうねりをもたらした国民規模の原水禁運動を出現させたことは既に触れた。ところがこの反核運動が瞬く間に激しい政治的分裂を抱え込んだことはよく知られている。分裂の引き金となったのが、いわゆる「いかなる国の核実験にも反対」できるか否かの問題であった。

もし日本国民一丸となつての反核平和運動を実現しようとするのであれば、「いかなる国の核実験にも反対」するべきであったことは間違いない。この点は思想家の吉本隆明などが再三

にわたって強調していたことでもあった¹⁰。ところが第五福竜丸事件以後、一度は国民的規模の運動にまで成長した日本の原水禁運動はこの点を徹底できなかった。運動の中で主導権を握った共産党勢力が、核実験がもたらす環境破壊よりも米帝国主義の犯罪性こそが第一義的な問題であると主張し、「いかなる国の核実験にも反対」する主張は、この点を曖昧にしてしまうと訴えたのである(和田 2014:59-78)。大事なことは「平和勢力」と「戦争勢力」を区別することであり、平和勢力であるソ連の核実験と戦争勢力である米国の核実験は同じものではない、前者は正当なもので、後者は不当なものであると主張したのである(同 76)。

そして、このような「良い核兵器」と「悪い核兵器」を区別しようとする共産主義者たちの主張に対し、反共主義者たちは厳しく噛み付いたのだ。例えばビキニ事件と同じ1954年にソ連が北極圏のウランゲル島付近で水爆実験を行ったことが伝えられた際に読売新聞の社説では次のようなことが書かれた。

こんどのソ連の水爆実験では、裏日本一帯は何万カウントという強い放射能雨の危険にさらされているが、これはビキニ水爆実験以上に厄介な問題をはらんでいる。農作物への被害が重大な結果をもたらすばかりでなく、冬期を間近にひかえたわれわれとしては放射能雪の由々しい危険に直面せざるを得ないからである。しかしこれに対する日本の識者といわれる人々の反応はいかにも骨なしである事を示している。

たとえばビキニ実験に際し、アメリカを強く非難したいいわゆる進歩主義者は、ウランゲル実験に対しても声を大にして論難するのが公平な常識であろうが、その当然の常識さえ言うを口ごもっている。・・・この点では去る七月二十日にアメリカ、カナダ、インドに「原水爆をどう思うか」という手紙を送った東大、お茶の水などの女子大生有志が、こんどは十月一日を期してソ連、中共その他のソ連圏の国々に、原水爆禁止を訴える手紙を送ったことは素直であるし、時宜を得たものでもある。

(1954年10月5日読売新聞社説)

読売の主張は、原子力政策の正当性について考える上で、あくまでも大事なものは軍事利用と平和利用の間に明確な境界線を引くことにあることなのだと訴えている。「良い核兵器」と「悪い核兵器」の区別などあり得ない。原子力を兵器として利用するか、それとも平和目的のもとに利用するのか、その違いだけが全てなのだ。

こうした読売の思想が原子力政策の正当性に関する実効的な境界線として機能していたと

¹⁰ 吉本隆明『反核異論』(深夜叢書社、1983年)を参照。吉本の反核運動、反原発運動への批判的姿勢は一貫しているが、必ずしも分かりやすいものではない。80年代初頭の世界的な反核運動に対する吉本の批判は、ポーランド問題の潜在化という論点を軸にしていた。国家権力の根源的止揚という吉本の大きな目標にとって決定的に重要な意義を持つと考えられた「連帯」の試みが政治的に押しつぶされようとしているその大事な時に、反核運動の盛り上がりがこの点から注目をそらす役割を果たしたことに吉本は大きな怒りを覚えていたようである。吉本の議論の分かりにくさは、国家権力の根源的止揚という彼の「革命論」が現在のわれわれの感覚からはなかなかリアルに受け取れないという点に関わっているのかもしれない。

判定できるがゆえに、「原子力政策の正当性の境界」分析を軍事利用から平和利用へのスペクトラムの上に展開することが可能となるのである。

第4節 正当性の境界をめぐる攻防

1. 道義的正当性と合法的正当性

正当性の境界は、政策をつくる政治家にとって自分たちの行動を規制するラインでもあるので、できるだけその外延を広げたいと考えるのが本音である。つまり自分たちが世論の制裁を受けることなく自由に動きまわることのできる領域はできるだけ広いほうがよいのであって、正当性の境界を可能な限り拡大しようとする試みは政治の営みにとって不可欠なものである。

平和利用の領域と同様、軍事利用の領域においても、日本の原子力政策は最初からその正当性の境界がはっきりと確定していたわけではない。政治家の側の正当性領域の拡大的意図に対して、野党勢力、報道機関の監視が抑制力となって境界線を押し戻す争いが続いてきた。これらの経緯をまとめるなら、軍事利用の領域においては、日本の核武装、在日米軍基地への核配備、米原潜の寄港、米英ソなど核保有国の核実験への対応などが境界線をめぐる事例として問題化してきたことが分かる。

ここでは平和利用の実効的境界線を引くことに積極的に参加した読売新聞の記事を中心に、いくつかの主だった事例を取り上げてみたい。軍事利用の領域においても読売は明快な立場に立って歯切れよい主張を展開している。

まず在日米軍基地への核配備を認めるか否かという問題が早くも1955年3月に浮上してくる。これは太田昌克によるとアイゼンハワー政権の「大量報復戦略」に伴って、西側同盟国に核兵器を配備していく世界的な戦略が動き始めたことで浮上してきたものであった(太田2011:48)。当時は西ドイツへの核配備が実行に移され、国防総省は当然のように極東地域への核配備も望んだのであった(同 48)。この米側の意向を汲むようにして鳩山一郎首相は「原爆貯蔵」を容認する発言を行った。1955年の3月14日付の読売新聞夕刊は、外国人記者団と会見を行った鳩山首相が「原爆貯蔵容認せん」と語ったことを大見出しに掲げ、首相が次のように語ったことを紹介している。

アメリカが日本に原子爆弾を貯蔵するという問題があるが現在は力による平和の維持ということが必要な状況であるから認めざるをえないと思う。

2日後の3月16日付の社説紙面で読売新聞はこれに対して次のように釘を刺した。曰く、極東において台湾情勢が緊迫化する状況において、ダレス長官は中国が台湾を攻撃するようなことがあれば全面的な報復を実行し、その際「新精密兵器」を導入することを明言した。おそらくは最新の核兵器を想定した発言であり、もし本当に米国が中国に核兵器を使用するようなことがあれば、ソ連も報復に出るであろう。そうなったとき、700箇所以上の米軍基地を抱える日

本が戦争圏外に立てることなどあり得ない。日本が原爆基地化している場合、真っ先に核攻撃の対象となることが予想される。現在の核戦争は人類の存亡そのものが問われる水準に達しており、もはや勝者も敗者も存在しない戦争となってしまう。普通の飛行場でも貸すような軽い気持ちで原爆基地を提供するのは大きな誤りである。

しかし結局この時米国・国防総省は核配備を断念せざるを得なかった。駐日大使のジョン・アリソンの強い進言もあって、国務省が核配備計画に冷淡な対応を取ったため、結局、核兵器の中核部分である「核コンポーネント」と「非核コンポーネント」のうち、「非核コンポーネント」の部分だけを持ち込むことになった(同:49)。太田はこれを「幻の核配備構想」と呼んでその断念の経緯を一次資料をもとに明らかにしているが、これによると第五福竜丸事件後に国民規模で増幅した日本社会の反核感情をみて諦めざるを得なかったのだという(同 49)。

憲法は核保有を禁じていないという考え方がはじめて示されたのも同じ時期であった。鳩山発言より1週間ほど前に記者会見で大村防衛庁長官は「鳩山内閣は吉田内閣とちがって必要なものはどんどん持つ、自衛のためなら憲法改正の必要はない、原爆攻撃には原爆で応戦できるわけだ」と発言した。

さらにその後岸政権に移行してからの国会論戦においても岸首相が同様のことを述べている。1957年5月7日、参院内閣委員会の答弁において岸首相は「憲法解釈論としては、核兵器という名のつくもの一切が憲法違反だというのは言い過ぎだと思う。将来科学兵器の発達に伴い、自衛力の範囲なら原子力を用いた兵器でも持てる」という発言を行っている。

憲法解釈論に問題が持ち込まれているという点は、正当性について考える上でも興味深い。というのも、核武装することに対して道義的な非難は生じるかもしれないが、しかしこれは合法的であるといっているからだ。政治的正当性について考える場合、社会の多数派が支持する道義、モラルに叶うという意味での正当性と、合法的であるという意味での正当性が一致しないケースが存在する(Schmitt 1968=1983)。つまり、場合によっては、道義的な正当性が無いと批判されても、合法的な正当性があるから問題ないのだと核保有へと強行突破できる余地を残そうと試みているのである。

だが、もちろん道義的な正当性を軽んじてよいというわけではない。世論の怒りをかう場合、現代の民主政治では選挙で報復を受けることになるので、世論の多数派が強く反対することに敢えて挑戦する困難はしばしば避けられる。安保問題で強行な選択を取った岸政権も核保有の問題については、慎重姿勢を保った。憲法解釈論の次元で含みを持たせながらも、実際の政策においては核保有を行うことも「原子力部隊」が日本に駐留することもないと明言したのである。

当時の読売社説は、核兵器を持たず、原子力部隊の駐留も許さないという実際の政策上の変化が無いにも関わらず、得意げな法律書生のように憲法解釈を持ち出して内外に大きな政策変更があったかのような印象をもたせるのは外交上の政治感覚を欠いたものだと批判している(1957年5月14日)。社説は被爆国である日本が核について発言する場合、その影響力は決して小さくないのだから、もっと注意深く行動しろと苦言を呈している。だが、これは正

当性の境界という観点からみると鳩山、岸政権が正当性の境界を拡張させようとした試みであったと評価できるのであり、無駄な一手を打って得意げになっていたというものではない。道義的正当性の水準において絶対悪として否定される核保有論であっても、合法的正当性の水準に議論を持ち込めば十分勝負できると見込んだ上での一手と考えるべきである。

2. 核アレルギー論争にみるグレーゾーンの攻防

冒頭で掲げた重要な問い、一体「核アレルギー」とは何だったのか？という疑問も、正当性の境界をめぐる争いという観点からもっともよく理解できるようになる。1960年代中盤から後半にかけて佐藤政権下において生じた核アレルギー論争は、まぎれもなく正当性の境界をめぐる大規模な争いであった。

「核アレルギー」は日本の国民性を示す言葉として理解することも必ずしも間違いではないが、より厳密に言えば核兵器や放射能に対する「過剰反応」を意味する言葉として理解するのがもっとも妥当である。大事な点は「過剰反応」の定義が常に相対的なものでしかあり得ないという事実である。肝心な問題は常に誰が誰の反応を指して「過剰」と定義しているかという点にある。そして本研究の観点に沿って考える場合、原子力政策の正当性の境界線がより緩やかな立場から、より厳格な立場をみるときに生じてくる「過剰反応」の定義と理解するとき、これがもっとも適切な理解であると考えられるのである。

つまり「核アレルギー」とは実体的な国民感情の特質というものではなく、常に相対的な意味づけの政治を通して出現してくる政治的言語なのである。このことは第五福竜丸事件の直後に米政府高官が日本人全員を指して「原子力アレルギー」と表現した事例¹¹と、60年代後半の核アレルギー論争においては日本国内の保守勢力が革新勢力に「核アレルギー」というレッテルを貼ろうとした事例とを並べればよく分かる。

佐藤政権は公然と「核アレルギーからの脱却」を掲げた。背景にあったのは沖縄返還問題である。佐藤政権のもとで最大の政治目標として掲げられた沖縄返還に絡んで、沖縄に大量に配備された核兵器の処遇をどうするかが一大争点となったのである。1960年代には最大1200発を越える核兵器が沖縄に配備されていたという(太田 2011:62)。米国側が核兵器配備の

¹¹ 日本産業会議が作成した『日本の原子力—15年のあゆみ 上』には、ダレス国務長官が「日本人は原子力アレルギーにかかっている」と発言したエピソードが紹介されている(19頁)。ただしこの発言がいつどこで行われたものかについての記述はない。米国の政府高官が反核運動に参加する人々を精神病理学的なターミノロジーで表現することについては、Hilgartnerら(1982)の著書に詳しい経緯の説明がみられる(特に「過度の不安(undue anxieties)」について書かれた8章の内容を参照のこと)。

またメディア史の領域においては井川(2013)がUSIAの世論分析を踏まえた米国側の報告書に「核ヒステリー」という表現が登場している点に注目し、考察を加えている(井川 2013:101)。

国民規模で盛り上がった原水禁運動に示された当時の日本人の自意識としては、これは紛れもなく「平和意識」の発露であったはずだ。当事者にとっては「平和意識」や「命の大切さを尊ぶ」積極的な価値意識の発露であるものが、他の立場からみれば病理に映るといって根深いディスコミュニケーションの問題が常に内包されている点に核アレルギーという政治言語の重要な問題がある。

継続的措置を望んだことから、佐藤は当初それを受け入れようとした。そのため日本国民の反核感情を懐柔する必要が生じた。当時の言葉でいうと、国民を核に慣らす必要性に迫られ「核ならし」を試みようとしたのである。

論争の直接のきっかけは、1968年1月、長崎県の佐世保に米原子力空母エンタープライズが寄港した折に生じた騒動であった。この騒動に前後して国会質疑や論壇で核アレルギー論争が勃発したのである。

佐藤のいう「核アレルギー」とは一体何なのか、この点については注意深い検討が必要である。当時の国会質疑で佐藤は、非核三原則についてはしっかりと守る(核は製造しない、保有もしない、持ち込みも許さない)ことを強調している。その上でエンブラがあくまでも核装備をしていない点に注意を喚起して、このエンブラ騒動が軍事利用と平和利用の混同から生じたと主張したのである。

エンタープライズは他の航空母艦と何ら変わらないのでありまして、ただ推進力が原子力であるというだけであります。したがって、他の航空母艦等がわが国に入っているのと、エンタープライズが入っておるのは、原子力の推進力の相違だけでありまして、その他の点では同一であります。

・・・原子力平和利用について、基本法に御賛成いただいた皆さん方でありまして。私は今日も変わらないと思います。ところが、その考え方である皆さん方が、どうも平和利用と軍事的利用を混同されるような議論をされる、この混同だけはひとつはっきりやめていただきたい¹²。

空母や潜水艦における原子力利用の性格は「軍事利用」と「平和利用」のグレーゾーンにあるといつてよい。そして冒頭で触れた中曾根の指摘、軍事用の潜水艦に動力で原子力を用いることまで「平和利用」の範囲に収めてしまうことを基本法作成者が考慮していたことを踏まえるなら、佐藤首相の原子力基本法解釈は間違ったものではない。佐藤はこの細かな基本法解釈の裏付けの上に立って原子力空母は「平和利用」に該当するものであり、これを問題視するというのは核であればなんでも大騒ぎしてしまう病気、つまり「核アレルギー」に相違ないと断じたのである。これも実は合法的正当性に足場を置きながら敵対する道義的正当性の支持者を撃つという構図を隠し持っていたことは興味深い事実である。

ともあれ核アレルギー論争とここで呼んでいるのは、この「核アレルギー」のレッテルを貼られた人々が一斉に反論したことで生まれた論争のことである。アレルギーとは、もともと人体に無害のはずの物質に対して過剰に反応してしまう身体の働きを指す言葉である。そのため、核アレルギーという表現は、あたかも核兵器を害の無い物質であるかのように思わせる危険性がある。また、核兵器廃絶を主張する人々をあたかもアレルギー「患者」と見なして、政治家たちが自らを「医師」の位置に置くというのはあまりに不遜に過ぎるという辛辣な批判も示され、強い抵抗が生じたのである。

¹² 昭和43年1月31日参議院会議録第3号 国務大臣の演説に関する件(第2日)27頁より。

当時の政府関係者が「核アレルギー」というきつい言葉を使い始めたため、そこに隠された意図や狙いを分析する動きも活発化した。朝日新聞の岸田純之助は、「核アレルギー」という言葉が、原潜寄港問題であれ沖縄返還問題であれ、アメリカの核戦略の要求に従わない者へのレッテルとして好んで用いられているという興味深い指摘を行った(1968年2月1日)。

また、「核ならし」の意図を暴き出そうとする試みもしばしばみられた。読売新聞による68年の大型連載「アジアの平和と日本」は、原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に対して史上空前の動員規模(8万人)で反対運動が生じた点を踏まえながら、日本に寄港させる理由を問題にした(1968年1月17日)。表向きの理由と掲げられていた休養、補給、修理が日本に立ち寄る直前のハワイですでに終わっていること、しかもベトナムに派遣されるこの空母がわざわざ遠回りして日本に立ち寄る必然性の無さなどを指摘しながら、この記事はエンタープライズの寄港が「核アレルギー療法」であったと断じている。

朝日も読売も共に政権の「核アレルギーからの脱却」に対して強い警戒の目を向けていたことが確認できる。核アレルギーという言葉をめぐる論争は原子力政策の正当性をめぐるグレーゾーンにおいて、少しでも自分たちの陣地を広げようとする与党政治家とそれを監視する野党・報道機関の戦いであった。

第5節 分節化と他者理解

1. 正当性の境界の分節化

正当性の境界線がどれくらい分節化されているかという問題は、対話や論争の可能性について考える上でも重要である。分節化もまた人により、立場により様々なので、「原子核研究はよいが原子力研究はダメだ」という科学者の線引き(分節化)を当時多くの人が意味あるものとみなさなかったのと同じように、誰かにとって切実な意味を持つ線引きが他からみてほとんど価値を認められないという現象はしばしば生じる。「他者理解」の難しさとは、他者にとって重要な正当性の境界を共有できないところから生じてくるといってもよい。

したがって、反核運動家にとっては核兵器肯定論者の想定する正当性の線引きは許容し難いものであるし、逆もまた同じということになる。核兵器の全廃を願う人間からすれば戦術核はいいが、戦略核はダメだといったような区別(分節化)はほとんど意味をなさないどころか許し難い議論に映るであろう。逆に核兵器について安全保障上の戦略という観点から冷静に議論したいと考える立場からは、核兵器を絶対悪としてひたすら否定することにのみ徹しようとする人々はある種の思考停止に陥っているように映るかもしれない。

まずふたりの対照的な文学者の思想に注目した興味深い新聞記事があるのでこれを取り上げてみよう。1971年、7月19日、朝日新聞の「このふたり」という欄に大江健三郎と石原慎太郎のふたりが取り上げられた。ともに人気作家であったふたりに記者はそれぞれお互いをどう思っているか聞き出しながら、ふたりが核問題をめぐって正反対の思想の持ち主であることを示そうとした。

まず大江健三郎については「8月15日忘れるな」という見出しをつけ、核兵器をめぐる石原慎太郎が根本的に間違った考え方をしている、核兵器の「威力」と「悲惨」という二つの側面のうち威力のほうにばかり想像力が向いて、悲惨について全く考えが及んでいないという指摘を紹介している。

石原慎太郎については、「核を持たねばダメ」という見出しをつけ、核兵器にも色々な種類があり、なかでも今日では「外交核」を持つことが国際社会の中で発言権を高めていく上で非常に重要であるという考え方を引き出している。

興味深いのは、これに対して後日石原慎太郎が著書の中で苦々しく「核武装論者」であると決めつけられたと語っていることだ(石原 1999:68)。しかしこの石原の憤りは、大江健三郎に共感しながら記事を読んだ読者からみれば意味不明の抗議に映ったであろう。あるいは平均的な日本人の感覚からみて大変分かりにくいものであったはずだ。

というのも例えば記事の中では「だから、一発だけ持ってたっていい。日本人が何するかからんという不安感があれば、世界は日本のいい分をきくと思いますよ」という発言も紹介されており、普通に読めば核保有の必要性を述べているようにみえるからだ。そしてこれは記事が捏造した発言などではなく、彼の一貫した持論であることは様々な発言や著作をみれば確認できる。

石原の言い分を理解しようと努めるならば、「核を持つ選択肢があってもいい」「持つことがあったとしてもいい」ということと、「核を持たなければいけない」ということの間には極めて大きな差異があるということであろう。石原にとって重要な意味のある差異が記者にはまるで理解してもらえず、あたかも自分が核保有に固執する人間であるかのように描かれたことへの怒りが表明されたということだ。反核の立場からすれば、「外交核」であろうが、何であろうが、核保有を「正当な選択肢のひとつ」に設定する考え方自体が許し難いものであり、「持つでもいい」と発言した段階で核武装を容認する立場として批判の対象となることは自明である。しかし石原にとっては核武装容認論と核武装必要論には区別されるべき大きな差異があったというわけだ。

ここで気がつくのは、核をほかの言葉と入れ替えた場合石原の論理は必ずしも非常識にはみえないという事実である。たとえば「結婚してもいいし、しなくてもいい」という考えと「結婚しなければならない」という考えとのあいだには確かに重要な違いがあることが分かる。おそらくこれは日本社会において核について考える際に特殊で強力な規制力が働いていることと無関係ではない。

2. <上からの核言説>と<下からの核説>

これは大江と石原という文学者の思想的個性としてのみ受け取ってはいけない問題である。彼らの言葉は一定の歴史を有し特有の言語体系を発達させた言説共同体の語る言葉として受け取るほうが理に適っている。つまり「正当性の境界」を分節化する特殊な言語システムとしての<核言説>のはたらきについて考えることが必要である。

かつてグレン・フックは平和学の立場に沿って日本の安全保障政策がいかなる言語表現を

通して正当化されてきたのかを研究した(フック 1986、1993)。この研究において彼が採用したアプローチは今日批判的言説分析として知られるものの初期の例であり、その意味においても非常に興味深い。フックは社会言語学の様々な概念を駆使して日本の核言説について分析を加えて加えており「核アレルギー」についても政治的隠喩の事例として分析を行っているが、それ以上にもっとも有益な示唆は「上」からの言説と「下」からの言説という区別を核政策の領域に持ち込んだ点にあるといえる。

フックは、核の支配的言説が米国社会では「上」からの視点によって形成されるのに対して、日本社会では「下」からの視点によって形成されると指摘した。ここでいう「上」からの視点とは、強者、支配者、加害者の視点のことであり、「下」からの視点とは弱者、非支配者、被害者の視点のことを指している(フック 1986:31)。広島と長崎で原爆投下の被害にあい、戦後もまたビキニ事件の被害にあっている日本では被害者(「下」から)の視点に基づき核兵器は「絶対悪」として描かれることが普通であるのに対し、米国では政治エリート(「上」から)の視点にそって、核兵器は有効な「抑止力」として安全保障政策の要として語られることが普通である。核兵器は立場によって、「絶対悪」としても有効な政策のツールとしても描かれ得る。

フックの指摘はシンプルではあるが、核政策の正当性について考える上で非常に重要な示唆をもたらしてくれる。第一に、<上からの核言説>と<下からの核言説>においては何を正当とみなすかが異なっている。単に異なっているばかりではなく、逆立しているといったほうが正確かもしれない。核兵器を有効な「抑止力」とみなす前者に対して、後者は「絶対悪」とみなす。そのため前者は核兵器を平和実現のための正当な手段として評価するが、後者は核廃絶のみが唯一正当な平和のための選択であり、核保有は暴挙でしかない。こうして二つの言説においては正当性の境界を分節化する論理もまるで異なるものになってくることは当然の帰結なのである。

既に触れた鳩山発言、岸発言に対する読売新聞の厳しい批判は、政治家たちが<上からの核言説>を持ち込んで正当性の境界を拡大しようとしたのに対し、報道機関が<下からの核言説>の論理で厳しい社会的制裁を加えた例であったといえる。この当時の岸の国会の発言をみれば、岸が<下からの核言説>が支配する日本社会においては安全保障政策について細かな分節化に基づく柔軟な対応ができなくなることを恐れていたことがよくわかる。

先に岸発言について言及したが、<下からの核言説>が公的言論空間を支配することに對する彼の懸念が強く表明されている発言に注目してみよう。岸は1957年の参院内閣委員会の質疑において、憲法9条が自衛のための戦力は認めているという政府の公式解釈にそって考えるならば、「自衛」の範囲に収まるものならば核兵器といえども保有は可能だという考え方を示し、次のように述べたのである。

今日私の一番心配することは核兵器という言葉だけから言うと、どの辺まで核兵器といわれるのか、どういうものがいわれるのかということが明確に概念的にきめ得ないのじゃないか。そこでいろいろなものが出てくる場合において、いわゆるそれが学問上もしくは技術上核兵器

と名がつくのだということで、これがすべて憲法違反になるという解釈をすることは、憲法の解釈としては行き過ぎじゃないか¹³。

この引用からもうかがえるように、岸がこの発言を行ったやり取りのなかで終始気にかけているのが、「核兵器」という言葉の政治的威力であった。下からの核言説が優勢な日本社会においては、「核兵器」という言葉が「絶対悪」という評価に直結しているため、「核兵器」という言葉を用いた瞬間に＜上からの核言説＞の世界に引き込むこと、つまり「抑止力」の政策論に持ち込むことは非常に困難になる。

ところが技術の進歩は日々目覚ましい。いま「核兵器」と考えられているものと全く異質な最新兵器が登場ししかもそれが広島、長崎的な大量破壊兵器ではなく、もっとコンパクトで局地戦で限定使用できるような性質のもので、それが安全保障環境を激変させる時、ただ名前が「核兵器」というだけで何の対応も取れなくなるのは政治的に不味いのではないかというのが岸の懸念であった。

しかし＜下からの核言説＞が優勢な社会において、しかも軍事力そのものについて「下」からの言説が優勢な日本社会において、核兵器を憲法によって正当化しようという論理は相当に激しい違和感を生み出さずにはいられない。また岸の核保有合憲論は憲法解釈論争以前に当時の状況下においては明白な原子力基本法違反であった。原子力は平和目的に限定すると明確に宣言したこの基本法を廃案にするか修正しない限り、日本で核兵器を保有することは明らかに合法的ではなかった。野党議員からこの点を指摘され追及された岸もこの批判を素直に認めて、だからこそ政策として核を保有することは無いと明言したのであった¹⁴。

3. 平和のために死守すべき一線

核アレルギーという言葉についても＜核言説＞の観点を導入することでより理解が鮮明になる論点がある。それは核アレルギーのレッテルを貼られた人々が＜下からの核言説＞の世界でどのような分節化の原理を通して政策の正当性について考えていたのかという問題である。＜上からの核言説＞を通して世界を分節化する人々は＜下からの核言説＞の分節化原理で正当性の境界を引いている人間のことが著しく理解困難であったと思われる。そしてこの理解不能を埋め合わせるように、異質な他者を病理学的用語で扱ったのだとみることができる。

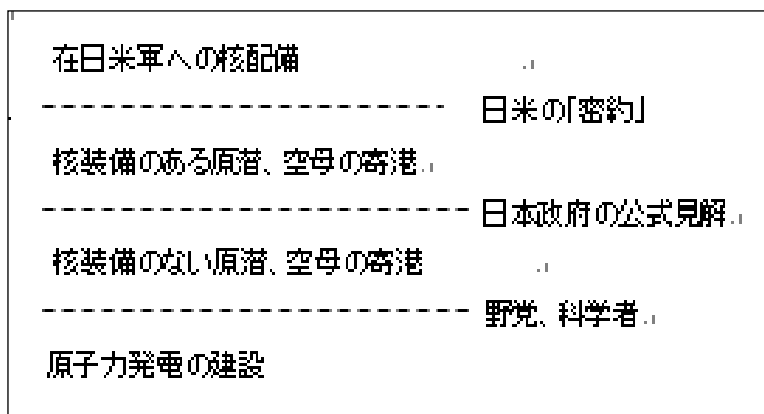
改めて核アレルギーという言葉の登場の背景となった米原潜寄港問題について確認しておこう。1963年1月に米国から日本政府へ米国の原潜寄港に関する正式な依頼を受けて政府関係者による国会での説明、答弁が行われたことで野党、報道機関の激しい批判、追及が生じた。この時、原潜の寄港が「核の持ち込み」を許すことになるのではないかと、港湾事故によって日本の港が放射能に汚染されるのではないかと心配した人びとが反対運動を繰り広げ、激しい論争が生まれたのである。その際に、日本政府は核の「持ち込み」は禁ずるが、核兵器を

¹³ 第二十六回国会内閣委員会会議録第二十八号(昭和三十二年五月七日)5頁参照。

¹⁴ (第二十六回国会内閣委員会会議録第二十八号(昭和三十二年五月七日)6頁参照。)

搭載していない艦船の寄港は当然認めるという形で政策の正当性の境界線を引いたのである。そして単に動力源が原子力というだけで大騒ぎする反応を指して「核アレルギー」と批判し、佐藤政権下では「核アレルギーからの脱却」が公然と説かれたのである。

図表7-7 1960年代における原子力政策の正当性の境界



<下からの核言説>について理解するためには二つのポイントを把握する必要がある。ひとつは核兵器を装備していない原潜の寄港を認めることがやがて核の「持ち込み」につながるのではないかという強い懸念があったこと、いまひとつは原潜が引き起こす事故や環境汚染への懸念も強かったことである。

ここではまず前者から説明していこう。既に触れたように、<下からの核言説>をリアルに感じた人々が何よりも恐れていたのは、在日米軍基地が「核基地化」することで、万が一の戦争時にそこが核攻撃の対象とされてしまうことであった。そしてそこから逆算するようにして核攻撃の標的になることだけは何が何でも避けなければならない、そのためには絶対に日本が「核基地」となってはならないことが「平和のために死守すべき一線」として認識された。

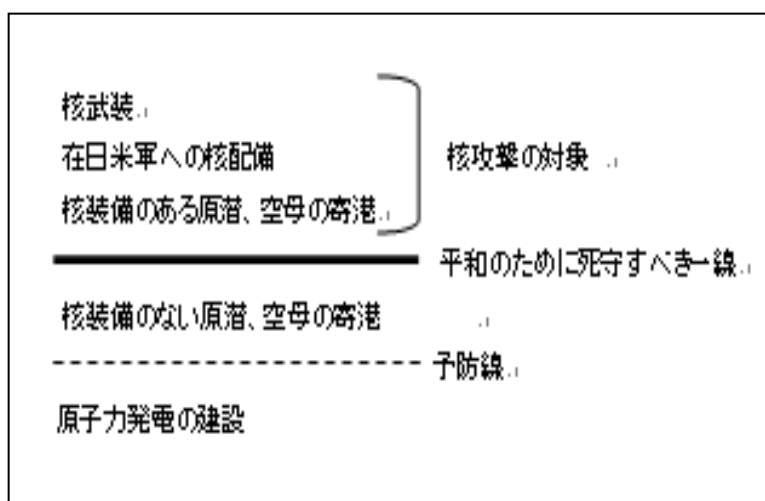
ここで注目すべきは、何をもって「核基地化」したとみなすかという問題であるが、<下からの核言説>の論理においては、地上基地に核兵器を常時配備することだけではなしに、定期的に核搭載艦船が立ち寄ることも実質的には日本の「核基地化」を意味するものと想定された。

この<下からの核言説>の論理を図示すると、図7-8のようになる。この世界観においては日本が核武装することも、地上の在日米軍基地に核兵器が配備されることも、核搭載艦船の一時寄港によって日本の港が事実上核基地機能を持つことも、実質的に「核攻撃の対象」となるという致命的な一点において同じ意味を持つことになる。いわばこれらの選択のあいだに重要な差異(境界)は存在しない。あくまでも「平和のために死守すべき一線」は、核搭載艦船の「持ち込み」を認めてはならないという場所に引かれるのである。

ここで興味深いのは、「予防線」の論理である。本研究が取り上げる事例のように、政策のオ

プシオンに関わる正当性の境界線の選択肢を一連のスペクトラムとして描き出すことが可能なケースにおいては、ある局面における勝敗が、隣接する境界線の勝敗にまで波及することが想定される。そのため政敵を勢いづかせて一気に本命のラインを攻め落とされないように、保険をかけるようにして余裕を取って戦おうとする方法がしばしばみられる。

図表7-8 <下からの核言説>における正当性の境界の分節化



米国の原潜寄港問題をめぐって、国会で野党が与党を追及した際の論理はまさにこの「予防線」の論理といってよい。つまり核兵器を装備していない原潜の寄港を認めることで、それがやがて核搭載艦船の寄港を認めることに繋がっていくのではないかという懸念を表明し政府を強く牽制し続けたのである。こうして本命のラインが脅かされることを「予防」しようとしたのである。

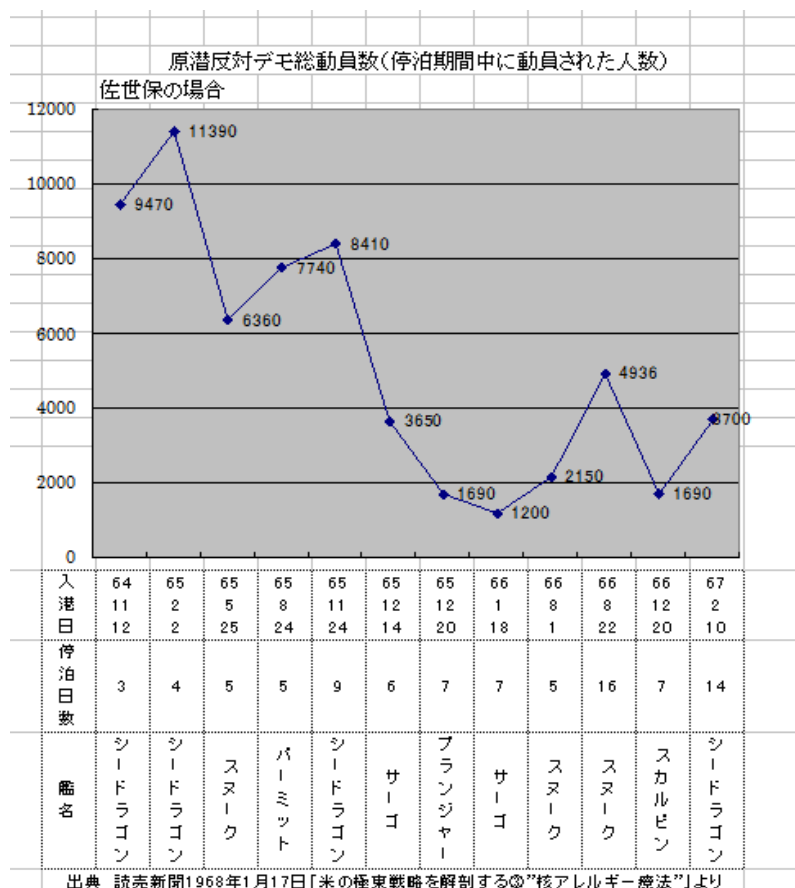
こうした「予防線」を用いた戦い方を選択することには現実的な根拠があった。ひとつは政府の「核ならし」への対抗という意味合いがある。先に読売新聞の1968年の大型連載記事「アジアの平和と日本」について言及したが、この記事の中では原潜寄港の回数を重ねるごとに、原子力船反対運動の動員数が減少してきた事実が雄弁に示され(図表7-9参照)、「原潜→原子力空母→ポラリス潜水艦の寄港→沖縄の核つき返還」というように、なし崩し的に本土に核が持ち込まれようとしているのではないかという分析が提示された(1968年1月17日)。ひとつの境界を越えることが、そのまま勢いによって次の境界をも攻め落とされることに繋がりがかねないという危機感がここに明確に見て取れる。予防線の論理は、正当性の境界をめぐる攻防において一つの境界線をめぐる攻防の勝敗が隣接する境界線まで波及するという経験則に依拠しているのである。

第二に、以上のような正面突破で境界線を越えてこようとする方法と異なり、人知れず核の「持ち込み」が常態化することへの警戒感、つまり秘密裏に正当性の境界を無効化されること

への警戒感も予防線の論理を支えていた。

この点については1960年代に入って著しく進んだ「海軍の核化」の事情を知る必要があるだろう(梅林 1989)。端的に言って海軍の中で核装備が広く行き渡ることによって、原潜を受け入れることがそのまま事実上核兵器搭載艦船の一時寄港を認めることと事実上同義となってしまうのではないかという懸念である¹⁵。

図表7-9 原潜反対デモ総動員数の変化



先ほど触れた読売の記事に登場する「ポラリス」は、画期的な新型原潜として1963年の国

¹⁵米国の核独占が1949年8月のソ連核実験によって終息した後、1950年代は水爆とその運搬手段の開発をめぐる激しい競争の時代となったことは周知の通りである。この同じ時期に原潜の開発にも大きな前進がみられ、60年代に入ってその開発の成果が続々と現れるようになった(同 84-7)。酸素を必要としない原子力を動力源とすることで、潜水艦は長時間の連続潜航が可能となった。のみならず潜航した状態で水中から核ミサイルを発射することができるようになった。しかも非常に長い射程を飛ばすことも可能となった¹⁵。例えば梅林によるとポラリス型原潜一番艦のジョージ・ワシントン号は射程 2100 キロの戦略ミサイルを 16 基も積むことができた。これは当時の技術水準からすると極めて画期的なことであったという。その後改良が進み、ポラリスAIIIでは射程が 4700 キロにまで伸びた。日本近海からだとならば中国本土、北朝鮮、シベリアなど広汎な地域がこの射程に収まる(服部 1969:42)。

この結果、海底に潜みながら敵国の主要都市に報復打撃を加えることができるようになり、その高い「抑止力」の実現によって核搭載原潜は核保有国の核戦略にとって極めて大きな役割を果たすようになったのである。こうしてまず米海軍を先頭に世界中の海軍で核化が進んでいった。

会で大いに関心を集めた。いずれ日本にもポラリスが配備されるようになるのではないかと、このたびの原潜寄港はそのための布石ではないのかということが多くの人の危惧するところであった。政府は「ポラリス」であれば絶対に受け入れないと躍起になって説明をした¹⁶。

しかし野党の側にとって問題は何もポラリスにだけ限られるわけではなかったのである。例えば、当時ポラリスと同程度に頻出した兵器名に「サブロック」がある。非ポラリス型、つまり通常の攻撃用潜水艦にすべてこのロケット核爆雷を装備すべく米海軍が大量生産体制に入っていることが国会審議のなかで判明した¹⁷。政府はサブロックを搭載している原潜も入港させないと主張したが、野党はその根拠を厳しく追及した。通常原潜がサブロックを搭載しているか否かをわざわざ入港のたびに照会するというのだろうか、仮にそうしたとして米軍は核装備については一切の問い合わせに「ノーコメント」で対応することを世界中で徹底していたので日本側からは確認することがそもそも不可能であった。

要するに海軍の兵力において核兵器の比重が著しく高まったため、「核兵器」と呼び得るものを一切日本に持ち込ませないという政府の説明は事実上不可能に近いのではないかと当初から危惧されていたのである。ちょうど先にみた岸の懸念と正反対の懸念であることが興味深い。岸の論理は核兵器が小型化し、海軍にとどまらず「軍隊の核化」が著しく進行したときに「核兵器」という名前だけで全てを拒絶するようならば安全保障政策がどこかで根本的に行き詰るしかないことを懸念したが、野党の側は「軍隊の核化」が日本の米軍基地を知らぬうちに事実上核基地化することを恐れ、これに対抗するために予防線の論理で戦おうとしたのであった。

4. リスクの自己決定

他方で科学者たちは政治的予防線とは異なる論理で原潜寄港に反対した。先に紹介した「慎重論」の立場に立った科学者たちが、原潜事故や環境汚染への懸念を理由に原潜寄港に強く反対したのである。

既に触れたように、「慎重論」の科学者たちは、原子力の軍事利用を否定しながら平和利用を肯定するための論理を磨くことに心血を注いだ。平和利用の反対論者を説き伏せて、平和利用が軍事利用に巻き込まれないような思想的防御壁として原子力基本法の理念「公開、自主、民主」の三原則を生み出したのも彼らであった。彼ら慎重論者たちは大国の核実験に反対しながら放射線治療を肯定するための論理、核ミサイルの廃絶を主張しながら原子力発電を建設するための論理を深めようと努めたのである。

この「慎重論」の立場の理論武装にもっとも精力的かつ持続的に関わったのが武谷三男であった。武谷は核実験によって生じる「死の灰」の安全性問題をめぐって、これを「許容量以下だから問題ない」とする核実験実施国の主張を批判するために、いわゆる低線量被曝問題に

¹⁶ 1964年8月29日読売新聞「潜艦寄港で政府統一見解 ポラリス型は認めぬ」を参照。

¹⁷ 参議院外務委員会(第四十六回国会閉会後)会議録第三号(昭和三十九年九月三日)3頁参照。

ついでに武谷の考え方を他に先駆けて打ち出した人間であった(武谷 1957)。武谷は低線量被曝に関する「しきい値」が存在しないという立場に立ちながら、放射線はできるだけ浴びないほうがよいという前提に立脚しながらも、癌の放射線治療のように本人にとってメリットがある場合、そのメリットと放射線被曝によるリスクというデメリットを天秤にかけて、どこまでなら「がまん」できるかをその当事者が決定すべきだと考えた(同:29-30)。

つまり低線量被曝の問題とは、「安全」と「危険」の境界を客観的に決定できる自然科学的問題ではありえず、どこまでなら「がまん」することができるかを当事者が自ら決定する問題であるというのが武谷の見解であった。ここでは武谷こうした考え方を現在の言い回しに引き付けて「リスクの自己決定」論と呼ぶことにしよう。

癌を治療したい患者にとっては、癌を放置するよりも放射線治療の副作用を「がまん」してでも癌を治療するほうが本人にとってメリットが大きいと思われることが多いだろう。しかし核実験についてはどうだろうか。核保有国にとってそれは政治的にメリットのある行為だが、その実験によって地球全体が汚染されることを考えた場合、核保有国以外の国民にとってはただ一方的に放射線による健康被害のリスクがごく微小なものであるとはいえず高まることになる。この場合その核実験から得られるメリットが皆無であるとの立場に立てば、どれだけ微小なリスクであったにせよ、ただ一方的なデメリットだけを強制されるいわれはない(武谷 1974:177)¹⁸。つまり核実験による死の灰を環境中に振り撒かれることに対して異議申し立てをおこなう権利があるという考え方になるわけだ。

興味深いのは、核実験に対する批判から生まれたこの「リスクの自己決定」の考え方が、関西研究用原子炉誘致問題、原潜寄港問題、原子力発電の問題へと首尾一貫展開していくことである。ここでは先に取り上げた原潜寄港問題に焦点を当てながら、武谷のリスクの自己決定論がどのような形で援用されたのかをみておこう。

武谷を含む日本の科学者たちが原潜の寄港に反対した最大の理由は、安全性の問題にあった¹⁹。軍事目的でつくられた原潜は、攻撃力を高めるといった目的にばかりエネルギーが注がれ、安全性について十分に慎重な配慮がなされていないのではないかと懸念されたからである(読売新聞 1963年4月23日夕刊)。しかも軍事機密であることを理由に原潜の設計図など安全であるか否かを外部から検証するための情報がほとんど得られない(同夕刊)。原潜が寄港するということは、原発がやってくるのと同じ意味合いでありながら、その原子炉の安全性について日本の側から何の規制を加えることもできない、何も知らされない、これでは納得しようがないのではないかというのが科学者たちの言い分であった。

武谷はこうした科学者たちの反対運動の背後に共有されていた問題意識について次のように語っている。

¹⁸初出は『中央公論』1957年7月号。

¹⁹以下本文の説明については、当時の雑誌記事、新聞記事などを参照した。例えばまとまった議論としては小川岩雄・猿橋勝子・藤本陽一「<シンポジウム>原子力潜水艦寄港を科学的に検討する」『世界』1964年11月号、66-86頁。

こういう原子力潜水艦になど入られては、将来の原子力の平和利用のために困る。そういうわりと切実な気持があったのです。せつかく原子炉の平和利用の基準を厳格にして、一生懸命汚染しないように努力しているのに、こんなものがヒョコッと何の基準もなしにはいつてきて、港に大きな原子炉が急にあらわれるということになるわけです。そんなことじゃ危なくてしょうがない。われわれが苦心惨憺して汚染されないようにやっているのになんだというわけです(武谷 1974:237 注:ルビは筆者によるもの)。

ここで注意すべきは、武谷の懸念が原潜の大規模な事故だけに向いているのではなく、ごく微量の放射能汚染についても厳しく向けられている点である。ほんの微量の汚染でも大騒ぎする人間に対してはまさに「核アレルギー」であるとの批判がなされる。自然界にも放射線は存在するのであって、飛行機に乗ったりレントゲン写真を撮るだけでも放射線を浴びるのだから、微量の放射線で騒ぐのはおかしいという理屈だ。

しかし武谷の論理ではたとえどれだけ微量の放射線であっても、それは自然界の中で人類が長い年月をかけてつくりあげてきた均衡の上に上乗せする形で積み上げられるものであって、何らかのメリットと引き換えでなければどんな些細なリスクであってもそれを拒絶するのは正当な反応だということになる(武谷 1974:176-83)²⁰。したがって原潜の寄港にメリットを見出せないという立場は、そのリスクを拒否する権利があるということになるのだ。

したがって、リスクの自己決定の論理を現実問題に適用するにあたっては、メリットとデメリットをどう判断するかという問題が必ずついて回る。逆にいえば武谷のリスクの自己決定論それ自体が核実験や原潜寄港に対する政治的反対を自動的に導き出すわけではない。もし米国の「核のカサ」が日本の安全を守るためには必要なことだと考え、ひとつひとつの核実験によって、米国の原潜を寄港させることによって大きな政治的メリットが生まれるのだと考えるのならば、日本は低線量被曝のリスク程度は甘んじて引き受けるべきであるという意見も当然成り立つのである。

そのせいもあって、武谷はなぜ米国の「核のカサ」に頼るべきではないのかという点にまで議論の射程を広げていくことになる。彼は政策としては社会党、共産党が主張した「非核地帯の創設」という提案に賛同している²¹。そしてこの選択の背後にあるのが先に触れた小国主義の立場であった。武谷は原子力平和利用の宣伝、啓蒙に大きな役割を果たした科学者(山本 2012)としてみることもできるし、「原子力に憧れた社会主義者」(加藤 2013)とみることもできるが、いま改めてなお読み直す新鮮な価値あるポイントとしては、まぎれもなく、リスクの自

²⁰初出は『中央公論』1957年7月号。

²¹武谷は日本がソ連に核攻撃を受けた場合、米国は全面核戦争に突入するリスクを背負ってまで日本のために報復の核攻撃を行わないであろうという観点から、核のカサが実際には幻想に過ぎないと論じている(武谷 1974:319)²¹。被爆国日本の取るべき道は、それよりも「非核地帯の創設」ではないかと社会党、共産党と同様のオプションに共感している。

己決定論と小国主義を結びつけた論理にあるといえるだろう²²。

大国が核の秘密を掌握することによって、国際社会のなかに軍事的緊張を持ち込むのであれば、小国の科学者たちは核の秘密を解き明かし、その成果を広く公開し共有することで、核兵器の持つ威力を相対化するよう努めるべきであると武谷は主張した(武谷 1976:10)。

大国の権力政治におとなしく追随するのではなく、大国の権力政治がもたらす弊害を相対化するために何ができるかという問題意識が武谷の小国主義という言葉には込められている。この点を踏まえれば、彼が米国の「核のカサ」に頼ることを批判した理由も頷ける。彼にとって米国の核のカサに頼るべきか否かということは最初から問題にもならない。「核のカサ」に頼らなければならないような政治のあり方を変えていくために科学者である自分に何ができるかというのが武谷の具体的な問題意識であった。

もちろん、武谷の望んだ政治的選択は結局実現されることはなかった。だがそれは今となつてはそれほど重要なことではない。彼のリスクの自己決定論は科学者としての良心がよく示されており、特定の立場を利するものではない。むしろあらゆる政治的立場に対して等しく開かれており、判断する主体がどのような政治観を持つか、どのような死生観を持つかによって引き受けるべき放射線リスクの量が変わってくるというシンプルではあるが非常に重要な示唆を含んでいる。1970年代以降、いや福島原発事故後の現在の日本社会について考える上でもなお重要な問題提起を含んでいると考えるべきであろう。

核アレルギーという乱暴なレッテルを貼り付けられた側にこのような周到な論理が用意されていたことはよく知られるべきである。

第6節 逸脱者としての原発反対論者

1. 世論と新聞社説における二元論

²² 武谷は米ソのような大国が、原爆を恫喝外交の道具として利用し、原水爆実験をくり返して地球の大気を汚染していることを強く批判しながら、小国ノルウェーをひとつの理想のモデルとして見出した(武谷 1974:142-56)²²。1952年にノルウェーが独力で完成させた原子炉は、原爆とは無縁で何の秘密もなかった。世界中の優秀な学者が自由に協力して知恵を出し合った結果生まれたものであった。自国の利益だけを考える大国の秘密主義と比べ、何と輝かしい成果であろうか、これこそが科学者の進むべき道であると。

武谷は以上のようなノルウェーの例を踏まえつつ、さらに1955年のバンドン会議の実現などにも注目しながら自らの拠って立つ思想的立場について次のように語っている。

まず原子力において、数年前からノルウェーで明瞭に現れてきていた傾向、そうして近年になつてアジア・アフリカ諸国において、力強い立ち上りを示してきたもの、それはなにかというと、大国に対する小国の独自の前進ということでもあります。このような小国の力強い前進は、おそらく世界平和を維持する1つの支柱になると考えることができるものであり、いわば第3勢力というものでしょう。それをもち、小国の立場というものを意識的に取上げて、小国主義とでもいうものを打出すべき重要な時機ではないか、というように考えるのであります(同:153-4)。

これまで1950年代、60年代日本社会における原子力政策の正当性の境界について分析を加えてきた。どこからどこまでが平和利用で、どこからが軍事利用であるかという境界の定義をめぐって人びとが激しく論争を繰り広げてきたことが明らかにされた。

それでは、この時期「平和利用」政策に反対する人びとはどのような扱いを受けていたのだろうか？ 軍事利用と平和利用のグレーゾーンにおいてより厳格な正当性の境界を引こうとした人びとが「核アレルギー」というレッテルを貼られたことは既にみた。議論の余地なく「平和利用」の領域に属する政策に反対しようとした人びとがこの病理学的なレッテルを貼られたことは想像に難くない。

当時の世論調査に注目してみよう。佐藤政権下で核アレルギー論争が勃発した1968年、およびその翌69年に総理府は原子力平和利用に関する世論調査を実施した。それによると原子力という言葉から連想するイメージとしては平和利用よりも軍事利用の領域に関わる暗い、恐ろしいイメージのほうが圧倒的に多かった。兩年とも原子力という言葉から軍事利用関連のイメージを連想する人が6割を越えている。

だがこの調査(69年)の中で「原子力の平和利用を積極的に進めることについて賛成ですか、反対ですか」との質問に対して、賛成65%で反対5%という結果も同時に出ている。すなわち原子力という言葉から連想するイメージは圧倒的にネガティブな核兵器のイメージでありながら、平和利用の問題をそこから切り離して理解しようとする姿勢が、広く社会に浸透していることが示されている。「原爆は悪いが、原発は良い」という明快な認識、「原爆と原発を混同してはいけない」という科学的啓蒙が日本社会に浸透していたと評価することができるだろう。

図表7-10 1968、69年、原子力に関する総理府世論調査

原子力という言葉から連想するイメージ						
	1968年調査			1969年調査		
	男	女	計	男	女	計
平和利用への願望、関心など	4.1	2.4	6.5	5.6	2.5	8.1
東海村、原子力発電、原子力船など	4.9	2.8	7.7	13.7	7.8	21.5
科学の進歩、巨大なエネルギー	2.0	1.2	3.2	3.1	1.6	4.7
小計	(10.9)	(6.5)	(17.4)	(22.4)	(11.9)	(34.3)
原子爆弾、原水爆、核兵器	10.7	13.6	24.4	10	9.0	19.0
広島、長崎	6.6	6.7	13.4	5.0	2.2	7.2
恐ろしさ、悲惨さ	3.3	7.1	10.3	4.6	7.2	11.8
核戦争、戦争につながる	2.9	5.0	7.8	3.7	4.4	8.1
原子力潜水艦・空母	4.9	3.4	8.4	6.5	5.3	11.8
佐世保、佐世保デモ	0.7	0.7	1.3	0.9	1.0	1.9
核実験、放射能	0.9	0.6	1.4	2.2	1.5	3.7
小計	(30.3)	(37.2)	(67.5)	(32.9)	(30.6)	(63.5)
その他	7.8	8.2	16.0	4.0	1.0	5.0

出典 総理府「原子力平和利用に関する世論調査」1968、1969年より

こうした世論が実際の原子力発電に少なからぬ追い風となったことはいくつもの資料やデータか

ら推測可能である。例えば図表7-11を見ると、現在日本で発電に利用されている原子炉のほとんどは50年代、60年代という早期に計画されたものであることが分かる。逆にいうと原発の安全性論争が本格化してくる70年代以降に建設計画が浮上し、漁業権者や地権者が立地計画に反対できた場所では原発の建設は非常に高い確率で阻止されている。「平和利用」への夢が日本中で宣伝されたこの時代に電力会社が獲得することのできた土地と海面があつてはじめて、「原発大国」日本ができあがったといっても過言ではない。

図表7-11 原発建設計画の浮上時期と計画の実現/挫折(福島原発事故直前まで)

計画浮上時期	断念ないし未着工	建設中	運転中
1960年以前			東海
1961～65年	芦浜	もんじゅ	敦賀、美浜、福島、川内、能登(志賀)、東通
1966～70年	日高、浪江・小高、田万川、巻、古座、那智勝浦		高浜、玄海、浜岡、島根、伊方、大飯、女川、ふげん、泊、柏崎刈羽
1971～75年	熊野、浜坂、田老、久美浜、珠洲		
1976～80年	阿南、日置川、豊北、窪川	大間	
1981年以降	上関、萩、青谷、串間		

出典 原子力資料情報室『原子力市民年鑑2010』七つ森書館、59頁より

しかしここで最後に取り上げたいのは、こうした原子力平和利用キャンペーンの政治的影響についての論点ではない。そうではなく、時代の「常識」としての地位をほぼ獲得していたようにも思える平和利用肯定論に当時の原発反対論の立場の人びとがどのように抵抗し、その抵抗がどのような社会的評価を受けていたかという問題である。

50年代、60年代における原発反対運動としては、50年代後半、京都大学の研究用実験原子炉の設置をめぐる誘致先の地元民が引き起こした関西研究用原子炉設置問題、さらに1960年代中盤の三重県芦浜原発の誘致をめぐる反対運動がよく知られている。関西の事例では実は幾度も言及した「慎重論」の科学者たちが反対派陣営のアドバイザーとして登場し活躍している。武谷三男も積極的な反対論を展開している。

だがここではそうした高名な科学者が支援した事例ではなく、普通の漁師たちが自学自習で勉強しながら原発誘致派と激しい論戦を繰り広げた芦浜原発の事例に注目してみたい。表にみるように芦浜地区では平和利用ブームがまだまだ強い勢いを持っていた1963年に原発建設計画が浮上している。当時の地元紙の紙面をみると立地計画の進行と連動するように「原子力平和利用展」が地元で開催されており、知事や地元の有力者を巻き込んだ誘致派の積極攻勢が展開していたことがよく分かる。

しかし地元漁師の一部の人びとは真珠の養殖産業が軌道にのりはじめたところに原発誘致の話が持ち上がったため、この申し入れに対して慎重に対応した。東京の大学教授のもとに通って教えを乞い、また自分たちでも懸命に勉強を重ねた結果、原発はメリットよりもデメリットの方が大きいと判断して原発誘致に反対したのである。だがこれが誘致派の漁師たちとの間に激しい対立を生み、漁師同士の乱闘、流血事件までもたらした。

当時の全国紙は平和利用に反対者が出てくるのは、政府の PR 不足も手伝って無知な人々が余計な誤解をしているからだと考えていたようである。そのせいもあってか問題自体があまり重要視されておらず読売、朝日、両紙の記事には芦浜の立地紛争の話題はほとんど登場していない。しかし騒動が大きくなった段階でようやく社説が反応し、次のようなことが語られた。

……「核アレルギー」という新語がとび出すほど、広島、長崎やビキニ事件を体験したわが国民の放射能恐怖症は深刻で、原子力発電所も敷地を決める段になると、つよい反対にあう場合が多い。たとえば中部電力の候補地、三重県度会郡南島、紀勢両町境界線にまたがる芦浜地区では、賛成、反対派の闘争がつづいたすえ、立ち入り調査に応じるどころか「もう、原子力はけっこう。安全でも危険でも、関係ない」と問題に取り組むのを避けるようになった。促進側は「施設は完ぺきで、放射能は真珠の養殖に無害。道路も整備して観光地になる」という。左翼陣営は「資本家は安全性より採算性を優先させる。原子力発電所に賛成するやつは、核実験を肯定し、安保体制下にアメリカと協力する民族の敵だ」とまくしたてる。東京からよんだ大学の先生は「放射能はいくら微量でも無害とはいいい切れない」としかいわない。

(読売新聞 1965 年 10 月 27 日「第二次原子力ブームの周辺」)

この記事の中に漁民へ直接取材した成果がまるで見られないことに注意が必要である。左翼陣営がなぜか反対派の代表のように扱われているが、これは一体どこの誰なのかもはっきりとしない。反対派の声は真摯に取り上げる価値のあるものと見なされていなかったことが読み取れる。朝日の場合は漁民の言い分をそれなりに取り上げてはいるが、漁民の反対論をまともに取り合っていないという点では大差がない。それは少なくともこの1本の社説に関していえば、原発(軽水炉原子炉)を安全性が実証された技術²³として受け取っていることから明らかであり、この理解を前提に漁民の反対論は PR 不足によるものであるという認識がはっきりと見て取れる。

²³ いち早く軽水炉の大量建設時代に突入した米国から大量に原子炉を購入した際に日本の原子力関係者のあいだでは軽水炉が安全性の「実証された」技術であることがかなり本気で信じられていたという(日本原子力産業会議 1986:31)。ただいざ原子炉の運転が始まるとトラブルや故障が相次ぎ、安全性研究の必要性が痛感されたという(同 54)。ただし福島原発事故の後、関係者の多くが口にしたのは、安全性研究をやり過ぎると既存の原発が危険な技術であるかのように受け取られることを嫌って、実質的に安全性研究がタブー視されていたという事実である。

陸上の原子力発電所が、どこか内部のちょっとした故障で、原爆のように爆発したり、放射性のガスをまき散らしたりする危険性は、技術がここまで来た現在では、まず考えられない。また、地震や台風など自然災害に対する安全対策も、いまでは設計、施工、管理の各技術を十分に信頼できるまでになっている。

……しかし、だからといって、この騒ぎは漁民の無知のためであり、偏狭さのためだといけい切るわけにはいかない。いま公害都市の標本とされている四日市をはじめいくつかのながい体験が、県当局者と企業に対する民衆の不信感をかきたてている事実を目をおおってはなるまい。原子力施設の用地問題を解決する根本策は、原子力についての広報ならびに啓発活動をたゆみなくおこなうことである。ふだんはそのような努力を忘れていて、急に原子力の PR をしたところで、民衆はついてゆけない。地元民の協力と理解なしに原子力施設は絶対に成立しない。まして、たとえ一時的で感情的なものにせよ、そこに不信感を残したまま先に進んではならない(1966年9月22日朝日新聞)。

原発の運転が始まる以前の段階においてここまで原発の安全性が信じられていたということはいく記憶されておいてよいだろう。ここまで原発の安全を信じ切る雰囲気があったのなら反対論者が「正当な論争」の当事者であるとみなされるはずがない。

2. 地元紙を舞台にした投書論争

反対運動を率いていた古和浦漁協(度会郡南島町)の中林勝男は、『熊野漁民原発海戦記』において、多勢に無勢の運動の様子を様々なエピソードを交えながら紹介しているが、本研究の問題関心からみて特に興味深いのが、地元『伊勢新聞』を舞台に原発誘致・賛成派住民と反対派住民とのあいだで交わされた論戦である。中林の著書でも当時の舞台裏の苦労とともに新聞記事の一端が紹介されているが、ここでは実際に『伊勢新聞』に期間限定で設けられた「原発をめぐる声」欄の記事を詳しく検証しておきたい。

平和利用肯定論が時代の「常識」の地位を獲得するなか、反対者たちはどのような論理で抵抗していたのであろうか？

まず投書全体において賛成派と反対派の分布がどうなっていたのかを確認しておきたい。投書の数において賛成 29、反対 14、中立 2 と賛成派が反対派のほぼ倍の数で勝っていた。目につくのは漁業関係者以外の主婦、学生、会社員、公務員などの第三者の投書が「賛成」に偏っていたという投書者の内訳である。これはこの時期における一般の「世論」が賛成論に傾いていたことを伺わせるものとして興味深い。

学生や会社員など第三者が誘致賛成論を提示する際にしばしば「原子力平和利用展」の展示内容に言及していた点は興味深い。図表7-12の5月13日の欄にあるように、投書論争が続いているさなか、伊勢新聞には原子力平和利用展の告知記事が大々的に掲載されている。新聞は投書論争のフォーラムとしての役割を果たすと同時に、原子力平和利用の宣伝の場としても大いに機能していたことが分かる。さらに投書論争中の期間の記事を参照すると、

当時の県知事や県議会の姿勢も賛成側に傾いていたことが分かる。反対派漁民からすれば、まさに多勢に無勢の状態であったことが見て取れるのである。

図表7-12 伊勢新聞の投書欄「原発をめぐる声」(1965年4月～7月)

		タイトル	賛否	投書者
4月	15日	誘致してこそ地域開発が実現	賛成	度会郡紀勢町・漁業・西村誠一
	21日	無責任な賛成論	反対	度会郡南島町奈〇〇・神保生
		精密調査に協力しよう	賛成	度会郡紀勢町・大喜多九一
	25日	精密調査は必要	賛成	度会郡紀勢町・漁業・西村誠一
		調査に協力しよう	賛成	北牟婁郡長島町・農業・水谷浅一郎
	26日	漁民の犠牲は許せない	反対	度会郡南島町阿曾浦、橋栄生
	27日	発電と冷却水	賛成	津市一身田町中野・一主婦
	29日	“原発”は自由に論議を尽くせ!	賛成	度会郡紀勢町崎・農業・大喜多生
5月	3日	漁民を無視するな	反対	度会郡南島古和浦・農業・堀内生
	5日	日本で初の営業用“原子の火”ともる 大きな期待もつ	* 賛成	原子力平和利用を肯定的に捉える記事 度会郡紀勢町・漁業・西村誠一
	7日	県の発展のために	賛成	一志郡久居町榊原、深谷順一・学生
	9日	あくまで反対する	反対	氏名表記なし
	10日	精密調査まで反対するな	賛成	北牟婁郡長島町・藤原生
		5月5日投稿の西村さんへ	反対	度会郡南島古和浦・堀内芳子
	13日	外遊を前に田中知事語る 原発県民に広くPR		*一般記事 県知事原発に前向き姿勢
		原子力平和利用展 22日から伊勢市 明るい町づくり		
	14日	許せぬ国策の犠牲	賛成	度会郡南島町・一漁民
	17日	(17) 原発反対の疑問に答える	反対	伊勢市岡本町・山本生
	20日	(18) 知事さんに訴える	賛成	度会郡紀勢町・谷口生
	21日	(19) 私たちは和解しない	反対	度会郡南島町古和浦、漁業、松尾老人
	31日	原子力はかく利用されている	賛成	度会郡紀勢町錦・漁業・石田理之
				* 原子力平和利用PR記事
6月	1日	(20) 調査の話し合いを	賛成	度会郡南島町、黒潮生
	2日	(21) 精密調査反対に根拠はないというが	反対	度会郡南島町神前浦、浜地生
	7日	(22) 中電原子力発電所の安産を待つ	賛成	度会郡紀勢町、村田利男
	8日	(23) われわれは絶対に設置を阻止する!	反対	度会郡南島町古和浦、漁業、上村有三
	9日	(24) 南島漁民の賛成論者に同情	賛成	度会郡紀勢町、錦、漁業、加藤生
		“原発建設”を熊野灘から切り離せ	反対	度会郡南島町古和浦、中林生
	11日	(25) 原発反対の行き過ぎ行為を憎む	賛成	度会郡南島町神前浦、一主婦
	12日	(26) 建設適地を誤るな	反対	度会郡南島町方座浦、三浦生
	13日	(27) 話し合いの場作れ	中立	四日市市泊山住宅、磯野生
	14日	(28) 建設は積極的に	賛成	度会郡紀勢町錦港、堀口生
	16日	(29) 原発誘致は県民の意志	賛成	伊勢市岩淵町、会社員、安藤隆雄
	17日	(30) 「原発返上」を提案	反対	度会郡南島町古和浦、漁業、仲利生
	18日	(31) 原発に話し合いの「場」を持つ	賛成	度会郡紀勢町錦、坂口生
	19日	(32) 錦町の谷口さんへ	反対	南島町古和浦、日生
	28日	(33) 真実は尊し 南島町の皆さんへ	賛成	松阪市大口、主婦、松田ふみ
	29日	(34) 一つの提案	中立	北牟婁郡長島町、東生
7月	3日	(35) “城ノ浜は最適だ”	賛成	北牟婁郡長島町、商業、長井生
	4日	(36) 南島町に平和薬け	賛成	度会郡紀勢町崎、間井生
	5日	(37) “錦町の漁民へ”	賛成	度会郡南島町・一漁師
	6日	(38) 行きがかり捨てて	賛成	北牟婁郡長島町、漁業、長井生
	8日	(39) 皆さんに訴える	反対	度会郡南島町、宮島生
	9日	(40) 政治は住民のもの	賛成	度会郡南島町、神前、赤潮生
	10日	(41) 原発設置と県民の立場	賛成	伊勢市、田城生
	11日	(42) 古和浦のHさんへ	賛成	度会郡紀勢町・谷口生
	13日	(44) 調査阻止の黒い霧	賛成	尾〇市矢浜・公務員・館慎一郎
	14日	(45) 隣接町村の立場から	賛成	北牟婁郡長島町、漁業、大久保生

第二に、全ての投書を通して、もっとも数多く言及された論点が「精密調査」をめぐるものであった。これは原発の建設に先だって行われる環境影響を評価するための調査であり、多くの賛成論者は「科学的」な調査をすれば原発建設の是非、つまり芦浜地区が適地であるか否かについて正しい答えが明らかになると考えた。にもかかわらず調査それ自体に反対する反対派漁師の態度は<不可解>であると評したのである。

この<不可解>は、投書論争の言論空間において一種のフレーミング装置とし共有されていた。というのも一般市民からは縁遠い党派的、政治的な思惑を隠し持っているのではないかというニュアンスがこの言葉を用いる人間の文章にはしばしば込められていたからである。背後に左翼政党の存在を匂わせる文脈で用いられているのだ。この時期の反対論者はしばしばこうして「無知」さもなくば「左翼」というカテゴリーの中に押し込まれることが多かった。

だが、これに対して反対派漁民には、「精密調査」の「科学」的水準を疑う十分な理由があったようだ。例えば次のような投書があった。

ご用学者は被害なし、というが、現在の水産科学の水準ではいかがかと思う。手近な例をあげると、昭和三十六年、定置網、真珠養殖関係などに被害を与えた異常潮流の予報はともかく、原因すら解明できなかったことがあり、また毎年発表される魚の来遊予報の的中率の低いこともそれである。このような状態を黙殺し、精密調査と銘打ってお祝儀的予算を計上し、形式調査でお茶をにごして国策をタテに一方的結論を下されることがあったとしたら万事休すである。

(6月2日「精密調査反対に根拠はないというが」度会郡南島町神前浦、浜地生)

この投書から浮かび上がってくるのは、漁業の近代化が進むなかで、水産科学の恩恵を受けつつ、しかしその水産科学の限界も同時に日常の仕事の中で発見している漁師の姿である。科学への信仰が未だ時代の気分として残る中で、科学の限界を知り、同時に正当化の資源として「科学」的論理が極めて有効であることも知って警戒を怠らないという姿勢が見て取れる。

反対派の漁業関係者の投書には、日々海とともに生きている人間であればこそその鋭い洞察が含まれている。例えば福島原発事故を経た後であればこそ、次のように津波の危険性を指摘する声まであがっていたことは印象的である。

原発のようなむずかしい問題でなく、われわれ身近な問題を一例あげて海とはどんな物か、波動の問題にしても米国(チリ)に地震があり、日本の専門的気象庁でも日本に津波が押しよせるとは、だれも思っていなかった。しかし太平洋は大なり小なり被害を受けたではないか。この一例から見ても論をまたない海洋ほど多くの問題をナゾとしてかたづけられているからであ

る。ただ被害を受けた場合一番身近に感ずる人はだれだろう。われわれには関係ないから賛成だとか、会社の利益だからとか自分の幸福だけを追求する考えが一番はずべきことである。

(4月21日「無責任な賛成論」度会郡南島町・神保生)

専門家ですえ想定できなかった地震による津波被害が現に太平洋沿岸の人々を襲った事実を踏まえて原発設置に警鐘を鳴らしている。日々海と向き合って生きる漁師であればこそ、日進月歩の科学の力も海という巨大な自然を前にして、いかにその力が限られたものに過ぎないか、海に関する多くの問題が未だ「ナゾとしてかたづけられている」ことを深く実感していることが伝わってくる。

紙面全体の検証を通してみえてくるのは、60年代中盤において、原発反対派がダニエル・ハリンのいう「正当な論争」の当事者として社会的に認定されていなかったという事実である。反対派の主張が決して非合理的なものではなく、見識のある筋の通った意見が主張されていることは以上の限られた引用だけからもはっきりと確認される。しかしこれらの主張も比較的真摯に思える論争相手からさえ<不可解>な言論にしか映らなかったことは時代の空気が個人の思考に及ぼす影響の大きさを思い知らせる。

しかし、そうであるがゆえに、この時期、よく取材をし、反対派漁民の中にも入り込んでいながら公正な記事を書いていた記者がいるという事実を最後に書きとどめておきたい。芦浜絵原発反対運動を率いていた古和浦漁協(度会郡南島町)の中林勝男は、毎日新聞津支局長の河本房太郎が書いた記事を、反対派漁民に対しても公正な取材を行った稀有な例として高く評価し、切り抜きし大切に保存していたという。

マスコミの論調は総じて、反対闘争に対し批判的であった。したがって、われわれも多くは記者を敬遠し、話し合おうとはしなかった。ときには血の気の多い若ものが、気に入らぬ記者を追いかけたり、写真機を壊すような場面もあった。しかし、河本記者のような良識をもってわれわれの主張によく耳を傾けてくれる人も少しはいた。「毎日新聞」にはもう一人竹内宏行記者・CBS放送の田中雅之記者・これらの人たちとは、闘争中もよく飲んだ。飲むと彼らに怒りをぶっつけた。しかし、よく理解もしてくれた。漁民の中に心を開けて入って来てくれる記者は少なかったなかで……(中村 1982:114-5)。

中村が何より大切にしたのは多勢に無勢の時代の中で、自分たちの運動の「社会的意味」を公正に考えてもらえたというその事実であろう。新聞記事を読みながら記事の内容に異論を唱えることは容易い。しかし新聞記事に自らの行為を自ら望むよう意味づけることを強いることはできない。そのためには権威や地位が一般的には必要であり、それらが不足している人間、特に時代の「常識」に反している人々の声を公正に取り扱うことがいかに困難なことであるかを思い知らされるエピソードである。

第5節 結論

以上、本章においては戦後日本の原子力政策をめぐる正当性の境界に注目して分析と理論的考察を重ねてきた。本章で取り扱った論点は多岐にわたるが、特に重要なポイントに絞りながら研究成果の意義について整理しておきたい。

第一に、本研究は「原子力平和利用とメディア」に関する近年の多くの研究成果に依拠し、これらを前提として行われた。福島原発事故によって一層関心が強まったこの主題は今後も繰り返し論じられていくであろう。

本章の分析成果を踏まえてまず強調しておくべきは、メディア・イベントとしての原子力平和利用博覧会やアニメなどのポピュラリティの高いジャンルに注目して行われたメディア社会学の研究成果と原子力開発政策の急速な進展とを直線的に結びつけるのではなく、その間に当時の論争的な立場についての分析を差し挟むことの重要性である。

一方において国民大衆は平和利用の「夢」語りを大いに楽しんだ。しかし他方において実際にどのような形で原子力政策を進めていくかについては激しい論争が存在したのである。この「夢」語りと政策論争をどのように関連付けて考えることができるかは非常に重要な研究主題であろう。本研究の第一の意義は、メディア社会学の研究成果と原子力政策の研究成果を結び合わせる領域に光を当てたという点にあるといつてよいだろう。

第二に、本研究はその領域における問題を原子力政策における正当性の境界の問題として取り出した。一体どこからどこまでが軍事利用で、どこからが平和利用なのかという原子力基本法の制定に関わった政治家たちが頭を悩ませた問題は、実は大きな文脈でみれば1950年代から60年代にかけて社会全体で激しく争われた問題でもあったのだ。

なぜこのような大論争が生じるのか？その必然的理由も明らかにされた。端的にいつてそれは「原爆は悪だが原発は善だ」「軍事利用は悪だが、平和利用は善だ」という明快な二元論が日本社会で共有されていたからである。軍事利用も平和利用もともに善であると考えた社会ならばその境界について何ら争う余地はない。一方が絶対悪として定義され、他方が善であると定義され、しかもそれが技術的に同一で政策としても地続きであるとすれば、どこからどこまでが軍事利用でどこからが平和利用かが深刻に問われるのは必然である。

本章の分析の第二の意義は、＜軍事利用＝悪/平和利用＝善＞という二元論的認識が浸透した1950年代、60年代において、原子力政策の正当性の境界が深刻な政治的論争の対象となる必然的理由を明確に論じた点にあったといつてよいだろう。

原子力政策の正当性を判断する基準は今日では多様化しているため本章で示したような軍事利用から平和利用へといたる単純なスペクトラムを示すことによって、原子力政策の正当性という問題を今回のように明快に論じることは難しい。多様な判断基準を無理にひとつのスペクトラムや構図の中に描こうとするとかえって分析は自在さを失い説得力を失うことになりかねない。多様な判断基準がある中で、あるケースでは A という基準に社会的注目が集まり、別のケースでは B という基準に大きな注目が集まる、その差がいかにか生まれてくるかという点が

分析的には重要になってくるだろう。

第三に、正当性の境界という分析視角は、多様な行為者を「境界線」を引くという一点に位置づける。政治家、官僚、財界人、科学者、言論人という分け方ではなく、「積極論」「慎重論」「反対論」の境界を引く人々という形で把握するのである。それぞれのアクターには境界線を引くための利用可能な固有の資源があることが観察された。分析においては積極論の立場に立つ政治家と報道機関が科学者たちの「象徴権力」を見事に流用する過程を分析した。

原子力平和利用キャンペーンでは大々的に持ち上げられた湯川秀樹は、その社会的名声をかわれて原子力委員に強引に抜擢されたが、彼が他の科学者とともに主張した「慎重論」の政策はまったく相手にされなかったのである。

賛成論と反対論ではなく、積極論、慎重論、反対論に三分して当時の言論状況を捉えることによって「象徴権力」が具体的に行使されるプロセスがより鮮明に把握された点も本章の分析の成果のひとつといえる。

第四に、原子力政策の実効的な規制ラインを引いた「積極論」の思想についてわれわれは詳しく知るように努めるべきである。正力と中曽根の罪を告発することだけに収斂してしまう「原子力平和利用とメディア」研究はいかにも脆弱なものであり、彼らが血肉化していた大衆論、国家論の頑強さを知ることがなければリアリティを欠いた研究にならざるを得ない。

本研究の原子力政策の正当性の境界という分析視角は、実のところ1955年の段階でいずれ原子力時代の到来を予期し、原潜をつくるための解釈の余地を原子力基本法の中につくっておいたという中曽根の本章冒頭の証言に衝撃を受け、1968年の核アレルギー論争時における佐藤栄作の主張が強弁などではなく明快な法解釈的な裏づけをもったものである事実と直面したところから生まれてきたものである。原子力が「国策」として尊重されてきたことを問題にするのであれば、「国家とは何か？」という主題を素通りすることは適切ではない。少なくとも中曽根のような「国家」を自覚的に身体化、内面化して自らの思想を練り上げているような政治家の発言とは正面から対峙する必要がある。

積極論の思想ということであれば、本章で取り上げた「ついに太陽をとらえた！」の文章を担当し、第五福竜丸事件のスクープに関わり、「死の灰」という言葉の産みの親・辻本芳雄のような記者については可能であれば1本の辻本論が書ければよい。社会学的なジャーナリズム論にとって辻本のような筆力ある魅力的で力量のある記者を研究対象としてどのように扱うかはひとつの挑戦となるであろう。この点については既に歴史家たちがオーラル・ヒストリーの手法で興味深い成果をあげているので大いに参考にすべきである。

第五に、「核アレルギー」とは何かという点について、本章が提示した理論的解釈は一定のオリジナリティを有するものと評価していいはずだ。この主題については荒瀬豊が同時代に論じ、グレン・フックの重要な研究が存在していたが、これらの研究は原子力政策を軍事利用と平和利用の双方の領域を横断してトータルに把握する姿勢に欠けていた点を本章の分析によって補うことができたといつてよい。

具体的にいえば政策の正当性の領域を拡大しようとする政治家とそれを食い止めようとする

報道機関の攻防という構図で描いたこと、とりわけ軍事利用と平和利用の境界部分のグレーゾーンをめぐる激しい攻防として描き出す中で「核アレルギー」という言葉が社会的に流布し定着していったという分析は、「境界線の監視役」としてのジャーナリズムという視座の有効性を論証したという点において非常に重要であった。

第六に、境界線の攻防を記述していく上で、正当性の境界がいかに分節化されるかという点についても分析を行った。境界線を引くという行為は個人の意思や決断として理解できる面もあるが、それ以上に既存の言語システムがいかに境界を分節化しているかが決定的である。とりわけ原子力のように膨大な言説が量産されている領域では言説共同体の有する分節化の体系をいち個人が簡単に変えられるものではない。個人が語るというより、言説が個人を通して語るという側面が＜核言説＞については特に強い。こうして＜核言説＞の分析が遂行された。

この点においてグレン・フックの＜上からの核言説＞と＜下からの核言説＞の区分を持ち込んだことは有効な判断であったといえるだろう。日本社会においては＜下からの核言説＞が支配的であるということが様々な事例を通して確認された。異なる＜核言説＞の中に生きる人間同士は互いを理解することが困難である。それはそれぞれの言説が正当性の境界線を著しく異なる論理によって分節化しているからに他ならない。

こうした観点に基づきながら60年代「核アレルギー」のレッテルを貼られた人々の考えていたことを内在的に捉えかえしたことは、「核アレルギーとは何か？」という本章冒頭で掲げた問いに対する適切な回答となりえたはずである。

終章 結論と今後の研究課題

第1節 結論

これまでの研究成果を踏まえながら、最終的な結論を述べることとする。

【「リアリティ」概念の重要性】

第一に、「ジャーナリズムと社会的意味」という主題に取り組んだ本研究の分析と理論的考察を通じて、ジャーナリズム論にとって「リアリティ」の概念が決定的に重要であることが示された。「リアリティ」は、不用意に用いようとするばちどころに研究者を哲学的な迷宮の中に閉じ込めてしまう恐ろしい言葉であって、何か明快な解を分かりやすく与えてくれるものでは断じてない。取り扱いに細心の注意を必要とする概念といってよい。使用者にとってはリスクの大きな概念であることを知る必要がある。

だが、それでも、この概念が果たす役割がジャーナリズム論にとって持つ意味は非常に大きい。なぜならば「リアリティ」とは、「自明性を相対化せよ！」という使命を埋め込まれた概念であり、研究対象を徹底して「疑う」というあらゆる学問に共通する課題を先鋭に突きつけてくる概念であるからだ。ジャーナリズム論を学問として遂行するという本研究のもっとも基本的な目的にとって、この言葉と格闘すること、この言葉が課してくる知的試練に取り組むことは何よりも大切な経験である。冒頭の序言で用いた表現にたちかえるのであれば、まさに本研究における「リアリティ」概念は、知的試練としての〈コミュニケーション論〉であったといえることができる。

【異分野間の対話】

しかし第二に、「リアリティ」という概念は、対象の自明性を構成された「意味」という主題の地平に置いて徹底的にこれを分析せよと命じるものの、どのように分析すればよいかということをお細かく教えてくれるものではない。そこでフレームという分析概念に注目し、その可能性を最大限に引き出すための批判的検討を加えようとしたのが本研究の試みであった。

「リアリティ」の構成、構築という主題に取り組むためには、人文学系のメディア社会学、メディア・スタディーズ、あるいはこれらの領域が参照する人文学的な主題群から多くを学ぶことができる。というよりも、同時代の事件や出来事をストーリーとして伝えるジャーナリズムの活動内容に詳細に立ち入ろうとするのであれば、そこで何が語られ、何が描かれたのかを具体的に検討していくことが是非とも必要であり、この要請にこたえるためには、人文学系の教養の有無は研究の可能性を大きく左右するものといってよい¹。

¹ 本研究はそれらの成果を細かく論じあげるほどの余裕も力量もないが、吉本隆明、柄谷行人、竹田青嗣、加藤典洋らの一連の著作から授かった知的恩恵については忘れないように書きとどめておきたい。特に柄谷行人の明晰かつ透徹した文章に触れることがなければ、テキストや差異といった概念がもつ決定的な重要性を理解することは不可能であったと思える。

また筆者が所属したニュース分析研究会(代表・伊藤守早稲田大学教授)でテレビの「読み方」を教授して下さった研究者たちからも多くの重要な示唆を得ている。特に清水端久の映像分析からは多くを学んだ。第1章におけるメディア・リアリティの構成に関する議論においてはこの研究会

しかし異分野の発想を取り込むことはそれほど容易なことではなく、そもそも異分野の発想を取り込みながら理論を組み上げるという研究の作法そのものが、今日のように社会科学の専門化が進んだ状況においてはひとつの大きな関心事となってくる。本研究の基本的な作法は、大石裕が『ジャーナリズムとメディア言説』において示したのから大きな影響を受け取っている。マス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論における「リアリティ」の社会的構成、構築の主題を発展させるために²、政治的象徴、象徴権力、批判的言説分析、物語論、記憶の社会学など政治学、人文系社会学のアイデアを貪欲に網羅して組み込んでいくことによって、ジャーナリズム論の学術研究としての土台を固めていこうとする同書の狙いは、本研究においても継承されている。

ジャーナリズム論は異分野間の対話の可能性とそしてそのリスクを真剣に考えなければならぬだろう。特にジャーナリズム論において「意味」問題を突き詰めていくにあたっては、社会科学と人文科学の真剣な対話が必ずどこかで求められる。意味の明晰さを要求する社会科学の論理と意味の豊かさや深さを要求する人文科学の論理の間でジャーナリズム論は引き裂かれるほどの知的試練に直面する必要がある。その試練の中からのたゆみなく暫定的解を拾い上げながら研究を前進させていくことが必要だ。一気に解いて片付くような問題など大した問題ではなく、ただたゆみなく何度も繰り返し立ち返ることを要求されるような根本的な「問い」を所有するということが大切なのだ。

その意味においてフレーム論の批判的再検討作業を通して、グレゴリー・ベイトソンの差異の思想を「リアリティ」の構成、構築という主題の中に取り込んだことは本研究の重要な成果である。差異のありかを表す概念群のひとつとしてフレームを位置づけ、フレーム分析の類似の問題群に「境界」、「区切り」、「区別」、「輪郭」の分析なども理論的可能性としては大いにあり得るということを示した。そして実際に第7章では、原子力政策の「正当性の境界」に関する分析を試みて有益な成果を得ることに成功した。

【境界線分析の可能性】

この「境界」分析については近年のボーダー・スタディーズの台頭という知的背景もあるので、やや立ち入った説明が必要であろう。「境界」ないし「境界線」は、border と boundary という

での経験に追うところが少なくない点についても書き留めておきたい。

² この著書の書評を執筆した浜は、次のように興味深い指摘を行っている。

「個人的には、60年代にでてきたバーガーとルックマンの『現実の社会的構成』というモデルが完成度が高かったためにかえって社会学理論の側では十分継承されないままに終わってしまったのに対して、ジャーナリズム論において独自の豊かな発展を遂げてきたことを本書で知り、不勉強を恥じるとともに、率直に驚きも感じた」（浜 2006:116）。

筆者もまた大石の同書におけるバーガーとルックマンの読み方に大いに驚いた。社会学の分野においてバーガーとルックマンの有名な著書は今でもおそらくは教育の場面で大いに利用されているものの、理論研究の分野では意欲ある研究者はほとんどみな「ラディカルな構成主義」の理論的意義について研究し、バーガーとルックマンの折衷主義的な議論を今日わざわざ高く評価する人はほとんどみられない。本研究における「リアリティ」概念へのこだわりは、ひとつには本書から受けた驚きを出発点としている。

二つの英語表現に該当するが、興味深いのは、近年の社会科学においてはこれら二つの概念が同じように領域横断的に研究者の注目を集めているという事実である。

主に国境線を意味する *border* に関しては、地理学、地政学、国際政治学を中心としたボーダー・スタディーズの胎動がみられる(杉田 2005, Medina-rivera & Orendi 2007, 岩下 2011, 山崎 2012, Wilison & Donnan 2012, Diener & Hagen 2012=2015, Naples & Bickham Mendez 2014, Parker & Vaughan-Williams 2016, Wastl-Walter 2016)³。他方で、集団的アイデンティティや様々な種類の社会領域、社会生活上の単位の境界に関わる言葉である *boundary* については、社会学者を中心としたこれもやはり学際的な研究群の胎動がみられる(Lamont & Fournier 1992, Lamont 2000, Lamont 2001, Lamont & Molnar 2002)。

境界線という概念をめぐるには様々な議論が提起されつつあるが、この概念の理論的有効性について吟味するならば、やはり中核的メタファーとして機能するのは「国境線」であろう。そもそも近年境界線の概念が社会科学のあらゆる分野で関心を呼ぶようになったもっとも大きな背景は、グローバル化の進展によって国境線で囲われた国民国家の内と外の区別が揺らぎ始めていることだろう。もちろん国境線の相対化現象が直線的に進んでいるわけではない。国境線が薄れ、国民国家の内と外の区別が揺らぎ、ナショナル・アイデンティティの基盤が弱体化するほどに、それを奪い返そうとする強烈な衝動が形を取って現れ始めていることも紛れもない事実である。

ただし理論の問題として本質的に重要なのは、こうした外在的な環境そのものではない。む

³ ここに挙げた文献はあくまでもごく一部のものに過ぎず、筆者の目にたまたまとまったものをざっと並べたに過ぎない。近年のボーダースタディーズの拡大、成長の速度はあまりに急激なものがあり、英文ジャーナルの成果をカウントし始めると収集がつかなくなるので、あくまでも文献にとどめた。またボーダースタディーズのボーダーを名乗る研究は、カルチュラル・スタディーズや文学研究の領域においても存在している点は興味深い事実である。

だがここで強調しておかなければならないのは、これらの膨大な研究群の大半は本研究にとって直接的な関わりを持つものではないということだ。ボーダースタディーズという形で主題が普遍化されたこと自体が非常に興味深いのであって、その普遍的含意を自分の研究領域にどのような形で落とし込めるかが肝心な問題である。ボーダースタディーズと呼ばれるものの中味を実際に覗けば、世界中の国境紛争や国境線の歴史に関する膨大な事例研究と遭遇することになるが、単なる国境線の研究であるならばわざわざジャーナリズム論の研究者が関与する必要はない。

杉田がいち早く提起した「境界線の政治」は現在グローバルに進展するこれらボーダースタディーズの内実をみても、単なる国境線研究に終わらない、非常に普遍的な含意と見識に満ちたものといえる。ジャーナリズム論はあくまでも杉田の提示しているような「境界線の政治学」の含意(異質性と敵対性の制御技術のメタファーとしての境界線)、また本研究の原子力政策の「正当性の境界」分析で示した「価値あるものの獲得、喪失の限界線」という含意こそを大切にすることがある。そしてこの先、どのような方向に研究が展開するにしても、ジャーナリズム論にとっての「境界線」は、必ず「リアリティ」の社会的構成、構築という文脈を出発点、終着点とするべきである。

なお国際コミュニケーション論の分野でしばしばいわれてきた「国境を超えるテレビ」や国家主権を相対化するメディアの役割は今後のボーダースタディーズの学際的研究展開の中でひとつの大きな柱となることが期待されており、もしこの新領域にメディア、ジャーナリズム研究として積極的に関与するのであれば、この点を出発点とすることが必要だろう。

しる国境線の「リアリティ」が揺らぎ始めた国際環境を背景としながら、国境線という限定的なテーマの文脈を越えて「境界線」概念そのもののより普遍的な性質に反省的考察を加える動きが本格化してきたことだ。

政治学者の杉田敦は国境線の内側に自閉した思考を超えるための一連の思考錯誤の試みを「境界線の政治」という言葉によって表現した。何より興味深いのは、政治思想史の専門家である杉田が近代という時代の中で国境線が果たしてきた大きな役割を踏まえながら、さらにそこからもう一步踏み込んで、そもそも「政治」とは常に何らかの境界線によって人間の群れを囲い込む営みであったという新たな説明原理の獲得という水準にまで到達していることである⁴。そこから浮かび上がってくる「異質性」「敵対性」の制御技術のメタファーとしての「境界線」概念は、今後の政治コミュニケーション研究やジャーナリズム論にとっても有益なアイデアとなり得るものである。

ゴフマンがベイトソンのフレーム論にヒントを得ながら、人間の社会生活の中に 絵画の額縁（フレーム）のようなはたらきをになうものを次々に発見していくことで「フレーム・アナリシス」が生まれたように、「政治」の営みの中に あたかも 国境線のようなはたらきをするものが無数に確認されるとき、境界線は「政治」にとって本質的なものであることが理解されるようになり、「境界線の政治学」というアイデアが浮上してくるわけだ。

「国境線」を比喻として用いる場合、その意味するところはもちろん「異質性」「敵対性」に尽きるわけではない。その含意については様々な考え方が可能と思われるが、本研究の結論として強調しておくべきは、「価値あるものの獲得と喪失の限界線」という含意であろう。いうまでもなく、ある人間が国境線の内側に属するのかわりに外側に属するのかわりに、その人間の運命は大きく左右される。これは難民の受け入れや定住外国人の政治的地位に関する論争事例をいくつか一瞥するだけで誰にでも分かる理屈であるし、国籍を失った人間がどんな人生を歩まねばならないかを考えれば決して大袈裟な表現でない。国境線とは人間を永続的に閉じ込める牢獄の壁のごときものではないが、簡単に乗り越えたり、無効化できるほど軽いものでも生易しいものでもない。国境線を問うことは常に「人間にとって国家とは何か？」という根源的な問いについて考えるのに等しい。そうであるならば、国境線のようなものについて考えることも

⁴ その上で「境界線」をめぐる〈問い〉を、政治思想史を新たに読み直すための読解の切り口として用いていることである。重要な政治思想の中には明示的にであれ、暗黙のうちにであれ、あるいはその立場が右であれ左であれ、常にこの境界線をめぐる問題が含まれている。

例えば本文中でも言及する「友」と「敵」の区別の重要性を論じたカール・シュミットの思想は、「友」と「敵」の間に敵対的な境界線を引く「政治的なもの」の論理と価値を高く評価し、これを懸命に相対化しようとしてきた自由主義者の思想を強く批判する。シュミットの思想の中に「境界線」の考え方を読み取ることは容易だが、見落としてはならないのは、彼が目にした自由主義者の思想もまた「境界線」に対するひとつの思想的表現として読めるということである。人と人の間に引かれる敵対的な境界線の存在を積極的に見ようとすることも、また見ないようにすることもひとつの思想的態度表明なのである。

もちろん政治思想家のテキストだけではない。社会問題を報じるメディア・テキストにおいても様々な境界線を読み取ることが可能であり、本研究の大部分はこのメディア・テキストをどう読むかという作業に費やされることになる。

同等の重量を背負って行われるべきであろう。

このように考えるならば、「境界線」とは、それを越えるか否かによって、生命や財産、健康、安全、名誉、信頼など人間にとって大きな価値を持つ何かを奪われたり、取り戻されたりするもの、つまり「価値あるものの獲得と喪失の限界線」として認識することも可能である。だからこそ境界線をどのように引くかをめぐって人びとは必死になって闘うのであり、下手な線引きが政治的不満の爆発を誘発したり、争いの引き金を引いたりすることになるのだ。

【原子力政策とジャーナリズム】

以上のような境界線の概念を用いて、戦後日本の原子力政策の「正当性の境界」を研究し、1950年代、60年代においては「平和利用」と「軍事利用」の概念の境界が極めて論争的な領域であったことを明らかにした。この点は「原子力とメディア」の研究そのものに対しても一定の貢献をなし得る知見であったといえる。この原子力政策の正当性の境界をめぐる論争には、戦後日本社会の価値意識が鋭く表れていた。軍事利用を絶対悪とみなし、しかし平和利用のもたらす「豊かさ」に途方も無い夢を抱いた日本であればこそ、どこからどこまでが「平和利用」でどこからが「軍事利用」なのかは深刻な問題であった。

この境界問題の重要性を当事者として経験した中曽根康弘の証言は、本研究にとって重要な示唆となった。原子力政策に取り組んだ中曽根の一連の言動からは、境界線が政治という営みにとって本質的であるがゆえに、優れた境界線感覚や境界線制御技術を持っていることが政治家にとって非常に重要な資質であることを読み取れるのである。

したがって、もしあるジャーナリストが「政治」の優れた観察者であることを望むのであれば、彼もまた優れた境界線感覚を身に付け、他の人間には見えないはずの「境界線」を読む眼を持たなければならないし、その見えない「境界線」を可視化する力を持たなければならないことがわかるのだ。

第2節 今後の研究課題

残された研究課題についても手短かに触れておきたい。本研究はメディア・フレーム論を換骨奪胎してリアリティ論として批判的に再構成することで、「ジャーナリズムと社会的意味」についての理論的視座を得ようとした。

理論的考察の中で取り上げながら、事例分析においては必ずしも利用する機会のなかったものもいくつかある。特にギャンソンの争点文化に関する議論は、非常に有名なものであるが、議論のアイデアがオーディエンス研究や世論分析、社会運動論など彼の研究目的に沿ってつくられているため一見して必ずしもジャーナリズム論とは距離があるように思える。しかし、おそらくニュース文化やジャーナリズム文化などと呼ばれる概念と接続させることによって、ジャーナリズム論に有益な貢献をなすことが可能ではないかと思われる。

2011年の福島原発事故を通して改めて痛切に確認されたのは、現代人、および現代社会が放射能というものに対してどれほど脆弱であるかということだ。なぜ人はこれほどまでに放射

能を恐れるのであろうか？その原因については諸説あるが、いずれにせよ、放射能に対する恐怖が人間同士のコミュニケーションを萎縮させ歪める場面を、また政治コミュニケーションの中に秘密主義、隠蔽体質、思考停止をもたらすことをわれわれは嫌というほど繰り返し見せつけられてきた。制御不能なのは重大事故に陥った原子炉だけの話ではなく、現代社会は根本的な意味において放射性物質を制御し切るだけの能力を政治的にも社会的にも有していないと考えるべきである。そのことをジャーナリズム研究の領域において論じていくために、コミュニケーション論の成果を踏まえる形でのジャーナリズム研究の可能性を今後も引き続き模索したいと考えている。

第1章においては高速増殖炉「もんじゅ」の事故報道を支配した「動燃特殊論」について論じてきたが、本研究が想定するこうした問題意識からすれば、動燃は特殊なものではなく、原子力という機微な問題に関わる組織のもっとも典型的な病理を示してみせたに過ぎない⁵。動燃という組織を特殊ではなく典型として捉え直す思想的地平の上でどのような形のジャーナリズム研究が可能だろうか？この点を具体的に示すために、ギャンソンの争点文化の概念を批

⁵ 福島原発事故の後、原子力政策をめぐるいかに自由闊達な政策論争が行われてこなかったかということが大きな問題として注目された。原子力政策にかかわる人々の中には原発は絶対に安全なのだという「空気」が支配し、原子炉のさらなる安全性の向上という技術開発の常識さえ否定されていたという。福島原発事故独立検証委員会の北澤委員長は以下のようなメッセージを残している。

＜…安全神話はもともと立地地域住民の納得を得るために作られていったとされますが、いつの間にか原子力推進側の人々自身が安全神話に縛られる状態となり、「安全性をより高める」といった言葉を使ってはならない雰囲気が醸成されていました。電力会社も原子炉メーカーも「絶対に安全なものにさらに安全性を高めるなどということは論理的にあり得ない」として彼ら自身の中で「安全性向上」といった観点からの改善や新規対策をとることができなくなっていったのです。メーカーから電力会社への書類でも「安全性向上」といった言葉は削除され、「安全のため」という理由では仕様の変更もできなくなっていました。

原子力安全委員会が「長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない」とする指針を有していたという事実がその好例です。なぜ高い安全性を実現しなければならないはずの原子力委員会がこのような内容を盛り込んだ指針を作らなければならないのでしょうか。この指針があることで、電気事業者は過酷事故への備えを怠った面があります。

…政府の原子力安全関係の元高官や東京電力元経営陣は異口同音に「安全対策が不十分であることの問題意識は存在した。しかし、自分一人が流れに棹をさしてもことは変わらなかったであろう」と述べていました。じょじょに作り上げられた「安全神話」の舞台の上で、すべての関係者が「その場の空気を読んで、組織が困るかもしれないことは発言せず、流れに沿って行動する」態度をとるようになったということです。これは日本社会独特の特性であると解説する人もいます。しかし、もしも「空気を読む」ことが日本社会では不可避であるとするれば、そのような社会は原子力のようなリスクの高い大型で複雑な技術を安全に運営する資格はありません。

北澤宏一・委員長メッセージ「不幸な事故の背景を明らかにし安全な国を目指す教訓に」
『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』6-7 頁>

信じ難い話であるが、福島事故の後、多くの関係者によって語られた事実である。原発反対派の原発「危険」論に対抗するために、推進派の中で原発の「安全」は徐々に絶対視されるようになっていったということだ。こうした言論風土の問題の中に「動燃体質」の問題も位置づける必要があるだろう。

判的に再構成することはできないだろうかというのが現在抱えているひとつの研究プランである。これは早急に着手する必要がある。

第二に、ニュースのフォーマット概念は、現代のメディア社会に関する断片的に散らばっている興味深い知見の数々を集約するものとなり得るはずである⁶。近年のジャーナリズム・スタディーズの大きな関心は、新しいメディアの登場によって激変するメディア環境の中で、既存の新聞、テレビのマスメディア・ジャーナリズムがどのように適応しようとしているかという点に注がれている。端的に言って、これら一連の研究は、かつてカツツとダヤーンがディスインターメディアーションという金融用語を借りて論じた主題の中に包摂されるものといえる(Katz and Dayan 1992=1996:285-8)。

ディスインターメディアーションとは、端的に言えば、新しい媒介者の登場によって、古い媒介者がその存在価値を低められ、媒介者としての役割を縮小させ、再定義することを迫れる現象のことをいう⁷。こうした一連のディスインターメディアーションの過程をニュースのフォーマットという概念を軸に興味深く分析することができるだろう。

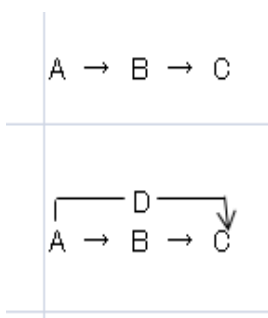
この「ディスインターメディアーション」という概念に沿って、既存の新聞、テレビ・ジャーナリズムの役割の再定義がどのように進みつつあるかという主題については、ジャーナリズム論の国際化、グローバル化を推し進める「ジャーナリズム・スタディーズ」という知の潮流を、これまでのジャーナリズム論の成果の上に位置づけていく上でひとつの足がかりとなるものであり、中期

⁶一例として、テレビ政治に関する「サウンドバイト」の研究は、典型的な「ニュースのフォーマット」論の題材といえよう。周知の通り、サウンドバイトはテレビニュースで繰り返し取り上げられる政治家の発言内容を意味する言葉である。米国のバラク・オバマ大統領が08年大統領選で用いた“YES, WE CAN”、小泉元総理の「自民党をぶっ壊す」「感動した!」「構造改革なくして景気回復なし!」などがよく知られている。短く印象的なフレーズがテレビで繰り返し放映されることで、政局を左右する世論の大きな流れが生み出されることが問題視されてきた。熟慮に基く政治がないがしろにされつつあるという問題提起である。

だがサウンドバイトの問題は選挙演説に限られた問題ではない。要は印象深いフレーズが繰り返し放映されることである人物や出来事に関する「社会的意味」が短期間のうちに普及し浸透していく威力について広く注目するべきなのだ。この点からすれば、実は福島原発事故の際に問題視された「直ちに人体に影響はありません」という民主党枝野官房長官の発言も、印象的なサウンドバイトがテレビで繰り返し放映されて、大きな批判と反発を招いた例であった。

⁷カツツらの議論に沿って言えば、基本図式としては、Aが伝統的な媒介者Bの頭越しに、新しい媒体Dを用いてCと繋がるという形で示すことができる(Katz and Dayan 1992=1996:285-8)。

例えば大統領が議会の頭越しにテレビを使って国民に直接語りかけるなど。新たなメディアDは、それまでの媒介者の力を弱めるため、伝統的媒介者BとDの間には緊張が生まれることになるという。なお、カツツらがこの説明を行った時点ではインターネットの存在が想定されていないが、権威主義的政治体制の下においてネットメディアの果たす役割はこの図式でよく示される。つまり、政治的支配者による言論統制が行われている既存メディアBの頭越しに、一般市民Aが他の市民Cと直接情報を交換し合うという図式である。アラブの春とSNS、中国社会におけるネット主導の大衆現象などはこうした図式によってその基本構図がシンプルに理解できる。



的な研究課題として取組んでいくのがよいかもしれない。

最後に、石牟礼道子の『苦海浄土』という作品がジャーナリズム論にとってどのような意義をもつ存在かという点については、今回研究の課題を特定するところまでしか進めなかった。このテーマについては深入りすることは危険であるようにも思えるが、戦後日本の社会問題を事例として選び、ジャーナリズムと社会的意味という主題のもと水俣病事件を事例に取り上げながら、『苦海浄土』というテキストの前を何もなかったかのように素通りすることは難しい。

原田正純が指摘したように、〈水俣〉はそれを見る者自身を映し出す鏡のようなもので、ルポルタージュ、文学、社会科学という既存のどんなジャンルにも収まりきらないこのテキストは、結局のところ、〈ジャーナリズムとは何か？文学とは何か？社会科学とは何か？〉ということをも根本から再考することを迫る存在であった。この主題を抽象的に考えることはおそらくジャーナリズム論のなすべき仕事ではない。『苦海浄土』を実際にジャーナリストがどう読んだのか？文学者がどう読んだのか？社会科学に関わるものがどう読んだのか？そして、その読書経験を通して、それぞれのジャンルについての問い直しがどのように生じたのか？を経験的に調査する必要がある。〈ジャーナリズムとは何か？〉という問いに対して、その隣接領域である〈文学とは何か？〉〈社会科学とは何か？〉というジャンルとの境界領域に焦点を当てることではじめてみえてくるものがあるはずだ(Carlson & Lewis:2015)。本研究が原子力政策に対して行った境界分析の発想を、ジャーナリズム論という知のジャンルそのものに当てはめてみるという試みがあってもいい。しかしこれは気の長い仕事である。焦らず少しずつ進めていくのがよいだろう。

以上、いずれの課題についても、「同時代を記録、解説、批評し、それらの成果を社会的に共有」しようとするジャーナリズムの活動が、同時代の「常識」の再生産過程に関わるプロセスを批判的に分析する試みであることには変わりはない。究極の目標として、ジャーナリズム論は「常識」論を究めなければならない。だがそれは哲学的な「常識」論⁸から演繹的に取り組むのではなく、おそらくは本研究で試みたような「ジャーナリズムと社会的意味」に関する地道な事例研究の積み重ねを通して達せられるべきものであると考える。

⁸ もちろん、哲学的な「常識」論を把握しておくことも不可欠である。本研究の出発点となっている「常識」論は、戸坂(1935)の常識論である。現代「常識」論はひとまずこの戸坂の議論を出発点としながらも多方面に拡大深化していくことが可能であろう。ただ序言の脚注でも触れたが、常識論は、それ自体において展開するというよりも他の主題を鍛え上げる点において大きな意義を持つかもしれない。この点については今後いくつかの研究で確認する必要がある。さしあたって常識の再生産が集中して行われる場を公的言論空間として位置づけた序言の規定を論理的に補強するために、「公共性」概念の検討を早急に行う必要がある。

参考文献

- Adoni, H., & Mane, S. (1984). Media and the social construction of reality toward an integration of theory and research. *Communication research*, 11(3), 323-340.
- Altheide, D. L. (1985). *Media power*. Beverly Hills, CA: Sage Publications.
- Bartlett, F. C. (1932). *Remembering: An experimental and social study*. Cambridge: Cambridge University. 宇津木保、辻正三訳『想起の心理学—実験的社会的心理学における一研究』誠心書房、1983年。
- Bateson, G. (1955). "A theory of play and fantasy." *Psychiatric research reports*, 2(39), 39-51.
- (1972). *Steps to an Ecology of Mind*. 佐藤良明訳『精神の生態学』新思索社、2000年。
- (1979). *Mind and Nature*. 佐藤良明訳『改定版 精神と自然—生きた世界の認識論』新思索社、2006年。
- Bateson, G. & Ruesch, J. (1951). *Communication: The Social Matrix of Psychiatry*. 佐藤悦子、R・ホズバーク訳『精神のコミュニケーション』新思索社、1995年。
- Bell, A., & Garrett, P. (Eds.). (1998). *Approaches to media discourse*. Oxford: Blackwell.
- Beniger, J. R. (1993). "Communication: Embrace the subject, not the field." *Journal of Communication*, 43(3), 18-25.
- Berger, P. and Luckmann, T. (1966) *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*. New York: Double and Company. 山口節郎訳『現実の社会的構成—知識社会学論考』新曜社、2003年(初版1977年)。
- Berger, P. L. (1973). *The social reality of religion*. Harmondsworth: Penguin Books.
- Borah, P. (2011). "Conceptual issues in framing theory: A systematic examination of a decade's literature." *Journal of communication*, 61(2), 246-263.
- Burr, V. (1995). *An Introduction to Social Constructionism*. London: Routledge. 田中一彦訳『社会的構築主義への招待—言説分析とは何か』川島書店、1997年。
- Calcutt, A., & Hammond, P. (2011). *Journalism studies: A critical introduction*. New York: Routledge.
- Cappella, Joseph N., and Kathleen Hall Jamieson. (1997). *Spiral of cynicism: The press and the public good*. 平林紀子、山田一成訳『政治報道とシニシズム—戦略型フレーミングの影響過程』ミネルヴァ書房、2005年。
- Carlson, M. & Lewis, S. C. (2015). *Boundaries of Journalism: Professionalism, Practices and Participation*. New York: Routledge.
- Carragee, K. M. & Roefs, W. (2004). "The neglect of power in recent framing research." *Journal of communication* 54.2 : 214-233.
- Couldry, N. (2000). *The place of media power: Pilgrims and witnesses of the media age*.

- Routledge.
- Craig,R.T.(1989). “Communication as a Practical Discipline.” Dervin,B., Grossberg, L., O’Keefe, B., & Wartella, E. (eds.). *Rethinking communication*. SAGE publications, 97-122.
- Cronkite, W. (1997). *A reporter’s life*. Alfred A. Knopf. 浅野輔訳『20世紀を伝えた男 クロニカイトの世界』TBS ブリタニカ、1999年。
- Crozier, M., Huntington, S. P., & Watanuki, J. (1975). *The crisis of democracy: report on the governability of democracies to the Trilateral Commission*. New York University Press. 日米欧委員会編、綿貫讓治監訳『民主主義の統治能力 日本・アメリカ・西欧—その危機の検討』サイマル出版会、1976年。
- D’Angelo, P. (2002). “News framing as a multiparadigmatic research program: A response to Entman.” *Journal of communication*, 52(4), 870-888.
- Davis,H.H. (1985). “Discourse and media influence.” Van Dijk,T.A.(eds).*Discourse and Communication*,44-59.
- De Vreese, C. H., & Lecheler, S. (2012). “News framing research: an overview and new developments.” *The SAGE Handbook of Political Communication*, 292.
- Diener,A.C. & Hagen,J. (2012). *Borders: A very Short Introduction*. New York; Oxford University Press. 川久保文紀訳『境界から世界を見る—ボーダースタディーズ入門』岩波書店、2015年。
- Dorman, J. (Ed.). (2001). *Arguing the world: The New York intellectuals in their own words*. University of Chicago Press.
- Eagleton, T. (1991). *Ideology: an introduction*. Verso. 大橋洋一訳『イデオロギーとは何か』平凡社、1999年。
- Entman, R. M. (1993). “Framing: Toward clarification of a fractured paradigm.” *Journal of communication*, 43(4), 51-58.
- Fairclough, N. (1992). *Discourse and Social Change*. Oxford: Polity.
- (1995). *Media discourse*. London: Arnold.
- (2001). *Language and Power :Second Edition*. London: Longman.
- (2003). *Analysing Discourse: Textual analysis for social research*. New York: Routledge.
- Gamson, W. A. (1985). “Goffman’s legacy to political sociology.” *Theory and Society*, 14(5), 605-622.
- (1988).“The 1987 distinguished lecture:A Constructionist approach to mass media and public opinion”,in *Symbolic Interaction* Vol. 11(2),61-74.
- (1989). “Media discourse and public opinion on nuclear power: A constructionist approach.” *American journal of sociology*, 1-37.

- (1992). *Talking politics*. Cambridge University Press.
- Gamson, W.A. & Lasch, K. (1983). "The Political Culture of Social Welfare Policy" in Spiro, S.E. & Yuchtman-Yaar, E. *Evaluating the Welfare State: Social and Political Perspectives*. New York: Academic Press, 397-415.
- Gamson, W.A. & Modigliani, A. (1987). "The Changing Culture of Affirmative Action" in *Research in Political Sociology*, vol.3. Edited by Richard D. Braungart. Greenwich, Conn.: JAI Press, 137-77.
- Gamson, W. A., Croteau, D., Hoynes, W., & Sasson, T. (1992). "Media images and the a social construction of reality." *Annual review of sociology*, 373-393.
- Geertz, C. (1973). *The interpretation of cultures : selected essays*. 吉田禎吾ほか訳『文化の解釈学』岩波書店、1987年。
- Gitlin, T. (1977). "Spotlights and shadows: television and the culture of politics." *College English*, 38(8), 789-801.
- (1978). "Media Sociology: Dominant Paradigm", in *Theory and Society* 6(2), 205-253.
- (1979). "News as Ideology and contested area" in *Socialist Review*, No9, 11-54.
- (1980). *The Whole World is Watching: Mass Media in the Making & Unmaking of the New Left*. University of California Press.
- (1987). *The Sixties: Years of Hope, Days of Rage*. New York: Bantam Books. 疋田三良、向井俊二訳『60年代アメリカ 希望と怒りの日々』彩流社、1993年。
- (2002). *The Whole World is Watching: Mass Media in the Making & Unmaking of the New Left: with a New Preface*. University of California Pr.
- Gouldner, A. (1976). *The Dialectic of Ideology and Technology* New York, Seabury Press.
- Goffman, E. (1974). *Frame analysis: An essay on the organization of experience*. Harper and Row → (1986), Northeastern University Press.
- Hallin, D. C. (1989). *The uncensored war: The media and Vietnam*. Univ of California Press.
- Halberstam, D. (1979). *The powers that be*. University of Illinois Press. 筑紫哲也・東郷茂彦訳『メディアの権力 1・2・3』サイマル出版会、1983年。
- Hall, S. (1980). "Encoding/Decoding." in Hall, S et al eds. *Culture, Media, Language*, Hutchinson & Co, 128-38.
- (1982). "The rediscovery of ideology: Return of the repressed in media studies." *Cultural theory and popular culture: A reader*, 111-41.
- Hilgartner, S., Bell, R., and O'connor, R. (1982). *Nukespeak: The Selling of Nuclear Technology in America*. Random House.
- Huntington, S. (1996). *The Clash of Civilization and the Remake of the World*

- Order*. Simon & Schluster, New York. 鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、1998年。
- Husserl, E.(1913). *Ideen I* 渡辺二郎訳『イデー I – I』みすず書房、1979年。
- (1977). *Catesianische Meditationen*. 浜渦辰二訳『デカルト的省察』岩波文庫、2001年。
- Iyengar, S.(1990). “Framing responsibility for political issues: The case of poverty.” *Political behavior* 12.1: 19-40.
- Katz, E. (1985). “Inside Prime Time.” *American Journal of Sociology*, 90, 1371-74.
- Krauss, E. S. (2000). *Broadcasting politics in Japan: NHK and television news*. Cornell University Press. 村松岐夫監訳・後藤潤平訳『NHK 対日本政治』東洋経済新報社、2006年。
- Kuhn, T. (1962). *The Structure of Scientific Revolutions*. 『科学革命の構造』中山茂訳、みすず書房、1971年。
- Lamont, M. & Fournier, M. (1992). *Cultivating Differences: Symbolic Boundaries and the Making of Inequality*. Chicago; The University of Chicago Press.
- Lamont, M., & Molnár, V. (2002). The study of boundaries in the social sciences. *Annual review of sociology*, 167-195.
- Lasswell, H. D., & Lerner, D. (Eds.). (1965). *World revolutionary elites: Studies in coercive ideological movements*. MIT Press.
- Long, P., Wall, T., Bakir, V., & McStay, A. (2009). *Media Studies: Texts, Production and Context*. Pearson Longman.
- Luhmann, N. (1995). *Die Realität der Massenmedien*. 林香里訳『マスメディアのリアリティ』木鐸社、2005年。
- Matthes, J. (2009). “What's in a frame? A content analysis of media framing studies in the world's leading communication journals,” 1990-2005. *Journalism & Mass Communication Quarterly*, 86(2), 349-367.
- Mandelbaum, M. (1982). Vietnam: The television war. *Daedalus*, 157-169.
- McCullagh, C. (2002). *Media power: a sociological introduction*. New York: Palgrave.
- McCombs, M. E., Einsiedel, E. F., & Weaver, D. H. (1991). *Contemporary public opinion: Issues and the news*. Lawrence Erlbaum Assoc Inc. 大石裕訳『ニュース・メディアと世論』関西大学出版部、1994年。
- McNair, B. (1998). *The sociology of journalism*. Oxford University Press. 小川浩一、赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版、2006年。
- Medina-rivera, A. & Orendi, D. (2007). *Crossing over Redefining the Scope of Border Studies*. Newcastle; Cambridge Scholars Publishing.
- Merton, R. K. (1949) *Social theory and social structure*, Free Press, revised 1957. 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房、1961年。

- Molotch, H., & Lester, M. (1974). "News as purposive behavior: On the strategic use of routine events, accidents, and scandals." *American sociological review*, 101-112.
- Mueller, J. E. (1973). *War, presidents, and public opinion*. New York: Wiley.
- Naples, N.A. & Bickham Mendez, J. (2014). *Border Politics: Social Movements, Collective Identities, and Globalization*. New York: New York University Press.
- Nash, K. (2010). *Contemporary Political Sociology: Globalization, Politics, and Power*. Wiley-Blackwell.
- Neuman, W. R., Just, M.R., & Crigler, A.N. (1992). *Common knowledge: News and the construction of political meaning*. University of Chicago Press. 川端美樹、山田一成監訳『ニュースはどのように理解されるか—メディアフレームと政治的意味の構築』慶應義塾大学出版会、2008年。
- Osgood, K. (2006). *Total Cold War: Eisenhower's Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*. Kansas: The University Press of Kansas.
- Pachucki, M. A., Pendergrass, S., & Lamont, M. (2007). Boundary processes: Recent theoretical developments and new contributions. *Poetics*, 35(6), 331-351.
- Pan, Z. and Kosicki, G.M. (1993). "Framing Analysis" in *Political Communication*, Vol.10 55-75.
- (2001). "Framing as a strategic action in public deliberation." in *Framing public life: Perspectives on media and our understanding of the social world*: 35-65.
- Parker, N. & Vaughan-Williams, N. (2016). *Critical Border Studies: Broadening and Deepening the 'Lines in the Sand' Agenda*. New York: Routledge.
- Reese, S.D. (2007). "The framing project: A bridging model for media research revisited" *Journal of communication*, 57(1), 148-154.
- Robinson, J.P. (1970). "Public Reaction to Political Protest: Chicago 1968" *The Public Opinion Quarterly*, Vol.34, No1. (spring), 1-9.
- Rogers, E. M. (1982). "The empirical and the critical schools of communication research." *Communication yearbook*, 5, 125-144.
- Rosengren, K. E. (1993). "From field to frog ponds." *Journal of communication*, 43(3), 6-17.
- Rubin, J. (1970). *Do it!* 田村隆一・岩本隼共訳『やっちなえ Do iT!』都市出版社、1971年。
- (1976) *Growing Up at Thirty-Seven*. M Evans & Co. 田中彰訳『マイ・レボリューション』めろくまーる、1993年。
- Ryfe, D. M. (2013). *Can journalism survive: An inside look at American newsrooms*. Cambridge: Polity.
- Scheufele, D.A. (1999). "Framing as a Theory of Media Effect." *Journal Communication* 49(1):103-22.

- Schudson, M. (1991). "The Sociology of News Production Revisited." in Curran, J. and Gurevitch, M. (eds). *Mass media and society*. Edward Arnold, 141-159.
- Schmitt, C. *Legalität und Legitimität*. Duncker & Humblot, 1968. 田中浩・原田武雄訳『合法性と正当性』、未来社、1983年。
- Schutz, A. (1932, 1960). *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt: Eine Einleitung in die verstehende Soziologie*. Wien, Springer-Verl., (1974), Frankfurt a. M. 佐藤嘉一訳『社会的世界の意味構成—ヴェーバー社会学の現象学的分析』木鐸社。
- (1962). *Collected Papers I: The Problem of Social Reality*, edited and introduced by Natanson, M. (Phaenomenologica Vol. 11), Martinus Nijhoff, The Hague, 渡部光・那須壽・西原和久訳『アルフレッド・シュッツ著作集第2巻 社会的現実の問題[II]』マルジュ社。
- Shoemaker, P. J., & Reese, S. D. (1996). *Mediating the message*. White Plains, NY: Longman.
- Simmel, G. (1917). *Grundfragen der Soziologie: Individuum und Gesellschaft*, 清水幾太郎訳『社会学の根本問題—個人と社会』岩波文庫、1979年。
- Sims, N. (2009) "The Problem and the Promise of Literary Journalism Studies" in *Literary Journalism Studies* vol. 1, Spring (<http://www.ialjs.org/>)
- Sims, N. eds. (2008) *Literary Journalism in the Twentieth Century*. Illinois: Northwestern University Press.
- Takekawa, S. (2012). "Drawing a line between peaceful and military uses of nuclear power.." *The Asia-Pacific Journal*, Vol. 10, Issue 37, No. 2.
- Taylor, L., & Willis, A. (1999). *Media studies: Texts, institutions and audiences*. Oxford: Blackwell.
- Tsuruki, M. (1982). "Frame-imposing function of the mass media as seen in the Japanese press." *Keio Communication Review* 3 : 27-37.
- Tuchman, G. (1978). *Making news: A study in the construction of reality*. New York. 鶴木真、櫻内篤子訳『ニュース社会学』三嶺書房、1991年。
- Van Dijk, T. A. (1993). *Elite discourse and racism*. Sage Publications, Inc.
- Van Gorp, B. (2007). "The constructionist approach to framing: Bringing culture back in." *Journal of communication* 57.1 : 60-78.
- Wastl-Walter, D. (2016). *The Ashgate Research Companion to Border Studies*. New York; Routledge.
- Weart, S. R. (1988). *Nuclear fear: A history of images*. Harvard University Press.
- White, D. M. (1950). "The Gatekeeper: A Case study in the selection of news" in *Journalism Quarterly* 27, 383-90.
- Wilson, T. M. & Donnan, H. (2012). *A Companion to Border Studies*. West Sussex;

- Wiley-Blackwell.
- Williams,R.(1973). “Base and Superstructure in Marxist Cultural Theory.” in *New Left Review*, 82,3-16.
- Winkin, Y.(1988). “Erving Goffman:Portrait du sociologue en jeune home” *Les Moments et Leurs Hommes*, 石黒毅訳『アーヴィング・ゴッフマン』せりか書房。
- Winkler,A.M.(1993). “Life Under a Cloud: American Anxiety about the Atom.” New York: Oxford University Press. 麻田貞雄監訳・岡田良之助訳(1999)『アメリカ人の核意識—ヒロシマからスミソニアンまで』、ミネルヴァ書房。
- 赤川学(2006)『構築主義を再構築する』勁草書房。
- 朝日新聞科学部・大熊由紀子(1977)『核燃料—探査から廃棄物処理まで』朝日新聞社。
- 青地晨(1991)「解説 大宅壮一の世界」『大宅壮一・一卷選集 無思想の思想』文藝春秋、503-65 頁。
- 有馬哲夫(2008)『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史』新潮新書。
- 荒瀬豊・岡安茂祐『『核アレルギー』と『安保公害』—シンボル操作・1968年』『世界』9 月号、73-84 頁。
- 安藤裕子(2008)『ヒロシマ・ナガサキはどのように表象されてきたか—公的記憶の変遷を辿る』早稲田大学大学院 2008 年度博士学位申請論文。
- 井川充雄(2002)「原子力平和利用博覧会と新聞社」『戦後日本のメディア・イベント 1945 年-1960 年』世界思想社。
- 池上彰・大石裕・片山杜秀・駒村圭吾・山腰修三(2015)『ジャーナリズムは甦るか』慶應義塾大学出版会。
- 池田謙一(2000)『コミュニケーション』東京大学出版会。
- 池山重朗(1978)『原爆・原発』現代の理論社。
- 石原慎太郎(1999)『国家なる幻影—わが政治への反回想』文藝春秋。
- 石牟礼道子(1972)『苦海浄土—わが水俣病』講談社文庫。
- 伊藤高史(2010)『ジャーナリズムの政治社会学—報道が社会を動かすメカニズム』世界思想社。
- 伊藤守・小林直毅(1995)『情報社会とコミュニケーション』福村出版。
- 伊藤守編(2006)『テレビニュースの社会学』世界思想社。
- (2013)『情動の権力—メディアと共振する身体』せりか書房。
- 稲葉三千男(1987)『マスコミの総合理論』創風社。
- 井上京子(1998)『もし「右」や「左」がなかったら—言語人類学への招待』大修館書店。
- 今田高俊編著(2000)『社会学研究法 リアリティの捉え方』有斐閣アルマ。
- 色川大吉(1980)「不知火海漁民闘争(1)」東京経済大学会誌。
- (1981)「不知火海漁民闘争(2)」東京経済大学会誌。
- 岩下明裕(2010)「ボーダースタディーズの胎動」『国際政治』(162) 1-8 頁。
- 宇井純(1968)『公害の政治学』三省堂。

- (1988)『公害言論 合本』叢書房。
- 植田今日子(2004)「大規模公共事業における『早期着工』の論理—川辺川ダム水没地域社会を事例として」『社会学評論』55(1)、33-50頁。
- 上野千鶴子編(2001)『構築主義とは何か』勁草書房。
- 江藤文夫・鶴見俊輔・山本明編著(1973)『講座 コミュニケーション <1>コミュニケーション思想史』研究社。
- (1972)『講座 コミュニケーション <5>事件と報道』研究社。
- NHK 取材班(1989)『いま、原子力を問う—原発・推進か、撤退か』日本放送出版協会。
- NHK 取材班(1995)『戦後50年その時日本はく第3巻> チッソ水俣工場技術者たちの告白 東大全共闘26年後の証言』日本放送出版協会。
- NHK 総合「現代史スクープドキュメント 原発導入のシナリオ—冷戦下の対日原子力戦略」、1994年3月16日放送、45分。
- NHK 放送世論調査所(1982)『図説戦後世論史 第二版』日本放送出版協会。
- 江原由美子(1985)『生活世界の社会学』勁草書房。
- 大井眞二(2004)「マス・コミュニケーションとジャーナリズム—研究のレリバンズ」『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために』世界思想社、34-53頁。
- 大石裕(1998)『政治コミュニケーション—理論と分析』勁草書房。
- (2005)『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- (2014)『メディアの中の政治』勁草書房。
- 太田昌克(2011)『日米「核密約」の全貌』筑摩書房。
- 大嶽秀夫(2007)『新左翼の遺産—ニューレフトからポストモダンへ』東京大学出版会。
- 大畑裕嗣(1988)「社会運動、マス・メディア、受け手」『新聞学評論』37号、83-96頁。
- 大場英樹・小出五郎(1976)『原子力は必要か?—アメリカの原子力危険論争』技術と人間。
- 大山七穂(1999)「原子力報道にみるメディア・フレームの変遷」『東海大学紀要 文学部』72、41-60頁。
- 岡田直之(1992)『マスコミ研究の視座と課題』東京大学出版会。
- 奥村隆(1998)『他者という技法—コミュニケーションの社会学』日本評論社。
- 恩田勝亘(2012)『福島原発 現場監督の遺言』講談社。
- 開沼博(2011)『フクシマ論—原子力カムラはなぜ生まれたのか』青土社。
- 梶田孝道(1988)『テクノクラシーと社会運動—対抗的相補性の社会学』東京大学出版会。
- 加藤哲郎(2013)『日本の社会主義—原爆反対・原発推進の論理』岩波書店。
- (2014)『ゾルゲ事件—覆された神話』平凡社新書。
- 加藤哲郎・井川充雄編(2013)『原子力と冷戦—日本とアジアの原発導入』花伝社
- 鎌田慧(2002)『地方紙の研究』潮出版社。
- 鎌仲ひとみ(2006)『ヒバクシャードキュメンタリー映画の現場から』影書房。
- 柄谷行人(1989)『意味という病』講談社文芸文庫。

- (1990)『マルクスその可能性の中心』講談社学術文庫(初出は『群像』1974年3月号～8月号)。
- (1990)『畏怖する人間』講談社文芸文庫。
- (1995)『終焉をめぐる』講談社学術文庫
- (1996)『差異としての場所』講談社学術文庫。
- (2001)『<戦前>の思考』講談社学術文庫。
- (2010)『世界史の構造』岩波書店。
- 鳥谷昌幸(2012)「戦後日本の原子力に関する社会的認識—ジャーナリズム研究の視点から」大石裕編『戦後日本のメディアと市民意識』ミネルヴァ書房。
- (2012)「原子力の樹」早稲田大学ジャーナリズム教育研究所・公益財団法人放送番組センター共編『放送番組で読み解く社会的記憶』第4章、紀伊国屋書店。
- (2015)「原子力政策における正当性の境界—政治的象徴としての平和利用」『サステナビリティ研究』vol.5,91-107頁。
- 河合武(1961)『不思議な国の原子力—日本の現状』角川新書。
- 河谷文夫(2012)『新聞記者の流儀—戦後24人の名物記者たち』朝日新聞社。
- 貴志俊彦・土屋由香編(2009)『文化冷戦の時代—アメリカとアジア』国際書院。
- 鬼頭秀一(1998)「環境運動/環境理念研究における『よそ者』論の射程—諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に」『環境社会学研究4』44-59頁。
- 木村繁(1982)『原子の火燃ゆ—未来技術を拓いた人々』プレジデント社。
- 草柳千早(1998)「『夫婦別姓』をめぐる言説と『現実』—反対論の方法から見る」山田富秋、好井裕明編『エスノメソロジーの想像力』せりか書房。
- 熊本日日新聞社(2005)『巨大ダムに揺れる子守唄の村—川辺川ダムと五木村の人々』新風舎。
- 来馬克美(2010)『君は原子力を考えたことがあるか—福井県原子力行政40年私史』文藝春秋企画出版部編集制作。
- グレン・D.フック(1986)『軍事化から非軍事化へ—平和研究の視座に立って』お茶の水書房。
- (1993)『言語と政治』くろしお出版。
- 黒崎輝(2006)『核兵器と日米関係—アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960—1976』有志舎。
- グローバル・ヒバクシャ研究会(2005)『隠されたヒバクシャ—検証・裁きなきビキニ水爆被災』凱風社。
- 原爆体験を伝える会編(1975)『原爆から原発まで—核セミナーの記録』アグネ。
- 後藤孝典(1995)『沈黙と爆発』集英社。
- 小林直毅(2007)「『水俣』の言説的構築」『「水俣」の言説と表象』(総説)、藤原書店、15-70頁。
- 小林義寛(2007)「『水俣漁民』をめぐるメディア表象」『「水俣」の言説と表象』(第4章)、藤原書店、165-93頁。

- 坂本一哉(2010)「第二章 核搭載艦船の一時寄港」『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』。
- 桜井均(2005)『テレビは戦争をどう描いてきたか』岩波書店。
- 佐々木毅(1984)『現代アメリカの保守主義』岩波書店。
- 佐藤毅(1986)「マスコミ研究における経験学派と批判学派」『一橋論叢』95(4) 595-575 頁。
 —— (1990)『マスコミの受容理論—言説の異化媒介的変換』法政大学出版局。
- 佐藤達也・福好昌治(1988)「原発反対運動と推進派 PR 作戦の攻防」『創』9月号 58-71 頁。
- 佐藤俊樹(1998)「近代を語る視線と文体」高坂健次、厚東洋輔編『講座社会学1 理論と方法』東京大学出版会、65-98 頁。
 —— (2006)「閼のありか—言説分析と『実証性』」佐藤俊樹・友枝敏雄編著『言説分析の可能性—社会学的方法の迷宮から』東信堂。
- 佐々木毅(1984)『現代アメリカの保守主義』岩波書店。
- 佐野眞一(1994)『巨怪伝—正力松太郎と影武者たちの一世紀』文藝春秋社。
- 自主技術研究会編(1981)『日本の原子力技術—エネルギー自立への道』日刊工業新聞社。
- 柴田秀利(1985)『戦後マスコミ回遊記』中央公論社。
- 柴田鉄治・友清裕昭(1999)『原発国民世論—世論調査にみる原子力意識の変遷』ERC 出版。
- 柴田鉄治(1994)『科学報道』朝日新聞社。
 —— (2000)『科学事件』岩波新書。
- 清水幾太郎(1949)『ジャーナリズム』岩波新書。
- 清水晋作(2011)『公共知識人 ダニエル・ベル』勁草書房。
- 杉田敦(2005)『境界線の政治学』岩波書店。
- 鈴木努(2000)「メディア・フレーム・アナリシス—イシュー連関の内容分析」『社会学論考』(21) 25-50 頁。
- 鈴木真奈美(1993)『プルトニウム=不良債権』三一書房。
- 関礼子(2003)『新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域』東信堂。
- 高木仁三郎(2000)『原子力神話からの解放—日本を滅ぼす九つの呪縛』光文社。
- 高橋ゆりか(2000)『誰のための公共事業か—熊本・川辺川ダム利水裁判と農民』岩波ブックレット 第 516 号。
- 竹沢泰子編(2009)『人種の表象と社会的リアリティ』岩波書店。
- 竹下俊郎(1998)『メディアの議題設定機能—マスコミ効果研究における理論と実証』学文社。
- 武田徹(2006)『「核」論—鉄腕アトムと原発事故のあいだ』中公文庫。
- 武谷三男(1955)『科学者の心配』新評論社。
 —— (1957)『原水爆実験』岩波新書。
 —— (1968)『原子力と科学者 武谷三男著作集2』勁草書房。
 —— (1974)『武谷三男現代論集2 核時代 小国主義と大国主義』勁草書房。
- 武谷三男編(1976)『原子力発電』岩波新書。

- 建部暹(2013)「すべての原発被曝労働者、緊急時被曝労働者の救済への課題」石丸小四郎、建部暹、寺西清、村田三郎『福島原発と被曝労働』明石書店。
- 田中滋(2000)「政治的争点と社会的勢力の展開—市場の失敗、政府の失敗、イデオロギー、そして公共性」間場寿1編『講座社会学9 政治』東京大学出版会、127-61 頁。
- 玉木明(1992)『言語としてのニュー・ジャーナリズム』學藝書林。
- 辻本芳雄(1955)「原子力班誕生」原四郎編『読売新聞風雲録』鱒書房。
- 土屋由香(2009)『新米日本の構築』明石書店。
- 土屋由香・吉見俊哉編(2012)『占領する眼・占領する声 CIE/USIS 映画とVOA ラジオ』東京大学出版会。
- 鶴木眞(1988)「新聞の枠組設定機能に関する一考察—戦後転換期と朝日新聞社説」『法學研究』, 61(1), 97-114.
- 鶴木眞編(1999)『客観報道—もう一つのジャーナリズム論』成文堂。
- 鶴見俊輔(1965)「解説 ジャーナリズムの思想」『ジャーナリズムの思想』筑摩書房。
- 戸坂潤(1977)『日本イデオロギー論』岩波文庫(初出は1933年)。
- 土肥勲嗣(2005)「川辺川ダム建設をめぐる政治過程—ダム反対運動を中心として」『法政研究』71(4)、537-72 頁。
- 中河伸俊・赤川学編(2013)『方法としての構築主義』勁草書房。
- 中河伸俊・北澤毅・土井隆義編(2001)『社会構築主義のスペクトラム—パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版。
- 中川保雄(2011)『増補版 放射線被曝の歴史』明石書店。
- 中曾根康弘(1996)『天地有情—五十年の戦後政治を語る』インタビュー・伊藤隆、佐藤誠三郎、文藝春秋。
- 中林勝男(1982)『熊野漁民・原発海戦記』技術と人間。
- 七沢潔(1996)『原発事故を問う—チェルノブイリから、もんじゅへ』岩波新書。
- (2005)『東海村臨界事故への道—払われなかった安全コスト』岩波書店。
- (2008a)「原子力報道に何が求められるか—テレビ制作者たちとの対話」『放送研究と調査』10月号、88-103 頁。
- (2008b)「テレビと原子力—戦後二大システムの五十年第1,2,3回」『世界』7月号 228—236 頁、8月号 219-227 頁、9月号 280-289 頁。
- (2008c)「原子力50年・テレビは何を伝えてきたか—アーカイブスを利用した内容分析」『放送研究と調査 NHK 放送文化研究所 年報2008』NHK 出版、251-331 頁。
- 日本原子力産業会議編(1986)『原子力は、いま』日本原子力産業会議。
- 日本テレビ放送網株式会社社史編纂室(1978)『大衆とともに25年 沿革史』日本テレビ放送網株式会社。
- 日本弁護士連合会他(1994)『孤立する日本の原子力政策』実教出版。
- 野家啓一(2008)『パラダイムとは何か—クーンの科学史革命』講談社学術文庫。

- 萩原滋(2007)「フレーム概念の再検討—実証的研究の立場から」『三田社会学』12号、43-59頁。
- 橋本道夫編(2000)『水俣病の悲劇を繰り返さないために』中央法規。
- 橋本信之(1986)「住民側に立った『ウォッチマン』の役割」『新聞研究』424号、53-55頁。
- 長谷川公一(1991)「反原子力運動における女性の位置—ポスト・チェルノブイリの『新しい社会運動』」『レヴァイアサン』8号、41-58頁。
- (1996)『脱原子力社会の選択—新エネルギー革命の時代』新曜社。
- 幡多高校生ゼミナール/高知県ビキニ水爆実験被災調査団(1988)『ビキニの海は忘れない—核実験被災船を追う高校生たち』平和文化。
- 服部学(1969)『原子力潜水艦』三省堂。
- 浜日出夫(2006)「羅生門問題—エスノメソドロジーの理論的含意」富永健一編『理論社会学の可能性—客観主義から主観主義まで』新曜社。
- (2006)「書評:大石裕著『ジャーナリズムとメディア言説』」『三田社会学』11号、114-111頁。
- 浜本篤史(2001)「公共事業見直しと立ち退き移転者の精神的被害—岐阜県・徳山ダム計画の事例より」『環境社会学研究7』、174-89頁。
- 林香里(2011)『<オンナ・コドモ>のジャーナリズム—ケアの倫理とともに』岩波書店。
- 反原発運動全国連絡会(2002)『原発事故隠しの本質』七つ森書館。
- 東島大(2010)『なぜ水俣病は解決できないのか』弦書房。
- 福岡賢正(1996)『国が川を壊す理由—誰のための川辺川ダムか』葦書房。
- 福澤尚子(2002)「川辺川ダムと地域社会—五木村の生活者の視点から」(2006年5月 www.npgo.jp 閲覧可、但し2016年4月現在、リンク切れのため閲覧不可。
- 藤田真文(1988)「『読み手』の発見」『新聞学評論』(37)67-82頁。
- 藤田祐幸(1996)『知られざる原発被曝労働—ある青年の死を追って』岩波ブックレット
- 藤竹暁(1968)『現代マス・コミュニケーションの理論』日本放送出版協会。
- 伏見康治(1987)『原子力と平和 伏見康治著作集7』みすず書房
- (1989)『時代の証言 原子科学者の昭和史』同文書院。
- 船橋晴俊・長谷川公一・畠中宗一・勝田晴美(1985)『新幹線公害—高速文明の社会問題』有斐閣選書。
- 星川啓慈(2011)『宗教と<他>なるもの—言語とリアリティをめぐる考察』春秋社。
- 堀江邦夫(1979)『原発ジプシー』現代書館。
- 正村俊之編著(2012)『コミュニケーション理論の再構築—身体・メディア・情報空間』勁草書房。
- 松岡完(2001)『ベトナム戦争—誤算と誤解の戦場』中公新書。
- 丸野真司(2004)「継続・多角的報道が議論を熟成させる—川辺川ダム問題における取り組み」『新聞研究』633、58-61頁。
- 水俣病研究会(1996)『水俣病事件資料集{上巻}』葦書房。
- 宮澤信雄(1997)『水俣病事件四十年』葦書房。

- 森泉弘次(1996)「記者あとがき」、クリフォード・ギアーツ『文化の読み方/書き方』岩波書店、1996年、261-77頁。
- 森可昭(1993)「新聞と地域社会」『ジャーナリズムを学ぶ人のために』世界思想社。
- 森滝市郎(1994)『核絶対否定への歩み』溪水社。
- 安川一編(1991)『ゴフマン世界の再構成—共在の技法と秩序』世界思想社。
- 山口俊明(1988)「原発PR大作戦」『世界』1988年9月号、229-232頁。
- 山口仁(2006)「『全国報道』における水俣病事件表象」小林直毅編『水俣の言説と表象』藤原書店130-62頁。
- (2011)「社会的世界の中の『ジャーナリズム』—構築主義的アプローチからの一考察」『帝京社会学』、(24)、93-117。
- (2012)『ジャーナリズムに関する構築主義的アプローチ—マス・メディアと二重の現実の構築・構成』(慶應義塾大学法学研究科・平成24年度博士論文)。
- 山口節郎(2003)「新版記者あとがき」、ピーター・バーガー、トーマス・ルックマン『現実の社会的構成—知識社会学論考』新曜社、2003年、315-21頁。
- 山腰修三(2012)『コミュニケーションの政治社会学—メディア言説・ヘゲモニー・民主主義』ミネルヴァ書房。
- 山崎孝史(2010)『政治・空間・場所—「政治の地理学」にむけて』ナカニシヤ出版。
- 山崎正勝・奥田謙造(2004)「ビキニ事件後の原子炉導入論の台頭」『科学史研究』43、83-93頁。
- 山本昭宏(2012)『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960』人文書院。
- 山本明(1967)『現代ジャーナリズム』雄渾社。
- 山本七平(1976)『日本人と原子力—核兵器から核の平和利用まで』KKワールドフォンプレス。
- 湯川秀樹(1961)『現代科学と人間』岩波書店。
- 湯本和寛(2004)「政治的正当性(正統性)論再考:象徴理論からのアプローチ」修士学位論文、慶應義塾大学(法学)。
- 吉岡斉(1999)『原子力の社会史—その日本的展開』朝日選書。
- 吉見俊哉編(2000)『メディア・スタディーズ』せりか書房。
- 吉見俊哉(2012)『夢の原子力—Atoms for Dream』ちくま新書。
- 吉本隆明(1990)「マチウ書試論—反逆の倫理」『マチウ書試論/転向論』57-140頁(初出は『芸術的抵抗と挫折』未来社、1959年)。
- 読売新聞科学部(1996)『ドキュメント「もんじゅ」事故』ミオシン出版。
- 読売新聞100年史編集委員会編(1976)『読売新聞百年史』読売新聞社。
- 和田長久(2014)『原子力と核の時代史』七つ森書館。
- 渡辺京二(1972)「石牟礼道子の世界」石牟礼道子『苦海浄土』講談社文庫、305-25頁。

